

送リテ居ルハカリテコサリマス、願ハクハ我等ノ有様ヲ憫レミ給ヘ、私共ハ前途如何ナル望ミモナ
 キモノテコサリマスト然レトモ均シク年老イタル乞食ニテモ身體健全ニシテ氣力耽カナルモノハ、毫モ躊
 躇スル所ナク無造作ニ左ノ如ク荅フルナラン、曰ク私共ハ更ニ依リ頼ムヘキ親戚ナク如何ニ貧苦ニ迫レハ
 トテ亦如何トモスル能ハス、止ムナク今日ノ有様ニ陥非リタノテ御坐リマス、年老イタル乞食ハ固ヨリ
 憫ムヘキモノナリト雖モ、之ヲ待遇スルコト厚キニ失シテ却ツテ不結果ヲ來スコト往々ニシテ之レアリ、
 抑モ乞食ナルモノハ概シテ何等ノ勞働ヲ爲サス、又々之ヲ爲サントノ念慮ヲモ有セス、各所ヲ徘徊シ良
 民ノ慈善心ニ依頼シテ其日々々々送ラント欲スルニ過キス、警官ニ見出サレ裁判所ニ連レ行レテ夫々々々
 處分セラレンコトヲ厭ヒ、何トカシテ之ヲ逃カレンモノトテ其事ニハ最モ注意ヲ密ニシ、概シテ罪惡ヲ犯
 シ易キ身分ニシテ時ニ或ハ實際罪惡ヲ犯スモノアリ、然ルニ此等ノモノヲ施與惠恤スルコト度ニ過キタリ
 トセンカ、其罪惡ヲ助長セシムルノ惡結果ナクンハアラス、故ニ此等ノ事ニ就テハ世人最モ深ク注意スル
 所ナクンハアルヘカラス均シク是レ乞食ノ名アルモノ皆ナ悉ク右ノ如キモノニアラス、勿論其性質ノ善キ
 モノナクンハアラス、即チ何等カノ業務ニアリツカントテ此所彼所ヲ徘徊スル乞食ノ如キ是レナリ、然レ
 トモ今マ予ハ此種ノ乞食ニ就テ論述セント欲スルモノニアラス、予カ今主トシテ論述セント欲スル所ハ
 養老年金ノ乞食ニ及ホス影響如何ニアリ、予ノ所謂ル養老年金ナルモノハ此等ノ乞食ニモ亦タ給與スヘキ
 モノナリ、而シテ此養老年金給與ノ結果トシテ此等ノ乞食ハ自然其跡ヲ斷ツニ至ルヘキナリ、尙ホ之ヲ詳
 言センニ乞食ニシテ養老年金ヲ給セラレタランニハ、最早人ノ軒端若クハ路頭ニ立チテ食物又ハ金錢ヲ乞

ノ必要ナカルヘシ、若シ又タ乞食ニシテ養老年金ヲ受ケタル後不身持ノ所行アルカ若クハ之ヲ受クルヤ否
 ナ直チニ之ヲ浪費シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ毫モ假借スル所ナク速カニ嚴罰ニ處セサル
 ヘカラス、斯クノ如キ手段ニテ乞食ハ自カラ其跡ヲ斷ツカ或ハ大ニ減少スルニ至ルヘキナリ、然ルニ之レ
 ヨリ尙ホ一層重要ナル影響ノアルアリ、即チ其影響トシテ乞食ニ關スル警察官及裁判官ノ煩勞著シク減少
 シ、且ツ之ヲ取り扱フコト極メテ單純無造作トナルカ如キコト是レナリ、此外公衆一般ノモノモ乞食ノ爲
 メニ煩ハサル、コト一層減少セスンハアラス、從來ハ乞食ヲ爲スヲ職業ノ如ク心得テ自カラ愧チサルモノ
 ノ少ナカラサリシカ、養老年金ハ乞食ニモ給與セラル、コト、ナリシヨリ、斯ル乞食大ニ減少スヘク從ツ
 テ從來甚タシカリシ社會上ノ害惡カ著シク減少スヘキハ亦タ疑フヘカラサルナリ、到ル所ニ多ク徘徊スル
 所ノ乞食ヲ根絶シ若クハ之ヲ減少セシメサルヘカラストハ、是レ最モ重要ナル社會問題ノ一タラスンハア
 ラス、今マ予ノ考フル所ヲ以テスレハ養老年金ヲ乞食ニモ及ホスコト、シタランニハ、此問題ハ容易ク解
 決スヘキナリ、是レ取りモ直サス養老年金ノ乞食ニ及ホスヘキ影響ニ外ナラス。

若干ノ資産アル中等社會ニ及ホス影響

茲ニ一ノ疑問アリ、曰ク社會中等中若干ノ資産アリテ中等ニ位シ其身好シ老年ニ達スルモ困苦ニ陥ルノ
 恐レナキモノアリ、斯ルモノニ對シテ養老年金ハ果シテ何ノ影響アルヤト、或ルモノハ此疑問ニ對シテ左
 ノ如キ答辯ヲ爲スヘシ、曰ク凡ソ國民タルモノカ一定ノ年齢ニ達シタランニハ養老年金ヲ給與スルコト、
 ナシ、之ヲ國家事業トシテ實行スルコト、センカ、養老年金給與資金ナルモノヲ備ヘ置カサルヘカラス、

之ヲ備ヘ置カンニハ特別税トシテ國民中富メルモノヨリ徵收セサルヘカラス、乃チ中等社會ニ位スルモノハ此納稅者ノ中ニ加ハラサルヘカラス、サレハ養老年金ノ中等社會ニ及ホス影響ハ、其懷中ヨリ若干ノ金圓ヲ取り去ラル、ニ過キスト云ハンノミト、是レ一面ヨリ之ヲ見レハ一理アルカ如シト雖モ、又タ他ノ方面ヨリ之カ觀察ヲ下セハ中等社會ニ其身ヲ置ケルモノハ養老年金給與資格ニ充テンカ爲メニ、特別税ヲ納付スヘキ義務ナクンハアラス、試ミニ見ヨ中等社會及上等社會ノ富ニ富ヲ重ネテ資産家トナリタルハ其原因果シテ何所ニアルヤ、主トシテ社會ノ進歩發達ニ歸セサルヘカラス、其進歩發達之ヲ言ヒ換レハ社會ノ有様ノ變遷移動シタルニ外ナラス、此變遷移動スルニ從ツテ年老イタル勞動者ハ爲メニ死地ニ陥ルルカ或ハ死セサルマテモ死ニ瀕スルノ悲境ニ陥ラサルヲ得ス、即チ社會ノ富豪カ富ニ富ヲ重ネタルハ畢竟スルニ年老イタル勞動者ヲ斯ル悲境ニ陥キラシメタル結果ニ外ナラスト謂ツヘキナリ、勞動者ノ爲メニ益ヲ得タル以上ハ之ニ酬フヘキ義務ナクンハアラス、中等社會ニ立テルモノカ養老年金給與資金ニ充テンカ爲メニ特別税ヲ納付スルハ其義務ニアラスシテ何ソヤ、中等社會ノ人ハ斯ク新税ヲ課セラレタルカラトテ不平不滿ヲ抱クヘキカ決シテ然ラサルヘシ、又タ之カ爲メニ不平不滿ヲ抱クカ當然ナルカ、予ハ決シテ當然ナラサルヲ知ル、彼等ハ甘シテ此新税ニ應セサルヘカラス、是レ他ナシ彼等カ富ヲ致シタル爲メニ年老イタル勞動者ヲシテ悲境ニ陥キラシメタルニ報フル一手段ナレハナリ、且ツ中等社會以上ノ大多數カ其同胞兄弟タル國民中ノ貧困者ノ安寧幸福ヲ圖ラント欲スル好意ヲ發表スルモノト謂ツヘキナリ、兎ニ角衣食住ニ不自由ヲ感セサル中等以上ノモノハ其義務トシテ此養老年金制度ニ對シテ賛同セスンハアルヘカラ

ス、

第三編

本問題ニ關スル經濟觀

我英國人種ノ特有性トスヘキモノ、一ハ何事ヲ爲サント欲スルニモ、常ニ輕舉ニ出ルコトナク慎重ノ態度ヲ取ルコト是レナリ、英國立法上ノ進歩發達ノ徐々トシテ急遽ナラサルハ主トシテ此特有性ニ歸セスンハアラス、斯ク注意ニ注意ヲ加ヘ用心ニ用心ヲ累ネ、慎重ノ態度ヲ取リテ而シテ後ニ進歩發達シタルモノハ極メテ確實ナラスンハアラス、然レトモ時ニ或ハ我カ英國國民中急進過激ノ徒アリテ或ル事業ヲ企ツルモノ往々ニシテ之レアリ、此等ノ徒ハ其事業ノ尙ホ未タ緒ニ着カス公衆ノ注意ヲ惹キ起サ、ルニ先ンシテ、空シク黄泉ノ客トナルコトアリ、斯ル人ハ其事業ノ爲メニ身ヲ犠牲ニ供シタルモノト謂ハサルヘカラス、英國人タルモノハ斯ル人ニ對シテ大ニ同情ヲ表シ其遺志ヲ繼イテ其事業ノ完成ヲ計リ、再ビ之カ爲メニ犠牲トナルヘキモノナキ様注意セサルヘカラス、是レ英國人タルモノ、當ニ盡スヘキ義務ナリト謂ツヘシ。

我英國人ハ何事ニ限ラス總テ實行ヲ主トスルノ風アリト雖モ、復タ他ノ一面ニ於テ學理學說ヲモ重ンスルノ特有性ナクンハアラス、之ヲ換言スレハ二者ノ中何レカ一方ニ偏シタルモノニアラス、所謂ル其中和ヲ得タルモノト云フモ敢テ不可ナカルベシ、故ニ一面ニ於テ高妙悠遠ナル哲理ヲ喜フ所アリト雖モ、復タ他ノ一面ニ於テ金銀問題ニモ重キヲ置クノ風ナクンハアテス、今マ本編ニ於テ經濟上ノ見地ヨリ此養老年金制度ノ利害得失ノアル所ヲ論述セント欲スルモ、蓋シ此風アルニ基ツカسنハアラス。

右ノ如キ次第ナルカ故ニ英國ノ公衆中ヨリ左記ノ如キ疑問ノ發スルハ當然ノ事ト云ハサルヘカラス、曰ク一タヒ養老年金制度ノ定メラレタランニハ、其結果トシテ我國ニ於ケル勞働社會ノ大多數ヲシテ勤儉ノ心ヲ起サシメ從ツテ其生活狀態及品性ヲ一新セシムルノ効用アルヘシト、是レ養老年金制度首唱者ノ言フ所ナリ、左モアルヘキコトナラン、然レトモ尙ホ問ハント欲スルコトアリ、曰ク之ニ要スル費用如何、我等ハ此費用ニ應ジ得ラルヘキカ而シテ之ヨリ得ル所果シテ如何ト。

右ノ如キ疑問ヲ然ルヘキモノト謂ツヘキナリ、予ハ此疑問ニ對シテ夫々答フ所アラントス、予ハ既ニ本書ノ前二編ニ於テ養老年金ノ公正ナルコト、人民ヲシテ勤儉ノ心ヲ起サシメ、從ツテ其品性ヲ一層高尚ナラシムルノ効用アルコトヲ論述シタリシナリ、而シテ今ヤ此第三編ニ於テ經濟上ノ見地ヨリシテ養老年金ノ利弊得喪ノアル所ニ論及セント欲ス、予ハ茲ニ再ヒ言ハン抑モ養老年金制度ナルモノニ對シテ英國ノ公衆カ不平ヲ抱キ、或ハ反對ノ意見ヲ有スルノ謂レナキナリ、是レ他ナシ何レノ點ヨリ之ヲ考フルモ不結果ヲ來スノ恐レ曾テアルナク、好結果ヲ得ヘキコト毫モ疑フ所ナクハナリ、尙ホ之ヲ細言センカ、養老年金給與ノ結果トシテ我國民ノ生産力ヲ増加スヘキナリ、即チ不生産者ノ數ヲ減少シテ生産者ノ數ヲ増加スヘキナリ、是レ養老年金ヲ經濟上ノ見地ヨリ之カ觀察ヲ下スモ亦タ益アルモノニアスヤ。

勢力維持ノ事

人トシテ其勢力ヲ維持保存スルノ必要ナルコトニ就テハ、何人モ異論ヲ立ツルモノナカルヘシ、蓋シ人此世ニ立ント欲セハ肉體ト精神トヲ問ハス勢力ナクンハアルヘカラス、勢力ナクンハ何事ヲモ爲スコト能ハ

ス、何事モ爲サスンハ世ニ立ツコト能ハサレハナリ、而シテ此勢力ヲ維持保存セシムルモノノ方法アリ、其生計ヲ困難ナラシメサルコト是レナリ、養老年金制度ハ生計ヲ困難ナラシメサル方法ニシテ所謂ル勢力ヲ維持保存セシムルモノト謂ツヘキナリ、均シク是レ生計ヲ困難ナラシメサル方法ニテモ、彼ノ貧民ヲ救貧院ニ收容スルカ如キハ予ノ所謂ル勢力維持ノ方法ト云フヘキモノニアラサルナリ、今マ夫レ救貧院カ改良サレタル結果トシテ入院者中長壽ヲ保ツモノ多クナリタリトセンカ、貧民救助費トシテ納付シタル人民ノ負擔ハ益々重カラサルヲ得ス。

今マ茲ニ年齢六十五歳ニ達シタル一ノ老人アリ、勞働シテ充分ノ賃銀ヲ得ルコト能ハス、自カラ飢渴ヲ免カル、ノ途ナキモノアラシカ、斯ル老人ヲ差シ當リ如何カ爲スヘキ、救貧院ヘ送ルノ外他ニ途ナカルヘシ既ニシテ救貧院ニ送リタリトセンカ、乃チ此老人ハ其當日ヨリ其生産力ヲ失フテ無用ノ人ト成リ了ルヘキナリ、而シテ此老人ガ其後十ケ年間生存スルトセンカ、之ニ要スルノ費用ハ其地方ノ負擔タラサルヲ得ス且ツ其費用如何ト云フニ一週間ニ就キ五六噓ヨリ以上タラメンハアラス、而シテ此等ノ金錢ハ一タヒ失フタル以上ハ再ヒ復リ來ルコトナシ、然レトモ斯ル老人ニ對シテ養老年金トシテ一週間ニ就キ六噓ノ金ヲ給與スルコト、ナシタランニハ、其結果果シテ如何ソヤ、概シテ斯ル老人ハ肉體ト精神トヲ問ハス其勢力ヲ維持保存スルコトヲ得ヘク、從ツテ其身ヲ支フルニ足ルヘキ賃銀若クハヨリ以上ノ賃銀ヲ得ヘキ勞働ニ從事スルコトヲ得ヘキナリ、事既ニ然ラハ即チ國家カ養老年金トシテ一方ニ失フ所アルモ、他方ニ於テ得ル所ナクンハアラス、斯ル老人ハ斯クシテ自カラ賃銀ヲ得タルノミナラス、其勞働ハ國家ノ生産力ニシ

テ其產出シタル物品ハ國家ヲ益スルモノト謂ツヘキナリ、之ヲ救貧院ニ收容サレテ生産力ヲ失フタルモノニ比スレハ其差果シテ如何ソヤ。

養老年金給與ノ効果ハ獨リ右ノ如キノミナラス、尙ホ其他ニモ効果ナクンハアラス、即チ其結果トシテ救貧院收容者ノ數ヲ著シク減少スルコト是レナリ、救貧院ニハ尙ホ幼童其他ノモノヲ收容スヘシト雖モ、養老年金給與以前ニ比スレハ殆ント半數トナルヘシ、尙ホ之ヲ細言スレハ其半數ハ養老年金ヲ給與セラレタルカ爲メニ、其勢力ヲ維持保存スルコトヲ得テ何等カノ職業ニ從事シ、幾分か社會ヲ益スルモノトナルヘシ、即チ社會ノ負擔重荷ノ幾分ヲ輕減セシムルニ就テ與カリ力アルモノト謂ツヘキナリ。

中年勞働者ノ體力ニ及ホスヘキ影響

方今文明ノ世ニアリテ勞働者若クハ職工ガ日常何等カノ業務ニ從事シテ、若干ノ賃銀ヲ得テ生計ヲ營ムハ容易ノ事ニアラス、如何ニ怠慢ナク稼キテモ安樂ニ暮サレ得ヘキモノニアラス、其艱苦得テ想像スヘキノミ。

此等ノ勞働者若クハ職工ニシテ苟クモ其地位ヲ保チテ下層ニ沈淪スルコトヲ避ケント欲セハ、世ノ競争場裏ニ立チテ飽クマテ奮闘セサルヘカラス、斯ク競争場裏ニ立チテ奮闘センニハ各種ノ壓迫困難ニ耐ヘサルヘカラス、此等ノ壓迫困難ニ耐ヘンニハ殆ント其腦漿ヲ絞リ盡シ從ツテ其戰鬥力モ減退セサルヲ得ス、斯クノ如クニシテ其精神氣力ノ減退スル有様ハ、恰カモ小刀ヲ使用シテ其及ノ減損スルニ異ナラス、小刀ノ及ノ減損シタル場合ニハ之ヲ砥石ニ掛ケテ再ヒ銳利ナラシメサルヘカラス、之ト均シク精神氣力ノ減退シ

タル場合ニハ之ヲ休息セシメテ其元氣ヲ恢復セサルヘカラス、然レトモ小刀ヲ數々砥石ニ掛ケタランニハ及ノ部分タル鋼鐵ヲ全ク磨損セサルヘカラス、此鋼鐵ニシテ全ク磨損シタル以上ハ自カラ地金現ハレサルヲ得ス、既ニ地金トナリタランニハ如何ニ砥石ニ掛ケルモ最早銳利ナルコト能ハス、之ト均シク精神氣力モ數々減退シタランニハ、終ニ其人ハ物ノ用ニ立タサルニ至ルヘキナリ然レトモ斯ル困難壓迫カ左マテ甚ハタシカラサル場合ニハ、其精神氣力ノ減退スル度合モ左マテ甚ハタシカラサルヘシ、斯ル場合ト雖モ尙ホ且ツ年ヲ經ルト共ニ其體力ハ自カラ衰退セサルヲ得ス、且ツ右ニ述ヘタルカ如ク當面ノ困難壓迫ノ甚ハタシキハ、其精神氣力ヲ減退スルニ相違ナキモ、尙ホ之レヨリ一層甚ハタシキモノアリ、他ニアラス、將來ノ不幸如何ヲ豫想スルコト是レナリ、蓋シ精神氣力ヲ減退スルコト將來ノ不幸如何ヲ豫想スルヨリ甚ハタシキモノアラサレハナリ、人其生涯ニ於テ將來ノ不幸如何ヲ恐レ且ツ一家ニ落ち來レル種々ノ困難事ニ對シテ奮闘スルコトハ或ル程度ニ於テハ可ナルヘシト雖モ、過キテ其程度以上ニ達シタランニハ不幸ナリト云ハサルヘカラス、試ミニ見ヨ體操ハ之ヲ適度ニ行フタランニハ體力ヲ増加スヘキ筈ノモノナレトモ、若シ之ヲ行フコト度ニ過キタランカ、之カ爲メニ身體管ニ疲勞ヲ感スルノミナラス體力ヲ減少セسنハアラス、今マ勞働社會ノ男性タルト女性タルトヲ問ハス、前途ニ望ミナキヨリ其心ヲ苦シメンカ、之カ爲メニ其業務上ニ失敗ヲ來スヘク、業務上ニ失敗ヲ來サンカ、其結果トシテ其勢力ヲ微弱ナラシメسنハアラス是レ彼ノ體操ヲ過度ニ行フタル場合ニ於ル結果ト全ク同一ナラスンハアラス、今茲ニ一ノ仕事アリ不可能ナル事ニアラサルモ充分ノ力ヲ要スヘキモノニシテ、豫シメ決然タル覺悟ヲ以テ着手セサルヘカラストセ

シカ、斯ル種類ノ仕事ハ其心志ヲ害スルモノニアラスト雖モ、其體力ヲ微弱ナラシムルノ傾キナクンハアラス、然レトモ茲ニ他ノ一ノ仕事アリ、恐ラクハ吾人ノ力ノ能クシ得ヘキモノニアラス、好シ之ヲ成サント欲スルモ失敗ニ終ルノ虞アリトセンカ、斯ル仕事ニ對シテハ心志ノ力爲メニ威赫サレテ之ヲ成サント欲スルノ決心起ラサルモノナリ、是レ豫シメ其仕事ノ爲メニ氣ヲ吞マレタルモノト謂ツヘキナリ、仕事ノ爲メニ氣ヲ吞マル、様ニテハ何事ヲモ爲シ得ヘカラサルナリ、如何ニ困難ナル仕事ニテモ豫シメ之ニ氣ヲ奪ハル、コトナク、其困難ナルコトハ之ヲ眼中ニ置カス之ヲ念頭ニ存セス、精神一到何事カ成ラザランヤトノ氣慨ヲ以テ之ニ當ラハ十中ノ八九ヲ成シ遂ケラル、ニ相違ナキモノナリ、然レトモ凡ソ事ヲ爲サント欲スルノ場合遲疑因循前途ヲ危ンテ活潑進取ノ氣象ニ乏シク其仕事ニ吞マル、アランカ、其結果ハ不幸タラスンハアラス、活氣勢力ナク人生ノ行路恰カモ影ノ如クシテ光輝アラス、現ニ自カラ種子ヲ播キテ其收穫ヲ望ミタルモノスラ之ヲ熟セシムルコト能ハス空シク棄ルアランノミ、仕事ニ吞マル、ノ弊嗚呼亦タ甚ハタシカラスヤ。

仕事ニ吞マル、結果ハ右ニ述ヘタル如ク不幸極マリナキコトナルカ、人生前途ノ望ミナキヲ悲觀スルノ結果モ亦タ是レ均シク不幸タラスンハアラス、今マ勞働社會ノ有様ヲ見ルニ慨シテ其日々々々辛ク暮シ行クモノト云ハザルヘカラス、斯ク辛フシテ其日々々々過シ行ク程ナレハ、老後ノ計ヲ爲シ置クノ餘裕毫モ之レアラザルハ今更言フヲ要セサルナリ、然レトモ勞働社會ノ人モ均シク是レ人ナリ、人トシテノ常識ナクンハアラス、即チ其老後ヲ如何シテ暮スヘキヤヲ思ハスンハアラス、而シテ結局救貧院ニ收容セラル、ノ

外更ニ途ナシトノ事ニ思ヒ到ルヘキナリ、思フテ此ニ到レハ前途ヲ悲觀セサラント欲スルモ得ヘカラス斯クノ如ク前途悲觀スルノ果テハ、其精神上ニ壓迫ヲ受クルノ甚ハタシキコト得テ想像スヘキノミ、斯ク精神上ニ甚ハタシキ壓迫ヲ受クルヨリ現在ノ業務上ニ影響セサルヲ得ス、即チ前途全ク望ミナキヨリ終ニ自暴自棄トナリ窮困益々窮困ニ陥キラサルヲ得ス、然ルニ斯ル精神上ノ壓迫ヲ除却スルノ方法アランカ、其勞働社會ヲ益スルコトノ如何ニ莫大ナルヤ測リ知ルコト能ハサルナリ。

我國民ノ全數ハ四千萬ト算セラル、内一千万ハ小學校ニアリテ教育ヲ受ケツ、アルモ、行ク／＼ハ先輩ニ代リテ第二ノ國民トナルコトヲタニ自覺セサルモノナリ、他ノ五百萬乃至六百萬ハ他ノ人ノ如ク暗憊迷憊タル悲境ニ陥キラサリシヲ天帝ニ感謝シ得ヘキ人ナリ、而シテ残り二千四百萬乃至二千五百萬ハ所謂勞働社會ニシテ種々ノ壓迫ヲ受ケテ獨リ現在ノ生計困難ナルノミナラス、將來老後ノ望ミ更ニ之レナク只タ前途ヲ悲觀スルノミノ苦境ニ沈淪セルモノト謂ツヘキナリ。

吾人ノ同胞兄弟中二千五百萬ハ右ノ如ク悽愴慘憺言フニ忍ヒサル悲境ニ沈メルニアラスヤ、思フテ此ニ至レハ同情ノ涙自カラ禁スル能ハス、近年我國民中發狂者ノ數著シク増加シ來レリトハ、各方面ヨリ吾人ノ許ヘ通告シ來ル所ナリ、然レトモ斯ク發狂者ノ増加スル原因ハ果シテ何ノ邊ニアルヤヲ研究調査シタモノ曾テアルナシ、然レトモ今マ予ノ想像スル所ヲ以テセンニ、發狂者ヲ増加セシムル原因一ニシテ足ラスト雖モ、其重モナル原因ノ一ハ左ノ如クナラスンハアラス、曰ク彼ノ二千五百萬人中感覺ノ鋭敏ナルモノハ動モスレハ其老後ノ事ヲ豫想セスンハアラス、斯ク老後ノ事ニ思ヒ到ルコトニ其前途暗憊幽鬱トシテ一點

ノ光明ヲタニ認ムルコト能ハス、僅カニ救貧院ニ收容セラレテ終ルノ一路アルノミ、之ヲ思ヒ之ヲ想フテ
 懊惱煩悶措ク所ヲ知ラス、其極終ニ精神錯亂シテ人事ヲ省リミルコト能ハサルニ至レリ、是レ則チ發狂者
 ノ増加スル重モナル原因ノ一ト謂ツヘキモノナリ、然レトモ他ノ一面ヨリ之ヲ見レハ老後ノ事ヲ兎ヤ角ト
 思ヒ回ラシテ其心ヲ痛メルニ至レルハ、智識ノ發達シタルヲ證スルニ足ルヘキナリ、試ミニ見ヨ無智蒙昧
 ナル時代ニアリテハ只タ目前ノ事ノミニ心奪ハレテ、將來ノ事等ヲ豫想スルノ餘地毫モ之レアラサリシナ
 リ、一千八百七十年ノ發布ニ係ル教育令ナルモノハ、國民一般ノ智識ヲ増進セシメンカ爲メニ教育ノ普及
 ヲ圖ルモノ是レナリ、此教育令發布以前ニ在リテハ勞働社會ニ屬スルモノ、無智蒙昧ナリシコト得テ想像
 スヘキノミ、即チ目前ノ事ノミヲ知リテ將來ノ事杯ハ毫モ其念頭ニ浮ミ出テサリシナリ、然レトモ此教育
 令發布以來一般人民ノ智識ヲ増進スルノ方法手段ヲ取ルコト一ニシテ足ラス、即チ簡明平易ニシテ各種ノ
 通俗的出版物ノ發行サレタルコト擧ケテ數フルニ遑マアラサル程ナリシ、此ニ於テカ勞働社會ノ智識大ニ
 啓發セラレ、從ツテ事物ノ道理モ自カラ分明トナリ、貧困ノ淵ニ沈淪スルハ果シテ何故ナルカト云ヘル疑
 問モ自カラ生スルニ至レリ、今マ其智識ノ進ミタル有様ヲユートリビデス氏ノ語ヲ借りテ證サント欲ス、曰
 ク『昨日ノ悲惨ハ最早ヤ我レニ於テ何カアラン、今日ノ困苦ハ耐忍スヘキナリ、然レトモ明日ノ艱難ハ測
 リ知ルヘカラス、須ラク警戒セスンハアルヘカラス』此ニ由リテ之ヲ觀レハ將來老後ノ事ヲ豫想シテ兎ヤ
 角ト心痛スルニ至リシハ智識ノ一進歩タルヲ證スルニ足ルヘシ、乃チ斯ク智識ノ進ミタルヨリ前途ヲ悲觀
 スルノ極發狂スル者ノ數増加スルニ至レルナリ。

右ノ外最モ悲シムヘク憂フヘキ事實ノアルアリ、自殺者ノ多キコト是レナリ、近年ニ於ル自殺者ノ數ヲ二
 三十年前ノ自殺者ノ數ニ比較スレハ、著シク増加シ來レルモノト云ハサルヘカラス、是レ實ニ悲極慘マリ
 ナキ事實ニシテ人ノ心ヲ惱マスノ甚タシキコト得テ知ルヘキノミ、而シテ自殺者ノ數餘リニ多カラサル當
 時ニアリテハ、自殺者ノ記事カ新聞紙上ニ現ハル、毎ニ人ヲシテ驚怖ノ念ヲ起サシメシカ、自殺者ノ數漸
 次ニ増加スルニ從ツテ世人モ終ニ之ニ慣レテ左マテノ注意ヲ惹カス、只タ自殺ノ有様ノ悲惨極マリナキモ
 ノ、ミニ限リテ世人ノ耳目ヲ惹クコト、ナレリ。

今マ吾人ノ見ル所ヲ以テスレハ多數人民ノ貧困ノ度合ハ之ヲ從前ニ比スルニ決シテ甚ハタシクナリタルニ
 アラス、幾分カ輕減セラレタルモノト謂ツヘキナリ、之ヲ換言スレハ勞働者ノ賃銀從前ヨリ騰貴シ從ツテ
 生活ノ程度一層向上進歩シタルニ外ナラス、サレハ自殺者ノ増加セル原因ハ差シ當リ眼前ノ生活難ニアリ
 ト云フコト能ハサルモノ、如シ、サレハ其原因ハ果シテ何ノ邊ニアリヤト云フニ、彼ノ發狂者増加ノ原因
 ト同一タラスンハアラス、蓋シ彼ノ教育令發布以來國民一般ノ智識著シク啓發セラレ、勞働社會モ亦タ此
 恩澤ニ浴シ從來ハ左マテ念頭ニ置カサリシコトモ注意ヲ與フルコト、ナレリ、乃チ老後ハ如何シテ暮スヘ
 キヤノ問題ハ從來其胸間ニ浮ミ出テタルコトナカリシカ、教育普及ノ結果トシテ其智識ノ進歩發達セシヨ
 リ老後ヲ如何ニスヘキヤノ問題自カラ其念頭ニ往來セスンハアラス、勞働社會ノ様トシテ日々齟齬トシテ
 其業務ニ從事シ辛フシテ生計ヲ營ム程ナレハ、固ヨリ老後ノ計ヲ爲スヘキノ餘裕ヲ存セス、此ニ於テカ老
 後ヲ如何ニスヘキヤトノ問題其胸間ニ浮ミ出ル毎ニ空シク懊惱煩悶スルノミ、而シテ其懊惱煩悶ノ極自殺

スルノ止ムヲ得サルニ至レリ、近年自殺者ノ數大ニ増加セルハ主トシテ此原因ニ歸スヘキナリ。
右ニ述ヘタルカ如ク勞働社會ノ中ニテ老後ノ有様ヲ悲觀スルノ餘リ、發狂シ若クハ自殺スルモノ、増加スルハ實ニ悲惨極マリナキコト、云ハサルヘカラス、斯ク發狂シ若クハ自殺スル本人ノ悲惨ナルコトハ云フマテモナク、後ニ取り遺サレタル妻子眷族ノ不幸薄命ナルコトハ得テ想像スヘキノミ、蓋シ國家トシテ斯ル不幸薄命ナルモノヲ未然ニ防遏スルノ方法手段ナキカ、所謂ル養老年金制度ヲ國家事業トシテ施行スルコト、是レ其方法手段中ノ最良ナルモノト云ツヘキナリ、果シテ善ク此年金制度ヲ實行シタランニハ其結果ノ最モ良好ナルコト予輩カ上來述ヘタルヨリ一層多カルヘシト予ハ深ク信スルモノナリ。

勞働社會中前途悲觀ト云ヘル毒素ニ中テラレテ發狂シ若クハ自殺スルモノハ畢竟スルニ神經過敏ニシテ志念中庸ヲ缺キタルモノニ外ナラス、若シ其神經遲鈍ニシテ哲理的心志ヲ有シタランニハ、發狂シ若クハ自殺スルノ甚タシキニ至ラサルヘシ、然レトモ斯ク哲理的心志ヲ有シ且ツ其神經遲鈍ナルモノト雖モ、尙ホ且ツ其將來老後ノ事ヲ兎ヤ角ト想像シテ之カ影響ヲ受クル所ナクンハアラス、即チ老後ノ事ヲ思ヒ惱ムノ餘リ其健康ヲ害シ元氣爲メニ沮喪シ勞働スヘキ力著シク減少スヘキナリ、若シ斯クノ如ク前途ヲ危ミ將來ヲ恐ル、コトナカラシカ、尙ホ數年間ハ勞働ニ堪ヘカリシナランニ、老後ノ事ヲ思ヒ惱ムノ餘リ最早ヤ勞働ニ堪フルコト能ハサルニ至レリ、平生快々トシテ樂シム所ナク其懊惱煩悶スル度合年ヲ重ヌルト共ニ益々甚ハタシカラサルヲ得ス、斯ル勞働社會ノ常トシテ此懊惱煩悶ヲ忘レンカ爲メニ動モスレハ酒ノ力ヲ借ラスンハアラス、然レトモ畢竟スルニ是レ一時ノ快樂ヲ貪ホルノ方便タルニ過キス、酒醒ムレハ其懊

惱煩悶忽チニシテ舊ニ復セスンハアラス。

セキスピアーノ言ニ曰ク人ノ心志念慮ハ其體軀ノ主人ト謂ツヘキモノナリ故ニ其體軀ヲ富強ナラシムルモ心志念慮ノ作用ナリ、之ヲ貧弱ナラシムルモ亦是レ心志念慮ノ力ニ歸セスンハアラス、乃チ前途有望ナラシニハ其心志念慮自カラ怡樂爽快ニシテ其體軀從ツテ富強ナルヘシ、然レトモ將來全ク望ミナカラシカ、其心志念慮自カラ懊惱煩悶スヘク從ツテ其體軀貧弱ナラサルヲ得スト、旨アルカナ此言。

然レトモ左ノ如キコトヲ極メテ精密ニ算定センハ勿論不可能ノ事ト云ハサルヘカラス、曰ク我國民中勞働社會ニ屬スルモノ、數右ニモ述ヘタルカ如ク二千五百萬アリトシ、此等ノ勞働者カ前途老後ノ有様ヲ豫想シテ痛ク悲觀スルノ餘リ、其健康ヲ害シ元氣ヲ沮喪シタルカ爲メ、國民トシテノ生産力ヲ失フタルコト果シテ幾干ナルヤヲ精密ニ算定センコト是レナリ、即チ斯ルコトヲ算定センハ不可能ノ事ト云ハサルヘカラス、斯ル算定方ハ好シ不可能ノ事トスルモ今マ左ニ述ヘント欲スル事柄ニ對シテハ何人モ異論ヲ唱フルモノナカルヘシ、曰ク予ノ所謂ル養老年金制度ヲ愈ヨ實行スルコト、センカ、納稅者ノ負擔今日ヨリ尙ホ一層重キヲ加ヘサルヘカラス、然レトモ他ノ一面ニ於テ大ニ益スル所ナクンハアルヘカラス、一タヒ養老年金ヲ給與セテ、コト、ナリタランニハ、最早ヤ彼ノ勞働者カ其老後ノ有様ヲ悲觀スルノ必要ナク、從テ其健康ヲ害シ元氣ヲ沮喪スル等ノ恐レナク、以テ其業務ニ勉勵スルコトヲ得ヘキナリ、尙ホ之ヲ詳言センニ凡ソ勞働者タランモノハ其男性ナルト女性ナルトニ論ナク、年齢六十五歳ニ達スルト均シク年金ヲ給與セラ、コト、ナランカ、前途大ニ有望トナルカ故ニ専心一意以テ其職業ニ從事シ得ヘキナリ、斯クノ如クシテ

得タル生産力ハ之ヲ養老年金制度制定以前ニ比ヘナハ、其増加シタルコト測リ知ルヘカラサルナリ、一方ニ於テ納税者ノ負擔重キヲ加フルモ、他方ニ生産力ノ増加スルコト莫大ナリト云ハサルヘカラス、利害得失ノアル所得ヲ知ルヘキノミ、養老年金ノ好結果嗚呼亦タ大ナラスヤ。

戸外救助ノ事

予ハ今マ茲ニ戸外救助ノ事ニ論及シ而シテ此戸外救助ト養老年金給與トヲ比較對照シテ、其利害得失ノアル所ヲ明ラカニセサルヘカラス。

街頭ニ立チテ人ノ救助ヲ受ケント欲スルモノ及貧民救助委員ノ多數ハ、養老年金制度主張論者ニ對シテ左ノ如キ異論ヲ立ルコト珍ラシカラザルナリ曰ク養老年金ナルモノハ廣ク一般ニ給與スヘキモノニアラス、斯ル年金制度ハ却ツテ人民ヲシテ惰氣ヲ生シ貧困ニ陥キラシムルノ弊アルヲ免カレサルヘシ、養老年金給與ノ事ヲ或ル方面ヨリ觀察スレハ、戸外救助ト同一ナル意義ヲ有スルモノト謂ツヘキナリ、即チ人民ヲ墮落セシムルモノト云ハサルヘカラス、貧民ニ對シテ戸外救助ヲ與ヘンヨリ寧ロ救貧院ニ收容スルニ若カス、養老年金ニ就テモ亦然カリト云ハサルヘカラス、故ニ養老年金制度ヲ設ケント欲スルノ計畫ハ之ヲ廢止セサルヘカラスト。

養老年金制度ノ方法宜シキヲ得サランニハ、或ハ論者ノ言フ所一理ナキニアラサルヘシ、然レトモ予ノ所謂養老年金ニ對シテ斯ル反對論ヲ立ルハ其論ノ根底極メテ薄弱ナルモノト云ハサルヘカラス、反對論者ノ言フ所ニ據レハ戸外救助ト養老年金給與トハ其趣ヲ同フスルモノナリト云ヘリ、然レトモ予ノ

考フル所ヲ以テスレハ決シテ然ラス二者ノ間大ナル差異ナクンハアラス、請フ其所以ヲ左ニ述ヘント欲ス抑モ戸外救助ナルモノ言ヒ換フレハ路頭ニ立テル乞食ニ物ヲ與ヘテ之ヲ救フト云フニ外ナラサルナリ、故ニ斯ル救助ヲ受ケント欲スルモノハ身ニ襤褸ヲ纏ヒテ各所ヲ徘徊シ、何等カノ職業ニアリツキテ自活スルコト能ハス、且ツ親戚故舊ノ頼ルヘキモノナランコトヲ要ス、可成ニ自活シ得ヘキ途ノ立チ居ランモノハ斯ル救助ヲ受クルコト能ハス、之ヲ約言スレハ戸外救助トハ如何ナル方面ヨリ之カ觀察ヲ下スモ他ヨリ救助スルモノナクンハ到底其生ヲ保ツコト能ハサルモノヲ救助スルノ意義ナリト知ルヘシ、此外貧民トシテ其筋ヨリ一週間ニ就キ二昧六片ノ救助金ヲ受ケント欲スル場合ニハ、其貧困ノ程度如何ヲ充分ニ證明セサルヘカラス、此證明ニシテ不充ナル時ハ此救助金ヲ受クルコト能ハス、然ルニ養老年金給與ニ至リテハ極メテ單純無造作ナリト云フヘキナリ、即チ或ル年齢ニ達スルト共ニ給與セラル、モノ是レナリ、苟クモ我國民ニシテ一定ノ年齢ニ達シサヘスレハ夫レニテ足ランノミ、貧困ノ程度如何ヲ證明スルノ必要ナケレハ身ニ襤褸ヲ纏フテ頼ルヘナキモノタルコトヲ示スヲ要セサルナリ。

年齢六十五歳ニ達シタランニハ其男性タルト女性タルトヲ問ハス、養老年金ヲ給與セラル、コト、ナランカ、即チ一週間ニ就キ六昧ノ割合ヲ以テ養老年金ヲ給與セラル、コト、ナランカ、而シテ非常ナル節儉ヲ守リテ生計ヲ營ミタランニハ、其健康ト體力トヲ維持シテ何等カノ勞働ニ從事シテ若干ノ賃銀ヲ得ルコト左マテ難カラサルヘシ、是レ養老年金ノ効果ニ外ナラサルナリ。

今日年齢六十五歳以上ニシテ戸外救助ヲ受ケ居ルモノ果シテ幾干アルヤ、予ハ精密ニ之ヲ知ルコト能ハサ

ルナリ、然レトモ今マ法律上此等ノ被救助者ヲシテ養老年金ヲ受ケシムルコト、センカ、社會ヲ利スル所ノ結果ナクンハアラス。

吾人ハ市府内ニ住スルト村内ニ住スルトヲ問ハス、破レタル檻樓ヲ纏ヒ半ハ飢渴ニ迫リタルモノ即チ戶外救助ヲ受クヘキモノニ出逢フコト日々其幾人ナルヤヲ知ラス、然レトモ養老年金給與ノ結果トシテ斯ル無用ノ厄介モノハ其跡ヲ絶ツニ至ルヘキナリ。

慈善救恤ノ方法一ニシテ足ラスト雖モ中ニ就キテ戶外救助ノ如キハ、其結果好カラサルモノト謂ツヘキナリ、即チ男子タルモ氣象及獨立心ヲ沮喪セシメスンハアラス、從ツテ斯ル窮民ヲ増加スルコト、ナルハ亦タ疑フヘカラサルナリ、然レトモ養老年金給與ノ結果ハ全ク前者ト反對ニシテ最モ良好ナラスンハアラス。斯クテ現在戶外救助ヲ受ケ居ルモノヲ變シテ養老年金ヲ受クルモノトセンカ、其生計ノ度合社會上ノ地位共ニ向上進歩スルノミナラス、今一度國家生産力ノ一部中ニ加ヘラルヘキナリ、現在戶外救助ヲ受ケ居ル場合ニ於テハ勿論日々ノ食事モ充分ナルコト能ハス、從ツテ何等カノ勞働ヲ爲スコトヲ得サリシナリ、然レトモ斯ルモノカ一變シテ養老年金ヲ受クルモノトナリタランニハ、最早ヤ日々生計ニ差シ支ヘルコトナク、贅澤ナラストスルモ先ツ可ナリノ食事ヲ爲スヲ得ヘク、從ツテ其身モ健康状態ニ復シ體力モ増加シ來リテ、何等カノ勞働ニ就クモ決シテ妨ケナキニ至ルヘキナリ、是レ全ク養老年金給與ノ結果ニ外ナラサルナリ。

養老年金仕拂ノ方法

予ハ今マ養老年金仕拂ノ事ニ關シテ聊カ述ル所アラントス、抑モ養老年金仕拂ノ方法如何ハ之ニ關スル委員會ノ定ムル所ニ從ハンコトヲ要ス、蓋シ此等ノ委員會ナルモノハ個人ノ草案ニ成レル方法ニ基キテ之ヲ斟酌折衷シ以テ完成セシムルモノト知ルヘシ、而シテ予ハ此等ノ方法ニ關シテ詳述スル所ナクンハ此書ヲ完成セシメタルモノト云フヲ得サルナリ、今左ニ掲ケル所ノ事柄ハ其方法ノ一斑ナリト知ルヘシ。

養老年金ノ給與ヲ受クヘキモノハ左記ノ如キ資格ヲ有セサルヘカラス、曰ク我英國ノ島嶼中ニ出生シタルコトヲ證明シ得ヘキ者、曰ク此養老年金制度ノ制定セラレタル當時此等ノ島嶼中ニ住居セルモノハ之ヲ受クルノ資格アルモノトス、然レトモ此時ニ際シテ其父母カ未タ英國ノ人別ニ編入セラレサリシモノハ其資格ナキモノトス。

而シテ右ニ掲ケタルモノニシテ其年齢六十五歳ニ達シタランニハ、養老年金トシテ一週間ニ就キ六昧ヲ受クヘキ資格ヲ有スルモノトス、且ツ既ニ六十五歳ニ達シ居タランモノハ無論此資格ナクンハアラス、但シ左ニ記載スルカ如キモノ其年齢ハ好シ六十五歳ニ達スルトモ資格ナキモノトス、曰ク年齢二十一歳ヨリ六十五歳マテノ間ニ於テ、引キ續キテ五ヶ年以上若クハ通計十ヶ年以上外國ニアリシモノ、如キ是レナリ。養老年金ヲ受ケント欲スルモノハ先ツ其筋ヘ對シテ英國内ニ出生シタル事、及該法令發布ノ當時英國内ニ住居シ居タルコトヲ證明センコトヲ要ス。

養老年金ノ仕拂ハ受取人所在地ヨリ最近ノ中央郵便局ニ於テ毎月取り扱フヘキモノトス。若シ此年金ヲ受クル者カ窮餘愚カニモ之ヲ誤用シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ之カ管理者タ

ランモノハ毎月拂フ廢シテ毎週拂ト爲スヘキコトヲ命センコトヲ要ス。

又タ養老年金ヲ受クヘキモノカ疾病若クハ其他ノ原因ニテ救貧院、病院若クハ癲狂院等へ收容セラレタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其收容中ニ係ル養老年金ハ此救貧院等ノ團體へ交付センコトヲ要ス。養老年金ヲ賣買シ若クハ殆ント賣買スルト同一ナル手續ヲ爲サンカ、是レ法律上ノ罪人トシテ處罰セラレヘキモノトス。

年金制度ニ要スル費用

何人ニ限ラス其年齢六十五歳ニ達シタランニハ、養老年金トシテ一週ニ就キ六昧ヲ給與スルコト、ナシ、其金額如何ヲ計上セント欲セハ、先ツ第一ニ全英國中ニ斯ル老年ニ達シタルコトノ幾干アルヤヲ調査セサルヘカラス、乃チ年齢六十五歳ニ達シタルモノ總計殆ント百七十萬人ノ多キニ達セリ、而シテ此一名ニ就キ一週六昧即チ一ケ年ニ就キ十五封度十二昧ヲ給與スルコト、爲シタル結果總計二千六百八十二萬封度即チ約二千七百萬封度ノ多額ニ登ラサルヲ得ス。

右ニ掲ケタル金額ハ實ニ莫大ナルモノト云ハサルヘカラス、然レトモ斯ル金額ヲ舉ケテ全部新タニ人民ノ負擔トナルヘキモノニアラス、今日ト雖モ尙ホ且ツ老人ヲ救恤スルノ方法ナクンハアラス、年齢六十五歳ニ達シタルモノ、數ハ右ニモ述ヘタル如ク殆ント百七十萬人ナルカ、其ノ三分ノ一乃至四分ノ一ハ今日既ニ救恤セラレタルモノト謂ツヘキナリ、乃チ其員數ハ五十六萬六千人ナルヘク、而シテ一人ニ就キ十封度宛ヲ給與セラレタルモノトスルモ、其金額五百六十六萬封度トナルヘキナリ、此等ノ金額ハ既ニ老年者ノ

爲メニ費ヤサル、モノト謂ツヘキナリ、而シテ斯ル金額ヲ養老年金ノ總金額ヨリ減シ來レハ殘額二千一百萬封度トナルヘキナリ、サレハ養老年金制度制定セラレタルカ爲メ更ニ人民ノ負擔トナルヘキハ二千一百萬封度ナルヘシ。

斯クテ予ハ此養老年金制度ナルモノ、効用果シテ如何ト云ヘル問題ニ就テ何等カノ説ヲ定メンカ爲メニ、人口及社會中或ル階級ノ員數等ニ關シテ統計表ヲ得ンコトヲ勤メタリ、然レトモ之カ爲メニ信憑スヘキ材料ヲ得ルコト能ハサリシハ予ノ最モ遺憾トスル所ナリ、故ニ此制度ノ効用如何ヲ叙述センカ爲メニ適用スル所ノ統計表ヲ極メテ精密ナルモノト云フヲ得ス、是レ畢竟スルニ己ムヲ得サルニ出テタルニ過キス。

予ハ先ツ第一ニ養老年金制度ニ要スル資金ノ事ヨリ論述セント欲ス、抑モ之ニ要スル資金ナルモノハ人民ノ納税ニ仰カサルヲ得ス、今マ其納税分擔ノ割合ニ就テ之ヲ云ハンカ、其資金ノ四分ノ一ハ所得税、死亡税及免許税等ノ直接税ニ仰キ残り四分ノ三ハ酒税、茶税等ニ關スル間接税ニ仰カンコトヲ要ス、而シテ斯ク分擔セシムルコトハ最モ公平ナルモノト予ハ信スルモノナリ、今マ其理由ノアル所ヲ左ニ述ヘント欲ス、曰ク直接税ヲ納ムルモノ、大多數ハ社會中ニテ上位ヲ占ムルモノニシテ其數ハ全人口ノ殆ント六分ノ一ニ相當スヘシ、斯ク上位ヲ占ムルモノハ一ケ年間ニ殆ント七百萬封度ノ税ヲ納メ居レリ、然レトモ此等ノ人民ハ貧民救助税中ノ四分ノ一ヲ納メ居レルカ故ニ、貧民中老年者ヲ救護スル爲メニ徵收サル、税ハ之ヲ免セラレ居レリ、而シテ今マ養老年金資金トシテ此等ノ人民ヨリ取り立テラル、資金ハ百五十萬封度ナルヘシ然レトモ養老年金トシテ再ヒ彼等ノ手ニ返リ來ルモノ四百五十萬封度ニ上ルヘシ、サレハ税トシテ拂ヒ

出シタルヨリ多キコト得テ知ルヘキノミ。

予ハ社會中尙ホ其他ノ階級ニ就テ述ル所アラントス、即チ織工社會及所得納稅者以下ノ小商人ノ如キモノ是レナリ、蓋シ此等ノ階級ニ屬スルモノ、總計ハ全人口ノ三分ノ一ナルヘシト算セラル、而シテ此等ノ社會ガ養老年金ニ對スル有様如何ト云フニ、少ナク之ヲ見積ルモ其收受スル丈ケヲ支出スルモノト謂ツヘキナリ、然レトモ直接稅トシテ之ヲ納付スルモノニアラス、畢竟スルニ間接稅トシテ之ヲ納付スルニ過キサナリ例之ヘハ既ニ課稅セラレタル物品ヲ消費スルカ如キ、或ハ稍ヤ直上ケセラレタル家賃ヲ仕拂フカ如キハ皆ナ是レ間接稅ヲ納ムルニ外ナラサルナリ、所謂ル稍ヤ直上セラレタル家賃トハ其家主カ養老年金制度制定セラレタルカ爲メ、直接稅幾干カ増加シタルニ依リ其家賃ヲモ幾干カ直上ケシタルモノ是レナリ、其他資本家ト營業家トノ間ニ於ル金錢貸借上ニ利子モ亦タ是レ右ノ家賃ト同一ノ關係ナクンハアラス。社會中第一第二ノ階級ニ及ホス所ノ影響ハ右ニ述ヘタルカ如クナルカ、第三ノ階級ニ及ホス所ノ影響如何ト云フニ、此第三ノ階級ニ屬スルモノハ概シテ其日稼キノ勞働者ニ外ナラス、此等ノ勞働者ハ其得ル所ノ賃銀左マテ多カラサルニモ拘ラス、養老年金ノ資金トシテ間接稅ヲ納ムルコト甚タ多シト云ハサルヘカラス、但シ其習慣ノ如何ニ依リテ其間差異ナクンアラス、然レトモ概シテ之ヲ言ヘハ養老年金トシテ收受スル金額ヨリ、養老年金ノ資金ニ充テンカ爲メ間接稅トシテ納ムル所ノ金額ノ方一層多シト謂ツヘキナリ、尙ホ之ヲ詳言センカ、養老年金ノ資金ニ充テンカ爲メ酒類ニハ多クノ稅ヲ課セスンハアラス、勞働者ノ常トシテ酒ヲ好ムモノ甚ハタ多シ、酒ヲ飲ムノ度合甚ハタシケレハ甚ハタシキ程間接稅ヲ取ラル、コト益々

多ク、之ニ反シテ酒ヲ飲ムノ度合低クケレハ低キ程間接稅ヲ取ラルルコト益々少ナキモノト知ルヘシ。吾人ハ既ニ社會中上位ヲ占ムルモノハ全人口ノ六分ノ一ニ當レルコトヲ述ヘタリシカ、此階級ニ屬スルモノハ概シテ養老年金ノ資金ニ充テンカ爲メニ直接稅トシテ納付シタル金額ヨリ、養老年金トシテ收受シタル金額ノ方一層多カルヘキハ、復タ疑フヘカラサルナリ、然レトモ此階級中ノ或ル部分ハ酒ヲ飲ムカ爲メニ間接稅ヲモ仕拂フガ故ニ、收支相匹敵スル場合アルヘシ。右ノ如ク分チタル各階級ノ員數及稅トシテ納付スヘキ金額等ノ計算法ハ全ク正確ナルモノト云フヲ得ス、正誤スヘキ點アルコトハ免カルヘカラス、然レトモ凡ソ事ヲ論スルニハ之カ標準目安ヲ立テタサルヘカラス、今マ六十五歳ニ達シタランニハ一般ハ養老年金ヲ給與セント欲スル方法ヲ設ケンカ爲メニハ須ラク之カ標準目安ヲ立テ、之ヲ論述セサルヘカラス。

廣ク一般ニ給與スヘキ養老年金制度實行費ト他ノ事業ノ實行費トノ比較

今マ吾人カ假リニ此養老年金制度ヲ實行セントスルニ當リテ、新タニ局ヲ設クルコトヲ爲サス、新タニ稅ヲ課スルコトヲ爲サス、之カ資金ヲ集ムルカ爲メニ新タニ局ヲ設クルコトヲ爲サス、養老年金ヲ拂ヒ渡ス場合ニハ皆ナ是レ郵便局ヲ經由スルコト、ナシ、總テ現在ノ官衙ノ手ニテ取り扱フコトトナサンカ、此制度實行ニ要スル概算費額ハ一百萬封度ニテ事足ルヘシト思ハル。

今マ保險制度ノ事ニ就テ聊カ述ル所アラントス、抑モ此保險制度ナルモノハ養老年金制度ノ如ク普ネク一般ニ及フヘキモノニアラス、乃チ保險契約ヲ爲シテ意ヲ幾萬カノ保險料ヲ納メタルモノ、ミニ對シテ利

益ヲ興フルモノナリ、保險契約者ハ最後ニ保險會社ヨリ相當ノ保險金ヲ得ンカ爲メニ、斯ク引キ續キテ保險料ヲ納ムルモノナリ、決シテ廣ク一般ニ及ボスヘキモノニアラサルナリ、而シテ此保險制度實行ニ要スル所ノ費用ハ被保險人ノ受ケ取ルヘキ保險金ニ比例スルモノト知ルヘシ、且ツ此保險制度實行ニ就テ人民ノ負擔トナルヘキ分ハ其百分ノ三十乃至六十五ノ割合ニ當ルヘキナリ、而シテ其實行費用ハ之ヲ極メテ最低下ニ見積ルモ、一ケ年間ニ一千萬封度ニ下ラス、之ヲ養老年金ノ實行費ニ比ヘナハ如何、十倍ナルコト知ルヘキノミ。

今マ養老年金制度ヲ實行センニハ果シテ幾干ノ費用ヲ要スヘキヤ、精密ニ之カ豫算ヲ立ルハ決シテ容易ノコトニアラス、然レトモ他ノ二制度ノ實行費用ヲ以テ假リニ標準ト爲シタランニハ、之カ豫算ヲ立ルコトヲ得ヘキナリ。

所謂ル他ノ二制度トハ何ソヤ、曰ク其一ハ一千八百九十七年及一千八百九十八年ノ制定ニ係ル海關稅及内國稅ノ徵收及取扱ニ關スルモノ是レナリ、而シテ之ニ要スル實行費用ハ二百七十四萬五千封度ナリ、又タ其他ノ一ハ郵便局(電信局及運輸課ハ之ヲ除ク)ノ實行費用七百五十九萬二千封度是レナリ、而シテ今マ右ノ内二百七十四萬五千封度ノ方ニ就テ之ヲ言ハンカ、必要ナル費用ニ應センカ爲メニ課セラレタル新稅ハ極メテ少ナシト謂ツヘキナリ、所得稅及死亡稅ノ如キハ從來ニ比スレハ幾干カ増加シタリト雖モ、是レトモモ富有者ヨリ直接稅トシテ徵收スルモノニシテ、斯ク増加スレハトテ別ニ其取立費用ノ嵩ムヘキモノニアラス、是レ他ナシ其取立ニ從事スル官吏ノ數ハ全ク從來ノ儘ニシテ之レカ爲メニ更ニ増スコトナケレハナ

リ、且ツ直接稅ニ於テ斯ク増加スル所アリト雖モ、海關稅及國產稅徵收ニ要スル費用ノ増加額ニ比スレハ一層少ナキモノナリ、斯ク海關稅等徵收費用増加スル所アルモ新タニ局ヲ設クル等ノコトアラサリシナリ此等ノ事業ノ實行ノ方法及之ニ要スル費用ハ概ネ右ニ掲ケタルカ如シ、然ルニ養老年金制度實行ノ方法及之ニ要スル費用如何ト云フニ概ネ左ノ如シ、曰ク養老年金ヲ支拂ハンニハ郵便局ノ手ヲ經由スルコト、ナシ、一ケ月ニ一回一定ノ日ニ支拂フヘキモノトス、但シ其定日ト云ヘルハ時宜ニ依リテ或ハ二日間ニ跨カルコトアリ、郵便局ニ於テ斯ク年金支拂方ヲ取リ扱フニ就テハ特ニ一小局ヲ設クルノ必要アリト雖モ、左マテ多額ノ費用ヲ要スヘキモノニアラス。

又タ郵便局ニ於テ養老年金ノ資金徵集方ヲ取リ扱フトスルモ、之カ爲メニ役員ノ數ヲ増スコト從來ノ十分ノ一ナランニハ充分ナリト謂ツヘシ、即チ其費用二十七萬四千五百封度ニテ事足ルヘキナリ、又タ郵便局カ之カ爲メニ特ニ一局ヲ設クルトスルモ、其費用ノ増加スルコトハ今日ノ費用ノ十二分ノ一以上ニ上ラサルヘシ、尙ホ精密ニ之ヲ言ヘハ一ケ月ニ就キ之カ爲メニ一日ツ、ヲ費ストスルモ、郵便局ノ費用ノ増加スルコト今日ノ費用ノ十分ノ一以下ニテ充分ナルヘシ、即チ一ケ年間七十五萬九千二百封度ニテ事足ルヘシ、故ニ養老年金制度實行費用一ケ年間ニ百萬封度ト見積ラハ尙ホ餘アリト謂ツヘキナリ。

實行費用及利得ノ概略

養老年金制度實行ニ要スル總金額ハ二千八百萬封度ナルヘク、而シテ之ヲ現今老年者ニ對シテ費シ居ル所ノ金額ニ比スレハ、ヨリ多キコト二千二百萬封度ナルカ、斯ル實行ニ對シテ得ル所如何ト云フニ、老年者

カ養老年金トシテ受クル所ノ總金額ハ二千七百萬封度ニ達スヘキナリ、抑モ養老年金制度ナルモノハ貧民救助法ノ一種變體トモ謂ツヘキモノナルカ、此等ノ貧民カ營ニ此年金ヲ受クルノ利益アルノミナラス、之ニ加フルニ我國民ノ富ヲ増スノ利益アルヘキナリ、乃チ養老年金給與カ種々ノ方面ニ於テ富ヲ増スノ方便タルコトハ予輩カ既ニ前段ニ於テ述ヘタル所ナリ。

此年金制度ヨリ生スル利益ノ事ニ就テ既ニ前段ニ於テ述ル所アリシカ、今マ茲ニ再ヒ之ヲ繰リ返シテ聊カ述ル所アランハ、全ク無用ノコトニアラサルヘシ、先ツ第一ニ養老年金ヲ受クルモノ、有様ノ一變スルコト是レナリ、例之ヘハ其性質カ幾干カ善良トナリ體力能力モ共ニ一層善クナリテ勞働ヲ爲シ得ルニ至ルカ如キコト是レナリ、我カ國民中幼童ト上等社會ヲ除キテ殘リ二千五百萬ノ人口ハ下等社會ニ屬スルモノナルカ、此等ノ人民カ一人々々少額ノ金ヲ得タリトスルモ之ヲ總計スレハ實ニ莫大ナル金額ニ上ルヘキナリ尙ホ之ニ加フルニ從來ハ病弱ナリシカ爲メ徒費セシ金員モ今ハ之ヲ貯フルニ至ルヘキナリ、斯ル利益ハ皆ナ是レ養老年金給與ノ賜モノト云ハサルヘカラス。

今日戶外救助ヲ受ケ居ルモノハ男女共ニ何等ノ勞働ヲモ爲サス全ク社會ノ厄介物タルニ過キサレトモ、養老年金給與ノ結果トシテ皆ナ自活ノ途ヲ立ルニ至ルヘキナリ。

此外養老年金給與ノ結果トシテ現在ノ生産力ヲ幾干カ増加シ得ヘキナリ、例之ヘハ小規模ノ耕作、果實ノ生スル樹木栽培ノコト、家禽飼養ノ事杯從來無頓着ニ棄テ置カレシモノカ、養老年金給與ノ結果トシテ老人ノ手ニ依リテ發達スルカ如キコト是レナリ。

今マ養老年金給與ノ結果トシテ生スル所ノ利益ヲ概言スレハ左ク如クナルヘシ、曰ク今マ假リニ二千四五百萬ノ人民カ各自ニ養老年金給與ノ結果トシテ從來ニ比シテ、一週間ニ就キ六片宛多ク儲ケ得ヘシトセンカサラハ一ケ年間ニ三千二百萬封度ノ利益ヲ得ルコト明カナルヘシ、又タ從來戶外救助ヲ受ケ居タルモノカ養老年金給與ノ結果トシテ、各自カ一週間ニ就キ僅カニ二噓六片ヲ儲クルニ過キストスルモ百四十萬封度ヲ儲クルコトヲ得ヘシ、此外農夫等カ此年金ヲ受クルカ爲メニ一ケ年ニ五百萬封度ヲ儲ケ得ルナラン、斯クテ養老年金給與ノ結果トシテ一ケ年間ニ得ル所ノモノヲ合算スレハ三千八百萬封度以上ニ登ルヘシ、實ニ莫大ナル金額ナラスヤ、普通一般ノ經濟家ヨリ之ヲ見レハ斯ル事實カ實際ニアルヘキカトテ恐ラクハ一笑ニ附シ去ルヘシ、然レトモ極メテ嚴密ナル經濟家ハ之ニ對シテ非難ヲ加フルノ點ナキニハアラサルヘシ、斯ル非難ハ予ノ固ヨリ辭セサル所ナリ、予ノ大主眼トスル所ハ養老年金制度ヨリ生スル利益ノ極メテ精密ナル豫算額ニアラス、畢竟スルニ養老年金制度ヨリ生スル利益ノ大ナルコトヲ世人ニ知ラシムレハ予ノ願ヒ足ランノミ、各方面ヨリ論評批難ノ來ルハ固ヨリ予ノ覺悟スル所ナリ、今マ予ハ本編ノ終結ヲ告ケント欲スルニ際シテ僅カニ左ノ數語ヲ述フレハ足ランノミ、曰ク此養老年金問題ヲ益々深ク研究スレハ研究スル程其利益ノ益々大ナルコトヲ知ルヘキナリ、今日ノ生計上及未來ノ有様ニ就テ之ヲ考フルモ吾人ノ怡樂幸福ヲ増進スルノミナラス、國家經濟上ノ利益モ亦タ大ナラスンハアラス、予カ右ニモ述ヘタル如ク之ヲ實行スルニ就テハ大ナル費用ヲ要スヘシト雖モ、其利スルハ之ヲ補ヒ得テ尙ホ餘リアルヘキナリ。

○萬國衛生會議

合衆國大統領ノ教書

此教書ハ合衆國ト他ノ列國トノ間ニ訂結セラレタル條約ノ事ニ關シテ、他ニ通牒スルノ主意ニ出テタルモノナリ、蓋シ此條約ハ一千九百十三年一月十七日巴里ニ於テ調印セラレタルモノニシテ、其實一千九百十三年十二月三日ニ於ル萬國衛生會議ノ決議事項ノ變更ニ係ルモノ是レナリ。

一千九百十三年二月十八日此條約ニ就テ第一讀會ヲ開キ而シテ之ヲ外國々際委員會ノ許ヘ回送シタリ、但シ此教書及之ニ伴フ所ノ書類ハ之レ上院ニ回送センニ便宜ノ爲メ印刷ニ付シタリ。

予カ今マ上院ニ通牒セントスル事柄ハ合衆國ト他ノ列國トノ間ニ訂結サレタル條約ニ關スルモノ是レナリ即チ合衆國カ此條約ヲ承認スルニ就テ上院ノ意見及協賛ヲ得ント欲スルモノナリ、蓋シ此條約ハ一千九百十三年一月十七日巴里ニ於テ調印サレタルモノニシテ、其實一千九百十三年十二月三日ニ於ル萬國衛生會議ノ決議事項ノ變更ニ係ルモノト知ルヘシ。

願ハクハ此條約ニ關シテ大藏大臣ノ勸告スル所、及國務大臣モ亦タ此勸告ノ主意ニ同意シタル事ニ就テハ深ク御注意アラシムコトヲ、所謂ル其勸告トハ他ニアラス、合衆國カ此條約ヲ承認スル事ニ就テ上院ニ於テ意見ヲ述ヘ且ツ協賛ノ意ヲ表セラル、ノ場合、上院ノ意見トシテ此條約中第九條ニ但書ヲ加ヘテ除外例ヲ

設ケラレン事ヲ望ムト主張セラレンコト是レナリ、此第九條ニ加フヘキ但書ハ左記ノ如クナラン事ヲ要ス

『本條ノ規定ハ合衆國カ海港防疫上非常ノ衛生設備ヲ要スル場合、特別ナル檢疫處分ヲ行フモ更ニ妨ケナキモノトス』

一千九百十三年二月十七日

白雲館ニ於テ

タブリユウ、エム、エツチ、タフト

上院御中

大統領閣下予ハ今マ閣下ニ一書ヲ奉呈スルノ光榮ヲ有ス、其書面ノ主意ハ合衆國ト他ノ列國トノ間ニ訂結セラレタル條約ヲ上院ニ回送シ、合衆國カ之ヲ承認スルニ就テ上院ノ意見及贊同ヲ得ント欲スルニアリ、蓋シ此條約ハ一千九百十三年一月十七日巴里ニ於テ調印セラレタルモノニシテ、其實一千九百十三年十二月三日ニ於ル萬國衛生會議ノ決議事項ノ變更ニ係ルモノト知ルヘシ。

予ハ又タ左記ノ事柄ヲ閣下ニ上申スルノ光榮ヲ有ス、抑モ此事件ヲ上院ニ申達シテ上院ノ意見ヲ聞キ又タ之カ承認ヲ得ント欲スルニ當リ、上院ノ意見トシテ此條約第九條ニ左記ノ如キ但書ヲ加ヘラレンコトヲ望ムト主張セラレタシ、是レ大藏省ノ意見ニシテ予モ亦タ其意見ニ贊同ノ意ヲ表スルモノナリ、願ハクハ閣下此意ヲ上院ニ致セ、即チ右第九條ニ加フヘキ但書ノ主意ニ曰ク、『本條ノ規定ハ合衆國カ海港防疫上非常

ノ衛生設備ヲ要スル場合、特別ナル檢疫處分ヲ行フモ更ニ妨ケナキモノトス』敬具
一千九百十三年二月十四日

三〇

大統領閣下

國務省 ビー、シー、ノツクス

一千九百十二年五月二十七日付ヲ以テ御差立ニ相成候御書面ノ趣拜承仕候、即チ御書面中ニハ一千九百十二年一月十七日巴里ニ於テ調印サレタル會議ノ決議案ノ寫ヲ御封入ニ相成候ガ、此決議案ナルモノハ畢竟スルニ一千九百十三年十二月三日ニ開催サレタル萬國衛生會議ノ決議事項ノ變更ニ係ルモノニシテ、今マ此事ニ關シテ貴下ニ一書ヲ拜呈スルハ予ノ最モ光榮トスル所ニ御座候。

而シテ此決議案ナルモノニ就テ上院ノ意見ヲ聞キ且ツ合衆國カ之ヲ承認スルニ就テ上院ノ同意ヲ得ンカ爲メニ、本省所屬ノ公衆衛生局ヲシテ此事ニ關シテ充分ノ調査ヲ爲サシメタリ、斯クテ御書面中ノ譯文ト佛文ナル原書トヲ對照比較シテ熟讀シタルノ結果左記ノ如キ幾分ノ修正ヲ加フルノ適當ナルコトヲ信スルニ至レリ、本省ハ所屬公衆衛生局ノ意見ヲ容レテ二ヶ條ノ大體議ヲ除クノ外此決議案ノ全部ヲ擧ケテ合衆國上院ヲシテ承認ニ同意セシムルノ至當ナルコトヲ信スルモノナリ、而シテ所謂二ヶ條ノ大體議ナルモノハ、彼ノ巴里會議ノ決議案第九條ニ關スルモノ是レナリ、尙ホ之ヲ細言センニ此第九條中第二項ノ意義ニ於テ甚ハタ不十分ナル所アルカ故ニ、之ヲ修正セント欲スル旨趣ニ出テタルモノニ外ナラス、乃チ同條第二項中

ニ「鼠族退治ニ關スル手段ハ既ニ實行サレタリ、又タ黃熱ニ關スル蚊族退治ノ方法モ既ニ實行サレタリ」トノ明文アリ、是レ甚タ不十分ナルカ故ニ修正ヲ加ヘント欲スル所以ナリ。

鼠族退治ニ關スル手段及蚊族退治ニ關スル方法既ニ實行セラレタリト云ハ、事既ニ過去ニ屬スルモノニシテ將來ニ及ホサ、ルモノ、如シ、是レ甚ハタ不十分ナルモノニアラスヤ、試ミニ見ヨ海港ノ情況如何ニ依リテハ將來トテモ鼠族退治及蚊族退治ノ方法手段ヲ取ルベキ必要ノ場合ナクンハアラス、今マ衛生學上ノ見地ヨリ之ヲ言ハンニ人類ニ關スル「ベスト」ハ既ニ消滅スト雖モ、鼠族ニ關スルモノハ尙ホ未タ然ラス、人類ニ關スル黃熱ハ實際其跡ヲ絶テリト雖モ、蚊族ニ關スルモノニ現存スルコト少ナカラサルハ共ニ是レ事實ノ證明スル所ニシテ世人善ク之ヲ知レルニアラスヤ、事既ニ斯ル有様ナルカ故ニ本省ハ海港檢疫規則ナルモノヲ設ケテ、「ベスト」及黃熱ノ傳染ヲ豫防スル方策ヲ取ルノ止ヲ得サルニ出テタルモノナリ然ルニ斯ル方策ヲ採ルハ巴里會議ノ決議案ニ違犯スルモノナリト非難起レリ。

本省ハ去ル夏季中重要ナル二港若クハヨリ多クノ海港ニ於テ「ベスト」發生シタリトノ報告ニ接シタリ、而シテ此病原ハ果シテ何所ニアリヤト云フニ他ノ海港ヨリ輸入シタルモノニ外ナラス、恐ラクハ其海港ト云ヘルハ鼠族ニ關スル「ベスト」ナルモノ現存シ居タルモ、其地方ニ於ル衛生當局者カ之ヲ認識セサルヨリ終ニ之ヲ他ニ輸出スルニ至リタルモノナラン、果シテ然ランニハ之ニ應スルノ方法手段ヲ取ラサルヘカラス即チ巴里會議ノ決議案ニ修正ヲ加ヘント欲スルモノ是レナリ、之ヲ具體的ニ云ヘハ特別ナル海港檢疫規則ヲ設ケ非常ナル衛生的設備ヲ以テ斯ル傳染病豫防ノ事ニ從ハンコト是レナリ。

斯クテ今マ本省ノ意見ノアル所ヲ以テセンニ曰ク、彼ノ決議案第九條第二項ノ意義ヲ一層擴張シ之ニ關スル特別ナル規則ヲ設ケ、之ヲ實地ニ適用スルコト、爲スモ彼ノ巴里會議ノ主意ニ違犯スルコトナシトノ意義ヲ有セシムルコト、爲シタランカ、斯ル場合ニ於テハ合衆國ハ巴里會議ノ決議案全部ヲ擧ケテ承認スルコトニ躊躇セサルヘシ、本省ノ意見斯クノ如クナルニ過キサレナリ。

然ルニ巴里會議ノ決議案ニ調印シタル列國中ノ或ル國ノ說ニ曰ク、本省ノ主張スルカ如キ或ル規則ヲ設ケテ以テ之ヲ實地ニ適用センハ巴里會議ノ決議案第九條ノ主意ニ違犯スルモノナリト、此ニ於テカ同決議案ノ第九條殊ニ同條二項ノ意義ヲ一層擴張スヘキ修正案ヲ提出スルノ必要起ラスンハアラス、斯ル修正案ノ成リ立タサル以上ハ巴里會議ノ決議案ニ對シテ承認ヲ與フルコト能ハサルナリ、蓋シ自國ヲシテ損害ヲ受ケサラシメント欲セハ然カセサルヘカラサレハナリ、試ミニ見ヨ傳染病流行地若クハ疑似症流行地ト目セラレタル外國海港ヨリ病毒感染ノ鼠族若クハ蚊族ヲ輸入センニハ極メテ危険ナリト云ハサルヘカラス、斯ル危険ヲ避ケンカ爲メニ之ヲ豫防スルノ方法ヲ設ケテ之ヲ實行センハ固ヨリ至當ノ事ナリト云ハサルヘカラス然ルニ是レ彼ノ第九條ニ違犯スルモノナリト云ヘルカ如キ決議案ニ對シテ承認ヲ與フルコト能ハス、獨リ合衆國ノミナラス斯ル場合ニ遭遇セル或ル他ノ國モ亦タ然ルヘキナリ。

右ノ如キ次第ナルカ故ニ合衆國カ彼ノ巴里會議ノ決議案ヲ承認スルニ就テハ先ツ第一ニ第九條ニ修正ヲ加ヘシメサルヘカラス、否ラスンハ姑ラク承認スルコトヲ見合センコトヲ要ス、是レ本省ノ意見ナリ、敬具
一千九百十三年一月十七日

華盛東府

大藏省 ゼー、エフ、カーチス

國務大臣尊下

大藏大臣尊下本月十七日御差立之御書面ノ趣悉ク拜承仕候、乃チ一千九百十三年一月十七日巴里ニ於テ調印サレタル萬國衛生會議ナルモノハ、畢竟スルニ一千九百十三年十二月三日ニ於ル萬國衛生會議ノ主意ヲ變更シタルモノニ外ナラス、而シテ此巴里會議ノ決議案ニ關シテ貴省所屬ノ公衆衛生局ノ御調査ノ結果ヲ承知仕リ大ニ得ル所有之候、扨テ公衆衛生局ノ御意見ハ彼ノ巴里會議ノ決議案第九條ノ主意ニ反對セラル、モノ、如シ、即チ同條第二項ニ『鼠族退治ノ方法ハ既ニ實行サレタリ、又タ黃熱ノ事ニ關シテ蚊族退治ノ手段ハ既ニ實行サレタリ、』トノ明文ニ就テ反對セラル、モノ、如シ。

彼ノ巴里會議ニ調印シタル列國中ノ或ルモノハ、貴省カ防疫ノ必要上公布サレタル規則ヲ目シテ、彼ノ巴里會議ノ決議案第九條ニ違犯セルモノト見做シタル由、此ニ於テカ公衆衛生局ノ御意見トシテ彼ノ巴里會議ノ決議案第九條ニ修正ヲ加ヘラレサル以上ハ合衆國ハ之ヲ承認セサルヲ至當ナリト思惟セラル、趣ニテ、貴省ノ御意見モ此第九條ニ關スル反對說ノ何トカ解決ノ着クマテハ、彼ノ巴里會議ニ對シテ合衆國ノ承認ヲ與フルコトヲ見合サンコトヲ要スト云ヘルニ歸着致シ候由。

海港防疫上必要ナリト認メタル場合ニハ非常ナル衛生的設備ヲ爲シテ特別ナル海港檢疫處分ヲ爲スモ、彼

ノ巴里會議ノ決議案第九條ニ抵觸スルモノニアラストノ事ヲ確ムルニアラスンハ、巴里會議ニ對シテ合衆國ハ承認ヲ與フヘキモノニアラストハ、本省モ全く御同意ニ御座候、願ハクハ此等ノ顛末ヲ上院ニ具申シテ同院ノ意見ノアル所ヲ確カメラレンコトヲ、敬白

一千九百十三年一月二十七日

華盛東府國務省

ヒーシー、ノックス、

大藏大臣尊下

國務大臣尊下一月十七日付ヲ以テ本省ヨリ拜呈仕候書面ニ對シ、同月二十七日付ヲ以テ御返書ヲ賜ハリ候ハ予ノ最モ光榮トスル所ニ御座候、本省ヨリ差シ上ケ候書面ノ主意ハ一千九百十三年一月十七日巴里ニ於テ調印サレタル萬國衛生會議ノ事ニ關スルモノニテ、其會議ナルモノハ畢竟スルニ一千九百十三年十二月三日ニ於ケル萬國衛生會議ノ主意ヲ變更シタルモノニ外ナラス、而シテ右巴里會議ノ事柄ニ就キ公衆衛生局ヲシテ調査セシメタル結果ヲ申進シ候ニ對シテ御返書ヲ添フシタル次第ニ御座候。

貴省ヨリノ御返書ノ趣ニ據レハ貴省ノ御意見モ矢張り彼ノ巴里會議ノ事件ハ之ヲ上院ノ方ヘ回送シテ其意見ヲ聞カンコトヲ要スト云フニアリ、但シ之ヲ上院ニ回送スルニ就テハ巴里會議ノ決議案第九條ニ左ノ如キ修正ヲ加ヘンコトヲ要ストノ主意ヲモ付記スルノ必要アリ、此事ニ就テモ矢張御同感ト拜承仕候、即チ

第九條ノ修正案トハ他ニアラス、海港防疫上必要ト認メタル場合ニハ非常ノ衛生上設備ヲ爲シテ海港檢疫規則ヲ設ケテ之ヲ實行スルモ、決シテ第九條ノ主意ニ抵觸スルモノニアラストノ但書ヲ加フルコト是レナリ、而シテ此等ノ事柄ニ關シテハ上院モ多分異見モ之レナカルヘク、好結果ヲ得ルニ疑ヒナカルヘシト確信罷在候 敬具

一千九百十三年二月五日

華盛東府

大藏省 フランクリン、マクヅキー

國務大臣尊下

日耳曼帝(普魯西王、日耳曼帝國ノ代表者)。

亞米利加合衆國大統領。

亞爾然丁共和國大統領。

奧太利帝(ボヘミア王、ハ匈牙利王)。

白耳義王。

ボクヅ井ア共和國大統領。

ブラヂル合衆共和國大統領。

勃牙利王。

智利共和國大統領。

コロンビア共和國大統領。

コスダリカ共和國大統領。

玖瑪共和國大統領。

丁抹王。

エコードル共和國大統領。

佛蘭西共和國大統領。

大不列顛王。(愛爾蘭、海外ノ英領、印度等ヲモ含ム)

ヘレンス王。

ガテマラ共和國大統領。

ハイチ共和國大統領。

ホンジュラス共和國大統領。

伊太利王。

ルクセンバーク大公。

メキシコ合衆共和國大統領。

モンテネグロ王。

諾威王。

巴奈馬共和國大統領。

子ゼルランド女王。

波斯王。

葡萄牙共和國大統領。

ルーマニア王。

露西亞帝。

サルヴハードル共和國大統領。

セルツ井ア王。

暹羅王。

瑞典王。

瑞西聯邦大統領。

ワットマン帝。

埃及王。

東洋ウルガイ共和國大統領。

以上掲ケタル諸國ハ左記ノ如キ事柄ニ關シテ一致同意ヲ表シタリ、曰ク一千九百三年十二月三日巴里ニ於テ調印サレタル萬國衛生會議ノ事項ニ就テ何等カノ變更ヲ加フル事、即チ其以來傳染病豫防學上及實地經驗上新機軸出現サレタルヨリ何等カノ變更ヲ加フルノ必要起リタレハナリ、尙ホ之ヲ細言センカ、黃熱ニ關スル萬國衛生規則ヲ新タニ設クル事、其他萬國衛生規則ニ關スル原則ヲ可及的擴張スル事等はレナリ、而シテ此等ノ諸國ハ斯クノ如ク一致同意ヲ表シタル後夫々代表者ヲ任命シタリ、(譯者曰ク斯ク任命シタル代表者ハ一國ニシテ僅カニ一名ニ止マルアリ、或ハ三五名ノ多キニ及ヘルアリ、其代表者ノ數ハ各國ノ適意ニシテ制限アルニアラス、但シ其代表者ノ氏名等ハ之ヲ略ス)

既ニシテ此等列國ノ代表者ハ正式ニ從ツテ作成セラレタル全權委員狀ナルモノヲ示シ合シテ後、左記ノ事項ニ對シテ一致同意ヲ表シタリ。

第一總則

第一編 本會議ニ調印シタル列國ハ其管轄内ニ於テ「ペスト」虎列拉若クハ黃熱ノ發生シタル場合、左記ノ規則ヲ遵守センコトヲ要ス。

第一章 先ツ他ノ國ヘ通報シ尙ホ其後ノ模様ヲ通知スヘキ事。

第一條 各國政府ハ其管轄内ニ於テ「ペスト」虎列拉若クハ黃熱ノ發生シタル場合ニハ直チニ他國ノ政府ニ通報センコトヲ要ス、「既ニ斯ル傳染病ノ發生シタル區域以外ニ續發シタル場合モ亦タ同様タルヘキ事。

第二條 左ニ記載スル格段ナル事項ハ右第一條ニ規定セル通報ト共ニ通知スルカ、若クハ其後ナランニハ極メテ速カニ通知センコトヲ要ス。

- 一、傳染病發生地ノ隣接地。
- 二、其發生ノ時日、其原因及其模様。
- 三、發病數及死亡數。
- 四、感染區域ノ廣サ。
- 五、「ペスト」發生ノ場合ニハ鼠族ノ死亡數。
- 六、黃熱發生ノ場合ニハ「ステゴミヤ」(蚊族ノ一種)發生ノ有様。
- 七、速カニ取リタル處分法。

第三條 第一條及第二條ニ掲ケタル通告ハ其傳染病發生シタル國ノ都府ニ於ケル領事館ニ宛テ差シ出サンコトヲ要ス。

若シ其都府ニ領事館ノアラサル場合ニ於テハ直チニ電報ヲ以テ他ノ政府ヘ通告センコトヲ要ス。

第四條 第一條及第二條ノ通告ヲ發シタランニハ、其傳染病流行期間中ハ尙ホ引キ續キテ隨時其疾病ノ經過ヲ通告センコトヲ要ス。

而シテ第二回目以下ノ通告ハ出來得ヘキ丈ケ精密ナルヘク、且ツ實行シタル豫防法等ニ關シテハ殊ニ委シク通告センコトヲ要ス。

今マ第二回目以下ノ通告ニ關スル箇條ヲ擧ケンニ、(一)傳染病ノ豫防ニ關スル醫事衛生上ノ視察、隔離法及消毒法ニ關スル事、(二)船舶ノ出帆ニ際シテ傳染病輸出豫防法トシテ實行シタル方法、殊ニ第二條第五項及第六項ニ記載シタル疾病ノ發生シタル場合鼠族退治及蚊族退治ニ就テ取リタル手段等是レナリ。

第五條 右ニ掲ケタル條項ハ極メテ速カニ極メテ誠實ニ實行センコト最モ肝要ナリト知ルヘシ。

右ニ掲ケタルカ如ク或ル一國政府ノ管轄内ニ於テ「ペスト」、虎列拉及黃熱若クハ其疑似症發生シタル場合、之ヲ他國ニ通告センニハ適當ナル時機ナクンハアラス、若シ其時機ヲ誤リタランニハ其之ヲ通告シタルノ價值毫モ之レナキモノト知ルヘシ、故ニ「ペスト」、虎列拉及黃熱ノ發生シタル場合ハ成ルヘク速カニ之ヲ他國ニ通告セシムヘク、鼠族ノ死亡スルコト非常ナル事實ヲ通告セシメンニモ亦タ然リ。

第六條 右ニ掲ケタル傳染病ノ發生シタル國ノ政府ハ、隣接シタル國若クハ商業上關係アル國ヘ右ノ如キ通告ヲ爲サンハ最モ然ルヘキコトナリ。

第二章 或ル地方ヲ傳染流行地ト布告シ若クハ再ヒ健康ト布告スルニ就テノ條件。

第七條 或ル地方ニ於テ僅カニ「ペスト」、虎列拉若クハ黃熱ノ發生シタルノ故ヲ以テ、直チニ此地方ニ對シテ第二編ニ規定セル處分法ヲ適用スヘキモノニアラス。

然レトモ「ペスト」若クハ黃熱カ他ヨリ輸入シタルニアラス、某地方ニ數回自發シ、又ハ虎列拉カ同シク其地方ニ數回自發シタル場合アリトセンカスル場合ニ於テハ、此地方ヲ稱シテ傳染流行地ト謂ツヘキナリ。

第八條 傳染病流行地ノミヲ限リテ第二編ニ規定セル處分法ヲ適用センカ爲メニ、政府タランモノハ傳染病流行地ヨリ來リタルモノ、ミニ對シテ此處分法ヲ適用センコトヲ要ス。

此本文中ニ地方ナル語アリ、其意義如何ト云フニ彼ノ通告書中ニ記載サレテ某々ト指定サレタルモノ是ナリ、例之ヘハ郡、市、町、村若クハ此等ノ内ノ一部分ニシテ其廣サノ如何、人口ノ多寡等ニハ毫モ關係ナキモノト知ルヘシ。

然レトモ所謂ル此地方ナル語ハ傳染病流行地ニ限ラレタルモノナリ、尙ホ之ヲ詳言スレハ左ノ如シ、曰ク傳染病ノ發生シタル國ノ政府カ其發病ニ對シテ必要ナル處分法ヲ正當ニ行フタル地方是レナリ。

所謂ル其處分法トハ、(一)其傳染病ノ蔓延ヲ防遏スル事、(二)其傳染病ノ虎列拉ナラン場合ニハ、第十三條中第一項及第二項ニ記載サレタル事物ノ輸出セラル、コトヲ禁止シ、又タ傳染病流行地ヨリ來レル事物ノ輸入ヲ禁止スルノ類是レナリ。

或ル事物カ好シ傳染病流行地ヨリ來着スルモ、其發病前少ナクモ五日間アリテ既ニ其地ヲ立チ去リタルモノ、來着ニ係ルモノハ右ノ如キ輸入禁止ヲ爲スヲ要セス。

第九條 或ル地方ガ最早傳染病流行地ト見做スノ必要ナシト思惟セラル、ノ場合ニ於テハ、官憲之ヲ布告セサルヘカラス、但シ左記ノ事項ヲ明記センコトヲ要ス。

一、「ペスト」若クハ虎列拉ノ場合ニハ、五日間死亡者又ハ新患者之レナキ事、黃熱ノ場合ニハ最後ノ患者ノ離隔ノ死亡若クハ全治以來十八日間會テ新患者之レナキ事。

一、「ペスト」若クハ虎列拉ノ場合ニハ、五日間死亡者又ハ新患者之レナキ事、黃熱ノ場合ニハ最後ノ患者ノ離隔ノ死亡若クハ全治以來十八日間會テ新患者之レナキ事。

二、消毒法等充分ニ實行シタル事、其他「ペスト」ニ就テハ鼠族退治ノ手段ヲ取リタル事、黃熱ニ就テハ蚊族退治ノ方法ヲ實行シタル事。

第三章、傳染病流行地ナル海港ヲ船舶ノ出帆スルニ際シ取ルヘキ處分法。

第十條 關係官衙ハ適當ナル處分ヲ爲サ、ルヘカラス。

- 一、苟クモ「ペスト」、虎列拉若クハ黃熱ノ症候アルモノハ乗船セシムルコトヲ禁止ス。
- 二、「ペスト」若クハ虎列拉ノ場合ニ於テハ病毒感染ノ嫌疑アル商品若クハ物品ハ船舶ニ搭載スル事ヲ禁ス、但シ陸上ニ於テ官衙ヨリ任命サレタル醫師ノ立合ノ上ニテ、消毒サレタルモノハ此限ニアラス。
- 三、「ペスト」ノ場合ニ於テハ鼠族ノ船舶ニ入り込マサル様豫防スヘキ事。
- 四、虎列拉ノ場合ニ於テハ船舶ニ積ミ入レル飲料水ノ良否ヲ確ムヘキ事。
- 五、黃熱ノ場合ニ於テハ蚊族ノ船舶ニ入り込マサル様豫防スヘキ事。

第二編 傳染病流行地ノ豫防處分法。

第一章 豫防處分法ノ公布。

第十一條 各國政府ハ傳染病流行地ナル國若クハ地方ヨリ船舶等ノ來着シタル場合、自カラ必要ナリト信スル處分法ヲ直チニ公布セサルヘカラス。

此公布ハ直チニ其首府ニ駐在セル領事(傳染病流行地タル國ヨリ派遣セルモノ)及萬國衛生事務局ヘ通告セシムルコトヲ要ス。

右布告ノ廢止若クハ修正モ亦均シク同一ノ手續ヲ爲サンコトヲ要ス。

若シ又タ其首府ニ斯ル領事之レナキ場合ニ於テハ、其關係國ノ政府ヘ直チニ其趣ヲ通告センコトヲ要ス。

第二章 商品取扱法即チ其消毒、輸出及輸送。

第十二條 如何ナル商品ニテモ商品其物カ自カラ「ペスト」、虎列拉若クハ黃熱ヲ傳播スヘキモノニアラス「ペスト」若クハ虎列拉ノ病毒カ商品ニ感染シテ初メテ危險物トナルニ過キサルノミ。

第十三條 消毒法執行ハ「ペスト」若クハ虎列拉ノミニ限り、及地方衛生局カ病毒感染シ居レリト認ムル商品及物品ノミニ限リテ爲スヘキモノトス。

然レトモ「ペスト」若クハ虎列拉ノ場合ニ於テ左ニ記載スル所ノ商品及物品ハ消毒ニ付セシムヘク、若クハ之カ輸入ヲ禁止スヘキモノトス、而シテ斯ル商品等カ實際病毒ニ感染シ居ルヤ否ナヤ敢テ問フ所ニアラス、皆ナ消毒セサルヘカラス。

一、一旦人ノ着シタル膚着其他ノ衣服及使用シタル寢具類。

右ニ掲ケタル物品ト雖モ一家移轉ノ結果トシテ他ニ運送セラル、場合ニ於テハ、消毒等ニ付セラルヘキモノニアラス、第二十條ノ規定ニ從フヘキモノトス。

兵卒及水夫等ニ屬スル荷柵ニシテ其死後本國ヘ送り返サル、モノハ、本條第一項中第一節ニ從ツテ處分セラルヘキモノトス。

二、緊縮サレタル俵様ノ荷柵ニ種輪ヲ施コシ卸賣商品トシテ輸送サレタル襪(製紙材料ヲモ包含シ)但

シ虎列拉ノ場合ハ此限ニアラス。

紡績工場、織物工場若クハ晒布場ヨリ出テ來ル新屑物及紙ノ斷屑ハ禁止セラルヘキモノニアラス。

第十四條 前條第一項及第二項ニ特記サレタル物品ニシテ其荷造リカ途中人ノ手ニテハ如何トモスルコト能ハサルマテニ堅固ニ出來上リ居ランニハ禁止セラルヘキモノニアラス。

商品其他ノ物品ガ他ニ輸送セラル、ニ當リテ其途中傳染病毒ニ感染セラレタル他ノ物品ニ觸接スルノ機會毫モ之レナシトセンカ、斯ル場合ニ於テハ此等ノ商品カ傳染病流行地ヲ經過シテ輸送セラル、モ妨ケナキモノトス。

第十五條 第十三條第一項及第二項ニ特記セラレタル商品及物品ニシテ左記ノ如キ證據充分ナル時ハ、之ヲ輸入スルモ妨ケナキモノトス、所謂ル其證據トハ何ソヤ、曰ク此等ノ商品ハ出帆セントスル地方ニ傳染病ノ發生セルヨリ少ナクモ五日前ニ船積ニシタルニ相違ナキヲ證明スルコト是レナリ。

第十六條 消毒ノ方法、場所及鼠族、蟲類及蚊族等ヲ滅殺スヘキ方法等ハ、目的地トシテ到着シタル國ノ官衙ノ意見ニ從ツテ定ムルモノトス、且ツ其消毒法タルヤ出來得ヘキ丈ケ物品ヲ損傷セシメサル方針取ラントトヲ要ス、此外衣服、襪、繙帶、紙及小價ノ物品ニシテ病毒感染シタルモノ等ハ皆ナ之ヲ焼却セ

右ノ如ク消毒法ヲ行ヒ或ハ物品ヲ滅殺シ其他鼠族、蟲類及蚊族等ヲ滅殺スルニ就テハ若干ノ損害之ニ伴ハサルヘカラス、此損害賠償問題ハ各國ノ適意ニ解決ヲ與フヘキモノトス。

今マ假リニ船中ニ於テ鼠族蟲類及蚊族等ヲ滅殺スル手段ヲ取ルニ際シテ、衛生當局者カ直接若クハ間接ニ之カ手数料ヲ徴收スルトセンカ、斯ル場合ニ於テハ僅カニ其實費ヲ徴收スルニ過キス、決シテ之カ爲メニ聯カタリトモ利益ヲ得ヘキモノニアラス。

第十七條 書翰、通信文、印刷物、書籍、新聞紙、事業報告等(小包郵便物ハ此内ニ含まス)此規定ノ或ル禁止若クハ消毒ヲ受クヘキモノニアラス。

黃熱ノ場合ニ於テハ小包郵便物モ或ル禁止若クハ消毒ヲ受ル限リニアラス。

第十八條 陸路若クハ海路ヨリ來着セル商品ハ領内若クハ海港ニ留メ置クヲ許サス。

第十三條及第十六條ニ特記サレタル方法ヲ實行サレタル時ノミ之ヲ許スヘキモノトス、然レトモ海路ヨリ來着セル商品ニシテ其嵩大ニ其荷造リ不充分ナル所アリ、而シテ航路中「ベスト」ニ感染サレタル鼠族ノ爲メニ汚染セラレタルニ、消毒法モ行ハサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ二週間ノ最長期間之ヲ倉庫ニ入レ置キテ病原菌ノ撲滅ヲ確カメンコトヲ要ス。

前項ノ規定ヲ船舶ニ對シテ適用セントスル場合ニハ、毫モ猶豫スルコトナク極メテ速カナランコトヲ要ス、又タ海港ニ倉庫ナカラン場合ニハ費用格外ニ多カルヘキナリ。

第十九條 商品カ第十三條ノ規定ニ從ツテ消毒セラレタルカ、若クハ第十八條第三項ノ規定ニ從ツテ一時倉庫ニ入レテ病原菌ノ有無ヲ確カメラレタル場合ニハ、此商品ノ持主若クハ其代理者タランモノヨリ、消毒法等ノ實行ヲ命令シタル衛生局ニ對シテ消毒濟等ノ證明書下渡方ヲ請求スルコトヲ得ヘキモノトス

第二十條 汚染セラレタル麻布、衣服及家具ニ屬スル物品カ傳染病流行地ヨリ來着シタル場合、之ヲ消毒
センハ其傳染病ノ「ベスト」若クハ虎列拉タル時ニ限り、且ツ衛生局カ病毒感染シ居レリト認めタル時ニ
限ルヘキモノトス。

第三章 港内及海港部内ニ於ケル處分法。

イ、船舶ノ類別。

第二十一條 船中ニ「ベスト」、虎列拉若クハ黃熱ノ患者ヲ有スルカ、或ハ七日以内ニ「ベスト」、虎列拉若
クハ黃熱ノ患者一名若クハヨリ以上ノ患者發生シタランカ、二者共ニ之ヲ稱シテ感染船舶ト云フ。
船舶出帆ノ時ニ際シ其船中ニ「ベスト」、虎列拉若クハ黃熱ノ患者アリ、或ハ其航路中斯ル患者生セシモ
七日以内ニ新患者曾テ發生セザランカ、二者共ニ之ヲ名ケテ疑似船舶ト云フ。

傳染者流行地タル海港ヨリ來着セリト雖モ、其出帆前、其航路中若クハ來着ノ場合ニ於ルモ其船中ニ於
テ「ベスト」、虎列拉若クハ黃熱ニ罹リタルモノ又ハ之カ爲メニ死シタルモノ曾テ之レナシトセンカ、之
ヲ目シテ健康船舶ト云フ。

ロ、「ベスト」ニ關スル處分法

第二十二條 「ベスト」感染ノ船舶ニ對シテハ左記ノ如キ處分ヲ爲サンコトヲ要ス

一、醫事的検査

二、患者ハ上陸セシメテ隔離センコトヲ要ス

三、患者ヲ接觸シタル者及海港衛生局ノ意見ニテ疑フヘキ點アリト思惟スル者ハ、出來得ヘクンハ皆ナ
之ヲ上陸セシメンコトヲ要ス既ニ此等ノ者ヲシテ上陸セシメタランニハ能ク看守又ハ監督シテ其後ノ
模様ヲ見ンコトヲ要ス、而シテ斯ル船舶ノ來着後五日以内ニ此等ノ處分ヲ全ク結了セサルヘカラス。
此等ノ手續中何レヲ先キニシ何レヲ後チニスルヤハ、船舶ノ有様其地方ノ情況ニ從フヘキモノニシテ
斯クノ如キ事ハ海港衛生局ノ意見ニ一任スヘキモノトス。

四、水夫及乗客ノ身體ニ纏ヒ居タリシ麻布、衣服及其他ノ物品ニシテ、衛生局ノ意見ニテ病毒ニ汚染セ
ラレタリト認ムルモノハ消毒セシメン事ヲ要ス。

五、船中ニテ「ベスト」患者ノ居タル局所、若クハ衛生局ノ意見ニテ病毒感染ノ虞アリト認めタル個所ニ
消毒セシメンコトヲ要ス。

六、船中ニ於テ鼠族滅殺法ヲ實行センニハ、船荷ヲ積ミ卸シタル後カ、或ハ船荷ヲ積ミ込マサル以前ニ
之ヲ行フヘク、且ツ之ヲ實行センニハ成ルヘク船荷、床及器械等ニ損害ヲ及ボサル様注意センコト
ヲ要ス、而シテ此等ノ處分ハ出來得ヘキ丈ケ迅速ニ結了セシムヘク、如何ナル場合ト雖モ四十八時間
以上ニ亘ラシムヘカラス。

底荷丈ケ積ミアル船舶ニ於テ鼠族滅殺法ヲ行ハンニハ、更ニ船荷ヲ積ミ込マサルニ先ンシテ、出來得
ヘキ丈ケ迅速ニ行ハンコトヲ要ス。

第二十三條 「ベスト」感染ノ疑ヒアル船舶ハ第廿二條第一項、第四項、第五項及第六項ニ規定サレタル處

分ヲ受ケンコトヲ要ス。

且ツ此等ノ船舶ノ水夫及乗客ハ來着後五日間ヲ越ヘサル期間内看守セラレヘキモノトス、又タ水夫ハ此期間内上陸スルコトヲ許サス、但シ衛生局ト何等カノ交渉アル場合ハ此限ニアラス。

第二十四條 毫モ「ベスト」感染ノ疑ヒナク所請ル健康船舶ナルモノハ、直チニ其筋ヨリ健康證書ヲ渡サルヘキモノトス。

此際來着港衛生局ノ意見ニテ取ルヘキ處分ハ僅カニ左記ノ事柄ニ過キサレノミ。

一、醫事的検査

二、衛生局ノ意見ニテ病毒感染ノ虞アリト信スル場合ニ限リテ、水夫及乗客ノ着シ居タル麻布、衣服其他ノ物品ヲ消毒セシムル事、但シ此等ハ例外ニ屬スルコト、知ルヘシ。

三、來着セル船舶ハ好シ健康船舶ナリトスルモ、傳染病流行地ナル海港ヨリ來リタルモノナランニハ、衛生局ハ其船舶ヲシテ鼠族滅殺法ヲ行ハシメンコトヲ要ス、但シ之ヲ行ハンニハ其ノ船荷ヲ積ミ卸シタル後カ、若クハ其船荷ヲ積ミ込マサルニ先ンシテ行フヘキモノトス、又此殺滅法ハ出來得ヘキ丈ケ迅速ニ行フヘク、如何ナル場合ト雖モ二十四時間ヲ踰ユヘカラス、尙ホ此際注意スヘキハ水夫及乗客ノ陸地ヘノ往復ニ差シ支ヘナカラシムルコト、出來得ヘキ丈ケ船荷、床及器械等ヘ損害ヲ與ヘシメサルコト是レナリ。

水夫及乗客ハ看守ニ附セラレヘキモノトス、但シ其期間ハ傳染病流行地ナル海港ヲ出帆シタル日ヨリ

起算シテ五日間ヲ踰ヘサルモノトス、又タ同期間内水夫ノ上陸スルヲ許サス、但シ衛生局ト何等カノ交渉アル場各ハ此限ニアラス。

來着港ノ相當官衙ハ船舶中ノ醫師ヨリ左記ノ如キ誓書ヲ差シ出サシメン事ヲ要ス、曰ク某港ヲ出帆セシ以來曾テ船中ニ「ベスト」發生シタルコト之レナク、又鼠族カ常ニ異ナリタルカ有様ニテ斃レタルコト曾テ之レナキナリト、若シ船中ニ醫師ナキ場合ニハ船長ヨリ同一ノ誓書ヲ提出セシメンコトヲ要ス

第二十五條 健康船舶中ノ鼠ニ就テ爲シタル細菌學的検査ノ結果「ベスト」菌ノ存在ヲ認メタルカ、或ハ此等ノ鼠族中常ニ異ナリタル有様ニテ斃レタルモノアルコトヲ見出シタリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ左記ノ如キ處分ヲ爲サンコトヲ要ス。

一、「ベスト」菌攜帶ノ鼠族發見ノ船舶ニ關スル處分法。

(イ) 醫事的視察。

(ロ) 船荷ヲ積ミ卸シタル後カ、若クハ船荷ヲ積ミ込マサルニ先ンシテ鼠族ヲ滅殺センコトヲ要ス、但シ此際船荷、床及器械等ニ出來得ヘキ丈ケ損害ヲ與ヘサル様注意スルコト肝要ナリトス、且ツ底荷積丈ノ船舶ニ對シテ斯ル處分ヲ行フ場合ニハ、兎ニ角船荷ヲ積ミ込マサル前ニ出來得ヘキ丈ケ迅速ニ之ヲ行ハンコトヲ要ス

(ハ) 衛生局ノ意見ニテ船舶中ニ病毒感染ノ虞アリト思惟スル局部及物品ハ之ヲ消毒セシメンコトヲ要ス。

(ニ) 水夫及乗客ハ看守ニ附セラレンコトヲ要ス、但シ其期間ハ來着ノ當日ヨリ起算シテ五日間ヲ踰ヘサルモノトス。

二、鼠族中常ニ異リタル有様ニテ斃レタルモノアルヲ發見シタル船舶ニ關スル處分法。

(イ) 醫事的視察。

(ロ) 「ベスト」菌携帶ノ疑ヒアル鼠ニ就テ出來得ヘキ丈ケ速カニ試験センコトヲ要ス。

(ハ) 鼠族ヲ滅殺スルコトヲ必要ナリト思惟スル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ有菌鼠存在ノ船舶ニ行フタルト同様ノ手續ニ從ツテ滅殺センコトヲ要ス。

(ニ) 乗客及水夫ハ「ベスト」感染ノ疑ヒ之レナキニ至ルマテ看守ニ附セラル、モノトス、但シ其期間ハ來着ノ日ヨリ起算シテ五日間ヲ踰ヘサルモノトス。

第二十六條 船舶ハ時々鼠族除去法ヲ實行センコト最モ然ルヘキコト思惟セラル、ナリ、乃チ少ナクモ六ヶ月毎ニ一回ツ、之ヲ實行スルヲ適當ナルコト、謂ツヘキナリ、而シテ斯ク鼠族除去法ヲ實行シタラ

ンニハ、之ヲ實行シタル海港ノ衛生局ヨリ要求ニ應ジテ鼠族除去法執行濟ノ證明書ヲ交付セラル、モノトス、蓋シ此證明書ニハ執行ノ年月日、港名及其方法等ヲ記入セラルヘキモノニシテ、船長、船主若クハ其代理者タル者之ヲ受クヘキモノトス。

ハ、虎列拉ニ關スル處分法

第二十七條 虎列拉感染船舶ハ左記ノ如キ處分法ヲ行ハルヘキモノトス。

一、醫事的視察。

二、患者ハ上陸セシメテ隔離センコトヲ要ス。

三、患者意外ノ者モ均シク上陸セシメテ監督若クハ看守ノ下ニ置カンコトヲ要ス、但シ其期間ハ船中ノ健康状態ニ準シテ多少ノ長短アリト雖モ、五日間ヲ踰ヘサルモノトス、而シテ此期間内ニアリテ衛生局ノ意見ニテ必要ト認メタランニハ、細菌學的試験ヲ行フヘキモノトス。

四、水夫及乗客ノ用ニ供シタル麻布、衣服其他ノ物品ニシテ、衛生ノ意見ニテ病毒感染ノ虞アリト認ムルモノハ消毒セシメンコトヲ要ス。

五、船舶中ニテ虎列拉患者ノ居タル局部、若クハ其他ノ個所ニテモ衛生局ノ意見ニテ病毒感染ノ疑ヒアル處ハ消毒セシメンコトヲ要ス。

六、船中ニ貯フル所ノ飲料水ニシテ病毒感染ノ虞アリト思惟サレタラン場合ニハ、之ヲ消毒シテ後打チ棄テンコトヲ要ス、而シテ必要ナランニハ更ニ清良ナル飲料水ヲ供給シテ之ヲ補ハンコトヲ要ス。

船底ニアル水力傳染病流行地ナル港ニ於テ汲ミ込レタランカ、豫シメ消毒スルニアラスンハ港内ニ打チ棄ツルコトヲ許サス。

人ノ排泄物若クハ船中ノ汚水等ハ先ツ之ヲ消毒スルニアラスンハ港内ニ打チ棄ルコトヲ禁ス。

第二十八條 虎列拉疑似船舶ハ第廿七條第一項、第四項第五項及第六項ノ規定スル處ニ從ツテ處分セラルヘキモノトス。

水夫及乗客ハ船舶ノ來着當日ヨリ起算シテ五日間ヲ踰ヘサル期間内看守ニ附セラルヘキモノトス、又タ此期間内ハ水夫ノ上陸ヲ禁スルヲ適當トス、但シ衛生局ト交渉事件アル場合ハ此限ニアラス。

第二十九條 虎列拉ニ感染セサル船舶ハ直チニ檢疫證書ヲ交付セラルヘキモノトス。

但シ此際來着港ノ衛生局ノ取ルヘキ處分法ハ、僅カニ第二十七條第一項、第四項及第六項ニ規定セラレタル處分法アランノミ。

船舶ノ底積シタル水カ傳染病流行地ナル港ニ於テ汲ミ込レタルモノナランカ。斯ル場合ニ於テハ豫シメ之ヲ消毒スルニアラスンハ、港内ニ打テ棄ルコトヲ禁ス。

水夫及乗客ハ其健康状態ヲ見ンカ爲メニ看守ニ付センコトヲ要ス、但シ其期間ハ傳染病流行港ヲ出帆シタル當日ヨリ起算シテ五日間ヲ踰ヘサルモノトス。

又タ此期間内ハ水夫ノ上陸ハ之ヲ禁スルヲ當然ナリトス、但シ衛生局ト交渉事件アル場合ハ此限ニアラス來着港ノ當該官吏ハ船中ノ醫師ヨリ左記ノ如キ誓書ヲ提出セシメンコトヲ要ス、若シ醫師アラサル場合ニハ船長ヨリ然カセシムヘキモノトス、即チ其誓書ノ文ニ曰ク出帆以來曾テ船中ニ於テ虎列拉病發生シタルコトナシト。

ニ、黃熱ニ關スル處分法。

第三十條 黃熱感染船舶ハ左記ノ如キ處分ヲ行ハルヘキモノトス。

一、醫事的視察。

一、患者ハ之ヲ上陸セシメテ蚊族ニ整サレサル様充分保護ヲ加ヘ、且ツ隔離セシムヘキ事。

二、患者以外ノ人モ同シク上陸セシメテ監督若クハ看守ノ下ニアラシメンコトヲ要ス、但シ其期間ハ來着當日ヨリ起算シテ六日間ヲ踰ヘサルモノトス。

四、船舶ハ出來得ヘキ丈ク海岸ヲ離レテ碇泊センコトヲ要ス、兎ニ角海岸ヨリ二百メートルノ距離ナカルヘカラス。

五、出來得ヘクンハ船中ノ蚊族ハ船荷ヲ積ミ卸サ、ルニ先ンシテ塵殺スルノ手段ヲ取ランコトヲ要ス、若シ此事不可能ナル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ船荷積ミ卸シニ從事シタル者ヲシテ病毒ニ感染セシメサル様充分ノ手段ヲ施コサ、ルヘカラス、斯ク船荷卸ニ從事シタルモノハ看守ニ付センコトヲ要ス、但シ其期間ハ船荷積卸了當日ヨリ起算シテ六日間ヲ踰ヘサルモノトス。

第三十一條 黃熱疑似船舶ハ前條第一項、第四項及第五項ノ規定ニ從ツテ處分セラルヘキモノトス。

又タ水夫及乗客ハ來着當日ヨリ起算シテ六日間ヲ踰ヘサル期間内看守ニ付セラルヘキモノトス。

第三十二條 黃熱感染セサル船舶ハ醫事的視察ヲ受ケタル後直チニ檢疫證明書ヲ交付セラルヘキモノトス。

第三十三條 第三十條及第三十一條ニ規定セラレタル處分法ハ、「ステゴミヤ」(蚊族ノ一種)ノ存在セル國

ニハ適用スヘカラスト雖モ、其他ノ國ニハ適用スヘキモノナリ、但シ之ヲ適用スル程度如何ニ至リテハ醫務局ノ意見ニ從フヘキモノトス。

ホ、以上三疫病ニ共通スヘキ規定。

第二十四條 第二十二條ヨリ第三十三條ニ至ルマテノ規定ヲ實地ニ適用セントスル場合ニハ、當該官衙タルモノハ上記載サレタル三種ノ船舶ニ向ケテ醫師ヲ派遣シ及消毒裝置ノ設備ヲ爲サンコトヲ要ス。「ベスト」ノ場合ニ於テハ鼠族滅殺ノ設備ヲ爲サンコトヲ要ス、

傳染病感染ノ虞ナキ船舶ニシテ船舶附屬ノ醫員アリ、此醫員ハ本國政府ヨリ囑托セラレタルモノナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ衛生局ノ意見ニテ醫事的視察及其他ノ處分法ヲ爲サ、ルモ可ナリ。

第三十五條 特別ナル處分法ヲ行フヘキ場合アリ、殊ニ(虎列拉病發生ノ場合ノ如キ)或ル船舶中ノ衛生状態甚ハタ悪シキカ、或ハ乗客ノ充溢セル場合ニ於テハ、細菌學的試驗ヲ行フコトアルヘシ。

第三十六條 海港ノ當該官吏カ本會議ノ決議事項ニ從ツテ或ル處分法ヲ實行セントスルノ際、或ル船舶ニシテ斯ル處分ヲ受ルヲ好マサル場合アリトセンカ斯ル場合ニ於テハ其船舶カ再ヒ海上ニ航行スルモ妨ケナキモノトス。

此等ノ船舶ニシテ必要ナル手當ヲ爲シタランニハ、其船荷ヲ陸揚ケスルモ妨ケナキモノトス、所謂ル其手當トハ左ノ如シ。

一、船舶、水夫及乗客ヲ離隔セシムルコト。

二、「ベスト」ノ場合ニ於テハ鼠族中ニ常ニナキ有様ニテ斃レタルモノ有無ヲ取り調フルコト。

三、虎列拉ノ場合ニ於テハ船中ニ貯ヘアル飲料水カ病毒感染ノ虞アリト認メタランニハ、清良ナル飲料水ト取換フルコト。

又タ乗客ニシテ地方廳ノ行フヘキ處分法ニ從フヘシトノ條件ヲ承諾シタランニハ、上陸スルモ妨ケナキモノトス。

第三十七條 今マ茲ニ或ル船舶アリ傳染病流行地ナル海港ヨリ來着シタルモノナリト雖モ、既ニ此訂盟列國中ノ或ル海港ニ於テ充分ニ衛生的處分ヲ受ケタリトセンカ、斯ル船舶ハ新タニ來着シタル海港ニ於テ再ヒ同一衛生的處分ヲ受クルヲ要セス、但シ其航路中前述シタル衛生的處分ヲ要スヘキ事變起リタルカ、或ハ途中傳染病流行地ナル海港ニ立チ寄りタル事アルノ場合ハ此限ニアラス。

今マ茲ニ一ノ船舶アリ海岸ニ觸接スルコトナクシテ、單ニ其乗客、船荷及郵便物等ヲ陸揚ケセシメタルニ止マルカ、若クハ單ニ郵便物、乗客(手荷物)ノ有無ニ關係セス、但シ海港若クハ傳染病流行地ニ觸接シタルコトナキモノ)ヲ積ミ込ミ乗リ込マシメタルニ止マリタリトセンカ、斯ル船舶ハ其海港ニ立チ留マリタルモノト認メサルモノトス、又タ黃熱ノ場合ニハ船舶ヲシテ出來得ヘキ丈ケ海岸ヨリ遠サカラシメンコトヲ要ス、即チ蚊族ノ襲來ヲ防禦スル爲メニ其中間二百「メートル」ノ距離ナカルヘカラス。

第三十八條 衛生的處分ヲ實地ニ適用スヘキ海港官吏ハ、船長、船主若クハ其代理者ヨリノ要求ニ應ジテ處分證明書ナルモノヲ交付センコトヲ要ス、而シテ此證明書ニハ其處分ノ性質ヨリ斯ル處分ヲ爲スヘキ理由ヲ記載センコトヲ要ス。

第三十九條 傳染病感染船舶ニ乗リテ來着シタル乗客ハ海港衛生局ヘ要求シテ一種ノ證明書ヲ受クヘキ權利ヲ有スルモノトス、蓋シ此證明書ニハ、乗客來着ノ月日身體及手荷物等夫々爾カ々々ノ處分ヲ受ケタ

ル事實ヲ記載スルモノト知ルヘシ。

第四十條 海岸回航船ハ關係諸國ノ間ニ訂結セラルヘキ處分法ニ從フヘキモノトス。

第四十一條 同一ノ海上ヲ往來スル諸國ハ互ニ一致同意シテ編成サルヘキ特別ノ處分法ヲ行ハントコトヲ要ス、但シ自家特別ノ事情ノ爲メニ其間多少ノ斟酌アルモノト知ルヘシ。

第四十二條 訂盟列國ハ船舶ヲ碇泊セシムルニ適當ナル海港ヲ有サンコト最モ好マシキコトナリ、衛生上ノ状態ハ兎ニ角船舶ヲ碇泊セシムルニ足ルヘキ構造設備ノ完全ナル海港ノアラマホシキモノナリ、但其海港ノ數ニ至リテハ其商業及航路ノ發展如何ニ比例スルモノナレハ、定數アルヘキモノニアラス、然レトモ國トシテハ構造設備ノ整フタル海港少ナクモ一ヶ所位ハアリ度モノナリ。

且ツ航路都合善キ大ナル海港ハ健康船ノ來着スルト均シク衛生的處分法ヲ行ヒ得ヘキ様設備ノ整ヒ居ラシハ最モ好マシキコトナリ。

自國內ニ開放シタル海港アリ、「ベスト」、虎列拉及黃熱ノ流行地ナル海港ヨリ來着セルモノヲ受ケ得ヘキ場合、殊ニ開放シテ感染船舶若クハ疑似船舶ヲ受ケ得ヘキ場合アランカ、斯ル場合ニ於テハ政府ヨリ斯ル海港アルコトヲ他ヘ通センコトヲ要ス。

第四十三條 大ナル海港内ニハ左記ノ如キ設備アラマホシキコトナリ。

(イ) 港内ニ一定ノ醫務局ヲ設クル事、水夫及港内人民ノ衛生状態ヲ監督スル爲メニ醫事的設備ヲ爲ス事。

(ロ) 患者ヲ他ヘ移スヘキ方法ヲ設クル事、隔離所ヲ設クル事、被隔離者ヲ監視スル方法ヲ設クル事。

(ハ) 有効ナル消毒所及細菌試験ヲ設クル事。

(ニ) 清良ナル飲料水ヲ港内人民ニ供給スルノ方法ヲ設クル事、及塵芥下水排除疏通ヲ計ル事。

第四十四條 訂盟各國ハ一ノ國ヨリ來着シタル者ヲ取り扱フ場合ニ際シ、其一ノ國カ傳染病撲滅トシテ實行シタル方法、及傳染病輸出禁止策トシテ施行シタル手段ヲ參考ニ供センハ最モ然ルヘキコト、思ハル

第四章 陸地領内即チ旅客、鐵道、國境線、河水路ニ關スル處分法。

第四十五條 陸地ニテハ檢疫法ヲ設ケサルモノトス。

只タ「ベスト」、虎列拉若クハ黃熱ノ症候アルモノニ限リテ國境線ニ留メ置カンノミ、斯ル規則アリト雖モ若シ各國カ自カラ必要ナリト認メタランニハ、其國境ノ一部分ヲ閉鎖スルモ妨ケナキモノトス。

第四十六條 旅客ノ健康如何ハ鐵道雇員ニ一任シテ之ヲ決定セシメント最モ然ルヘキコト、思ハル。

第四十七條 醫師ハ旅客ノ健康診斷ヲ爲スニ止マリ、若シ此際病者アラハ相當ノ手當ヲ爲サンコトヲ要ス旅客ハ税關ニ於テ既ニ検査ヲ受ケタレハ醫師ノ健康診斷ハ大概ニシテ可ナリ、是レ旅客ヲシテ多ク時間ヲ費サ、ラシメンカ爲メナリ、只タ明カニ疾病ニ罹リ居ル者ノミニ對シテハ充分ノ診斷ヲ爲サンコトヲ要ス。

第四十八條 傳染病流行地ヨリ來ル所ノ旅客カ其目的地ニ達スルト均シク直チニ夫々處分セラレタランニハ、其旅客ニ取リテ最大ナル利便ト云ツヘキナリ、所謂ル其處分トハ看守ニ附セラルコト是レナリ、

但シ其期間ハ出發當日ヨリ起算シテ「ベスト」若クハ虎列拉ナラン場合ニハ五日間、黃熱ナラン場合ニハ六日間ヲ踰ヘサルモノトス。

第四十九條 各國政府ハ人ノ種類々々ニ從ツテ特別ノ處分法ヲ行フテ妨ケナキモノトス、其種類トハ上等ノ遍歴者、浮浪人、移住民及國境內ヲ縱斷スル兵隊ノ如キモノ是レナリ。

第五十條 旅客、郵便物及荷物ヲ積載シタル鐵道列車ハ國境ニ留マルヲ許サス、若シ列車中ノ一臺カ病毒感染ノ虞レアルカ若クハ其中ニ「ベスト」患者或ハ虎列拉患者ノアルアランカ、斯ル場合ニ於テハ之ヲ列車中ヨリ引キ離シテ、出來得ヘキ丈ケ迅速ニ消毒セシメントヲ要ス。

此規則ハ貨車ニモ適用スヘキモノトス。

第五十一條 鐵道及郵便集配人等ノ國境ヲ横キルノ際取ルヘキ處分法ハ、關係會社若クハ部局ノ定ムル處ニ從フヘキモノトス、而シテ其處分法ハ成ルヘク此等ノ交通機關ノ妨害タラサランコトヲ要ス。

第五十二條 國境線附近ノ商業、此等ノ商業ニ關スル問題、及例外ニ屬スル看守法ヲ用フルカ如キコトハ皆ナ是レ接近セル國際間ノ特別協議ニ一任スヘキモノトス。

第五十三條 河川ノ交通上衛生狀態ニ關スル規定ヲ設クルハ双方河岸ニ接近セル國ト國トノ特別協議ニ一任スヘキモノトス。

第二、東洋及極東諸國ニ適用スヘキ規定。

第一章 船舶ノ傳染病感染港ヲ出帆スルニ際シテ行フヘキ處分法。

第五十四條 一ノ船舶ニ乗リ込マント欲スル者(水夫ヲモ含ム)ハ何人ニ限ラズ、其乗込ノ際晝間海岸ニ於テ一人々々検査ヲ受ケサルヘカラス、此検査ハ其國ノ政府ヨリ命セラレタル醫師之ヲ司トリ、其検査時間ハ醫師ノ必要ト認メタル所ニ從フヘク、又タ此検査ニハ其船舶ノ屬スル本國ヨリ派遣セラレタル領事ヲ立合ハシムヘキモノトス。

此規則ニ一ノ除外例ナルモノアリ、即チアレキサンドリア及ボルト、セードニ於テハ船舶中ニアリテ醫師カ乘客等ノ検査ヲ行フコト是レナリ、蓋シ同地方ノ衛生局ノ意見ニテ然カスルヲ利便ナリト思惟シタレハナリ、且ツ此検査ハ夜間一等及二等ノ乘客ニ就テ之ヲ行フニ止メ、三等客ニハ行ハサルナリ、又タ三等客ハ船中ヨリ他出スルヲ許サス。

第二章 傳染病流行地ナル北方ノ海港ヨリ來着シ、蘇士運河若クハ埃及港ニ向ハントスル通常ノ船舶ニ對シテ行フヘキ處分法。

第五十五條 歐羅巴中「ベスト」若クハ虎列拉ノ流行地ナル海港若クハ地中海方面ヨリ來着シ、而シテ蘇士運河ヲ通過セントスル通常ノ非感染船舶ハ、檢疫濟ノ上通過セシムヘキモノトス、但シ五日間ハ監視ニ付スヘキモノトス。

第五十六條 通常ノ非感染船舶ニシテ埃及ニ上陸セント欲スルモノハ、アレキサンドリア若クハボルト、セードニ留リテ乘客ハ船内若クハ衛生局構内ニ於テ五日間ノ監視ヲ受ケンコトヲ要ス、但シ二者何レニ於テスルヤハ地方衛生局ノ裁斷ニ一任スヘキモノトス。

第五十七條 今マ茲ニ感染船舶若クハ疑似船舶アリ、歐羅巴中「ベスト」若クハ虎列拉ノ感染港ヨリ、或ハ地中海ノ或ル海岸ヨリ來着シ、而シテ埃及港ノ何レカニ上陸セント欲スルカ、若クハ蘇士運河ヲ通過セント欲スルモノナランカ、斯ル船舶ニ對シテ行フヘキ處分法ハ本會議ノ決議事項ニ準據シテ埃及國衛生局ニ於テ之ヲ定メンコトヲ要ス。

右ノ處分法ニ關スル規定ハ之ヲシテ有効ナラシメンカ爲メニ、本會議ニ參列シタル各國ノ承認ヲ經ンコトヲ要ス、即チ其規定トハ船舶、乗客及商品等ノ處分法ニ關スルモノ是ナリ。

第三章 紅海ニ於ル處分法

(イ) 南方ヨリ來着シテ紅海ノ或ル海港ニ向フヘキカ、若クハ地中海ノ方面ニ向フヘキ通常ノ船舶ニ關スル處分法。

第五十八條 前述シタル條項中特別ノ規定ハ南方ヨリ來着シテ紅海ニ入り込ムヘキ通常ノ船舶ニモ適用スヘキモノトス。

第五十九條 非感染船舶モ亦タ是レ監視ニ付セサルヘカラス、但シ其監視期間ハ最後ノ感染港出帆當日ヨリ起算シテ滿五日間トス。

斯クテ此等ノ船舶ハ許サレテ蘇士運河ヲ通過シ又タ地中海ニ入ルコトヲ得ヘキナリ、但シ五日間ノ監視期間ハ尙ホ繼續スヘキナリ、又タ此等ノ船中ニ醫師アリ且消毒室ノ設ケアル場合ハ更ニ消毒スルヲ要セス。

第六十條 疑似船舶ハ醫師及消毒室ノ有無ニ就テ其處分法自カラ異ナル所ナクンハアラス。

(イ) 船中ニ醫師及消毒室アリテ衛生上必要ノ事柄ヲ忽カセニセサル所アランカ、斯ル場合ニ於テハ許サレテ蘇士運河ヲ通過スルコトヲ得ヘシ、但シ此際此運河通過規則ハ之ヲ守ラサルヘカラス。

(ロ) 其他ノ疑似船舶ニシテ醫師及消毒室ヲ有セザランカ、斯ル場合ニ於テハ決シテ直チニ通過ヲ許サルヘキモノニアラス、即チ蘇士若クハモーセ、スプリングニ留リテ適當ナル消毒法ヲ受ケ、及船中ノ健康状態ヲ視察セシメサルヘカラス、但シ其停留期間ハ此等ノ處分ヲ結了スルヲ以テ程度トナスモノトス。

郵便船若クハ特ニ乗客搭載ヲ主トスル船舶ニシテ、消毒室ノ設備ナキモ船舶附屬ノ醫師アリ、而シテ「ベスト」若クハ虎列拉ノ最後ノ發生時日ヨリ七日以上經過シタリトセンカ、又タ船中ノ健康状態充分行キ届キ居レリトセンカ、斯ル船舶ニ對シテハ檢疫證明書ヲ交付シテ蘇士通過ヲ差シ許サンコトヲ要ス但シ此際規定サレタル行動ヲ遺憾ナク取ルコトハ勿論ナリト知ルヘシ。

一ノ船中ニ傳染病ノ發生セサルコト七日間ニ充タサルノ場合、埃及ニ赴クヘキ乗客ハアレキサントリア港衛生局ノ指定シタル個所ヨリ上陸シテ隔離セラレヘキモノトス、但シ斯ク隔離セラレテ監視ヲ受クヘキ期間ハ五日間ト定ム。又タ此等ノ著シ居タル衣服等ハ消毒センコトヲ要ス、斯クノ如クシテ後檢疫證明書ヲ受クヘキモノトス。

船中傳染病ノ發セサルコト七日未滿ニシテ埃及ニ至リテ檢疫證明書ヲ受ケント欸スルモノアランカ、斯

ル船舶ハアレキサンドリア港衛生局ノ指定シタル個所ニ停留シテ監視ヲ受ケンコトヲ要ス、但シ其監視期間ハ五日間ト定ム、此等ノ船舶ニ對シテ行フヘキ處分法ハ感染船舶ニ異ナラサルモノト知ルヘシ。「ベスト」若クハ虎列拉カ専ラ水夫ノ中ニミ發生シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其水夫ノ着用シタル衣服等ヲ消毒スルハ云フマテモナク、其水夫ノ居タル室内ノ衣服ハ悉皆之ヲ消毒センコトヲ要ス。

第六十一條 感染船舶ヲ分チテ二種トス、即チ其一種ハ船中ニ醫師及消毒室ヲ有スルモノ、今マ一種ハ船中ニ此等ノ二者ヲ有セサルモノ是レナリ。

(イ) 醫師ナク又タ消毒室ナキ船舶ハモーセ、スプリングニ停留セシムヘク、而シテ「ベスト」若クハ虎列拉ノ症候アル者ハ上陸セシメテ隔離所ニ收容スヘク、其他消毒法ハ最モ完全ニ之ヲ行ハセサルヘカラス、尙ホ此外ノ乗客モ亦タ上陸セシメテ隔離所ニ收容センコトヲ要ス、但シ隔離所ニ之ヲ收容スルニ就テハ一個所ニ多人數群居セシムヘカラス、出來得ヘキ丈ケ少數ニシテ分居セシメンコトヲ要ス、是レ他ナシ多人數一個所ニ群居セシメタラン場合ニ於テ、若シ「ベスト」若クハ虎列拉發生シタランニハ、其傳染ノ慘狀豫知スヘカラサレハナリ、又タ水夫及乗客ノ肌着、衣服、外套杯ハ船舶ト均シク消毒セサルヘカラス。

船荷ハ決シテ之ヲ積ミ卸サシムヘカラス、但シ船中ニ於テ傳染病ノ發生シタル個所ハ之ヲ消毒セサルヘカラス。

乗客ハ埃及國ノ衛生及檢疫事務局ノ指定シタル個所ニ五日間停留セシムヘキモノトス、「ベスト」若クハ虎列拉ノ發生カ數日前ナリシ場合ニハ、隔離期間幾干カ短縮セラルヘキモノトス、尙ホ之ヲ細言センカ隔離期間ナルモノハ最終患者ノ全治、死亡若クハ隔離ノ時日如何ニ準シテ長短ノ差アルモノト知ルヘシ、今マ實例ヲ擧ケテ之ヲ證明センカ、「ベスト」若クハ虎列拉ニ罹リタル最終ノ患者カ六日間ヲ經過シテ全治シタルカ、或ハ死亡シタルカ、又ハ最終ノ患者カ隔離セラレテヨリ六日間ヲ經過シタリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ隔離期間皆ナ是レ一日間ニシテ足レリ、僅カニ五日間經過シタルノミナランニハ隔離期間二日ナルヘク、只タニ四日間ノミ經過シタランニハ隔離期間三日ナルヘク、僅カニ三日間ノミ經過シタランニハ隔離期間四日ナルヘク、僅カ一兩日間經過シタルノミナランニハ隔離期間五日トナルカ如キコト是レナリ。

(ロ) 船中ニ醫師アリ又タ消毒室ノ設備アラン場合ニモ亦タ是レ其船舶ヲシテモーセ、スプリングニ停留セシムヘク、而シテ其醫師ヲシテ誓詞ヲ述ヘタル上船中ニ於ル爾々ノ者ガ「ベスト」若クハ虎列拉ノ症候アリト告白セシメサルヘカラス、斯クテ此等ノ患者ハ上陸セシメテ隔離所ニ收容センコトヲ要ス既ニシテ右ノ如キ患者ノ上陸シタル後尙ホ船中ニ殘レル乗客及水夫ノ衣服等ニシテ危険ナリト衛生局ノ認メタラン場合ニハ船中ノ消毒室ニ於テ消毒ニ付センコトヲ要ス。

「ベスト」若クハ虎列拉カ専ラ水夫ノ中ノミニ發生シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テ消毒法ヲ行ハンハ其水夫ノ着衣及其水夫ノ居タル室内ニ於ル其他ノ衣服ノミニ限ルヘキモノトス。

又タ船中ノ醫師ハ誓詞ヲ述ヘタル上ニテ左ニ記載スルカ如キ事實ヲ言明セサルヘカラス、曰ク船中ニ於テ傳染病ノ發生シタル局所、斯ル傳染病患者ヲ移シテ一時病室ニ充テタルケ所、當初「ベスト」若クハ虎列拉ノ發生セシ場合如何ナル人カ之ニ觸接シタルカ（此觸接ト云ヘルハ直接ニ親シク患者等ト觸接シタルト、間接ニ患者ノ使用シタル物品等ニ觸接シタルトヲ問ハス、此等ヲ概括シテ云フ）等ヲ言明スルカ如キコト是レナリ、而シテ右ノ内所謂病毒ニ觸接シタル者ノミヲ疑似患者ト見做サル、モノトス。

船中發病ノケ所及一時病室ニ充テタルケ所ハ固ヨリ消毒セサルヘカラス、疑似患者ハ特ニ設備サレタル離隔船ニ移スカ、若クハ上陸セシメテ他ノ離隔所ヘ移サンコトヲ要ス、但シ他ノ入院患者ト交通セシムヘカラス。

離隔船若クハ陸上ノ離隔所ニ疑似者ヲ留置スル期間ハ出來得ヘキ丈ケ短カカラシムコトヲ要ス、即チ二十四時間ヲ踰ヘサルモノトス。

疑似患者ハ在來ノ船中カ若クハ特ニ設備サレタル離隔船中ニ於テ監視ヲ受ケサルヘカラス、但シ其監視期間ハ疑似患者ノ狀況如何ニ從ツテ長短ナクシテハアラス、本條（イ）項第三節ノ規定ヲ参照スヘシ。

右ノ如キ監視期間尙ホ未タ盡スト雖モ、衛生局ノ意見ニテ差シ支ヘナシト認メタランニハ、之ヲ解放シテ出帆セシムルコトヲ得ヘシ、但シ斯ク解放スルニ就テハ兎ニ角左ノ如キ事實ハ確カメ置カン

コトヲ要ス、曰ク此等ノ船舶ハ雷ニ患者ノミナラス疑似患者ヲモ併セテ後ニ殘シ置クコトナク、皆ナ之ヲ搭載シテ立チ去ルコト、及消毒法ハ充分ニ實行シタルコトヲ確ムルコト是レナリ。

感染船舶ニシテ埃及ニ於テ檢疫證明書ヲ受ケント欲スルモノハ、五日間モ一セ、スプリングニ停留セサルヘカラス、且ツ歐羅巴ヨリ來着セル感染船舶ノ受ケタル處分法ト同一ノ處分法ヲ受ケサルヘカラス。

（ロ）道者巡禮參詣期間ヘツザノ感染港ヨリ來着セル通常船舶ニ關スル處分法。

第六十二條 道者巡禮メツカ參詣期間ニ際シテヘツザニ「ベスト」若クハ虎列拉ノ發生シタル場合、此ノヘツザ地方ヨリ來レル船舶或ハ紅海中アラビヤ海岸ノ他ノ部分ヨリ來レル船舶ハ、好シ其船中ニ或ル道者巡禮若クハスル種類ノ團體カ乘リ居ラストスルモ、又タ其航海中疑ハシキ患者發生セストスルモ、通常ノ疑似船舶ノ種類トシテ取り扱ハルヘキモノトス、即チ疑似船舶ト同様夫々豫防法等施行セラレンコトヲ要ス。

又タ此等ノ船舶ニシテ埃及國ヘ向フヘキモノナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ衛生及檢疫局ノ指定シタルケ所ニ於テ監視ヲ受ケンコトヲ要ス、但シ其監視期間ハ五日間ナリトス、且ツ此等ノ船舶ハ消毒等總テ疑似船舶ノ受クヘキ處分法ヲ受ケンコトヲ要ス、而シテ醫事的試験ヲ充分行フタル後ニアラスンハ、檢疫證明書ヲ交付セサルモノトス。

若シ又タ此等ノ船舶ニシテ其航海中疑ハシキ患者發生シタリトセンカ、其疑ヒハ「ベスト」ナルト虎列拉

タルトヲ問ハス、モーセ、スプリングニ於テ五日間ノ監視ヲ受ケサルヘカラス。

二五六

第四章 蘇士及モーセ、スプリングニ於ル看守及消毒機關。

第六十三條 「ベスト」若クハ虎列拉ノ感染港ヨリ蘇士ニ來着スル船舶ニ就テハ一々蘇士衛生局ノ醫員出張シテ醫事的視察ヲ爲サンコトヲ要ス、但シ出張醫員ハ一名若クハヨリ以上ニシテ晝間之ヲ行フヘキモノトス、然レトモ蘇士運河通過ノ目的ヲ以テ來着シタル船舶ニ對シテハ或ハ夜間之ヲ行フ場合アリ、但シ夜間之ヲ行フ場合ニハ必ラス此等ノ船舶ニ電氣燈ヲ點スヘク、而シテ其燈火ノ光力ハ地方衛生局ノ意見ニテ充分ナリト認ムルモノナランコトヲ要ス。

第六十四條 蘇士衛生局ノ醫員ハ少ナクモ七名ナカルヘカラス、内一名ヲ醫長ト爲サンコトヲ要ス、而シテ此等ノ醫員タラン者ハ正當ナル開業免狀ヲ有スヘキハ云フマテモナク、傳染病學及細菌學ニ關シテハ特ニ實地研究ヲ積ミタルモノニシテ數多ノ醫師中ヨリ選出サンコトヲ要ス、斯クテ尙ホ埃及國衛生及檢疫局ノ推薦ニ依リテ内務大臣之ヲ任命スルモノトス、而シテ其俸給ハ六名ノ醫員ニ對シテハ當初年八千「フラン」トシテ後漸次増給シテ終ニ一萬二千「フラン」ヲ給與セラルヘク、醫長ニ對シテハ當初一萬二千「フラン」ニシテ終ニ一萬五千「フラン」ヲ給與セラル、モノトス。

若シ斯ル醫員ノ團體ニシテ尙ホ不充分ナル所アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ各國海軍々醫ニ囑託センコトヲ要ス、但シ斯ク囑託セラレタル軍醫ハ衛生局醫長ノ指揮ノ下ニ屬スヘキモノトス。

第六十五條 彼ノ疑似患者等ノ看守及蘇士運河ニテ實行スヘキ豫防法ハ衛生的保護者團體ニ一任スヘキモノトス。

ノトス。

第六十六條 此團體ハ十名ノ保護者ヨリ組織セラル、モノトス。

而シテ此等ノ保護者ナルモノハ歐羅巴諸國及埃及國ノ陸海軍休職士官ノ内ヨリ募集セラル、モノトス。

既ニシテ此等ノ保護者トナルヘキ者ノ資格ニ於テ缺點ナキ時ハ、一千八百九十三年六月十九日ノケジヅハル會議ノ決議ニ基キテ任命セラルヘキモノトス。

第六十七條 此保護者團體ヲ分チテ二種トス、即チ第一種ハ四名ヨリ組織サレ、第二種ハ六名ヨリ組織セラル、モノトス。

第六十八條 保護者ニ給與セラル、年俸ハ左ノ如シ。

第一種ニ屬スル者ニ對シテハ百六十封度ヨリ二百封度マテ。

第二種ニ屬スル者ニ對シテハ百二十封度ヨリ百六十八封度マテ。

但シ右ノ年俸ハ漸次ニ増給シテ終ニ最大額ニ達スルモノト知ルヘシ。

第六十九條 此保護者ナルモノハ公衆平和取締掛ノ資格ヲ與ヘラレ、又衛生上ノ規則違反者アルノ場合ニ於テ他ノ幫助ヲ求ムヘキ權利ヲ有スルモノトス。

此等ノ保護者ハ蘇士運河總取締ノ直轄ニ屬スヘキモノトス。

第五章 蘇士運河檢疫所通過ニ關スル規定。

第七十條 蘇士ノ衛生局ハ檢疫通行券ヲ交付スルト同時ニ其由蘇士運河事務所ヘ通知センコトヲ要ス。

二五七

而シテ此際疑ハシキ場合アランニハ蘇士運河事務所ニ於テ裁決スヘキモノトス。

第七十一條 前條ノ規定ニ從ツテ檢疫通行券ヲ交付サレタル場合ニハ、其他各國ノ指定シタル官衙ヘ電報ヲ以テ通知センコトヲ要ス、但シ其電報料ハ關係船舶ノ負擔タルヘキモノトス。

第七十二條 各國ハ左記ノ如キ場合ニ於テハ船舶ニ對シテ夫々罰金ヲ課スヘキモノトス、船舶ニシテ船長ノ指示シタル航路ヲ取ラサルカ、又ハ其國ノ管轄内ナル海港ノ一二向ツテ濫リニ接近シ來ル場合ノ如キ是レナリ。

第七十三條 船長タランモノハ其筋ノ掛官ヨリ左記ノ如キ尋問ヲ受ケタランニハ、有リノ儘ニ事實ヲ答ヘサルヘカラス、曰ク船中ニ火夫トシテ土人ノ若干名ヲ雇ヒ居ルヤ否ナ、其他何等カノ給料ニテ雇ヒ入レタル人夫等ノ有無等ノ如キ是レナリ、但シ此等ノ被雇人ハ一時的ニシテ船中ノ水夫名簿中ニハ載セサルモノト知ルヘシ。

又タ南方ヨリ蘇士ニ來着スル船舶ノ船長ニ對シテハ左記ノ如キ格段ナル事實ニ就テ尋問セラレヘケレハ船長タランモノハ誓詞ヲ述ヘタル上ニテ夫々答辯センコトヲ要ス。

『御身ハ水夫名簿中ニ登錄セラレサル助手(火夫其他工夫ノ數)ヲ使役セラレ、カ、使役セラレナハ其本國ハ何レナルヤ、何所ニテ船ニ乘リ込マセタルヤ、』

又タ船中ノ衛生主任醫ハ斯ル助手ノ現在數ヲ常ニ了知シ居ランコトヲ要ス、而シテ若シ其内ノ一人ニテモ不足スル場合アランニハ、如何シテ不在ナルヤヲ充分ニ取り調ヘサルヘカラス。

第七十四條 一名ノ衛生官吏及二名ノ衛生的保護者ハ船ニ乘リ込ミテボルト、セードマテ從ヒ行カンコトヲ要ス、而シテ其任務ハ此船舶ノ運河航行中他ト交通ヲ爲サシメス、且ツ夫々ノ規定果シテ能ク實行サル、ヤ否ナヲ視察スルニアリ。

然レトモ乗客ハ檢疫済ノ上ボルト、セードヨリ搭乘スルコトヲ得ヘシ。

第七十六條 一旦檢疫通行券ヲ得タル船舶ハ途中船渠ニ入ルヲ要セスシテ、蘇士ヨリボルト、セードマテ直航スルヲ得ヘシ。

然レトモ途中坐礁スルカ或ハ船渠ニ入ラサルヘカラサル場合アランカ、斯ル場合ニ於テハ乗客ハ夫々必要ナル行動ヲ取ルモ妨ケナキモノトス、但シ蘇士運河會社ノ人夫等トノ接觸ハ避ケシメサルヘカラス。

第七十七條 兵隊ヲ載セタル疑似船舶若クハ感染船舶ニシテ檢疫通行券ヲ受ケテ蘇士運河ヲ通行セントスル場合ニハ、必ラス晝間ニ限ルヘキモノトス、且ツ此等ノ船舶ニシテ夜間運河中ニ停留スルノ止ムヲ得サル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハレーキ、テムサカ若クハグレート、レーキノ内何レカニ碇泊センコトヲ要ス。

第七十八條 檢疫通行券ヲ有スル船舶ト雖モボルト、セードニ停留スルコトヲ禁ス、但シ第七十五條第二項ノ規定ニ該當スル場合ハ此限ニアラス。

船中ニ食物ヲ供給シ若クハ之ヲ調理センハ船中ノ人ニ限ルヘキモノトス。

船中ニ入り込ミタル仲仕其他ノ者ハ離隔船ニ移シテ離隔セシムヘク、又タ其着用シタル衣服ハ夫々規定

ニ從ツテ消毒センコトヲ要ス。

第七十九條 檢疫通行券ヲ有スル船舶ニシテボルト、セードニ於テ石炭ヲ積ミ込マサルヘカラサル場合ニ立チ至リタリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ衛生局ヨリ指定シテ、離隔及衛生的監視ヲ受ルニ便利ナル箇所ニ於テ積ミ込シコトヲ要ス、而シテ此際船中ニ於テ監督充分ニ能ク行キ届キ、船中ノ人ト全ク觸接セシメサルコトヲ得タランニハ、此港ノ人夫ヲシテ石炭ヲ積ミ込マシムルモ妨ケナキモノトス、又タ夜間石炭ヲ積ミ込マントスル場合ニハ、電氣燈ヲ點シテ充分其箇所ヲ照ラサンコトヲ要ス。

第八十條 船中ニ乘リ込ミ居タル運河會社ノ水先案内、電氣掛、管理者及衛生的保護者等ハボルト、セードニ至リテ其船ヲ立チ去リテ、直チニ離隔船ニ移サレ又タ必要ト認メタランニハ其衣服等ヲモ消毒ニ付センコトヲ要ス。

第八十一條 是レヨリ後ニ特記スヘキ軍艦ニシテ蘇士運河ヲ通過セントスル時ハ、左記ノ如キ利便ヲ得ヘキモノトス。

軍艦乗組ノ醫員之ヲ調製シ軍艦ノ指令長官之ニ副書シタル證明書ヲ檢疫所ニ提出シ、且ツ誓詞ヲ述ヘタル上左記ノ如キ事實ノ相違ナキコトヲ確保シタランニハ、檢疫所ハ非感染船舶ト認定スヘキモノトス。

(イ) 某港出帆ノ時若クハ航路中曾テ「ベスト」若クハ虎列拉ノ發生シタルコト之レナキ事。

(ロ) 埃及港ニ到着スル前十二時間以内ニ乗組員一同(毫モ除外例ナク)ニ就テ一々精密ニ診察セシニ、更ニ傳染病ノ症候ナカリシ事。

此等ノ軍艦ニシテ最後ノ感染港ヲ出帆セシ以來滿五日ヲ經過シ居タランニハ、醫師ノ診察ヲ要セス直チニ通行券ヲ交付セラルヘキモノトス。

好シ又タ右五日間ヲ經過セスト難モ、檢疫所ヘ右ニ記載シタル證明書ヲ差シ出シタラン場合ニハ醫師ノ診察ヲ受クルコトヲ要セスシテ運河通過ヲ差シ許サル、モノトス。

然レトモ檢疫所ノ意見ニテ軍艦ニ臨ミテ醫師ノ診察ヲ必要ナリト認ムル場合ニ於テハ然カナスヲ得ヘキモノトス。

又タ縱令軍艦タリト雖モ疑似船若クハ感染船ト認定サル、場合ニ於テハ、規則ヲ勵行セサルヘカラス。

第八十二條 埃及衛生海港檢疫局ハ左記ノ如キ方法ヲ設クルコトヲ得ヘシ、曰ク郵便物及通常ノ旅客力傳染病感染國ヨリ檢疫區域内ヘ來着スル場合ニ於テハ之ヲ埃及内各地ヘ送付スルニ就テ適當ノ方法ヲ設クヘキモノトス、(第一附録中ニ記載サレタル事柄ヲ参照セヨ)

第六章 波斯灣ニ適用スヘキ衛生的處分法。

第八十三條 本會議決ノ條項ニ基キテ制定セラレタル衛生上ノ規則ハ、波斯灣ニ來着スル所ノ船舶ニモ適用スヘキモノナリ、即チ來着港ノ衛生局之カ適用ノ任ニ當ルモノト知ルヘシ。

但シ之等ノ規則ヲ波斯灣ニ來着スル所ノ船舶ニ適用センニハ、其船舶ノ種類別ニ從ツテ左ニ記載スルカ如キ三ヶ條ノ除外例ナクンハアラス。

(一) 乗客及水夫ノ看守期間ト云ヘルヲ廢シテ視察期間ト改ムル事、但シ其期間ハ同一ナルモノト知ル

(二) 非感染船舶ノ檢疫證明書ヲ受ケ得ルハ、感染港出帆當日ヨリ起算シテ滿五日間過經シタルモノニ限ルモノトス。

(三) 疑似船舶中ノ水夫及乗客ノ受クヘキ視察期間ハ五日間ト定ム、但シ此期間ハ船中ニ於テ「ベスト」若クハ虎列拉ノ更ニ發生セサルコト、ナリシ當日ヨリ起算スルモノトス。

第三號 特ニ道者巡禮ニ適用スヘキ規則。

第一編 總 則

第八十四條 第二號第五十四條ノ規定ハ左記ノ如キモノニ適用セラルヘキモノトス、曰ク「ハツザ若クハア
イラツク、アラビヤ」ヲ目的地トシテ旅行スル人又ハ此等ノ地ヘ輸送セラルヘキ物品、若クハ巡禮船へ乗
リ込マントスル者ニ適用セラルヘキモノトス、但シ斯ク乗船セントスル海港カ「ベスト」若クハ虎列拉ノ
流行地タラサルモ此規定ノ適用ニハ關係ナキモノトス。

第八十五條 乗船スヘキ海港ニ「ベスト」若クハ虎列拉カ發生シ居レリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ道者巡
禮ノ一團體ノ中「ベスト」若クハ虎列拉ニ罹レルモノアルヤナキヤヲ確カメンカ爲メニ充分ニ視察セサル
ヘカラス、斯ル視察ノ全ク結了スルニアラスンハ乗船セシムルコトヲ得ス。

然レトモ右ノ如キ處分法ヲ實施スルニ就テハ各國政府タランモノハ、其土地ノ情況ニ鑑ミ又タ其實行ノ
難易ニ就テモ顧リミル所ナクンハアルヘカラス。

第八十六條 若シ其土地ノ情況許シタラン場合ニハ斯ル道者巡禮ノ身元ヲ篤ト調査センコトヲ要ス、即チ
靈場巡拜ヲ成シ遂ケルニ足ルヘキ旅費ノ貯ヘアルカ、殊ニ周遊切符ヲ有スルヤ否ナラ確カムルカ如キコ
ト是レナリ。

第八十七條 道者巡禮ヲ乗スヘキ船舶ハ長途ノ航海ニ堪フヘキ汽船ニ限ルヘキコト、シ、否ラサルモノハ
モノハ一切之ヲ禁ス。

第八十八條 沿岸商業ヲ專ラトセル船舶中ニ或ハ道者巡禮ヲ搭載スルコトアリ、斯ル船舶ハ「ハツザ巡禮ニ
適用スヘキ特別規定ニ從ハンコトヲ要ス、但シ此特別規定ナルモノハ本會議ノ決議ニ基キテ編成セラレ
君斯坦堡ノ衛生局ヨリ公布シタルモノト知ルヘシ。

第八十九條 茲ニ一船舶アリ普通ノ乗客(此内ニハ上等ノ巡禮ヲモ混入ス)ノ外最下等ノ道者巡禮ヲ搭載ス
ルノ割合カ、其船ノ積荷噸數每一百噸ニ就キ一名以上ニ當ラサル場合ハ、巡禮船ト見做サルモノトス。

第九十條 オットマン水面ニ浮ヘラレタル各巡禮船ハ右ニモ述ヘタルカ如ク「ハツザ巡禮ニ適用スヘキ特
別規定ニ從ハンコトヲ要ス、但シ此特別規定ト云ヘルハ本會議ノ決議ニ基キテ編成セラレ、君斯坦堡衛
生局ヨリ公布セラレタルモノ是レナリ。

第九十一條 船長ハ衛生費ナルモノヲ其筋ヘ納付セサルヘカラス、但シ此衛生費ナルモノハ切符代ノ内ニ
籠メテ乗組巡禮ヨリ徵集シタルモノト知ルヘシ。

第九十二條 巡禮ノ船ニ乗リ込ミ若クハ船ヨリ上陸スル場合ニハ、出來得ヘキ丈ケ他ノ者ヘ觸接セシメサ

ル様注意センコトヲ要ス、斯クテ巡禮ノ上陸シタル者ハ夫々準備サレタル場所ヘ送付センコトヲ要ス、但シ成ルヘク少人數ツ、ヲ一團體トナスコト必要ナリ。

此等ノ巡禮ニ對シテハ清良ナル飲料水ヲ供給センコトヲ要ス、但シ其水ハ土地在來ノモノニテモ蒸餾水ニテモ清良ナラハ可ナリ。

第九十三條 「ベスト」若クハ虎列拉カヘツザニ發生シタラン場合ニハ、衛生局ノ意見ニテ必要ト認メタラシニハ道者巡禮ノ携ヘ來レル食糧等ハ全ク之ヲ廢棄セシメンコトヲ要ス。

第二編 巡禮船ニ關スル衛生上ノ設備

第一章 船舶ノ通常設備

第九十四條 巡禮船ハ甲板ト甲板トノ中間ニ之カ居所ヲ設ケサルヘカラス、其居所ノ大サハ年齡ノ多少ニ係ラス一名ニ就キ一米突、五ノ平面積(英呎ニシテ十六方呎ニ當ル)ト一米突、八ノ高サアラコトヲ要ス。

沿岸回航ノ商船ナレン場合ニハ巡禮一名ニ就キ舷邊ニ於テ少ナクモ二米突ノ平面積ヲ要求スルヲ得ヘキナリ。

第九十五條 船舶ノ一方ナル甲板上見晴シノ好キ所ニ唧筒作用ニテ隨意ニ海水ヲ引キ上クヘキ設備アラコトヲ要ス、是レハ乗組巡禮ノ便利ニ供スルモノニシテ専ラ婦人用ニ充テラル、モノトス。

第九十六條 水夫ノ便所ノ外巡禮用ノ便所ノ設ケアラコトヲ要ス、之ヲ洗フヘキ水隨意ニ出テ來ルヘキ

仕掛ケアルヘキモノニシテ、其數ハ少ナクモ百名毎ニ一ヶ所ノ割合ナランコトヲ要ス。

又タ別ニ婦人専用ノ便所アラコトヲ要ス。

胴ノ間ニハ決シテ便所ヲ設クヘカラス。

第九十七條 巡禮自カラ食物ヲ調理スヘキ場所ヲ二ヶ所設ケテ其他ノヶ所殊ニ甲板上ニテハ決シテ火ヲ取リ扱ハシムヘカラス。

第九十八條 巡禮ノ健康上ニ就テハ適當ナル設備ヲ爲シ置キ、若シ病者アラシニハ病室ニ移シテ夫々手當ヲ爲サンコトヲ要ス、其發生シタル疾病ノ種類カ傳染性ノモノナラン場合ニハ、之ヲ離隔セシムルノ設備豫テナカルヘカラス。

第九十九條 此種類ニ屬スル各船舶ハ常ニ藥品、消毒藥其他患者ノ治療等ニ必要ナル物品ヲ備ヘ置カンコトヲ要ス、又各國政府カスル船舶ニ關シテ制定シタル規則中ニハ、其船中ニ備ヘ置ケル藥品ノ性質ヨリ分量ニ至ルマテ夫々検査シ得ヘキ規定ナカルヘカラス、而シテ醫師ノ診察料及藥價等ハ決シテ巡禮ヨリ出サシムヘキモノニアラス。

第一百條 巡禮ヲ搭載スル所ノ各船舶ハ一名ノ醫師ナカルヘカラス、但シ此醫師ハ正當ナル開業免狀ヲ有スルモノニシテ、其船ノ本國政府ヨリ任命セラレタルカ、若クハ巡禮乘船港ノ政府ヨリ任命セラレタルモノトス、而シテ一ノ船舶ニ乗り込メタル巡禮ノ數一千名以上ニ踰ルト均シク今マ一名ノ醫師ヲ乗り込メシメンコトヲ要ス。

第一百一條 船長ハ一小紙片ニ左記ノ如キ事柄ヲ記載シテ船中見易ク且ツ取レ易キ所ニ下ケ置カンコトヲ要ス、但シ其記載サレタル文字ハ乘リ込ミタル巡禮ノ本國語(重モナル數國語)ヲ用ヒタルモノニシテ、其意義左ノ如シ。

- 一、船ノ目的地、
- 二、切符ノ代價、
- 三、巡禮一名ノ用フヘキ一日分ノ水及食物ノ割合、
- 四、日常ノ食品外ニシテ臨時ニ支拂フヘキ食物ノ代價表、

第一百二條 巡禮ノ荷物中重量ノ大ナルモノハ夫々番號ヲ附シテ船艙ニ積ミ込ムヘキモノトス、但シ專ラ日常ノ必需品ノミニ限リテ手荷物トシテ自カラ携フルモ妨ケナキモノトス、此携帶品ノ性質、分量、大サニ至リテハ各國政府規則ヲ設ケテ之ヲ定ムルモノトス。

第一百三條 第一編、第二編ノ規定(第一章、第二章及第三章)ハ船中適當ナルケ所ヘ規則ノ様式ヲ備ヘテ揭示センコトヲ要ス、但シ其文字ハ其船舶ノ屬スル本國語及乘組巡禮ノ本國語(重モナル數國語)ナランコトヲ要ス。

第二章 船舶ノ出帆前行フヘキ處分法

第一百四條 各巡禮船ノ出帆セントスル場合ニハ少ナクモ出帆三日前ニ左ノ如キ手續ヲ爲サンコトヲ要ス、即チ船長若クハ船長不在ノ時ハ船ノ持主又ハ持主ノ代理者ヨリ其海港ノ相當官廳ヘ巡禮ノ乘船差支ヘナ

キコトヲ通知スルコト是レナリ、又タ一時立チ寄りタル海港ニ於テモ出帆ノ十二時間前同様ノ通知ヲ爲サンコトヲ要ス、尙ホ此通知書中ニハ出帆ノ日限ト航行ノ目的地トヲ明記セサルヘカラス。

第一百五條 海港ノ相當官衙ニシテ前條ニ記載セル通知ヲ受ケタランニハ、其通知ヲ發シタル船舶ニ臨ンテ充分ニ其狀況ヲ視察センコトヲ要ス、但シ其視察ニ關スル所ノ費用ハ船長側ノ負擔タルヘキモノトス、又タ此視察ニ該船舶ノ本國ヨリ派遣セラレテ同地ニ馳在セル領事ノ立チ會ハンコトヲ要ス。

但シ右ノ如キ視察ヲ爲サンハ其船舶中ニ疑ハシキ點アル場合ニ限ルヘキモノトス、即チ船長ハ好シ其本國ノ相當官衙ヨリ交付サレタル船ノ容積證明書等ヲ有シ居ルト雖モ、其證明書面ト船中ノ實際ノ有様ト相違スル場合アリト疑念ヲ生シタル場合ノ如キ是レナリ。

第一百六條 海港ノ相當官衙ハ左ニ列記スル事實ヲ確カメサル以上ハ巡禮船ノ出帆ヲ許スヘカラス。

- (イ) 船中ノ清潔法充分ニ善ク行キ届キ居ル事、又タ必要ナル場合ニハ消毒法ヲ行ヒ得ヘキ事。
- (ロ) 該船舶ハ危險ナシニ航行ヲ爲シ得ヘキ事、諸ロノ設備適當ニ整ヒ且ツ空氣流通宜シキヲ得タル事
- (ハ) 小艇ノ數ニ不足ナキ事、船中ニ於テ乗客ノ健康安寧ヲ害スヘキモノ毫モ之レナキ事、甲板ハ木材ニテ張ラレタルカ若クハ木材ヲ以テ蔽ハレタル鐵板ヨリ成レル事。
- (ニ) 水夫用ノ糧食薪材ノ外乘組巡禮ノ全部ニ供給スルニ足ルヘキ糧食薪材ノ用意之アル事、此等ノ材料カ豫定ノ長途航海中乏シカラサル事。
- (ニ) 船中ノ飲料水ハ清良ナルヘク、而シテ其水源汚穢セサル様保護サレタル事、此飲料水ノ水溜ハ汚

穢セサル様能ク保護サレ而シテ其水ノ所要ニ際シテハ「ネヂ」作用カ唧筒作用ニテ引き出スヘキ仕掛アル事。

(ホ) 船中ニハ蒸餾水ヲ製造スル装置アランコトヲ要ス、但シ其製造高ハ乗組員(水夫ヲモ含ム)一名ニ就キ一日間少ナクモ五「リートル」(「リートル」ハ我カ五合餘ニ當ル)ナルヘキ事。

(ヘ) 船中ニ一ヶ所ノ消毒室アルヘキ事、但シ此消毒室ハ巡禮乗船港ノ衛生局カ検査ノ上安全ニシテ効力アルヘキコトヲ確カメタルモノナランコトヲ要ス。

(ト) 水夫中ニ一ノ醫師アルヘキ事、但シ此醫師ハ開業免狀ヲ有スルモノニシテ、其船ノ本國政府ヨリ任命サレタルノ、若クハ巡禮乗船港ノ管轄政府ヨリ任命サレタルモノナランコトヲ要ス、又タ隨時藥品ヲ船中ニ供給セシムル事、而シテ此等ノ事ヲ爲サンニハ總テ第九十九條及第百條ノ規定ニ從フヘキ事。

(チ) 甲板上ニハ總テノ船荷及其他ノ障害物ヲ据ヘ置クヘカラス。

(リ) 船中ノ設備善ク整頓シテ第三章(此後ニ記載スヘキ)ニ規定サレタル處分法ヲ實行スルニ妨ナカラシムル事。

第七條 船長ガ左記ノ事績ヲ結了スルニアラスンハ出帆スルコトヲ得ス。

一、乗船セシメタル順禮ノ姓名、男女別及其全數ヲ示ス所ノ一覽表ヲ海港ノ相當官衙ニ差シ出シテ承認ヲ求ムル事。

二、船舶ノ名、其本國及噸數、船長及醫師ノ姓名、精密ナル乗人員數、(水夫、巡禮及他ノ乗客等ヲ總括シタル數) 船荷ノ性質及出發港等ヲ記載セル書類ヲ同シク右官衙ニ差出スヘキ事。

海港ノ相當官衙カ此等ノ書ヲ通覽シタル上乘組人員尙ホ未タ定數ニ達セサル場合アランニハ、爾後此船ノ立チ寄ルヘキ海港ニ於テ旅客ヲ搭載スルコトヲ得ヘキモノトス。

第三章 航行中行フヘキ處分法

第百八條 航海中ハ甲板上ニ何等ノ障碍物ナクシラ晝夜共ニ乗客カ隨意ニ逍遙散步スルニ便ナラシメンコトヲ要ス。

第百九條 上甲板ト下甲板トノ中間ナルヶ所即チ巡禮ノ居所ニ充テタル所ハ、順禮カ甲板上ニ出テ去リタル後清潔ニ掃除シ且ツ乾燥シタル砂ト消毒藥トヲ混和シタルモノヲ以テ床等ヲ摩擦センコトヲ要ス。

第百十條 乗客用ノ便所ト水夫用ノ便所トハ互ニ相接近セシメテ以テ、一日間ニ二三回清潔法ト消毒トヲ行ハンコトヲ要ス。

第十一條 荷クモ「ベスト」若クハ虎列拉ノ症候アル者ノ排泄物ハ皆ナ之ヲ消毒液ヲ盛リタル器物ニ集メテ之ヲ便所ニ棄テンコトヲ要ス、而シテ其器物ハ一回毎ニ能ク洗ヒ去リテ後充分ニ消毒セサルヘカラス。

第百十二條 前條ニ記載シタルカ如キ患者ノ身體ニ接觸シタル寢具、敷物及衣服等ハ殘ラス直チニ消毒セサルヘカラス、其他患者ニ接近シタル者ノ衣服ニシテ汚染セラレタリト認めラル、モノモ、亦タ是レ消毒センコトヲ要ス、是レ豫防規則ノ主意ニ適スルモノト謂フヘキナリ。

右ニ記載シタル消毒ニ付スヘキ物品中ニテ左マテニ價値ナキモノハ船外ニ放棄シテ可ナリ、但シ其之ヲ放棄スル場合ト雖モ港内若クハ掘削中ハ之ヲ禁止スヘキモノトス、或ハ之ヲ焼却スルモ妨ケナシ、然レトモ其他ノ物品ニ至リテハ消毒液ニテ浸サレタル袋ニ入レテ消毒室ニ送付センコトヲ要ス。

第百十三條 患者ノ居タル局部及第九十八條ニ記載サレタル個所ハ共ニ充分ニ消毒セサルヘカラス。

第百十四條 巡禮船ニ於テ執行スヘキ消毒法ハ其船ニ懸シ居タル國旗ノ本國ニ行ハル、消毒法ト同一ナルヘキモノトス。

第百十五條 飲料水ハ日々無代價ニテ各巡禮ニ供給センコトヲ要ス、但シ其分量ハ年ノ長幼ニ關セス一名ニ就キ少ナクモ五「リートル」ナランコトヲ要ス。

第百十六條 若シ飲料水ノ質ニシテ何等カノ疑フヘキ點アリトセンカ、即チ其水源地ニ良カラサルコトアルカ或ハ航行中何等カノ出來事ノ爲メニ其水質不良トナリタル疑ヒアリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ之ヲ煮沸シテ用フルカ或ハ其他ノ方法ニテ之ヲ清淨セシメンコトヲ要ス、而シテ船長タランモノハ爾後何レノ港ニ立チ寄ルモ先ツ第一ニ斯ル飲料水ヲ船外ニ打チ棄テ更ニ新鮮ナル飲料水ヲ供給セサルヘカラス

第百十七條 船中ノ醫師タランモノハ巡禮中ノ患者ヲ診察スルコトハ云フマテモナク、健康者ヲモ隨時診察スヘク、而シテ船中ニ於テ衛生上ノ規則果シテ能ク實行サレ居ルヤ否ヤヲ視察センコトヲ要ス、殊ニ左記ノ事項ニ就テハ最モ深ク留意スル所ナクンハアルヘカラス。

一、巡禮ニ供給セラル、食物ハ良質ニシテ其分量モ成規ニ適シ、又タ其調理法モ適當ナリヤ否ナ。

二、第百十五條ニ規定サレタル飲料水ノ分配能ク實行サレ居ルヤ否。

三、飲料水ノ質ニ就テ疑ハシキ點アラン場合ニハ、第百十六條ノ規定ニ照シテ船長ニ注意スヘキ事。

四、船中ハ常ニ清潔ニ掃除セラレ居ルヤ否、殊ニ便所ハ第百十條ノ規定ニ從ツテ清潔法ノ能ク行ハレ居ルヤ否。

五、巡禮ノ居所ニ於ケル健康状態ハ適當ナリヤ否、又タ傳染病發生ノ場合ニ於テハ第百十三條及第百十四條ノ規定ニ從ツテ消毒法行ハル、ヤ否。

六、航海中ニ於ケル衛生的事變ハ一々之日誌ニ登載シ置キテ、到着港ノ相當官衙ニ示スヘキ事。

第百十八條 「ペスト」患者若クハ虎列拉患者ヘハ之カ看護ノ任ニ當レルモノ、外接近スヘカラス、又タ此等ノ看護人ハ船中ニ於ケル他ノ人ニ接近スヘカラス。

第百十九條 航海中一ノ死者アラン場合ニハ船長ハ出發港ノ官衙ノ調製シタル人名表中死者ノ姓名ノ上部ニ死亡ノ事ヲ記入センコトヲ要ス、尙ホ其外船長自カラノ日記帳ヘ其死者ノ姓名、年齢、其乗船シタル箇所、其死因(醫師ノ診斷書ニ依リテ確定シタルモノ)及其死亡ノ月日ヲ記載センコトヲ要ス。

傳染病ニ罹リテ死シタル者ノ遺骸ハ消毒液ヲ浸シタル經帷子ヲ纏ハシメテ船外ニ投棄スヘキモノトス。

第百二十條 船長ニ航海中ニ行ハレタル消毒法ハ一々船中ノ日記ニ記載サレタルヤ否ヲ視察シ、而シテ此等ノ日記帳ハ到着港ノ相當官衙ニ示サンコトヲ要ス、船舶ノ或ル海港ニ立チ寄リタル場合ニハ、船長ハ毎ニ其海港ノ相當官衙カ第百七條ノ規定ニ基キテ調製シタル乗客ノ人名簿ヲ受ケンコトヲ要ス。

航海ノ中途一ノ巡禮カ上陸シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ船長ハ彼ノ人名簿中其順禮ノ姓名ノ上ニ其由記入センコトヲ要ス。

又タ更ニ乗組員アリタル場合ニハ、前述シタルカ如ク第百七條ノ規定ニ從ツテ彼ノ人名簿ニ記入センコトヲ要ス。

第百二十一條 出發港ニ於テ交付サレタル健康證書ハ航海ノ中途ニ於テ變更スルコトヲ許サス。

然レトモ立チ寄ル所ノ各港ニ於ル衛生局ハ此健康證書ニ裏書キシ且ツ左記ノ如キ事項ヲ記入センコトヲ要ス。

- 一、其港ニ於テ上陸シ又乗リ込ミタル旅客ノ員數。
- 二、航海中起リタル事變、衛生上ニ關スル出來事及乗組員ノ生死。
- 三、立チ寄リタル海港ノ衛生的狀態。

第四章 巡禮ノ紅海中ニ到着シタル時取ラルヘキ處分法。

(イ) 感染港ヨリ來着シ南方ヨリヘツザノ方ニ向フヘキ巡禮船ニ適用スヘキ衛生的處分法。

第百廿二條 南方ヨリ來着シテヘツザノ方面ヘ向フヘキ巡禮船ハ、先ツカマランノ衛生局構内ニ停留シテ第百廿三條第百廿五條ニ至ルマテノ間ニ規定セラレタル處分法ヲ受ケンコトヲ要ス。

第百廿三條 醫事的視察ノ後非感染船舶ト認定セラレタル船舶ハ、左記ノ事項ノ結了シタラン場合ニ於テ檢疫證明書ヲ交付セラルヘキモノトス。

巡禮ヲ上陸セシメテ濯水浴若クハ海水浴ヲ取ラシムヘク、又タ不潔ナル襯衣及其他ノ被服中衛生局ノ意見ニテ病毒感染ノ疑ヒアルモノハ之ヲ消毒セシメンコトヲ要ス、但シ此等ノ處分(上陸及乗込ヲモ含ム)ヲ行フヘキ期間ハ四十八時間ヲ踰ヘサルモノトス。

右ノ如キ處分ヲ行フ間ニ眞症若クニ疑似症ノ「ベスト」若クニ虎列拉更ニ見當ラサル場合ニ於テハ直チニ以前ノ巡禮ヲ再ヒ乗船セシメ其船ハヘツザノ方面ニ向ツテ出帆スルコトヲ得ヘキモノトス。

「ベスト」ノ場合ニ於テハ船中ニ見出サルヘキ鼠族ニ對シテ第廿三條及第廿四條ノ規定ヲ適用センコトヲ要ス。

第百廿四條 船舶出帆ノ時ニ際シテ「ベスト」患者若クハ虎列拉患者アリシト雖モ其後七日間新患者更ニ之レナキ場合ニ於テハ之ヲ疑似船舶ト認定シテ左記ノ如キ處分ヲ爲サンコトヲ要ス。

巡禮ハ之ヲ上陸セシメテ濯水浴若クハ海水浴ヲ取ラシメ、且ツ其不潔ナル襯衣及衛生局ノ意見ニテ、病毒感染ノ疑ヒアリト認定スル衣服ハ之ヲ消毒セシメンコトヲ要ス。

虎列拉ノ場合ニ於テハ船底ノ溜水ヲ取り替ヘシメンコトヲ要ス。
船中患者ノ居所トナリタル個所ハ之ヲ消毒セサルヘカラス、而シテ以上ノ處分(上陸及乗船ヲモ含ム)ヲ行フヘキ時間ハ四十八時間ヲ踰ヘサルモノトス。

右ノ如キ處分ヲ行フ間ニ其症若クハ疑似症ノ「ベスト」若クハ虎列拉更ニ見當ラサル場合ニ於テハ、直チニ以前ノ巡禮ヲ再ヒ上船セシメ其船ハデターニ向ツテ出帆スルコトヲ得ヘキモノトス、但シ同所ニ到着

シタル時ハ再ヒ醫事的視察ヲ受ケンコトヲ要ス、而シテ斯ル視察ノ結果トシテ毫モ疑フヘキ點アラズ、其他醫師ノ證明書中ニモ航海中曾テ「ペスト」若クハ虎列拉ノ發生シタルコトナシト記載シタル場合ハ、巡禮ハ直チニ上陸シテ妨ケナキモノトス。

然ルニ若シ右ノ事實ト全ク反對ニシテ航海中若クハ到着ノ時ニ當リテ、船中ニ「ペスト」若クハ虎列拉ノ發生シタルコト一回或ハヨリ以上ナル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ此船舶ハ再ヒカマランニ送リ返サレ、感染船舶ニ適用セラルヘキ處分法ヲ受ケサルヘカラス。

「ペスト」ノ場合ニ於テハ船中ニ見出サルヘキ鼠族ニ對シテ第二十二條ノ規定ヲ適用センコトヲ要ス。

第百廿五條 船中現ニ「ペスト」患者若クハ虎列拉患者アルカ、或ハ當日ヨリ溯ホリテ七日以内ニ「ペスト」患者若クハ虎列拉患者アリタラン場合ニハ、之ヲ感染船舶ト認定シテ左記ノ如キ處分ヲ爲サンコトヲ要ス。

「ペスト」若クハ虎列拉ニ罹リタル患者ハ上陸セシメテ隔離所ニ收容センコトヲ要ス、水夫及乗客ノ不潔ナル褌衣其他ノ衣服及船中ハ全ク之ヲ消毒センコトヲ要ス。

然レトモ地方衛生局ノ意見ニテ船中ノ重量甚タ大ナル船荷ノ積ミ卸シハ不必要ナリ、又タ船中ノ僅カニ一部分ノミ消毒シテ可ナリトノ裁決ヲ下スコトヲ得ヘキナリ。

乗客ハカマラン收容所ニ五日間留置セラルヘキモノトス、但シ「ペスト」若クハ虎列拉ノ最後ノ發生ヨリ日數ヲ經レハ經ル程隔離期間ハ短縮セラル、モノト知ルヘシ、而シテ其隔離期間ノ長短ヲ定ムルハ衛生

局ノ權能ニ屬スルモノナリ。

船舶カデガーニ赴キテ個人々々カ醫師ノ極メテ嚴重ナル診察ヲ受ケテ其結果毫モ疑フヘキ點ナシト云フニ歸着シタラン場合ニハ、其船舶ハ檢疫證明書ヲ交付セラルヘキナリ、然レトモ之ニ反シテ航海中若クハ到着ノ時實際船中ニペスト若クハ虎列拉發生シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ再ヒカマランニ送り返サレ感染船舶ニ適用スヘキ處分法ヲ受ケサルヘカラス。

「ペスト」ノ場合ニハ船中ニ見出サルヘキ鼠族ニ關シテ第二十二條ニ規定サレタル處分法ヲ行ハンコトヲ要ス。

第百二十六條 巡禮ヲ入レ置クヘキ各衛生的收容所ニハ經驗ニ富ミ且ツ事務ニ熟練ナル所員ヲ充分ニ任命シ置カンコトヲ要ス、且ツ此等ノ巡禮ニ對シテ規定サレタル處分行フニ足ルヘキ建物及裝置ナカルヘカラス。

(ロ) 北方ヨリ來着シテヘツザノ方ニ向フヘキ巡禮船ニ適用スヘキ衛生的處分法。

第百二十七條 船舶ノ出帆港若クハ其近傍ノ地ニ於テ曾テ「ペスト」若クハ虎列拉ノ發生シタルコトナク、又其航海中毫モ斯ル傳染病ノ發生シタルコト之レナシトセンカ、斯ル場合ニ於テハ此等ノ船舶ニ對シテ直チニ檢疫證明書ヲ交付セシコトヲ要ス。

第百二十八條 船舶カ出帆セントスルノ際其港若クハ其近傍ノ地ニ於テ「ペスト」患者若クハ虎列拉患者カ發生シタルカ、或ハ其航海中船中ニ於テ斯ル傳染病ノ發生シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ

此等ノ船舶ハ南方ヨリ來着シテカロランニ留置セラレテ検査ヲ受クヘキ船舶ト同様ノ手續ニ從ツテトルニ於テ検査セラレンコトヲ要ス、斯クテ此検査終了後検査證明書ヲ交付スヘキモノトス。

第五章 巡禮ノ歸來ニ關シテ行ハルヘキ處分法

(イ) 北方ヨリ歸來スル巡禮船ノ事。

第二百二十九條 蘇士若クハ地中海ノ或ハ海港ニ向ツテ航行スヘキ各船舶ニシテ、其船中ニ巡禮若クハ之ト同様ナル旅客ノ團體ヲ乗セヘツザノ或ル海港ヨリカ、或ハ紅海中アラビアン海岸ノ或ル海港ヨリ來着シタリトセンカ、此等ノ船舶ハ第三百三十三條及第三百三十五條ニ規定サレタル視察及衛生的處分ヲ受ケンカ爲メニトルニ行カサルヘカラス。

第三百十條 地中海ノ方ヘ歸來スヘキ巡禮ヲ搭載セル船舶ハ検査終了後ニ限リテ蘇士運河ヲ通過スルコトヲ得ヘキモノトス。

第三百十一條 トルニ於ル衛生事務所ニテ監視期間ヲ結了シタル後埃及國ノ巡禮ニ限リテ船ヨリ出テ我家ニ立チ歸ルコトヲ許サレ、且ツ此旨運河會社ノ監理人及船長ニ通知センコトヲ要ス。

斯ク我家ニ立歸ルコトヲ許サル、巡禮ハ埃及人若クハ埃及國ニ居住スルモノニ限ルコト、シ、其ニ埃及國ニ居住スルモノニ相違ナシトノ證明書ヲ携帶シ居ラサルヘカラス、抑モ此證明書ナルモノハ埃及國ノ官廳ヨリ交付サレタルモノニシテ、其見本ハ豫テ領事館、デター及ヤムボラ衛生局ヘ回送シ置カンコトヲ要ス、而シテ運河會社ノ管理者及船長等立合ノ上、埃及人等上陸ノ際差出ス所ノ證明書ト見本トヲ對

照シテ、其間相違ナシト認定シタランニハ茲ニ初メテ上陸ヲ許スヘキモノトス。

土耳其人、露西亞人、波斯人、チユニス人、アルゼリア人、モロッカ人等ノ如キ埃及人以外ノ順禮ハトルヲ出發シタル後埃及國ノ海港ヨリ上陸スルコトヲ得ス、即チ埃及人ナラサル順禮ハ、トル、蘇士、ポルト、セード若クハアレキサンドリア等ニ於テハ上陸スルコトヲ得サルナリ。

第三百二十二條 埃及人タル順禮ハ検査證明書ヲ交付ヲ受ケサルニ先ンシテ、トル、サアウキム其他埃及國衛生局ノ指定シタル箇所ニ於テ三日間ノ監視ヲ受ケ且ツ醫師ノ診斷ヲ受ケンコトヲ要ス。

第三百二十三條 「ベスト」若クハ虎列拉カヘツザニ於テ發生シタルカ船舶ノ來着シタル海港ニ於テ發生シタルカ、若ハ巡拜ヲ爲シ居ル際ヘツザニ於テ發生シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其船舶ハカマランニ於テ感染船舶ニ適用スヘキ規則ニ從ツテトルニ於テ處分セラレヘキモノトス。

斯クテ「ベスト」若クハ虎列拉ニ罹リタルモノハ上陸セシメテ病院ニ入レ離隔センコトヲ要ス、尙ホ其他ノ乗客モ均シク上陸セシメテ離隔所ニ移サル、ヘカラス、但シ斯ク離隔セシムルニモ出來得ヘキ丈ケ少人數ツ、一纏メニシテ居ラシメンコトヲ要ス、是レ他ナシ若シ多數ノ患者ヲ生スルノ恐レアレハナリ。於テ、其内ニ傳染病發シタランニハ從ツテ多數ノ患者ヲ生スルノ恐レアレハナリ。

水夫及乗客ノ着用シタル不潔ナル襯衣其他ノ衣服、或ハ船荷等ニシテ病毒感染ノ虞アルモノハ、之ヲ陸上ケシテ消毒法ヲ行ハンコトヲ要ス、而シテ其消毒法ハ船舶ニ行ハル、モノト均シク完全ナランコトヲ要ス。

然レトモ其地方ノ衛生局ノ意見ニテ重量ノ莫大ナル荷物其他ノ船荷ニシテ陸上ケセシムルノ必要ナシト認メ、又タ船中ノ消毒法モ其一局部ノミニ止メテ然ルヘシト認メタラン場合ニハ、然カ取り計フテ妨ケナキモノトス。

第二十二條及第二十五條ニ規定サレタル處分法ハ、之ヲ船中ニ見出タルヘキ鼠族ニテ適スヘキモノトス。「ベスト」ノ場合ナルト虎列拉ノ場合ナルトヲ問ハス、一タヒ消毒法ヲ受ケタル順禮ハ皆ナ是レ其消毒法ヲ受ケタル當日ヨリ起算シテ滿七日間監視ニ付セラルヘキノトス。

第三百三十四條 埃及國ノ巡禮ハ前條ノ規定ヲ適用セラル、ノ外、尙ホ之ニ加ヘテ三日間ノ監視ニ付セラレシコトヲ要ス。

第三百三十五條 「ベスト」若クハ虎列拉カヘツザニ於テモ、船舶ノ來着セル海港ニ於テモ、其他順禮ノ順拜中ヘツザニ於テモ發生セサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ此船舶ハカマランニ於テ非感染船舶ニ適用スヘキ規則ヲトルニ於テ適用セラルヘキモノトス。

斯クテ乗組ノ巡禮ハ上陸セシメテ濯水浴若クハ海水浴ヲ爲サシムヘク、又タ其着用シタル不潔ナル襯衣、衣服其他荷物等ニシテ、衛生局ノ意見ニテ病毒感染ノ疑ヒアリト認メタル場合ニハ消毒セシメンコトヲ要ス、而シテ此等ノ處分法(上陸及乗船ヲモ含ム)ヲ結了スルノ期ハ七十二時間ヲ踰ヘサルモノトス。

然レトモ一種特別ノ巡禮船ニ至リテハ埃及國ノ衛生局カ許シテ以テ蘇士運河ヲ通過セシムヘキモノトス。

所謂ル一種特別ノ巡禮船トハ他ニアラス左ノ如キモノヲ云フ、曰ク其巡禮船ト云ヘルハ當會議ニ參會シタル列國中ノ一ニ屬スル船舶ニシテ、デターヨリヤウボウ若ハトルニ向フ航路中曾テ「ベスト」患者若クハ虎列拉患者ヲ發シタルコトナク、又タトルニ於テ乗客ヲ上陸セシメテ醫師ノ診察ヲ爲シタルモ、斯ル傳染病ノ症候ヲ有スルモノ一人モ之レナキ場合ノ如キ是レナリ、此等ノ船舶ハ管ニ蘇士運河ノ通過ヲ許サル、ノミナラス、尙ホ左記ノ四ヶ條具備シ居ラン場合ニハ夜間ト雖モ之カ通過ヲ許サル、ヘキナリ。

- 一、船舶ノ本國政府ヨリ任命サレタル一名若クハ數名ノ醫師乗込ミ居リテ醫事ニ從事セル事。
- 二、船中ニ消毒室アリテ航海中不潔ナル襯衣等必ラス之ヲ消毒スル事。
- 三、乗組巡禮ノ總數ハ規則ノ定數ニ踰ヘ居ラサル事。
- 四、船長ハ其船舶ノ本國ノ或ル海港ニ向ツテ直航ノ方針ヲ取り居レル事。

乗客トルニ於テ上陸シタランニハ出來得ヘキ丈ケ速カニ醫師之ヲ診察ヲ爲サンコトヲ要ス。

檢疫事務所ヘ支拂フヘキ衛生的手数料ハ巡禮カ三日間檢疫所ニ停留シタン場合支拂フヘキ價格ト同一ナルヘキモノトス。

第三百三十六條 トルヨリ蘇士ヘ向ケテ航行スル中途疑似症發生シタラン場合ニハ、其船舶ハ再ヒトルヘ引キ返サンコトヲ要ス。

第三百三十七條 巡禮ノ埃及港ニ上陸スルコトハ之ヲ嚴禁ス。

第三百三十八條 ヘツザヲ出帆シタル船舶ニシテ紅海ノ阿弗利加海岸ノ或ル港ニ向フヘキ巡禮ヲ載セタルモ

ノハソニアキムニ直航スヘク或ハアレキサンドリアノ衛生局ヨリ指定セル箇所ヘ直航セサルヘカラス。

第三百二十九條 ヘツザ若クハアラビアン海岸ノ或ル海港ヨリ出帆シタル船舶ニシテ健康證書ヲ有シ、巡禮

若クハ此等ト同種類ノ者更ニ乗リ込ミ居ラス、又タ其航海中疑似症患者ノ曾テ發生シタルコト之ナシト

センカ、斯ル場合ニ於テ醫師ノ診察上ニモ不都合ナル點之レナカランニハ、蘇士ニ於テ檢疫證明書ヲ交

付セラル、モノトス。

第四百十條 「ペスト」若クハ虎列拉カヘツザニ於テ發生シタラン場合ニハ、左記ノ如キ處分ヲ爲サンコトヲ要ス。

- 一、埃及ノ巡禮ヨリ成リ立テル團體ハ、虎列拉若クハ「ペント」發生ノ場合ニ於テハ、トルニ於テ七日間最モ嚴重ナル檢疫法ニ從ハサルヘカラス、且ツ之ニ加フルニ同所ニテ三日間監視ニ付セラルヘキモノトス、好シ又タ此三日間ヲ經過スルモ醫師ノ診斷ノ結果不都合ナク、且ツ其附屬ノ物品消毒セラル、ニアラスンハ、檢疫證明書ヲ交付セラレサルモノトス。
- 二、他國ノ巡禮ヨリ成リ立テル團體ニシテ陸路ヲ經テ其本國ヘ立チ歸ラントスルモノモ亦タ是レ、埃及ノ團體ト同一ナル處分法ヲ受クヘク、又衛生的保護者ニ保護セラレテ砂漠ノ境マテ送り届ケラル、モノトス。

第四百十一條 「ペスト」若クハ虎列拉カヘツザニ於テ發生シ居ラサル場合ニヘツザヨリ道ヲアカバ又ハ、

モキヲニ取リテ來着シタル巡禮ノ一團體ハ蘇士運河若クハナケルニ來ルニ及ンテ、醫師ノ診察ヲ受ケ且

ツ不潔ナル襯衣及衣服等ハ消毒センコトヲ要ス。

(ロ) 南方ヨリ歸來スル巡禮處分法。

第四百十二條 ヘツザノ乗船港ニ於テハ巡禮カ其本國ヘ歸來センカ爲メニ南下スルモノ多キカ故ニ、第十條及第五十四條ノ規定ニ從ツテ、完全ナル衛生的設備ヲ爲シテ之カ處分法ヲ行ハンコトヲ要ス。

但シ右ノ如キ處分ヲ行ハンハ左記ノ如キ場合ニ限ルヘキモノトス、即チ此等ノ巡禮ノ本國ヨリ派遣セラ

レタル領事若クハ乗リ込ムヘキ船舶ノ醫師カ斯ル處分ヲ行フコトヲ必要ナリト思惟シタル場合ニ限リテ之ヲ行フヘキモノトス。

第四百十三條 若シ船長ニシテ巡禮ニ對シテ飲料水、食物及薪材等ヲ分配スルニ際シテ、職務上規定ニ違犯シタルノ實證舉リタランニハ、土耳其通貨二封度ノ罰金ニ處セラル、モノトス、但シ斯ル罰金ノ徵收セラレタル場合ニハ巡禮中ノ貧困者ニ惠與セラル、モノトス、所謂ル其貧困者トハ船中ニテ飲料水及食品等ノ代價ヲ頻リニ要セラレタレトモ支拂フコト能ハサリシモノ是レナリ。

第四百十四條 第一百一條ニ違犯シタルモノハ毎ニ土耳其通貨三十封度ノ罰金ニ處セラル、モノトス。

第四百十五條 船長ニシテ巡禮ノ姓名一覽表、若クハ第七條ノ規定ニ從ツテ調製セラレタル健康證書中故意ニ詐偽ノ事柄ヲ記入シタランモノハ、土耳其通貨五十封ノ罰金ニ處セラル、モノトス。

第四百十六條 船舶ノ來着シタル時船長カ出帆港ヨリ健康證書ヲ有セス、又タ途中立チ寄りタル海港ニテ此等ノ證書ニ裏書キサレタルコトナク、其他第七條、第二十條及第廿一條ノ規定ニ從ツテ調製シ

且ツ夫々記入スヘキ乗組員人名表ヲ有シ居ラサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ皆ナ是レ土耳其通貨十二封度ノ罰金ニ處セラル、モノトス。

第四百七十七條 船長ニシテ其船中ニ百名以上ノ巡禮ヲ乘リ込マシメタルニ、第百條ノ規定ニ從ツテ之ニ應スルニ足ルヘキ醫員ヲ置カサルノ場合ニ於テハ、土耳其通貨三十封度ノ罰金ニ處セラルヘキモノトス。

第四百七十八條 船長ニシテ巡禮ヲ乘リ込マシムルニ第百七十七條ニ規定サレタル定數以上ヲ乘リ込マシメタルニハ、其定數ニ踰ヘタル巡禮一名ニ就キ土耳其通貨五封度ツ、ノ罰金ニ處セラル、モノトス、右ノ如ク定數ニ超過シタル巡禮ハ直チニ相當官衙ノ所在地ヨリ上陸セシムヘク、而シテ船長ハ其上陸巡禮ニ對シテ其目的地點ニ達スルマテノ航海費ヲ支給セサルヘカラス。

第四百四十九條 船長カ巡禮ノ承認ナクシテ其目的地點ナラサル個所ヨリ上陸セシメタルノ證據判明シタラニハ、其上陸巡禮一名ニ就キ土耳其通貨二十封度ツ、ノ罰金ニ處セラル、モノトス。

第四百五十條 尙ホ右ノ外巡禮船ニ關スル規定ニ違犯スルモノハ、皆ナ是レ一犯毎ニ土耳其通貨十封以上百封以内ノ罰金ニ處セラルヘキモノトス。

第四百五十一條 航海中規則違犯事件ノ證據判明シタル場合ニ於テハ、之ヲ健康證書及巡禮姓名一覽表等ヘ記入シ置カンコトヲ要ス、而シテ相當官衙ハ此等ノ犯罪事件ヲ書キ拔キテ適當ナル局部ヘ回送センコトヲ要ス。

第四百五十二條 巡禮船ニ關スル當會議ノ規定實行ヲ幫助スル任ニ當タル管理者タラン者ハ、此等ノ規定ヲ

適用スルノ場合失當ノ處分アリタランニハ、其國々々ノ法律ニ從ツテ處罰セラルヘキモノトス。

第四號 看守及實行

一、埃及衛生海港檢疫局

第四百五十三條 一千八百九十二年一月三十日ヴヘナイニスニ於ル衛生會議ノ第三附録ニ記載サレタル事項ハ埃及衛生海港檢疫局ノ構成、權利、義務及行動ヲ規定シタルモノ是レナリ、而シテ此等ノ事項ハ一千八百九十三年六月十九日及一千八百九十四年十二月廿五日埃及國太守ヨリ發セラレタル法令ト一千八百九十三年六月十九日ニ於ル公使ノ決議トニ從ツテ全ク確定セラレタルモノナリ。

右埃及國太守ヨリ發シタル法令及公使ノ決議トハ本會議ノ(第二附録)トシテ後段ニ記載スヘシ。

第四百五十四條 當會議ノ決議事項實行ニ要スル所ノ經常費、殊ニ埃及衛生海港檢疫局ノ事務員増加ニ伴フ所ノ費用ハ、埃及政府歲出追加豫算トシテ埃及通貨四千封度ヲ支出シテ之ニ充ツヘキモノトス、斯クテモ尙ホ不足アル場合ニ於テハ埃及政府ノ意見ニテ燈臺局ノ歲入超過額ヨリ支出セラル、モ妨ケナキモノトス。

然レトモ右ノ經常費中ヨリ控除スル所ナクンハアラス、トルニ於テ追加檢疫稅トシテ巡禮一名ニ就テ十弗ツ、ヲ徵收スル規定アルカ故ニ、此檢疫稅ニ相當スル金額丈ケハ右經常費中ヨリ控除センコトヲ要ス

第四百五十五條 埃及衛生海港檢疫局ハ自カラ左記ノ如キ行動ヲ取ランコトヲ要ス、曰ク「ベスト」虎列拉及黃熱ニ關シテハ現行ノ取締規則ナルモノアリ、此等ノ規則ト當會議ニ於テ議決セラレタル規定トヲ一致

合體セシメテ實行スヘク、其他巡禮季節間紅海ノアラビアン海岸ヨリ來着スル者ニ對スル處分法ヲ斟酌
セシコトヲ要ス。

若シ事實上必要ナランニハ現行ノ衛生檢疫ニ關スル警察上ノ一般ノ規則モ右ト同様他ノ規定ト一致合體
セシメテ實行センコトヲ要ス。

右ニ述ヘタル規則ヲ一層有効ナラシメンニハ、埃及衛生海港檢疫局ヘ代表者ヲ差シ出シタル列國ノ承認
ヲ經サルヘカラス。

二、タンヂール萬國衛生局。

第二百五十六條 訂盟列國ハ公衆衛生上ノ利益ヲ圖ランカ爲メニ當衛生會議ノ規定實行ノ必要上、モロッコ
ニ各代表者集合シテタンヂール萬國衛生局ノ例ニ倣ヒテ會議ヲ開催スルコトニ同意ス。

三、雜則

第二百五十七條 衛生上ノ手数料ヲ徵收シ及罰金ヲ課スル等ノ處分法ハ、事衛生局ノ範圍内ニ屬スル場合ニ
限ルヘキモノニシテ、其範圍外ノ事ニ及フヘキモノニアラス。

第二百五十八條 訂盟各國ハ左記ノ如キ事柄ニ就テ一致同意ヲ表セリ、曰ク船中ニ醫師ノ乘リ組ミ居ラサル
場合ニ於テハ船長ヲシテ、當會議カ「ベスト」、虎列拉及黃熱ニ關シテ議決シタル取締規則ヲ實行セシム
ルコト是レナリ。

第五號 同意及承認ノ事。

第二百五十九條 本會議ニ參列セサル國ノ政府ニシテ、決議事項ニ對シテ同意ヲ表センコトヲ申シ出テタル
場合ニハ之ヲ許可センコトヲ要ス、而シテ斯ク許可シタル場合ニハ此旨佛蘭西共和國ニ駐劄セル各國代
表者ヘ通知スヘク、此等ノ代表者ヨリハ夫々本國ヘ通知センコトヲ要ス。

第六十條 本會議ノ決議事項ハ夫々承認ヲ與ヘ、其承認ハ出來得ヘキ丈ケ速カニ巴里ニ於テ取り纏メン
コトヲ要ス。

當會議ノ決議事項ニ對シテ調印シタル列國ハ、之ヲ其國ノ法律ト均シク布告シタラン場合ニハ、出來得ヘ
キ丈ケ速カニ實行セシメンコトヲ要ス、且ツ列國ニシテ此等ノ事項ヲ承認シタランニハ左記ノ如キ事項
ハ廢棄ニ屬セシムヘキモノトス、曰ク、千八百九十二年一月三十日一千八百九十三年四月十五日、一千
八百九十四年四月三日、一千八百九十七年三月十九日、及一千九百三年十二月三日、此等ノ時日ニ於テ
調印サレタル萬國衛生會議ノ決議事項ハ皆ナ是レ廢棄ニ屬セシムルコト是レナリ、然レトモ當會議ノ決
議事項ニ對シテ調印シ若クハ同意ヲ表スト雖モ、尙ホ未タ之ヲ承諾セサル列國ニアリテハ、右一千八百九
十二年一月三十日以下數年ニ於ケル萬國衛生會議ノ決議事項ハ、其儘ニ存シテ廢棄セシムヘキモノニア
ラス。

斯クテ列國代表者ハ當會議ノ決議事項ニ對シテ記名調印シタリ、實ニ是レ一千九百十二年一月十七日巴
里ニ於テ行ハレタルモノニシテ、其記名調印シタル本書ハ佛蘭西共和國ノ文書中ニ永ク保存セラル、モ
ノトス、而シテ此本書ニ據リテ調製サレタル謄本ハ各國外交官ノ手ヲ經テ本國政府ヘ夫々廻送スルコト

(譯者曰ク是ヨリ記名調印シタル各國代表者數十名ノ連名アリ、而シテ其末尾ニ至リテ佛國共和政府ノ外務大臣ニシテ當會議ノ長アール、ポインカー氏ノ名ヲ以テ、此謄本ノ誠實ナルヲ證明セラレタルアリ、然レトモ今此連名等ハ之ヲ略ス)

附 録

第一 附録第八十二條(参照セヨ)

傳染病流行地ヨリ來レル旅客及郵便物ニシテ埃及領内ヲ通過シ、道ヲ檢疫鐵道列車ニ取ルハ際遵守スヘキ規定。

第一條 若シ埃及鐵道事務局ニシテ傳染病流行地ナル海港ヨリ來着セル船舶ト檢疫列車トノ聯絡ヲ取ラント欲スルノ場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ少ナクモ其出發二時間前ニ、其由地方檢疫事務局ノ方ヘ通知センコトヲ要ス。

第二條 此等ノ旅客ハ鐵道事務局及埃及政府ノ承認ヲ經タランニハ、檢疫事務局ノ指定シタル地點ヨリ上陸シ、船舶ト列車トノ間ニ交通セシムルコトナク、運輸掛及衛生的保護者二名若クハヨリ以上ノ監視ノ下ニ通過センコトヲ要ス。

第三條 旅客ノ手廻リ及荷物等ハ船舶ノ意見ニ從ヒ檢疫部ニ於テ取り扱ハンコトヲ要ス。

第四條 鐵道ノ管理者タランモノハ檢疫處分法ニ關シテハ運輸掛ノ命令スル所ニ從ハサルヘカラス。

第五條 鐵道會社ニ屬スル車臺ハ皆ナ通常ノモノヨリ一層長カラシコトヲ要ス、而シテ一車臺毎ニ必ラス一名ノ衛生的保護者乘リ込ミテ旅客ノ監督ヲ爲サンコトヲ要ス、又タ鐵道管理者ヲシテ旅客ト交通セシメサランコトヲ要ス。

又檢疫事務局ノ醫師一名ハ必ラス列車内ニ乘リ込マサルヘカラス。

第六條 旅客ノ荷物中重量ノ大ナルモノハ之ヲ特別車臺ニ積ミ込ミ、其進行前運輸掛其車臺ニ封印センコトヲ要ス、但シ其目的地點ニ達シタランニハ運輸掛此封印ヲ解カサルヘカラス。

列車ノ進行中昇降ヲ禁ス。

第七條 便所ハ罐様ノモノニ消毒液ヲ盛リテ旅客ノ排泄物ヲ受クルモノトス。

第八條 列車ノ留ルヘキ停車場ノ「プラットホーム」ハ成ルヘク空虚ニ爲シ置カンコトヲ要ス、但シ鐵道管理ノ如キ職務上其所ニ留ルヘキ必要アル場合ニ此限ニアラス。

第九條 各列車ニハ必ラス一ノ食堂車ヲ備ヘ置カンコトヲ要ス、又タ食卓上ノ殘物ハ皆ナ之ヲ打チ棄テシコトヲ要ス、車中ニテ召シ使ハレ居ルモノ其他鐵道中何等カノ掛員ニシテ、或ル用件ノ爲メ車中ニ來リテ乗客ト接觸スル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハポルト、セード及蘇士ノ水先案内及電氣掛ト同様ノ取扱ヲ受ケンコトヲ要ス。

第十條 乗客ハ窓外又ハ戶外ニ如何ナルモノヲモ投棄スルコトヲ嚴禁ス。

第十一條 各列車ハ病者ヲ收容スル爲メニ特ニ一ノ車臺ヲ備ヘ置カンコトヲ要ス、蓋シ乗客中病者アラハ

收容シテ他ト離隔セシムルモノナルカ故ニ、平生ニ空虛ニナシ置クヘク、且ツ其内部ノ諸設備ニ至リテハ總テ檢疫事務局ノ指揮ニ從ハンコトヲ要ス。

若シ乗客中ニ「ベスト」患者若クハ虎列拉患者發生シタラン場合ニハ、直チニ斯ル患者ヲ特別車臺ニ移シテ他ト離隔セシメンコトヲ要ス、而シテ斯ル列車ノ或ル停車場ニ到着シタランニハ、直チニ檢疫所附屬ノ病院ニ送付センコトヲ要ス、其他ノ乗客ハ檢疫監視ノ内ニアリテ尙ホ進行ヲ續ケルモノトス。

第十二條 列車進行中ニ「ベスト」患者若クハ虎列拉患者發生シタラン場合ニハ、此汽車ハ檢疫事務局ノ手ニテ消毒セラレンコトヲ要ス。

兎ニ角荷物及郵便物ヲ載セタル列車ハ其到着後直チニ消毒セラレンコトヲ要ス。

第十三條 乗客等カ汽車ヨリ汽船ニ移乘スル場合ハ汽船ノ或ル海港ニ到着シタル時ト全ク同一ノ取扱ヲ受ケンコトヲ要ス、斯クテ旅客ヲ乗リ込マシメタル船舶ハ直チニ檢疫手續ヲ爲スヘク、且ツ其後ノ航路中起リタル事變ハ健康證書中ニ記入スヘク、殊ニ傳染病患者ト觸接シタランモノハ、之ヲ注意人物トシテ取り扱ハンコトヲ要ス。

第十四條 凡ソ檢疫事件ノ爲メニ要シタル所ノ費用ハ、檢疫處分ヲ受ケンコトヲ願ヒ出テタル者ノ負擔タルヘキモノトス。

第十五條 檢疫所々長ハ列車ノ進行中ヲ通シテ之ヲ監督スヘキ權利ヲ有ス。

且ツ此所長ハ列車ノ狀況ヲ監督セシメンカ爲メニ上等ノ雇員(運輸掛及彼ノ保護者ノ外)ヲ備フルコトヲ

得ヘシ。

斯ル上等ノ雇員ハ所長ノ調印シタル命令書ヲ示サハ、何レノ列車ニモ乗リ込ミテ其實況ヲ視察スルコトヲ得ヘキモノトス。

第二附錄 (第五百五十三條ヲ參照モヨ)

一千八百九十三年六月十九日埃及太守ヨリ發布セラレタル法令。

埃及太守タル吾人ハ内務大臣ノ獎言及内閣ノ助言ト同意トヲ得テ茲ニ改正法律ヲ發表ス、即チ事態ノ必要ニ迫ラレテ一千八百八十一年一月三日ノ發布ニ係ル法律ノ改正ナルモノ是ナリ。

第一條 埃及衛生海港檢疫局ハ傳染病及獸疫ノ外國ヨリ輸入スルヲ防止シ、又タ埃及國ヨリ他ニ輸出スルヲ禁止スル處分法ヲ處決スヘキモノトス。

埃及國ヨリノ代表者ハ從來ヨリ減少シテ四名トナスヘキモノトス左ノ如シ。

一、埃及政府ヨリ任命サレタル局長一名、但シ此局長ハ議事ニ際シテ可否同數ノ場合ノミ發言權ヲ有スルモノトス。

二、歐羅巴人タル醫師一名、但シ衛生檢疫局ノ視察部長タルヘキモノトス。

三、アレキサンドリア市ノ衛生上視察員一名若クハ之ト同一ノ資格ヲ有スル者一名。

四、普通衛生及公衆衛生ニ關スル獸醫ノ視察員一名。

而シテ是等ノ代表者ハ皆ナ是レ正當ナル開業免狀ヲ有スル所ノ醫師タラサルヘカラス、即チ此開業免狀

ナルモノハ歐羅巴ノ適當ナル醫學校カ、若クハ政府ヨリ交付サレタルモノナランコトヲ要ス、且ツ政府ヨリ任命サレタル官吏ノ資格ヲ有セサルヘカラス。

第二條 埃及衛生海港檢疫局ハ永久ニ埃及國ノ衛生狀態ト外國ヨリ來着スル船舶等ニ對シ監督權ヲ有スルモノトス。

第三條 埃及衛生檢疫局ナルモノハ埃及國ニ對シテ如何ナル權能ヲ有スルヤト云フニ、衛生及公衆衛生局ヨリ右檢疫局ヘ向ケテカイロウ市及アレキサンドリア市ニ於ル衛生狀態ヲ每週報告スヘク、郡衛ヨリハ毎月同狀態ヲ報告センコトヲ要ス、但シ衛生狀態ノ報告ハ概ネ斯ク每週及毎月ト定ムルト雖モ、埃及衛生檢疫局ヨリ此等ノ期間ヨリ一層短期間ニ報告スヘシト命シタランニハ毎ニ之ニ從ハサルヘカラス。

又タ埃及衛生海港檢疫局ノ側ニ於テ衛生事件ニ關シテ自カラ與ヘタル裁決及外國ヨリ差シ越シタル報告等ヲ衛生及公衆衛生局ヘ通知センコトヲ要ス。

列國政府モ亦タ是レ自カラ適當ナリト思惟シタランニハ、自國ノ衛生狀態及傳染病及獸疫ノ發生シタラン場合ニ於テ之ヲ埃及衛生海港檢疫局ヘ通知センコトヲ要ス。

第四條 埃及衛生海港檢疫局ハ自カラ必要ナリト思惟シタランニハ、此國ノ衛生狀態如何ヲ知悉センカ爲メニ局員ヲ派出シテ視察セシメンコトヲ要ス。

右ノ如キ局員ヲ派遣セントスル場合ニハ衛生及公衆衛生局ヘ豫シメ通知スヘク、此通知ヲ受ケタランニハ實地派遣ノ際成ルヘク之カ視察上便利ヲ圖ランコトヲ要ス。

第五條 埃及衛生海港檢疫局ハ海路若クハ沙漠ノ方面ヨリ傳染病及獸疫ノ埃及國ヘ浸入スルヲ豫防スルノ方法ヲ設ケサルヘカラス、又タ一時的及永久の檢疫所ヲ設置スヘキ適當ノ個所ヲ選定センコトヲ要ス。

第六條 各檢疫局ハ衛生官吏ヨリ發セラレテ出帆ノ船舶ヘ交付サルヘキ健康證書ヘ相當ノ事項ヲ記入センコトヲ要ス。

第七條 此檢疫局ハ埃及國內ニ於テ傳染病若クハ獸疫發生シタラン場合ニハ、之ヲ外國ヘ輸出セシメサルヘカラサル目的ヲ以テ適當ナル豫防法ヲ設ケサルヘカラス。

第八條 一タヒ檢疫規則ノ設ケラレタランニハ之ニ關スル衛生的處分法カ果シテ能ク實行セラレ居ルヤ否ナラ常ニ監督視察センコトヲ要ス。

檢疫上ニ關スル諸規則ハ皆ナ此檢疫局ニ於テ編成シ、且ツ此等ノ規則ヲ嚴重ニ勵行セシメテ此國ヲ保護シ。及萬國衛生會議ニ於テ議決セラレタル檢疫事項ノ實行ニ勤メンコトヲ要ス。

第九條 ヘツザニ往來スル巡禮ノ取締上ニ關スル規則、及巡禮ノ旅行中其健康ヲ保護スヘキ規則ヲ設ケンコトヲ要ス。

第十條 埃及衛生海港檢疫局カ裁決ヲ與ヘタル事柄ハ之ヲ内務大臣ニ通知スヘク、内務大臣ハ復タ之ヲ外務大臣ニ通知センコトヲ要ス。而シテ外務大臣カ必要ト認メタランニハ總領事等ヘ通知センコトヲ要ス。然レトモ該檢疫局長タランモノハ海邊ノ市中ニ駐在セル領事館ヘハ直接ニ同局ニ關係セル時事問題ヲ通知スルモ妨ケナキモノトス。

第十一條 此局長ハ一旦裁決シタル事柄カ果シテヨク實行セラル、ヤ否ナラ常ニ視察センコトヲ要ス、若シ局長不在ナルカ或ハ何等カノ故障アル場合ハ同局ノ視察部長代リテ其任ニ當ルヘキモノトス。

第十二條 衛生的視察部長、衛生局長、衛生事務所及檢疫所ノ醫師ハ適當ノ開業免狀ヲ有スル醫師中ヨリ選擇セラレンコトヲ要ス。

デダーニ於ル檢疫局ノ代表者ハカイロウノ醫師ニシテ適當ナル開業免狀ヲ有スルモノタルヘシ。

第十三條 埃及衛生海港檢疫局ニ附屬スル某課某部ノ役員ヲ任命センニハ、先ツ局長力カ候補者タルヘキモノヲ指定シテ之ヲ内務大臣ニ上申センコトヲ要ス、而シテ内務大臣ヲ任命スヘキモノトス、但シ之ヲ任命スルノ權能ハ只タ内務大臣ノミ之ヲ有スルモノトス。

此等ノ役員ノ免職、轉任及進級等モ亦タ是レ前同様ノ手續ヲ履マンコトヲ要ス、然レトモ内務大臣ノ手ヲ經ス、檢疫局長ノ手限リニテ任命スルモノアリ、下等ノ管理人労働者、召使等ノ如キモノ是レナリ。其他衛生的保護者モ亦タ是レ檢疫局限リニテ任命スルモノトス。

第十四條 衛生局ハ都合七ヶ所ニ之レヲ置キ各々一名ノ長ヲ置クモノトス、即チ其七ヶ所トハ、アレキサンドリア、ダミエツタ、ボルト、セード、蘇士、トル、ソリアキム及コツサイア¹是レナリ。

右ノ内トルニ於ル衛生局ハ巡禮參詣期間若クハ傳染病流行期間ノミ行動シテ、平時ハ閉鎖スヘキモノトス。

第十五條 右ニ述ヘタル衛生局長タルモノハ各々其地方々々ニ於テ其指揮ニ從フヘキ吏員ヲ使役シテ事ヲ

執ラシム、而シテ自カラ責任ヲ有シテ檢疫局ヨリ命セラレタル行動ヲ取ランコトヲ要ス。

第十六條 エル、アライチノ衛生管理局长ハ前條ニ述ヘタル衛生局長ト全ク同一ナル權能及職責ヲ有スルモノトス。

第十七條 衛生局長及檢疫所長ハ其指揮ニ從フヘキ吏員ヲ使役スルコトヲ得ヘシ、但シ其指揮ニ從フヘキ吏員ハ醫務ニ從事スルモノト庶務ニ從事スルモノトノ別アリト知ルヘ。

第十八條 衛生的視察部長ハ埃及衛生海港檢疫局管轄内ノ諸機關全部ノ監督ヲ爲サンコトヲ要ス。

第十九條 デッダーニ於ル衛生檢疫局ノ代表者ハ、ヘツザニ於ル衛生狀態殊ニ巡禮參詣期間ニ於テ衛生狀態檢疫局本部ニ報告センコトヲ要ス。

第二十條 檢疫局ハ訓諭委員會ナルモノヲ組織センコトヲ要ス、乃チ此委員會ナルモノハ局長、視察部長及檢疫局ヨリ選定シタル三名ノ代表者ヨリ組織セラル、モノニシテ、其任務トスル所ハ左ノ如シ。

曰ク檢疫局ニ屬スル管理者ノ處分ヲ不當ナリトシテ訴ヘ出テタル者アルノ場合、其事實ヲ充分ニ調査シテ之カ裁決ヲ下スコト是レナリ。

右ノ如キ事件起ル毎ニ夫々證據書類ヲ一纏メニシテ同局總會ノ意見ニ問ハンコトヲ要ス、但シ此總會ニ臨席スル代表者ハ毎年改選セラルヘキモノトス、尤モ再選セラル、モ苦シカラス。

檢疫局ニ於テ議決シタル事柄ハ之ヲ同局長ヨリ内務内臣ニ上申シテ其裁決ヲ仰カンコトヲ要ス。

訓諭委員會ハ檢疫局ノ管理者ニシテ失當ノ處分ヲ爲シタルノ場合、(一)檢疫局ニ謀ラスシテ之ニ譴責ヲ加

へ、(二)一ヶ月以上ノ罰俸ニ處スルコトヲ得ヘシ。

第二十一條 訓諭委員會ノ處罰法ハ概ネ左ノ如キモノト定ム。

一、譴責。

二、八日以上三ヶ月以下ノ罰俸。

三、轉任(罰俸ヲ課セス)。

四、免職。

第二十二條 埃及衛生海港檢疫局ニ屬スル管理者タランモノハ此衛生檢疫局ニ要スル所ノ費用ヲ徵收スルノ任ニ當ランコトヲ要ス。

檢疫局ニ於ル會計諸帳簿ノ整理法ハ大藏大臣ノ定メタル總則ニ從ハンコトヲ要ス、會計掛官ハ其收支決算ノ帳簿ヲ隨時局長ニ示サンコトヲ要ス。

第二十三條 埃及衛生海港檢疫局ハ會計出納ノ事ヲ監督センコトヲ要ス。

收入及支出ニ關スル庶務ハ會計委員會ナルモノニ於テ之ヲ司トランコトヲ要ス、蓋シ此會計委員會ナルモノハ局長視察部長及三名ノ代表者ヨリ組織セラル、モノトス、而シテ此三名ノ代表者ト云ヘルハ檢疫局ノ手ニテ列國中ヨリ選拔セラルヘキモノトス、但シ毎年改選セラルヘキ規定ナルモ再選ハ妨ケナキモノトス。

會計委員會ハ各級ノ雇員使丁等ノ給料額ヲ定メ、又經常費及臨時費ヲ計算シテ檢疫局ノ承認ヲ受ケンコ

トヲ要ス、又此委員會ハ毎三ヶ月ニ特別會ヲ開キ自カラ處分シタル事務ノ明細書ヲ調製シテ檢疫局ヘ差シ出サンコトヲ要ス、斯クテ檢疫局ハ會計年度過了後三ヶ月以内ニ收支決算ヲ決シテ局長ノ手ヲ經テ内務大臣ヘ回送センコトヲ要ス。

檢疫局ハ歳入及歳出豫算書ヲ調製シテ之ヲ内閣ニ送付スヘク、内閣ハ之ヲ受ケテ政府ノ歳計總豫算ト同時ニ附屬豫算トシテ結了センコトヲ要ス、而シテ若シ歳出豫算額ニシテ歳入豫算額ニ超過スル場合アラシニハ、此不足額ハ國家ノ歳入總額中ヨリ填補スヘキモノトス、然レトモ檢疫局ハ當初歳入出豫算書ヲ調製スルノ際歳入歳出ヲシテ成ルヘク相償ハシムヘキ方針ヲ取リテ後之ヲ内閣ヘ差シ出サンコトヲ要ス、若シ又タ歳入ノ歳出ニ超過スル場合アランニハ内閣ノ承認ヲ經テ臨時豫備費ノ内ニ組ミ込マンコトヲ要ス。

第二十四條 檢疫局長ハ局員中ノ三名ヨリ秘密投票ヲ以テ或ル事柄ヲ申達シ來リタル場合ニハ相當ノ處分ヲ爲サンコトヲ要ス、乃チ其投票ヲ以テ申達シ來リタル事柄カ、彼ノ訓諭的委員會ノ列國ノ代表者ノ選擇ニ係ルカ或ハ會計委員會ノ同シク代表者ノ選擇ニ係ルカ、若クハ雇員ノ任命、免職、轉任及昇給等ニ關スルモノナラン場合ニハ、局長タランモノノ強制的ニ之ヲ處分センコトヲ要ス。

第二十五條 各地ノ知事及警察部長等ハ右ニ述ヘタル衛生上ノ規則ヲ實行スルニ就テ自カラ責任ヲ有スヘキモノトス、即チ埃及衛生海港檢疫局ノ管理者ヨリ公衆衛生上ニ關スル處分ヲ實行センカ爲メニ幫助ヲ與ヘンコトヲ要求シタラン場合ニハ、適當ノ幫助ヲ與フルカ如キコト是レナリ。

第二十六條 前述シタル條例規則ニ抵觸スル所ノ從來ノ法令規定ハ廢止タルヘキモノトス。

第二十七條 内務大臣ハ一千八百九十三年十一月一日此法令ヲ實行スヘキ責任ヲ有スルモノトス。

一千八百九十三年六月ラムル殿ニ於テ

埃及 太守

一、一、千、八、百、九、十、四、年、十、二、月、二、十、五、日、埃、及、太、守、ヨ、リ、發、布、セ、ラ、レ、タ、ル、法、令、

埃及太守タル吾人ハ大藏大臣ノ獎言、内閣ノ助言承認及公債局委員會々長ノ承認ヲ經テ、彼ノ萬國衛生會議ノ決議第七條ニ關シ、各國ノ承認ヲモ得テ茲ニ左ノ如キ法令ヲ發布ス、

第一條 一千八百九十四年ノ會計年度ヨリ起算シテ燈明臺ノ現收入中ヨリ埃及通貨四萬封度ヲ割テ左記ノ如キ方法ニ從ツテ支拂フヘキモノトス、

第二條 右ノ如ク一千八百九十四年ニ於テ燈明臺ノ收入中ヨリ支出サル、金額ノ用途ハ、(一)一千八百九十四年ノ會計年度中ニ於ル檢疫局ノ或ル缺損額ヲ補フヘキ事、即チ此檢疫局ノ豫備費中ヨリ支出シテアル缺損額ヲ補ハントスルモ尙ホ不足スル場合ノ如キ是レナリ、(二)トル、蘇士及モーセ、スプリングニ於ル衛生事務所ヲ整頓維持センカ爲メニ臨時費ニ充ルカ如キ是レナリ。

第三條 檢疫局ノ本年度ノ豫備金ハ一千八百九十四年ノ會計年度内ノ缺損額ヲ補フヘキモノトス、但シ此豫備金ナルモノハ埃及通貨一萬封度以内ニ減少セシムルコトヲ得ス。但シ豫備金ヲ以テ缺損額ヲ補フモ尙ホ不足スル場合アラシカ、斯ル場合ニ於テハ第一條ニ規定サレタル

財源ヲ以テ之ヲ補フヘキモノトス

第四條 一千八百九十五年及一千八百九十六年ノ會計年度ニ於テ支出サレタル總金額ハ埃及通貨八萬封度ニシテ、今マ其用途ヲ大別スレハ、(一)トル、蘇士、及モーセ、スプリングノ三ヶ所ニ於テ臨時工事ヲ起シタルカ爲メニ埃及通貨四萬封度ヲ要シタリ、此金額ハ一千八百九十四年ノ會計年度中ノ不足額トシテ、同年中彼ノ燈明臺ノ收入中ヨリ支出セラレタルモノナリ、故ニ此四萬封度ヲ償却スル事、(二)一千八百九十五年及一千八百九十六年ノ會計年度内ニ於ル歲計豫算ノ缺損ヲ補フニ足ルヘキ金額ヲ支出スル事是レナリ

右ノ如ク差引計算ヲ爲シテ後尙ホ殘金アリタランニハ、紅海ニ於ル新燈明臺ノ建築費ニ充ツヘキモノトス

第五條 一千八百九十七年ノ會計年度ヨリ以後年々埃及貨通四萬封度宛ヲ支出シテ檢疫局ノ歲計上生シ得ヘキ缺損額ヲ補フモノトス、蓋シ年々ノ缺損額ヲ何ニ依リテ斯ク豫定セシヤト云フハ、一千八百九十四年及一千八百九十五年ノ會計年度ニ於ル檢疫局ノ歲計決算上ノ結果生シタル缺損額ヲ標準トシテ定メタルモノト知ルヘシ

斯クテ尙ホ剩餘金生シタラン場合ニハ、燈明臺ヘノ償却金ノ中へ人加ヘンコトヲ要ス、但シ紅海ノ燈明臺ト地中海ノ燈明臺トニ對シテ平等ニ償却センコトヲ要ス。

第六條 埃及政府カ斯クノ如ク檢疫局ノ缺損額填補法ヲ設ケタルニ就テハ、檢疫局ノ費用(經常費及臨時

費ヲ併セ云フ)分擔額ノ幾分ヲ免カル、モノト謂ツヘキナリ。

然レトモ埃及政府カ從來納メ來リタル分擔額ノ如キハ尙ホ引キ續キテ納ムルモノ知ルヘシ、

第七條 檢疫局ニ要スル臨時費ハ之ヲ公債資金ノ中ヨリ支出スルコト、爲シ、其年額ハ埃及通貨二萬封度以內ナランコトヲ要ス。

第八條 埃及政府ト日耳曼、白耳義、大不列顛、伊太利等諸國ノ各政府トノ間ニ左記ノ條件カ訂結セラレタリ。曰ク本條例中第五條ノ規定ニ從ツテ燈明臺ヘ支拂フヘキ金額ハ埃及通貨四萬封度ノ中ヨリ支出スヘキモノトス、但シ埃及政府ト右各國政府トノ間ニ訂結セラレタル通商條約ノ追加規定ニ從ハンコトヲ要ス、

第九條 大藏大臣タルモノ本條例實行ノ任ニ當ルヘキモノトス、

一千八百九十四年十二月二十五日カウツヘ殿ニ於テ。

埃及太守

内閣總長 エンヌ、ニウバー

大藏大臣 エーマー、マヂローム

外務大臣 ポートロス、カリ

衛生、檢疫局ノ行動ニ關スル、一千八百九十三年六月十九日、國務大臣ノ議決。

一千八百九十三年六月十九日發布ノ法令ニ關シテ内務大臣ハ左記ノ事項ヲ議定ス。

第一號 衛生檢疫局

第一條 局長タランモノハ其職責上毎月第一ノ火曜日衛生檢疫局ノ定期會議ヲ開催センコトヲ要ス。

局長ハ局員三名ノ要求アリタル場合ニハ均シク開會センコトヲ要ス。

局長ハ速カニ重要事件ノ處分ヲ爲スヘキ必要ニ迫ラレタラン場合ニハ、臨時會議ヲ開カンコトヲ要ス、

第二條 局長ヨリ發スル會議開催通知書ニハ其會議ニ付スヘキ問題ヲ記入セサルヘカラス、且ツ此問題外

ニ屬スル事件ハ緊急ナルモノニアラスンハ決議ヲ爲スヘカラス。

第三條 檢疫局ノ書記タランモノハ會議ニ關スル詳細ノ事ヲ夫々整理セン事ヲ要ス。

斯クテ調印ヲ要スルカ爲メニ之ヲ出席議員ニ示スヘキモノトス。

又出席議員中詳細ノ事ヲ記載シタル書類ヲ要求スルモノアル場合ニハ之ヲ交付センコトヲ要ス、蓋シ斯

ル要求ニ應スル爲メニ豫シメ原本ト全ク同様ナルモノヲ謄寫シ置カンコトヲ要ス。

第四條 檢疫局中ニ常置委員會ナルモノヲ組織シテ緊急事件ヲ議決シテ之ヲ處分スルノ任ニ當ラシムヘキ

モノトス、蓋シ此委員會ナルモノハ檢疫局々長、同視察部長、及檢疫局ノ意見ニテ列國中ヨリ選抜サレ

タル二名ノ代表者ヨリ組織セラル、モノトス。

右二名ノ代表者ハ規定ノ例會ニ出席シテ發言權ヲ有ス。

局長ハ問題ノ可否全ク同數ニ分レタル場合ニ限リテ發言スルコトヲ得ヘキモノトス。

議決事件ハ書面ヲ以テ局員全部ヘ通知センコトヲ要ス。

此委員會ナルモノハ三ヶ月毎ニ改選セラルヘキモノトス。

1100

第五條 檢疫局長事故アルカ若クハ不在ノ場合ニハ同局ノ視察部長之カ代理トナリテ會務指揮スヘキモノトス、然レトモ其發言ハ問題ノ可否同數ニ分レタル場合ニ限リテ許サルヘキモノトス。
局長ハ局務全般ノ事ニ關シテ指揮ヲ爲シ、會議ノ決議事項ヲ實行セシムヘキ責任ヲ有ス。

書記

第六條 檢疫局ノ書記長及書記ハ内務省及檢疫局ニ屬スル諸ロノ管理者トノ間ニ於ル通信往復事項ヲ司トルモノトス。

此等ノ書記ハ其外統計事務及文書取扱ノ任ニ當リ、且ツ其指揮監督ノ下ニアル雇書記及通譯者等若干名ヲ置キテ事ヲ取ラシムヘキモノトス。

第七條 又タ此等ノ書記ハ檢疫局ノ會議ニ臨ミテ諸事ヲ整理センコトヲ要ス。

書記ノ指揮ニ從ツテ立チ働クヘキ雇人及使丁ヲ置カンコトヲ要ス。

書記ハ局長ノ指令スル所ニ從ツテ諸事ヲ整理シ監督センコトヲ要ス。

書記ハ總テ文書ヲ保管整理スヘキ責任ヲ有ス。

會計課

第八條 會計中央部長ナルモノアリ、之ヲ名ケテ會計官ト云フ。

會計官ハ檢疫局ノ定メタル誓約書ヲ承認シテ之ヲ調印シタル時初メテ其官ニ任セラルヘキモノトス。

會計官ハ會計委員會ノ指揮ノ下ニアリテ雇員ノ行動ヲ監督スヘキモノトス、但シ此雇員ノ職責ハ衛生檢疫料ヲ徵收スルニアリトス。

會計官ハ會計ニ關スル諸帳簿ヲ整理シテ之カ決算報告書ヲ造リ、會計委員會ノ檢閲ト檢疫局ノ承認ヲ經テ之ヲ内務省ヘ回送センコトヲ要ス。

衛生的視察部長

第九條 衛生的視察部長ハ檢疫局ニ屬スル諸機關全體ヲ監督スルノ責任ヲ有シ、一千八百九十三年六月十

九日發布ノ法令第十條ノ規定ニ從ツテ此監督ヲ爲サンコトヲ要ス。

視察部長ハ其管轄内ナル各衛生局及各衛生管理所等ヲ、少ナクトモ年一回ハ巡視セサルヘカラス。

其他檢疫局長カ評議員ノ獎言或ハ業務上視察ノ必要ナルコトヲ認メタラン場合ニハ、視察部長ヲシテ特ニ視察セシムルコトアルヘシ。

視察部長ニシテ何等ノ差支アリテ一時其職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ、局長ハ同局ノ協賛ヲ經テ之カ代理者ヲ任命センコトヲ要ス。

視察部長カ衛生局、衛生出張所若クハ檢疫所等ヲ巡視シタル場合ニハ、毎ニ其視察狀況ノ報告書ヲ調製シテ檢疫局長ニ差シ出サンコトヲ要ス。

視察部長ハ時ニ或ハ巡視トシテ何レヘモ出張セサル場合アリ、斯ル場合ニ於テハ局長ノ指揮ヲ受ケテ檢疫局全般ノ事務ヲ取り扱フモノトス、又タ局長差支ヘアリテ事ヲ取ルコト能ハサル場合アルカ或ハ不在

ナル場合ハ之カ代理ヲ爲スヘキモノナリ。

第二號 海港檢疫事務所及衛生事務所

第十條 地中海及紅海ノ海岸及沙漠方面陸地ノ境界ニシテ埃及領ニ屬スル部分ヲ通シテ、海港衛生檢疫上ノ取締ヲ爲スヘキモノハ左ノ數者ナリトス、曰ク衛生局長、衛生取締所々長、檢疫所々長、衛生出張所所長及此等ノ長官ノ指揮ノ下ニ事ヲ執ル所ノ雇員等是レナリ。

第十一條 右ノ内衛生局ト云ヘルハ二重ノ責任ヲ有スルモノト謂ツヘキナリ、即チ其一ハ其衛生局所在地方ノ衛生上ノ取締ヲ爲ス事、其他ノ一ハ同局ニ屬スル衛生事務所ノ監督ヲ爲スモノ是レナリ。

海港衛生檢疫上ノ規則カ果シテ能ク勵行セラレ居ルヤ否ナヲ視察センコトハ局長ノ任ニアリトス、此外局長ハ檢疫局長ノ命令ニ服従スヘク、又タ其局員及其局ニ屬スル衛生事務所ノ雇員等ニ對シテ必要ナル命令及訓諭等ヲ發センコトヲ要ス。

局長ハ船舶ヲ視察シ且ツ檢疫規則ヲ遵守スヘキ事ヲ言ヒ聞カセ、時ニ或ハ其狀況ニ依リテ醫師ノ診斷ヲ行ハシメ、又タ檢疫規則違反ノ廉アリシヤ否ナヲ視察センコトヲ要ス。

局長ハ衛生行政ノ事ニ關シテ只タ檢疫局長ト交渉スレハ足ランノミ、即チ其交渉スル事項ハ其職務執行中ニ關スル衛生状態ノ上申是レナリ。

第十二條 此等ノ衛生局々長ハ其俸給ニ準據シテ之ヲ分チテ二級トナス。

其第一級ニ屬スルモノハ都合四局アリ、即チアレキサントリア、ポルト、セード、スエスマシン、及モ

ーセスプリングニ設立サレタルモノ是レナリ。

而シテ其ノ第二級ニ屬スルモノハ總テ三局アリ、即チダミエツタ、ソウアキム及コツセア一是レナリ、

第十三條 衛生出張所々長ハ其出張管轄内ノ衛生事務ヲ處理スルニ就テハ、衛生局長カ管轄内ノ事務ヲ處分スルト全ク同一ノ職責權能ヲ有スルモノトス。

第十四條 エル、アライセイニ一ノ衛生出張所ヲ置カンコトヲ要ス。

第十五條 衛生傳達所々長ハ其部下ニ雇員ナルモノヲ置キテ使役スルコトヲ得ヘシ、

然レトモ自分ハ一ノ衛生局長ノ命令ノ下ニ事ヲ取ランコトヲ要ス、

衛生傳達所々長ハ自カラ健康證書ヲ發スルコトヲ得ス、又タ健康證書ニ裏書スルコトヲ得ス、但シ檢疫證書ヲ有スル船舶ノ出帆スル場合ハ此限ニアラス。

傳達所々長ハ其所轄内ナル海港ニ來着セル船舶ノ有スル健康證書ニシテ不備ナル所アルカ、若クハ規則ニ適セサル場合アラニハ、其船舶ヲシテ衛生局所在ノ海港ヘ回漕セシメンコトヲ要ス。

此等ノ所長ハ自カラ衛生的調査ヲ爲スコトヲ得ス、斯ル調査事件ニ就テハ其監督官タル衛生局長ニ謀ラントコトヲ要ス。

總テ衛生行政上ノ事ニ關シテ只タ其監督官タル衛生局長ニ交渉スレハ足ランノミ、差シ當リ緊急事件ヲ處分スル場合ハ此限ニアラス、所謂ル緊急事件トハ左記ノ如キモノ是レナリ、曰ク差シ當リ棄テ置キ難キ衛生及檢疫事件例之ヘハ船舶ノ來着スルノ際必ラス執行スヘキ處分、若クハ出帆セントスル船舶ノ有

スル健康證書ニ附記スル事件ノ如キ是レナリ、而シテ斯ル場合ニ於テハ検査局長ト直接ニ交渉シテ夫々處分センコトヲ要ス、但シ其監督官タル衛生長ヘハ直チニ其旨通牒セサルヘカラス。

又タ其所轄内ニ難破船アリタルヲ知リタル場合ニハ、成ルヘク迅速ニ達スヘキ方法ヲ取リテ検査局長ニ届ケ出テサルヘカラス。

第十六條 衛生傳達所ハ都合六ヶ所アリ、左ノ如シ。

ニウフ港、アボウキル、ブルユロス、及ロセツタノ四ヶ所ハアレキサンドリア衛生局ノ所轄ニ屬ス。

カンタラ及イスメーリア島ノ二ヶ所ハポルト、セード衛生局ノ所轄ニ屬ス。

検査局ハ必要ニ應ジテ新タニ衛生傳達所ヲ設クルコトヲ得ヘシ。

第十七條 衛生事務所及検査所ノ臨時ニ係ルモノ若クハ常設ニ係ルモノハ、共ニ是レ衛生局長ノ監督ニ屬スルモノトス、但シ此局長ノ指揮ノ下ニ衛生事務ニ従事スル雇員、傳達者及使丁之アルモノト知ルヘシ

第十八條 此等ノ衛生局長ノ職責トスル所ハ概ネ左ノ如シ、曰ク検査ニ付スヘキモノヲ衛生事務所若クハ検査所ニ送致スヘキ事、醫師ト協議シテ被検査人ノ種類ニ從ツテ之ヲ隔離シ危険ニ陥キラシメサル様豫防策ヲ施コスヘキ事、検査上一定ノ期間經過シタランニハ検査證書ヲ與ヘ、或ハ一旦交付シタル検査證書ヲ取り上クル事、商品若クハ着衣ヲ消毒セシムル事、且ツ此等ノ事柄ニ關係シタルモノニ對シテ検査法ヲ適用スヘキ事等是レナリ。

第十九條 此等ノ局長ハ上記記載シタル處分法ノ善ク實行セラル、ヤ否ナ、被検査人及雇人等ノ健康状態

ニ就テ常ニ怠ラヌ監督ヲ爲サンコトヲ要ス。

第二十條 局長ハ其業務ノ發達進歩如何ニ就テハ自カラ責任ヲ有スヘキモノニシテ、其有様ヲ日々衛生海港検査局長ノ許ヘ報告センコトヲ要ス。

第二十一條 衛生事務所及検査所ノ醫師タランモノハ、彼ノ局長ノ命令ニ從フヘク、復タ自分ノ命令ニ從ハシムヘキ藥劑士及病院ノ掛員之レアルヘキモノトス。

此等ノ醫師ハ被検査人及雇員等ノ健康状態ヲ視察シ、且ツ衛生事務所若クハ検査所ノ患者ニ對シテ夫々適當ノ手當ヲ爲サンコトヲ要ス。

醫師カ被検査人ヲ診察シタル結果更ニ差シ支ヘナシト證明スルニアラスンハ、検査證書ヲ交付スヘキモノニアラス。

第二十二條 各衛生局、衛生事務所若クハ検査所ノ長タランモノハ、會計掛ヲモ兼務スヘキモノトス。

此等ノ局長若クハ所長タランモノハ自カラ責任ヲ帶ヒテ衛生費及検査料ヲ受ケ取ラシムヘキ雇員ヲ任命セン事ヲ要ス。

衛生出張所若クハ衛生傳達所ノ長タルモノモ亦タ是レ會計掛ヲ兼務シ、自カラ規定ノ費用徴收ノ任ニ當ルヘキモノトス。

此等ノ出張所ノ所員中規定ノ費用徴收ノ任ニ當ルモノハ、検査ノ有様、徴收ノ時期、其他會計上萬般ノ事ハ、皆ナ是レ大藏省ヨリ發布セラレタル規則ニ適合センコトヲ要ス。

第廿三條 衛生海港檢疫局ニ要スル所ノ費用ハ皆ナ是レ大藏大臣ノ指定シタル資金中ヨリ隨時支出セラルヘキモノトス。

○萬國阿片會議報告

本書ハ一千九百十一年十二月ヨリ一千九百十二年一月ニ跨カリテ、海牙ニ於テ開催サレタル萬國阿片會議ノ顛末ノ報告ニ係ルモノナリ、即チ同會議ニ參會シタル英國ノ代表者ヨリ同國ノ國務大臣サー、エドワード、グレイ氏ニ報告シタルモノ是レナリ。

海牙ニ於テ開催サレタル萬國阿片會議ニ我英國ノ代表者トシテ參會シタル吾人カ、今マ閣下ニ對シテ同會議ノ行動及結果ヲ報告セントスルハ、是レ吾人ノ最モ光榮トスル所ナリ、吾人ハ去ル一月二十四日付ヲ以テ既ニ一書ヲ閣下ニ捧呈シタリシナリ、乃チ其書中ニハ所謂阿片會議ノ模様及結果如何ヲ報道シ置キタリ、蓋シ是レ會議ノ大要ニ過キササルモノナリ、而シテ今マ吾人ヨリ閣下ニ報告セント欲スルハ同會議ニ關スル詳細密ナル事實ニ外ナラサルナリ、即チ二卷ノ書ヲ調製シテ之ヲ左右ニ捧呈スルコト、セリ、而シテ其甲卷ニハ數次開催サレタル會議毎會ノ狀況ヲ詳細ニ記載シ、又々其乙卷ニハ各國ノ代表者ヨリ同會議ニ提出シタル論文報告類ヲ網羅シルモノ是レナリ此外英國官邊ニ關係ナキモノ、事ヲモ附記シ置ケリ。

(一) 抑モ萬國阿片會議ナルモノハ先キ一千八百九十九年上海ニ於テ開催サレタルコトアリ、而シテ其

當時ノ決議ニ基キテ今回海牙ニ於テ開催セラル、コト、ナレリ、而シテ今回ノ阿片會議ハ亞米利加合衆國政府ノ主催ニ係ルモノニシテ、其會議ノ重モナル目的ハ阿片ニ關スル法律ヲ制定シ、且ツ前回ノ同會議ニ於テ議決シタル條項ニ對シテ各國ノ協賛ヲ得ント欲スルニアリ、乃チ斯ク合衆國政府ノ主催ニ係ルカ故ニ同政府ハ試ミノ爲メ此會議ノ議題トシテ左記ノ如キ條項ヲ提出シタリ。

- (イ) 阿片、其素品及其製品ノ產出、製造及分配等ヲ取り締ルニ足ルヘキ國法及其他ノ規則ヲ設ケ度事。
- (ロ) 阿片產出國ヨリ船積トシテ外國ヘ送り出スヘキ港ノ數ニ制限ヲ設ケタキ事。
- (ハ) 阿片ノ輸入ヲ禁シ或ハ之ヲ禁セント欲スル國ヘ向ケテ、阿片、其素品及其製品ヲ輸出セントスル場合ニハ、其出帆セント欲スル港ニ於テ之ヲ差止ムルノ方法ヲ設ケタキ事。
- (ニ) 阿片、其素品及其製品ヲ船積ニシテ此國ヨリ彼ノ國ヘ送り出サントスル場合ニハ、相互ニ其分量如何ヲ通報スヘキ様致シタキ事。
- (ホ) 萬國聯合郵便規則ナルモノヲ設ケテ阿片、其素品及其製品運輸ノ事ヲ取り扱ヒタキ事。
- (ヘ) 英領印度及支那ニ於テ阿片ノ原料タル罌粟ノ產出減シタルカラトテ、之ヲ補ハシカ爲ニ從來之ヲ耕ヤサ、ル國ニ於テ之ヲ耕ヤサント欲スル時ハ、之カ耕作ヲ禁スルノ手段ヲ取リタキ事。
- (ト) 支那國ニ於ル各國領事ノ管轄内ニ住居セル其臣民、及同國ニ於ル各國植民地ニ住居セル其臣民ニ對シテハ、其各國ノ藥品取締規則ヲ適用スヘキ事。
- (チ) 國際條約及萬國會議ノ協議ニ基ク現行ノ阿片賣買ニ關シテ、更ラニ其條約及協議ヲ再議ニ附スヘキ

事。

(リ) 此萬國阿片會議ニ於テ各國カ贊同ノ意ヲ表シタル阿片產出及阿片賣買ニ關スル規程ニ違犯シタルモハアルノ場合、之ヲ處罰スルノ方法各國皆ナ同一ニ出テタキ事。

(ス) 阿片ヲ商品トシテ各國ヘ輸送センカ爲メニ荷造リスルノ場合、其表章ハ各國皆ナ同一ニナシタキ事
阿片、其素品及製品ノ輸出者ニ對シテ許可證ヲ交付シタキ事。

(ヲ) 禁止サレタル阿片輸送ノ疑アル船舶ニ對シテハ、各國皆ナ之ヲ搜索シ得ヘキ權能ヲ有スルコトニ爲シタキ事。

(フ) 阿片賣買ニ關係セル船舶ニシテ違法ノ旗章ヲ掲ケタル場合ニハ、之ヲ撤回セシムルノ處分ヲ爲シタキ事。

(カ) 此萬國會議ニ於テ議了セラレタル或ル事柄ヲ實行スル權能ヲ萬國委員會ニ一任サレタキ事。

(二) 然レトモ此等ノ條項中點々ヲ附シタルモノハ諸外國ノ反對ヲ受ケタリシカ、我政府ハ其内テ、(カ)ノ條項ヲ討議ニ付スルコトヲ許サス、然ルニ此等ノ條項ハ彼ノ「モルヒネ」、「コカイン」ノ製造及販賣ヲ嚴禁スル問題ト均シク當會議ノ審議ニ付スヘシトノ説起リテ終ニ其事ニ決シタリ。

又タ伊太利政府ヨリ大麻屬ヨリ製造シタル藥品モ當會議ノ議題ト爲スヘシトノ動議ヲ提出シタリ。

(三) 我政府ノ意見トシテ代表者タル吾人カ主張シタル所ハ左ノ如シ、曰ク「モルヒネ」、「コカイン」ノ製造販賣及分配等ヲ禁止スルノ問題ハ當會議ニ於テ充分ニ審議討論スルノ必要ナクンハアラス、閣下モ亦タ

印度、支那其他ノ東方諸國ニ於テ習慣上「モルヒネ」及「コカイン」ヲ使用スルコト益々多キヲ加フルヨリ我政府ハ其製造及販賣等ヲ禁止スルノ必要ナルコトヲ認メ居レリト明言セラレタリ、從來印度及支那ノ經驗ニ徴スルニ法律上「モルヒネ」及「コカイン」ノ輸入ヲ禁止スルモ其効力ナキモノ、如シ、是レ他ナシ實際ニ於テ斯ル法律ヲ避ケ得ルコト容易ナレハナリ、此ニ於テカ此等ノ藥品ノ製造及販賣等ヲ取り縮ルヘキ規程ヲ編成センカ爲メ、我國ト諸外國ト協議ヲ遂クヘキ必要ナクンハアラス、故ニ吾人ハ此目的ヲ成就セシメンカ爲メニ、當會議ニ臨ミタル諸外國ノ幫助ヲ得ント欲シテ、奔走盡力至ラサル所ナカリキ

(四) 吾人ハ米國ヨリ提出シタル議題中我政府ノ意見トシテ當會議ノ討論ニ付スヘカラサル條項ニ就テ説明スル所アリ、從ツテ當會議ニ於テ討議ニ附セラレサリシ、而シテ今マ左ニ記載スル所ノ事項ハ當會議ノ議題ト爲サ、ルコト、ナレリ。

(一) 支那カ自カラ阿片ヲ輸入シ及之ヲ產出スルコトニ就テ我政府ト支那トノ間ニ締結セラレタル協約。

(二) 此兩國間ニ締結セラレタル總テ其他ノ條約。

(三) 我英國内、英領印度若クハ其他ノ英領内ニ於テ阿片ヲ產出シ及之ヲ使用スルニ就テノ規程ニ影響ヲ及ホスヘキ議決。

右ノ如キ次第ナルカ故ニ吾人ハ此等ノ條項ニ關シテハ更ニ討議セサルコト、ナセリ、但シ要求アリタル場合ニ於テハ英領印度若クハ其他我植民地ニ於テ阿片產出等ニ關スル現行規則ハ、之ヲ當會議ヘ參考トシテ差シ出スコト、シタリ。

(五) 右ニ述ヘタル末文ノ主意ニ基キサー、ウヰリアム、メヤー氏ハ他ノ要求ニ應シテ左記ノ一書ヲ當會議ニ差シ出シタリ、曰ク第一印度本部ニ於テ未製阿片ノ消費ヲ取り締リ且ツ之ヲ禁止スルニ就テ印度政府カ取りタル方法ニ關スル書面、第二バーマーニ於テ行ハル、通常ノ消費法即チ製成阿片ノ吸用ニ對シテ施コシタル政略ニ關スル書面是レナリ、但シ此第二ノ書面中ニハ印度政府カ印度中其他ノヶ所ニ於ル阿片吸用取締ニ關シテ施コシタル方法ヲ含ミ居リ、又其末段ニ於テ英領植民地殊ニ主トシテ極東植民地ニ在リテ阿片、「モルヒネ」及「コカイン」等消費ヲ禁止スル方法ヲモ併セ載セタリ、而シテ此等ノ書面ハ當會議狀況公報中ニ記載セラレタリ、然レトモ吾人ハ此等ノ書面ノ主意ヲ本書附録中(第一附録ヨリ第三附録ニ至ル)ニ記載スヘシ。

(六) 後吾人ハ我政府ノ意見トシテ左記ノ如キ通牒ニ接シタリ、曰ク我英國ノ代表者タル者ハ「モルヒネ」及「コカイン」ノ製造販賣ヲ禁止スヘキ議案ヲ當萬國會議ヘ提出センコトヲ要ストノ通牒ニ接シタルコト是レナリ。

(七) スクテ一千九百十一年十二月一日ヲ以テ當會議ノ第一回ハ開催セラレタリ、先ツネセルランドノ外務大臣エムデ、マリース氏ハ開會ノ祝辭ヲ述ヘラレタル後當會議ノ名譽會頭ニ推薦セラレ、次ニ米國代表者ノ主席ナル教正ブレトン氏カ實務ニ當ルヘキ會頭ニ推薦セラレタリ、是レ滿場一致ヲ以テ推薦セラレタルモノニシテ、氏ハ爲メニ一場ノ演說ヲ爲シタリ。

(八) 同月四日ニ至リテ當會議ノ第二回ハ開催セラレシカ、此會議ニテハ當會議遂行ニ關スル規則ヲ編成

シ且ツ當會議ノ委員會ヲ組織スルノ手續等ヲ定メタリ、左ノ如シ。

(イ) 會議順序規定委員會、此委員會ナルモノハ各國代表者中ヨリ一名宛ヲ選定シテ組織セラレタルモノナリ、而シテ此委員會ハ合衆國政府ノ起草シタルモノニ基キテ、當會議進行ノ順序次第ヲ編成スルモノトス、但シ合衆國政府ノ草案ニ就テハ其他ノ國ヨリ提出シタル反對論ニ從ツテ多少變更シタル所アリト知ルヘシ、尙ホ其外大不例顛國ノ提出ニ係ル「モルヒネ」、「コカイン」ノ事、及伊太利國ノ提出ニ係ル大麻的藥劑ノ事ヲモ此順序書ノ内ニ加フルコト、セリ、又タ此順序規定委員會ノ最初ニ調査スヘキ事柄ニシテ此會議ニ附屬スヘキコトヲモ定ムルコト、セリ。

(ロ) 議事編成委員會、此委員會ハ五名(後ハ六名トナレリ)ヨリ組織セラル、モノニシテ、大不列顛、日耳曼、和蘭、露西亞、及合衆國ノ代表者カ此等ノ委員トナレリ、而シテ本來此委員會ノ職責トスル所ハ當會議ニ於テ議決セラレタル事柄ヲ編成シテ適當ナル成文トナスニアリ、然レドモ後其職責ノ範圍著シク擴張セラレタリ。

(ハ) 印刷物委員會、此委員會ハ三人ノ委員ヨリ成立セルモノニシテ、其職責トスル所ハ印刷物トシテ如何ナル報告ヲ會員ニ配布スヘキカヲ決定スルニアリ、但シ本會議中秘密會議ヲ開催シタル場合ニ於テ其議事ノ模様ヲ會員ニ報告スルモノト知ルヘシ。

(ニ) 術語委員會、此委員會ハ正式ニ組織セラレスト雖モ免ニ角實際ニ於テ認識セラレタリ、而シテ各國代表者中ノ醫師及學士ヲ以テ之カ委員ト爲セリ。

(九) 此第二回(十二月四日)會議ニ於テ左ノ如キ事柄カ議決セラレタリ、曰ク本會議ニ於テ用フル所ノ通語ハ佛蘭西語タラサルヘカラス、但シ各國ノ代表者カ夫々自國ノ語ヲ用フルモ妨ケナク、又タ佛語通譯官ヲ備ヘ置キテ各國代表者ノ希望ニ任セテ其意見ヲ此通譯官ニ述ヘシムルコトヲ得ヘシ、然レトモ事ノ實際ニ當リテ各國ノ代表者中佛語ヨリ英語ヲ解スルモノ大半ナルカ故ニ、言論ノ大半ハ英語ヲ以テ述ヘラル、コト、ナレリ、又タ時ニ或ハ佛蘭西及日耳曼ノ代表ノ如キハ、一旦佛語ヲ以テ述ヘ終リタル事柄ヲ英語ヲ以テ再ヒ繰リ返スコトサヘ之レアリシナリ、佛語ハ本會議ノ通語ニシテ總テ正式ノ場合ニハ佛語ノミヲ用フルハ今更云フヲ要セサルナリ、然レトモ普通略式ノ場合ニハ英語ヲ用ヒテ事ヲ決了スルコト蓋シ尠ナカラサルナリ、他ナシ英語ヲ解シ得ルモノ多ケレハナリ。

(十) 第三回(十二月七日)ノ會議ニ於テハ佛蘭西及葡萄牙ノ代表者ヨリ左記ノ如キ注意事項カ提出セラレタリ、曰ク當會議ニ代表者ヲ派遣シタル國ハ少數ニシテ、派遣セサル國多キニ居ラスンハアラス、而シテ當會議ニ於テ議決セラレタル阿片賣買取締條例ナルモノハ、代表者ヲ派遣シタル國ハ勿論之ヲ遵奉セサルヘカラス、是レ他ナシ此取締條例ハ其代表者ノ協賛ヲ經タルモノナレハナリ、然レトモ代表者ヲ派遣セサル國ニアリテハ固ヨリ其會議ニ與カラサルカ故ニ、此等ノ國ヲシテ此條例ヲ遵奉セシメントスルハ穩當ナラサルニ似タリ、故ニ此等ノ事ニ關シテハ何トカ解決シ置クノ必要ナクンハアラスト、斯ル動議提出セラレタルヨリ第四回ノ會議ニ於テ波斯ノ代表者ノ發議ニ基キテ左記ノ如キ議案カ議決セラレタリ、曰ク當會議ニ於テ議決セラレタル事柄ハ當會議ニ代表者ヲ派遣セサル國々ヘ通告シテ之カ同意贊成

ヲ求メンコトヲ要ス、其代表者ヲ派遣セサル國ハ歐羅巴ニアレ米國ニアレ、一々當會議ニ於テ議決シタル事柄ヲ通告シテ之カ同意贊成ヲ求メンコトヲ要ス、果シテ斯クノ如クナシタランニハ前會ノ會議ニ提出セラレタル難問モ自ラ解決セラレヘキナリ、蓋シ是レ當會議ニ代表者ヲ派遣セサル國モ派遣シタルモノト同一ノ有様トナルヘケレハナリ。

(十一) 「生阿片」、「製成阿片」及「藥用阿片」等ノ術語ノ解釋ハ一應術語委員會ノ調査ヲ經テ後、會議順序規定委員會ノ方ヘ回送サレシカ終ニ承認セラレタリ、而シテ斯ル術語ノ解釋ハ本會議第一章第二章及第三章ノ冒頭ニ掲ケラレタルモノ是レナリ、然レトモ生阿片ノ意義ハ稍ヤ廣クシテ賣買上ノ粉末阿片及粒狀阿片ヲモ此内ニ包容セラレタリ。

尙ホ此外印度ニ於テ慣用セラル、食用阿片ト吸用阿片トノ解釋ヲモ明カニセリ、即チ食用阿片ノ方ハ之ヲ生阿片ノ部ニ屬セシメ、吸用阿片ノ方ハ之ヲ製成阿片ノ部ニ入ル、コト、爲シタル是レナリ。

(十二) 第三回ノ會議ニ於テハ左記ノ條項カ承認セラレタリ、曰ク會議順序規定委員會カ生阿片及製成阿片ノ事ニ關シテ自カラ適當ナリト思惟シテ規定シタル條項是レナリ、又タ英國代表者ノ發議ニ基キテ本會議ニ代表者ヲ派遣シタル各國政府ハ、生阿片ノ產出及分配等ヲ取り締ルヘキ法律規則ヲ制定センコトヲ要スト云ヘル決議ヲ爲サシメタリ。

(十三) 第四回ノ會議(十二月八日)ニ於テハ前段ノ決議カ尙ホ引キ續キテ討議ニ付セラレシカ、終ニ滿場異議ナク此決議案カ議定セラレ而シテ本會議第一條ノ基礎トナレリ。

(十四) 英國ノ代表者カ一ノ動議ヲ發シタリ、曰ク本會議ヘ代表者ヲ派遣シタル各國政府ハ生阿片ヲ輸出シ若シクハ輸入スル個所ヲ夫々嚴重ニ一定スヘキ決議ヲ爲サントヲ要スト、然ルニ日耳曼國ノ代表者此動議ニ反對シテ曰ク、海港アリテ阿片ノ大ナル分量ヲ輸入シ若シクハ輸出スル國ニ於テハ、其個所ヲ一定シ置クコト固ヨリ然ルヘキコトナルヘシ、然レトモ日耳曼國ニ對シテハ適用シ得ヘキモノニアラス是レ他ナシ日耳曼國ノ如キハ國境皆ナ陸續キニシテ鐵道ノ敷設セラル、コト縱橫無盡恰カモ網ヲ張レルカ如シ、故ニ此等ノ鐵道便ニ依リテ輸送セラル、阿片ハ他ノ化學的物均シキ荷造ニテ甚タ少量ナレハナリ、是レ此動議ニ反對スル所以ナリト、而シテ第五回ノ會議(十二月十一日)ニ於テ右ノ動議ヲ左記ノ如ク改正セラレタリ、曰ク本會議ニ代表者ヲ派遣シタル各國政府ハ阿片賣買ノ狀況如何ニ從テ生阿片ノ輸出若シクハ輸入ノ個所ヲ一定シ置カンコトヲ要スト、斯クテ此改正案ハ滿場異議ナク可決シテ本會議第十二條ノ基礎トナレリ。

(十五) 第五回ノ會議ニ於テ英國ノ代表者ハ一ノ動議ヲ提出シタリ、曰ク當會議ヘ代表者ヲ派遣シタル各國政府ハ左記ノ如キ處分ヲ爲スヘキコトヲ當會議ニ於テ議決シ置カンコトヲ要ス。

(一) 既ニ阿片輸入ヲ禁止シタル國ヘ對シテハ生阿片輸出ヲ爲サ、ル事。

(二) 阿片輸入ヲ禁止スル國ヘ向ケテモ右ト同様ニ生阿片輸出ヲ爲サ、ル事。

葡萄牙ノ代表者一ノ動議ヲ起シテ曰ク此問題ハ自分等モ然ルヘキコト、思惟スル所ナルカ尙ホ之ニ國際上特殊ノ協商ヲ爲シタル場合ハ此限ニアラストカ、若クハ事宜ニ依リテ臨機ノ處置ニ出ルコトヲ得ヘシ

ト云ヘル但書ヲ加ヘテハ如何、現ニ印度產ノ阿片ニ關シテ英國ト支那トノ間ニ訂結セラレタル條約面ニモ其實例アルニアラスヤト、然ルニ支那ノ代表者ハ此修正案ニ反對シテ曰ク印度產ノ阿片ニ關シテハ特別ノ事情ノアルアリテ、英國ト支那國トノ間ニ特種ノ條約ヲ結ヒタルニ外ナラス、然ルニ阿片ノ產出高左マテ多カラサル國々ニ於テ此例ニ倣フヘキ謂レ之レナキナリ、故ニ吾人ハ此修正案ヲ非トスルモノナリト。

葡萄牙ノ代表者カ右ノ如キ修正案ヲ提出スルハ其謂レナキニアラス、抑モ印度產出ノ阿片ノ事ニ關シテ英國ト支那トノ間ニ特別ナル條約ヲ訂結シタルハ、實ニ是レ一千九百十一年五月八日ナリシナリ、而シテ此條約面ニ據レハ葡萄牙人カ支那ヘ阿片ヲ輸出セントスルカ、若クハ支那ヨリ之ヲ輸入セント欲スル場合ニハ、他ノ許可ヲ得ルニアラスンハ能ハサルナリ、斯ル不便アルコトヲ既ニ知得スルカ故ニ右ノ如キ修正案ヲ提出シタルナリ、由リテ吾人ハ葡萄牙ノ修正案ニ對シテ贊同ノ意ヲ表シ終ニ此修正案ハ可決セラレタリ、但シ支那、合衆國及波斯ハ之ニ對シテ贊否ノ數ニ加ハラサリシナリ。

(十六) 其後(第二十一回及第二十二回ノ會議ノ際)本會議第三章ノ二讀會(此二讀會ハ前段ノ決議ヲ再議ニ付スルモノ是レナリ)ニ於テ支那國ノ代表者カ更ニ彼ノ「特種ノ條約」ナル語ヲ廢スヘシトノ動議ヲ起シタリ。

此ニ於テカ此三章ノ意義ハ現行條約ニ影響ヲ及ホサ、ルモノトシテ修正スルコト、ナリタルヲ以テ、吾人モ此修正案ニ贊成シタリシカ、葡萄牙人ノ反對論出テタルカ故ニ第二十四回ノ會議ニ於テ此修正案ハ

撤回セラレタリ。

(十七) 今マ第五回ノ會議ニ立チ返リテ云ハンニ、次ニ英國代表者ハ一ノ動議ヲ提出シテ曰ク、代表者ヲ派遣シタル各國政府ハ生阿片ヲ他ニ輸出セントスル際、他ノ政府カ之ヲ知ラント欲スル場合アラシカ、斯ル場合ニ於テハ之ヲ通知センコトヲ要スト云ヘル決議ヲ爲シ置カント、然ルニ討論ノ末斯ル事ハ一般ニ適用シ得ヘキモノニアラストテ否決セラレタリ。

(十八) 次ニ吾人ハ左ノ如キ動議ヲ提出シタリ、曰ク他ヘ輸出スル目的ヲ以テ生阿片ヲ荷造リタル場合ニハ、其荷造リノ表面ニ其内容ヲ標記センコトヲ要スト、日耳曼人ハ此動議ニ就テ修正ノ意見ヲ述ヘテ曰ク、其荷造リノ目方五「キログラム」(「一キログラム」ハ我ニ百六十六分ニ當ル)以上ノモノニ限ルコトトセン、其以下ノ目方ニテハ荷物取扱上不便ナル所アレハナリト、此動議ハ斯ク修正ノ上議決セラレテ本會議第四章ノ基礎トナレリ。

(十九) 而シテ英國ノ代表者ハ左ノ如キ動議ヲ提出シタリ、曰ク本會議ニ代表者ヲ派遣シタル各國政府カ生阿片ノ輸出及輸入ヲ爲サント欲スル場合ニハ、特ニ許可セラレタル者ノ代理店ニ於テ之ヲ取り扱ハシメサルヘカラス、其他ノモノニハ決シテ之ヲ取り扱ハシムヘカラスト、而シテ此動議ハ日耳曼國ノ代表者ヨリ「特ニ」ノ文字ヲ「適當ニ」ノ文字ニ改メントノ修正説提出サレテ、終ニ此修正案カ議決トナリテ本會議第五章ノ基礎トナレリ。

(二十) 吾人ハ此問題ニ關シテ最後ニ一ノ動議ヲ提出シタリ、其動議ノ主意ニ曰ク生阿片ノ輸出若クハ輸入ニ關スル取締方法ノ如キハ、萬國郵便聯合組合ノ手ニ於テ之ヲ定メントコトヲ要スト、此動議ハ議決セラレタレトモ正面本會議ノ議題トナスヘキモノニアラスト決議セラレタリ、其主意ニ曰ク本會議ハ萬國郵便聯合組合ヲシテ然カセシムヘキ權能ヲ有セサレハナリ、故ニ本會議ノ一ノ決議マテニ止メ置カレタリ。

(二十一) 藥用阿片、「モルヒネ」及「コカイン」等ノ綱目ノ下ニ於テ論議セラルヘキ事柄ヲ會議順序規定委員會ヨリ報告セラレタルカ此報告ハ終ニ承認セラレタリ。

(二十二) 第六回ノ會議(十二月十二日)ニ於テハ製成阿片ニ關スル事項ノ討論ヲ開始セラレタルカネセルランドノ代表者カ一ノ動議ヲ起シテ曰ク代表者ヲ本會議ニ派遣シタル各國政府ハ、通則トシテ此種ノ阿片ノ輸入及輸出ヲ禁止センコトヲ要ス、但シ航海中水夫カ船中ニ於テ之ヲ自分ニ供スルハ妨ケナシトノ除外例ヲ設ケ置クヘキモノトス、然レトモ此動議ハ討論ノ結果撤回セラル、コト、ナリ、原案カ消極的様式ニテ可決セラレタリ、其原案ハ左ノ如シ、曰ク代表者ヲ本會議ニ派遣シタル各國政府ハ製成阿片ノ輸入若クハ輸出ヲ禁止スルノ義務アルモノトス、而シテ是レ本會議第七章ノ前段ノ基礎トナレルモノナリ。

(二十三) 亞米利加ノ代表者カ此製成阿片ノ事ニ關シテ意見ヲ述ヘシカ、之ニ就テ種々討論モアリシカ、結局吾人及支那人カ葡萄牙ノ反對論ヲ打チ消サンカ爲メニ修正案ヲ提出シタルヨリ滿場一致ニテ左ノ如ク議決セラレタリ。

代表者ヲ本會議ニ派遣シタル各國政府ノ内尙ホ未タ製成阿片ノ輸出ヲ禁止セサルモノアラハ成ルヘク速カニ之ヲ禁止スルノ手續ヲ爲スヘキ事、又タ製成阿片ヲ輸出スヘキ箇所ノ數ヲ定メ置カン事ヲ要ス。斯クテ此決議ハ半ハ本會議第七章ト半ハ同第八章イノ基礎トナレルモノナリ。

(二十四) 次ニ亞米利加ノ代表者ハ左ノ如キ動議ヲ提出シタリ、曰ク代表者派遣ノ各國政府ハ製成阿片ノ輸入ヲ禁止スヘキ國ヘ向ケテ之ヲ輸出スルコトヲ嚴禁セン事ヲ要ス、又タ製成阿片ノ輸入ヲ禁止セント欲スル國ヘ向ケテ、之ヲ船積トシテ輸出スルコトヲ嚴禁センコトヲ要ス、但シ之ヲ受クヘキ國ノ規定ニ背反セサル場合ハ此限ニアラスト、此動議ハ滿場一致ヲ以テ通過シ本會議第八章ノ(ロ)及(ハ)ノ基礎ヲナセルモノナリ。

(二十五) 亞米利加ノ代表者ハ尙ホ其他二件ノ動議ヲ提出シタリシカ、二者共ニ異議ナク議決セラレタリ即チ其一ニ曰ク代表者派遣國ノ一ヨリ製成阿片ヲ輸出セントスル場合ニハ必ラス之カ標記ヲ爲サンコトヲ要ス其二ニ曰ク製成阿片ノ輸出ヲ取扱フモノハ特ニ許可セラレタルモノニ限ルヘキモノトスト、而シテ是レ本會議第八章ノ(ニ)及(ホ)ノ基礎トナレルモノナリ。

(二十六) 此第六回ノ會議ニ於テ最後ニ亞米利加ノ代表者ヨリ左ノ如キ動議ヲ提出シタリ、曰ク萬國郵便聯合組合ハ製成阿片ヲ郵便物トシテ輸送スルコトヲ禁止センコトヲ要スト、然レトモ討議ノ結果本會議ハ萬國郵便聯合組合ヲシテ然カセシムヘキ權能ヲ有スルモノニアラストテ、左ノ如キ決議ヲ爲スルニ至リタリ。

「製成阿片ヲ郵便物トシテ輸送セントスルニ就テハ、萬國郵便聯合組合ヲシテ一定ノ措置ヲ採ラシムヘキ様交渉センコトヲ要ス」

生阿片ヲ郵便物トシテ輸送スル場合ニモ亦タ右ノ手續ト同様タラシメントノ提議通過セラレタリ。

(二十七) 第七回ノ會議(十二月十三日)ニ於テハ亞米利加ノ代表者ヨリ製成阿片ノ事ニ關シテ尙ホ前回ヨリノ動議ヲ提出シタルカ、日本ノ代表者ヨリ之カ修正案ヲ提出シテ終ニ左ノ如ク決議セラレタリ。

「代表者派遣ノ各國政府ハ從來國際間ニ訂結セラレタル條約ヲ參酌折衷シテ、阿片ノ製造、分配及使用上ニ關スル規程ヲ設ケンコトヲ要ス」

而シテ此事項ハ本會議第六章ノ基礎トナレルモノナリ。

(二十八) 第十回ノ會議(十二月十八日)ニ於テ葡萄牙ノ代表者ヨリ提出シタル一ノ動議アリ、今茲ニ此動議ヲ掲載センハ記事ノ順序トシテ適當ナルヘシト信ス、其動議ニ曰ク此國ヨリ彼ノ國ヘ輸送セラレントスル製成阿片ニシテ規則ニ違犯セラレ、モノト認識セラレタランニハ之ヲ廢滅ニ歸セシメンコトヲ要スト、此會議ニ於テ此動議ヲ一應會議順序規定委員ノ方ヘ差シ廻スヘキカ、若クハ直チニ本會議ノ方ニ差シ出ヘキカニ就テ討論ニ付セシニ、直チニ本會議ニ付スヘシトノ議論モアリシカ、吾人及佛國ノ代表者ヨリ此問題ハ船舶ヲ検査セサルヘカラル等ノ事モ伴フヘク、從ツテ到底實行シ得ヘカラサルヘシトノ反對論ヲ唱ヘテ終ニ否決セラレタリ。

(二十九) 第七回、第八回及第九回ノ會議ニ對テ討議ニ付セラルヘキ重要ナル問題ハ、英國ノ代表者ヨリ提

出シタル「モルヒネ」及「コカイン」ノ事ナリシモ、此問題ハ後日一纏ニシテ討議ニ付スル方便宜ナルヘシトノ動議出テ其事ニ決シ、且ツ此等ノ會議ニ於テ討議ニ付セラレタル其他ノ問題ニシテ曾テ記載セラレサルモノヲ擧クレハ左ノ如シ。

(三十) 第七回ノ會議(十二月十三日)此會議ノ初メニ當リテ二三ノ報告ヲ爲セシカ、其内和蘭及英國ノ阿片使用禁止協會ノ此會議ニ參加スルコトヲ許可スルノ報告ヲ爲シ、尋イテ和蘭ノ代表者カ簡短ニ一場ノ演説ヲ爲シ、次ニ英國ノ阿片使用禁止協會々長サー、マツチウ、ドツズウオース氏モ亦タ一場ノ演説ヲ爲セシカ、其辯舌ノ流暢ニシテ其趣旨ノ明晰ナリシニハ大ニ滿場ノ注意ヲ惹キ起シタリ。

(三十一) 第八回ノ會議(十二月十四日)中ニ支那國ノ代表者カ支那國ノ阿片使用ヲ禁止スルニ就テ取リタリタル方策ノ事ヲ述ヘタリ、其概要ニ曰ク「タイムス」新聞ノ報スル所ニ據レハ安南等ノ地方ニ於テハ再ヒ阿片培養シ事起レリ、實ニ由々シキ出來事ト云ハサルヘカラスト、此報道ニシテ果シテ全クノ事實ニ相違ナシトセンカ、實ニ歎息スルノ外ナジト云ハンノミ、去リナカラ空シク歎息スルモノノ益カアラン支那政府タランモノハ阿片禁止ノ事ニ關シテ從事ヨリ尙ホ一層強硬ノ態度ニ出ツルナルヘシ。

(三十二) エム、カスデ氏(佛國ノ代表者)一種ノ問質ヲ發シテ曰ク「本會議開催ノ案内ヲ受ケモ之ニ應セス代表者ヲ派遣セサル國ハ如何(ロ)本會議開催ノ案内ニ對シテハ承諾ノ返事ヲ爲シタルモ、尙ホ未タ代表者ヲ派遣セサル國ハ如何(ハ)全ク本會議開催ノ案内ヲ發セサリシ國ハ如何、今マ自分カスル質問ヲ發スル所以ハ他ナシ、ペーリウ及ボリヴ井アノ如キハ「コカタン」ノ產地ナラスヤ又トレーストノ如キハ本會議

ノ主ナル問題ナル阿片ノ產地ナラスヤ然ルニ此等ノ國ヨリハ代表者ヲ派遣セサリシナリ、故ニ右ノ如キ質問ヲ提出スル次第ナリト、而シテ此等ノ質問ニ對シテ露西亞及葡萄牙ノ代表者ハ贊成ノ意ヲ表シタリ、又タ和蘭ノ代表者ナルエム、クレマー氏曰ク我カ政府ノ意見ハ代表者ヲ派遣セサル國ヘハ本會議ヘ列スヘキ様更ニ通知ヲ發スヘシト云フニアリト、然ルニ此等ノ質問ニ對シテ最モ適切ナル答辯ヲ與フルコトナクシテ、一時其儘ニ棄テ置カル、コト、ナレリ。

(二十三) 吾人ハ今マ「コカイン」及「モルヒネ」ノ事ニ立チ返リテ再ヒ茲ニ述ル所アラントス、抑モ此「コカイン」及「モルヒネ」ニ關スル問題ハ我カ英國政府ノ首唱シタルモノニシテ、本會議々事順序中ノ重要ナル部分ヲ占メタルモノト謂ツヘキナリ、故ニ我々代表者ノ立場トシテハ之ニ關スル特別ノ取締法案ヲ提出シテ之カ通過ニ勤メサルヘカラス、既ニ吾人ハ第七項ニ於テ述ヘタルカ如ク我カ政府ヨリ之ニ關スル法案ヲ送付セラレタルヲ以テ之ニ議場ニ提出スルコト、セリ、其法案ハ概ネ左ノ如シ。

(一) 「モルヒネ」及「コカイン」製造シ若クハ之ヲ販賣セント欲スルモノハ、何人ニ限ラス適當ノ免許證ヲ受ケサルヘカラス、若シ此免許證ナクシテ此等ノ物品ヲ製造シ若クハ販賣スルモノアランカ、斯ル者ハ違法者トシテ相當ノ罰金ニ處セラル、モルトス。

(二) 此等ノ藥品ノ製造若クハ販賣者タラン者ハ、皆ナ是レ相當ノ帳簿ヲ調製シ置キテ之カ受渡ヲ爲シタル人ノ姓名住所ヨリ其受渡藥品ノ分量等ニ至ルマテ一々詳細ニ記入シ置カンコトヲ要ス、而シテ政府ヨリ検査官カ來リタル場合ニハ何時ニテモ此帳簿ヲ差シ出シテ之カ検査ヲ受ケサルヘカラス

(三) 此等ノ藥品ヲ賣買シ得ヘキ免許證ヲ得タルモノ、外賣買ヲ禁止スル方然ルヘシト思ハル。

(四) 稅關ハ他ヨリ此等ノ藥品ヲ輸入シ來リタル場合、之カ荷受人タル者カ此等藥品製造若クハ販賣ニ就テノ免許證ヲ有スル事ノ判明スルマテハ、之ヲ留メ置クノ權能ヲ有スルモノトス。

(五) 此等ノ藥品ヲ他國(本會議ヘ代表者ヲ派遣シタル國ト否ラサルトヲ問ハス)ヘ輸出セントスル時、及英國内ノ或ル箇所ヘ輸送セントスル時ハ其届先ノ荷受人カ適當ノ免許證ヲ有スルモノタルコトヲ稅關ニ證明センコトヲ要ス、或ハ此際其届先ノ荷受人タルモノカ本會議ニ於テ議決セラレタル規定ニ該當スルカ若クハ其地方ノ法律ニ該當シ、而シテ稅關ノ見込ニテ差支ヘナシト認定シタル場合ハ妨ケナキモノトス

(二十四) 右ニ掲ケタル提案ニ就テ反對論アルヘシトハ僅カニ豫想スルニ過キサリシカ、茲ニ實際反對論ヲ提出シタルモノアリ、其反對論ノ提出者ハ日耳曼國ノ代表者是レナリ、抑モ日耳曼國ハ實際「コカイン」產出ヲ壟斷スル個所トモ謂ツヘクシテ既ニ自國ニ於テハ之ニ對シテ充分ナル取締法ヲモ設ケ居レルカ故ニ、今マ又タ更ニ之カ取締法ヲ設クルノ必要ナシ、本會議ニ於テ之ニ關スル取締法ヲ規定セサルモ、銘々ノ國ニ於テ警察機關若クハ稅關等ノ機關ニ依リテ、嚴重ニ取締リタランニハ其レニテ事足ルヘシ、何ソ本會議ニ掛ケルノ必要アラナヤト、蓋シ日耳曼國ノ代表者ハ本會議ニ代表者ヲモ派遣セサル國々ノ利益マテモ計ランカ爲メニ、自國ノ利益アル産業上ニ惡影響ヲ及ホサンコトヲ恐ルレハナリ。

(二十五) 本會議ノ議事進行ヲ容易ナラシメンカ爲メ、且ツ本議會ニ於テ右ノ問題ニ關シテ何等カノ解決

ヲ與ヘサルニ先ンシテ、吾人ハ日耳曼國ノ代表者ト共ニ秘密會議ヲ開催シタリ、蓋シ吾人カ斯克秘密會議ヲ開催シタル所以ハ、畢竟スルニ中和調停ノ勞ヲ取ランカ爲メナリ、故ニ吾人ハ日耳曼國ノ代表者ニ對シテ左ノ如キ事柄ヲモ申シ入レタリ曰ク、印度及支那ニ於テ「モルヒネ」及「コカイン」等ノ賣買ニ關シテ取締法ノ設ケアルモ其効力僅カニ其内地ノミニ限ラレタルカ故ニ不都合ノ點ナキ能ハス、又タ此等ノ藥品產出ノ國々ハ此等ノ物品賣買ノ事ニ關シテ互ニ合同一致スル所アリシト雖モ、之カ實効ヲ收メンコトハ恐ラクハ難キコトナルヘシト。

(三十六) スクテ日耳曼ノ代表者ハ好意ヲ以テ吾人ヲ迎ヘ終ニ双方ノ間ニ於テ左記ノ如キ協議纏マリタリ

(一) 前段ニ述ヘタル條項中ノ第一項ハ承認サレタリ、然レトモ免許證ヲ有セサル者ノ行動ニ對シテ罰金ヲ課スヘキ規定ヲ設クルノ必要ナキモノトス、但シ斯ル罰金處分ノ如キハ其國々ノ規定ニ一任センコトヲ要ス。

(二) 免許證ヲ有スル者ノ總テノ取扱方ニ關スル第二項モ亦タ是レ承認サレタリ、然レトモ醫師ノ處方若クハ適當ニ免許證ヲ得タル藥劑師カ彼ノ藥品ヲ販賣スル場合ニハ適用スヘキモノニアラス、又タ帳簿ヲ備ヘ置キテ政府ヨリ派出シタル官吏ノ検査ニ供スルノ必要ナキモノトス、但シ斯ル検査ノ方法ハ其國々ノ規定ニ一任センコトヲ要ス。

且ツ本議會ニ於テ規定シタル條件ハ參列各國ノ承認スヘキ最モ簡易ナルモノニ過キスト知ルヘシ、故ニ各國カ之ニ關スル隨意ノ規定ヲ設クルモ決シテ妨ケナキモノトス。

(三) 免許證ヲ有スルモノニアラスンハ彼ノ藥品ヲ販賣スルコトヲ得スト規定サレタル第三項ハ承認セラレタリ。

(四) 第五項中ニ税關部ニ特別ナル義務ヲ負ハシムヘキ個條アリ、是レ日耳曼國代表者ノ承認セサル所ナリ其ノ承認セサル理由ニ曰ク日耳曼國ノ境界線ハ甚タ廣ク、且ツ鐵道ノ敷設セラレ居ルコト四通八達ニシテ網狀ヲ爲セルカ故ニ此個條ハ之ヲ實行スルニ甚タ困難ナレハナリト、然レトモ左記ノ事項ハ協贊同セラレタリ曰ク各國政府ハ其商況如何ニ從ツテ彼ノ「モルヒネ」「コカイン」等ノ藥品ヲ輸入セントスル場合ニハ、此等ノ藥品ヲ取り扱ヒ得ヘキ免許證ヲ有スルモノニ限リテ之ヲ取り扱ハシメンコトヲ要ス、否ラサルモノニハ決シテ之ヲ取り扱ハシメサル處置ヲ取ラサルヘカラス。

(五) 此第五項ニ就テハ日耳曼ノ代表者ハ全ク反對シタリ、其反對說ヲ立テル理由ニ曰ク抑モ本議會ニ代表者ヲ派遣シタルハ僅カニ十二ヶ國ニ過キス、實ニ少數ナリト謂ハサルヘカラス、乃チ代表者ヲ參列セシメサルヘカラサル多數ノ國々ハ本會議ノ問題ニ對シテ、如何ナル程度マテ贊同ノ意ヲ表スルヤ否ナヤ全ク知り得ヘカラサルナリ、サレハ今マ此少數者ノ意見ニ從ツテ議決シタル事項ヲ廣ク各國ニ行ハシメント欲スルハ穩當ナラサルモノニ似タリ、是レ自分等カ此五項ニ反對スル所以ナリ。

然レトモ日耳曼國ノ代表者モ左記ノ如キ提案ニ對シテハ贊同ノ意ヲ表シタリ、曰ク本議會參列ノ各國ニシテ「モルヒネ」及「コカイン」ヲ他ノ參列國へ輸出セントスル場合ニハ、必ラス之ヲ輸入スル國ノ荷受人タル者カ自國ノ法律規定ニ從ツテ、之カ免許證ヲ得タルモノナランコトヲ要ス、若シ否ラサル場合

アラシニハ之ヲ輸出スルコトヲ得サルモノトス、若シ之ヲ輸入セントスル國ニシテ斯ル規定ノ實行ヲ容易ナラシメント欲セハ、此等ノ藥品取扱ニ關シテ免許證ヲ受ケタル者ノ住所氏名ヲ豫シメ之ヲ輸出スル國ノ政府ニ通知シ置カンコトヲ要ス。

(三十七) 右ニ掲ケタルカ如キ重要ナル事柄ニ關シテ協議整ヒタルヲ以テ、愈々之ヲ本會議ニ提出シテ議決セント欲シ、第七回、第八回、及第九回ノ會議ニ提出シタリ、既ニシテ第七回ノ會議ニ於テサー、セシル、クレメンチー、スミツス氏カ此等ノ決議案ニ關シテ一場ノ演說ヲ爲シタリ、蓋シ其演說ノ旨趣ハ左ノ如シ、曰ク此提案ナルモノハ今日新タニ起リタルモノニアラス、畢竟スルニ曾テ上海委員會ノ開催セラレタル際決議案第五號ニ於ケル阿片ヨリ製出サレタル「モルヒネ」及其他ノ藥品ニ關スル規定ヲ實行スルニ過キササルナリト、スミツス氏ノ此演說ハ此等ノ決議案ノ序論ト云フモ敢テ不可ナカルヘシ、且ツ我カ英國政府ハ此等ノ決議案ヲ最モ重大ナル問題ト見做シ、若シ參列諸國カ緊急問題ト承認セサル以上ハ、此會議ニ與カラサルヘシ、之ニ加フルニ大不列顛國ハ既ニ阿片使用抑壓ノ事ニ關シテ大ニ支那國ヲ助クルノ政策ヲ取りタリ、抑モ此阿片ノ害タルヤ管ニ極東諸國ノミナラス合衆國ニモマタ普及スヘキモノナリ、故ニ之ニ抑壓センニハ極メテ強硬ナル方策ヲ取ラスンハアルヘカラス。

サー、セシル氏ノ爲シタル演說ニ就テニ支那國ノ代表者カ最モ熱烈ニ贊成ノ意ヲ表シタリ、即チ支那國ニ於テハ「モルヒネ」及「コカイン」ヨリ生スル害毒ノ最モ甚ハタシカリシヲ擧ケテ、之カ取締法ノ極メテ必要ナルコトヲ最モ適切ニ述ヘタルモノ是レナリ。

今マ再ヒ第九回ノ會議ニ立チ歸リテ聊カ叙述スル所アラントス、此會議ニ於テマツキス、ミウラー氏カ此等ノ藥品輸出ニ關シテ特ニ取締法ヲ設クルノ必要アル所以ヲ説キ、且ツ此等ノ取締法ヲ設ケンカ爲メニハ各國共ニ協同一致ノ方策ニ出テサルヘカラス、英國ノ代表者ハ既ニ此事ニ關シテ其意見ヲ述ヘタリシモ、滿場一致ヲ以テ可決セラレンコトハ到底望ミ得ヘカラサルナリ。

(三十八) 英國代表者ヨリ提出セラレタル意見ニ就テハ何等ノ修正ヲ加ヘラレタリシカ、此修正ハ所謂ル文字上ノ修正ニ止マリテ大體ノ主意ニ至リテハ左マテノ變更ナカリシナリ、而シテ此等ノ提案ハ多數ヲ以テ議決セラレ、本會議原案ノ第九章ヨリ第八章ニ至ルマテノ基礎トナリタルモノ是レナリ、今マ此等ノ條項ヲ擧クレハ左ノ如シ。

第三編 藥用阿片、「モルヒネ」、「コカイン」等

藥用阿片ノ定義

生阿片ヲ粉末若クハ粒狀ト爲シ或ハ必要ニ應シテ中性ノ物質ト混和シ、「モルヒネ」ノ量百分ノ十以上ヲ包含セルモノニシテ、攝氏六十度ニ熱シタルヲ稱シテ藥用阿片ト云フ。

「モルヒネ」ノ定義

「モルヒネ」トハ阿片ノ主成分「アルカロイド」是レナリ。

「コカイン」ノ定義

「コカイン」トハ「エリスロキシロン」、コカ「葉」ノ主成分「アルカロイド」是レナリ。

「ヘロイン」ノ定義

「モルヒネ、ジアシチレート」ヲ云フ。

「コデイン」ノ定義

阿片成分中ノ他ノ「アルカロイド」即チ「モルヒネ、メチレート」ヲ云フ。

第九條

訂盟列國ハ「モルヒネ」、「コカイン」等ノ製造、販賣及使用等ヲ制限スヘキ藥劑法若クハ藥劑ニ關スル規定ヲ設ケンコトヲ要ス、但シ既ニ斯ル藥品ニ關スル法規制定セラレテ現行サレ居ル場合ハ此限ニアラス

第十條

訂盟列國ハ「モルヒネ」及「コカイン」等ノ製造所若クハ之ニ關スル其他ノ建物等ハ法律ヲ以テ制限センコトヲ要ス。

第十一條

訂盟列國ハ「モルヒネ」及「コカイン」等ノ製造、輸入、販賣、分配及輸出セント欲スル者ニ對シテ之カ營業免許證ナルモノ與ヘンコトヲ要ス、即チ斯ル免許證ヲ有セサルモノハ何人ト雖モ此等ノ藥品ヲ取扱ハシメサランコトヲ要ス。

第十二條

訂盟列國ハ「モルヒネ」及「コカイン」等ノ製造人及販賣人ヲシテ常ニ帳簿ヲ備ヘ置キ、其製造、輸入、販

賣、分配及輸出等ヲ一々詳細ニ記入セシメントヲ要ス、但シ斯ル取締法ハ必ラスシモ正當ナル免許證ヲ得タル藥劑師ニ適用スヘキモノニアラスト知ルヘシ

第十三條

訂盟各國ハ「モルヒネ」及「コカイン」等ノ製造人及販賣人ヲシテ其製造所及店舗ヲ充分ニ取り締ラシムヘキ手段ヲ取ランコトヲ要ス。

第十四條

訂盟各國ハ「モルヒネ」及「コカイン」等ヲ内地ニテ販賣シ若クハ之ヲ他ニ交付セントスルモノアル場合ニハ、之ヲ買フモノ若クハ之ヲ受クルモノハ豫テ免許證ヲ有スルモノニ限ラシメントヲ要ス、其他ノ者ニハ全ク之ヲ販賣シ若クハ之ヲ交付スルコトヲ禁止センコトヲ要ス。

第十五條

訂盟列國ハ商業上ノ有様互ニ異ナル所アルヘシト雖モ、豫テ免許證ヲ受ケタルモノニアラスンハ、「モルヒネ」及「コカイン」等ヲ輸入セシムルコトヲ禁止センコトヲ要ス。

第十六條

訂盟各國ハ其本國若クハ其植民地ヨリ他ノ訂盟國若クハ其植民地ヘ向ケテ「モルヒネ」若クハ「コカイン」等ヲ輸出セントスル時ハ、其先方ノ荷受人タルモノカ其自國ノ法律ニ從ツテ、斯ル藥品ヲ取り扱ヒ得ヘキ免許證ヲ受ケタルモノニ限リ輸出シ、否ラサル者ニ對シテハ之ヲ輸出スルヲ禁セン事ヲ要ス、尙ホ本條ノ

規定スル所ニ從ツテ利便ヲ得ント欲スル各政府、「モルヒネ」及「コカイン」等ヲ輸入スルコトヲ得ヘキ免許證ヲ受ケタル者ノ住所氏名ヲ豫テ斯ル藥品ヲ輸出スヘキ國ノ政府ヘ通知シ置カンコトヲ要ス。

第十七條

訂盟各國ハ「モルヒネ」及「コカイン」等ノ製造、輸入、販賣及輸出ニ關スル法律規則ヲ左記ノ物品ニモ適用センコトヲ要ス。

- (イ) 藥用阿片。
- (ロ) 百分ノ〇、二以上ノ「モルヒネ」ヲ含有スルカ、若クハ百分ノ〇、一以上ノ「コカイン」ヲ含有スル製劑、(官用ト否ラサトヲ問ハス、所謂ル阿片解毒劑モ亦此内ニアルモノトス)
- (ハ) 「ヘロイン」、其鹽類及百分ノ〇、一以上ノ「ヘロイン」ヲ含有スル製劑。
- (ニ) 「コデイン」、其鹽類及百分ノ四以上ノ「コデイン」ヲ含有スル製劑。
- (ホ) 「モルヒネ」、「コカイン」、此等ノ鹽類ヨリ調製セラレタル或ル新劑。

第十八條

訂盟列國ハ生阿片、製成阿片、「モルヒネ」及「コカイン」等ヲ法律規則上ニテ所有シ得ヘカラサルニ、之ヲ所有シ居タル者アルノ場合、之ヲ罰金ニ處センカ爲メニ其事實ヲ調査センコトヲ要ス。

(二十九) 右ニ掲ケタル條項中第十六條ニ就テ日耳曼國ノ代表者ヨリ修正ノ動議ヲ提出サレ、吾人モ修正說ヲ賛成シタリ、即チ之ニ於ケル第十七條ハ此修正ノ趣意ニ基キテ術語調査委員會ノ編成シタルモノ是

レナリ。

(四十) 右ニ掲ケタル原案條項中ノ第九號ハ第八回ノ會議ニ於テ、サー、ウヰリアム、コーリンズ氏ノ提出セラレタル決議案ニ基ケルモノニシテ終結會議ニ於テモ尙ホ第九條トナルモノナリ、及原案條項中ノ第十八號ハ終結會議ノ第二十條ニ相當スルモノナリ、又タ同シク第十號ヨリ第十六號ニ至ルマテハ終結會議ノ第十條ヨリ第十三條ニ至ルマテノ條項ニ相當スルモノナリ、但シ重要ナル修正ノ結果斯ク變更サレタルモノト知ルヘシ。

(四十一) 右ノ原案條項中第十七號ハ終結會議ノ第十四條ニ相當スルモノニシテ、是レ亦タ修正ヲ加ヘラレタルモノト知ルヘシ、今マ便宜上右第十七號ノ事ニ就テ聊カ茲ニ述ル所アラントス、曰ク此第十七號中「コデイン」ニ關スル(ニ)項ハ一旦廢案ニ屬シテ編首ノ定義中ニモ「コデイン」ハ加ヘラレサリシナリ抑モ(ニ)項ノ廢案トナリシハ畢竟スルニ第十二回ノ會議ニ際シテ日耳曼國代表者ノ動議ニ出テタルニ外ナラス、而シテ其動議ノ理由ニ曰ク「コデイン」ヲ用ヒタルカラテ發狂者トナルノ實證モナク又タ之ヲ慣用スルノ弊アルヲ聞カス、故ニ此項ハ廢案ニシテ可ナリト、露國ノ代表者ハ此動議ニ贊成シタルモ、吾人、亞米利加人、支那人ハ皆ナ之ニ反對シタリ、乃チ其反對ノ理由ニ曰ク「コデイン」ノ誤用セラル、ノ害、一般ニ「モルヒネ」及「コカイン」ノ如ク甚シキモノト認識セラレスト雖モ、其弊害絶無ト云フヲ得サルナリ、故ニ廢案ニ歸セシムヘキモノニアラスト、斯クテ此可否ヲ議場ニ問ヒシニ二ニ對スルハノ多數ヲ以テ廢案說ハ破レタリ。

(四十二) 然レトモ第二十三回ノ會議(一月十九日)ノ第二讀會ニ於テ日耳曼國ノ代表者ヨリ再ヒ前段ノ修正案カ提出セラレ、且ツ付言シテ曰ク若シ此提案ニシテ否決セラレタランニハ、自分達ハ左ノ議案ニ就テハ決シテ發言セサルヘシ、所謂ル其議案トハ今テハ第十四條(ニ)トナレルモノ是レナリ、是レ他ナシ、「コデイン」ニシテ果シテ特別ノ處分ヲ受クヘキモノナリタランニハ、其他ノ藥劑ヲ取り扱フタランモノハ相當ノ理由ナクシテ罰セラルヘケレハナリト、斯クテ出席議員中學理ニ通曉セルモノ少ナカリシカ爲メ、過半数ハ彼ノ第十四條ニ就テ發言セサルコト、ナリタリ、此ニ於テカ結局多數ヲ以テ「コデイン」ニ關スル議案ハ廢案トハナリタルナリ。

(四十三) 其他日耳國代表者ヨリノ修正案出テタレトモ字句ノ修正ニ止マリタルカ故ニ、今マ茲ニ掲ケタルヲ要セス。

(四十四) 前段ニ掲ケタル(三十九)項中ノ原案第十七條ノ趣意中ニハ阿片抗毒劑ノ事ニ就テ特ニ規定シタル所アラサリシナリ、又タ終結會議ノ原案第十七條(ロ)項及第十四條(ロ)項ノ規定ハ(四十七)項ニ記載スル所アルヘシ。

(四十五) 「モルヒネ」、「コカイン」ノ事ニ關シテ吾人ハ今マ僅カニ左記ノ一事ノミヲ付言スレハ足ランノミ、曰ク(三十九)項中ノ原案第十一條ノ趣意タル決議案ノ討論中、亞米利加國ノ代表者ヨリノ動議ヲ提出セリ、即チ其動議ノ趣意ニ曰ク「モルヒネ」、「コカイン」等ヲ取り扱フモノハ、正當ノ免許證ヲ有セサルヘカラサルコトハ既ニ規定セラレタル所ナルカ、此規定ハ「モルヒネ」及「コカイン」注射用ノ器械ニ

モ適用センコトヲ要スルコト、セント、然ルニ此動議ニ關スル討論中日耳曼ノ代表者ヨリ一ノ反對論ヲ發シテ曰ク、「モルヒネ」等ノ注射器ト云ヘル特別製ノモノ之レナキニ因リ斯ル規定ヲ設クルノ必要ナシト、サー、ウキリアム、コーリンス氏此反對論ニ賛成シタルヨリ此動議ハ終ニ消滅シタリ。

(四十六) 第十一回ノ會議(十二月十九日)ニ就テ佛國ノ代表者ヨリ一ノ決議案ヲ提出シタリ、其提案ノ趣意ニ曰ク所謂ル阿片抗毒劑ナル者ハ阿片、「モルヒネ」若クハ「コカイン」ヲ多量ニ含ミ居ル者ナリ、故ニ之ニ對シテ嚴重ナル取締法ヲ設ケサルヘカラスト、此決議案ニ對シテドクトル、ウー、レイン、テー氏意見ヲ述ヘテ曰ク、所謂ル阿片抗毒劑ナルモノヲ分析シテ其成分如何ヲ検査シタルニ殆ント皆ナ阿片若クハ「モルヒネ」ヲ含ミ居ラサルハナキコトヲ見出シタリ、故ニ之ニ關シテハ固ヨリ相當ノ取締法ナクンハアルヘカラスト、其他二三ノ討論アリシカ結局滿場一致ヲ以テ左記ノ如ク議決セラレタリ。

「本會議參列各國政府ハ阿片抗毒劑ノ製造販賣等ニ關シテハ、阿片「モルヒネ」、「コカイン」及其各種類ニ關スル取締法ト相類似セル取締法ヲ設ケンコトヲ要ス、」

斯クテ此決議案ナルモノハ終結本會議第十四條(口)項ニ於テ具體的ニ編成セラレタリ、蓋シ此(口)項ノ趣意ハ左ノ如クナリ居レルモノト知ルヘシ、曰ク所謂阿片抗毒劑ノ名アルト否ラサルト問ハス、苟クモ「モルヒネ」ノ分量百分ノ〇・二以上ヲ含ミ、若クハ「コカイン」ノ分量百分ノ一以上ヲ含メル製劑ハ、皆ナ是レ阿片抗毒劑ト全ク同一ナル取締法ニ屬セシメンコトヲ要ス。

(四十七) 次ニ支那國ノ代表者ヨリ左ノ如キ決議案ヲ提出シタリ、曰ク支那國ニ關シ及支那政府ト特別條

約ヲ締結シタル各國ニ關シテ特別ノ條件ヲ有スル決議案ヲ議セラレンコトヲ望ムト、抑モ此決議案ナルモノハ支那國ノ代表者ヨリ斯ク議場ニ提出セラレサル以前、既ニ吾人ト討論シタルモノニシテ、吾人ハ之ニ關シテ意見ヲ述ル所アリシカ、其決議案ノ最初ノ二項ハ左ノ如シ。

(一) 本會議參集ノ列國政府ハ阿片、「モルヒネ」、「コカイン」等ノ密輸入防止ノ事ニ關シテ支那政府ト協同一致ノ方策ヲ取ルコトニ同意ス、即チ此等ノ列國政府ハ極東ニ於ル其植民地ヨリ、若クハ支那國ニ於ル其租借地ヨリ斯ル物品ヲ密カニ支那領地ヘ輸送スルヲ禁スルコト、且ツ支那政府モ亦タ其領内ヨリ斯ル物品ヲ密カニ右各國ノ植民地及租借地ヘ輸送スルヲ禁止スル事。

(二) 支那政府ハ上海委員會ノ九號決議案ノ趣意ヲ實地ニ施行スルノ目的ヲ以テ、其臣民ノ爲メニ藥劑取締法ヲ制定センコトヲ要ス、即チ「モルヒネ」、「コカイン」等ノ販賣及分配等ニ關スル取締規則ナルモノ是レナリ、支那政府ニシテ既ニ斯ル取締法ヲ設ケタランニハ、本會議ニ參集シタル訂盟列國ヘ之ヲ通告センコトヲ要ス、而シテ此等ノ訂盟列國カスル取締法ヲ承認スヘキモノト思惟シタランニハ、支那租借地内ニ住居セル各自ノ臣民ニ對シテ、此取締法ヲ適用スルニ就テ必要ナル措置ヲ取ラントコトヲ要ス。

以上二項ノ決議案ハ原案ノ儘ニテ異議ナク通過シタリ。

(四十八) 斯クテ第三ノ決議案ナルモノハ左ノ如シ、曰ク本會議參集ノ列國政府ハ支那ニ於ル租借地、植民地若クハ居留地ニ於テ阿片喫煙ヲ禁止シ若クハ取り締り、又タ或ル阿片喫煙所ヲ廢止セシムルニ就テ

必要ナル手段方法ヲ充分ニ廻サンコトヲ要ス、尙ホ此外料理店及淫猥ノ行ハル、個所ニ於テ阿片喫烟ヲ禁止スルノ方策ヲモ取ランコトヲ要ス。

此決議案ニ對シテ日耳曼國ノ代表者ヨリ修正案ヲ提出シテ曰ク、阿片喫烟所廢止案ハ支那政府カ其領地内ニ於テ施行シ居ル同様ノ取締法ト共ニ併行セシムヘキコト、ナサント、此修正案ニ議決セラレタリ。

(四十九) 第四ノ決議案ナルモノハ佛國代表者ノ提議ニシテ語句ノ修正ニ係ルモノ是レナリ、本會議參集ノ列國ハ阿片喫烟所廢止ノ事ニ就テハ、漸ヲ逐フテ之ヲ減少セシムルノ方策ヲ取ラン方然ルヘシ、即チ支那政府カ取り來リタル同様ノ方策ヲ併行シテ實行セシムルコト、セン、今マ現ニ各國ノ植民地、租借地及居留地等ニ於テ營業シ居レル阿片喫烟所ノ數ヲシテ漸次減少セシムルノ方法ヲ取ラン方然ルヘシ、又タ此等ノ列國政府ニ右ニ述ヘタル地方ニ於テ、阿片小賣商ヲ爲スコトヲ嚴禁スルコトニ就テ適當ナル手段方法ヲ取ランコトヲ要ス。

(五十) 第五ノ決議案ニ就テ討論中原案中ノ字句ヲ修正セントノ動議起リシカ、結局左記ノ如ク議決セラレタリ。

「本會議參集ノ列國政府中支那國內ニ自カラ郵便局ヲ設置シ居ルモノハ、規程ニ違反シテ支那國ヘ阿片等ヲ輸入セントスルモノアルノ際、嚴重ニ之ヲ禁止スルノ手段ヲ取ルヘシ、加之斯ル郵便局ヲ經由シテ均シク支那國內ナル此地ヨリ彼ノ地ヘ輸送セントスルノ際、之ヲ禁止スルノ措置ヲ取ランコトヲ要ス、蓋シ斯ク輸送セントスル物品ハ阿片、(素品ト製品トヲ問ハス)「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類

ナリナリト知ルヘシ。

(五十一) 以上述ヘタル諸ロノ決議案ハ夫々修正ヲ加ヘラレタル後異議ナク通過サレタリ、但シ暹羅ト波斯ノ代表者ハ支那國ト特別條約ノ訂結シ居ラサルノ故ヲ以テ可否ノ數ニ加ハラサリシナリ、抑モ此等ノ決議案ナルモノカ本來編成セラレタル趣意ハ、畢竟スルニ支那國ト特別ナル關係ヲ有スル國ニ限ラレタルモノニシテ、本會議ニ參列シタル國ノ内ニテモ全ク關係ナキモノモアルヘキナリ、故ニ此等ノ決議案ノ性質トシテ別ニ附屬會議ニ付スヘキモノナリ、而シテ此等ノ決議案ナルモノハ終結會議ノ四編中第十五號ヨリ第十九號マテ誇カレルモノナリ、而シテ暹羅人及波斯人ハ此等ノ決議案ノ決定後之ニ調印スルノ際ノ明言シテ曰ク吾人ハ支那國ト特別條約ヲ訂結シ居ラサルカ故ニ、此等ノ議案ニ就テハ反對說ヲ抱ケルモ、兎ニ角調印丈ケハ爲シ置クナリト。

(五十二) 而シテ原案起草委員會ヨリ左記ノ二ヶ條ヲ議會ヘ報告シタリ。

(イ) 阿片、(素品及製品共)「モルヒネ」、「コカイン」等ノ事ニ關シテ既ニ議場ヲ通過シタル決議案ニ基キテ編成シタル原案條項。

(ロ) 議案ノ是認、同意及否認ニ關スル原案條項。

(ハ) 最終ノ議定ニ關スル原案條項。

斯ク右イ項ノ第一讀會ヲ開キシニ某氏ノ提案ニ從ツテ或ル字句ノ修正ヲ加ヘタリ。

(五十二) 第十二回ノ會議(十二月廿日)ニ於テハ議事ノ是認、同意及否認ニ關スル手續ナル右ロ項ヲ討論

セシカ、其結果トシテ左ノ如ク議決セラレタリ。

- (一) 海牙會議ニ出席シタル各國代表者ハ議決シタル議案ニ自カラ調印シテ其是認ヲ表明センコトヲ要ス。
- (二) 此地ニ參集シタルモ議場ニ出席セサル各國代表者ハ書面ヲ以テ其是認ヲ表明センコトヲ要ス。
- (三) 本會議ニ參列セサル列國ハ決議ニ同意セルコトヲ申シ越サンコトヲ要ス。
- (四) ネゼルランド政府ハ參列各國ノ是認及否ラサル列國ノ同意ヲ得テヨリ後一ケ年間ニ之ヲ實行セシムヘキモノトス。
- (五) 然レトモ今マ假リニ列國ノ是認シタル後二ケ年間抄々シク實行セラレサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ先キニ調印シテ是認ヲ表明シ苦クハ同意シタル列國ハ、更ニ代表者ヲ海牙ニ派遣シテ、其議決シタル事柄ノ全部カ若クハ一部分ヲ實行セシムヘキ手段ヲ取ランコトヲ要ス。
- (六) 或ル國カ決議ノ事柄ヲ否認スル場合ニ於テハ、其國限リノ否認ニシテ他ニ影響ヲ及ホサシメス、而シテ斯ク否認ノ通知ヲ爲シタルヨリ後一ケ年間ニ之ヲ實行セシムヘキモノトス。
- (五十四) 右ニ掲ケタル第一項ノ議事ニ就テ吾人ハ議決事項進行ノ便ヲ計ランカ爲メニ會議參集ノ列國ハ或ル場合ニ於テ六ヶ月以内ニ是認ヲ與フヘシトノ動議ヲ提出セシニ、米國ノ代表者ヨリ一ケ年ニ延長セントノ修正説ヲ發シタルカ、終ニ此一ケ年説ニ決シタリ、又タ第三項ニ就テハ參列各國全部ノ是認ヲ經サルモ六ヶ國是認ヲ得タランニハ、之カ同意ヲ求ムル通知ヲ參列セサル國ニ發スルコト、セントノ修正

案ヲ提出シテ其事ニ決シタリ。

(五十五) 「クリスマス」休業期前ハ會議モ抄々シク進行セサリシカ、第十三會議(十二月二十一日)ニ於テ吾人ハ一ノ動議ヲ提出シタリ、蓋シ此動議ノ主意タルヤ本會議ニ於テ議決セラレタル事柄ヲ實現セシムル方法手段ノ原案ニ就テ修正ノ意見ヲ持チ出シタルモノ是レナリ、而シテ此修正案ノ大要ハ此後ニ掲ケル第六十四項ニ於テ述フル所アルヘシ、且ツ斯ク吾人ノ提出シタル修正案ハ原案編成委員ノ方ヘ差シ回サレタリ。

(五十六) 是レヨリ先キ印度産大麻ノ事ニ關シテ一ノ難問題起リタルカ爲メ、二三回ノ會議ニ於テ討論スル所アリタリ、元來此問題タルヤ印度政府ヨリ議案中ノ一トシテ本議會ニ提出シタルモノナリシカ、伊太利國ノ代表者カ大麻製藥劑ノ事ニ關シテ何等カ特別ナル發言ヲ爲サスト雖モ、兎モ角議會ニ付シテ此問題ニ關シテ便宜ト思惟セラル、方法ヲ取ランコトニ決シタリ。

(五十七) 斯クテ右ノ問題ハ會議順序規定委員會ノ方ヘ差シ回サレタリ、然ルニ此規定委員會全體ノ意見ハ左ノ如クナリシ、曰ク此大麻問題ヲ解決セント欲セハ之ニ關シテ極メテ充分ナル調査研究ヲ遂ケスンハアルヘカラス、否ラスンハ之ニ關シテ如何ニ討論スル所アリトスルモ重要ナル目的ヲ達スルコト能ハサルヘシト、此委員會全體ノ意見斯クノ如クナルカ故ニ、之カ會長タルエム、クレマー氏ハ本會議ニ向ツテ左ノ如キ意見ヲ通告シタリ、曰クイ本會議ハ此問題ヲ論議スルニ就テ必要ナル統計表ヲ有セス、(ロ)大麻ノ製劑ニ就テ學術的定義ヲ下スコト甚ハタ困難ナリハ各國代表者ハ此問題ニ關シテ論議セント欲ス

ルモ、此問題ノ性質ヲ知ラサルヲ如何セン(ニ)大麻製劑ノ濫用ヨリ害毒ヲ蒙ル國ハ其國內丈クノ取締法ヲ設ケンコトヲ要ス、斯クテ會議順序規定委員會ノ意見ニ曰ク此問題ニ關シテハ左記ノ如キ決議ヲ通過セシムレハ足ランノミト。

「本會議參集列國政府ハ統計上若クハ科學上ヨリ印度產大麻問題ヲ充分ニ研究シタル後、內國限リノ規定ニ依ルカ若クハ國際間協商ノ規定ニ從ツテ印度產大麻使用上ノ弊害ナキ様取リ締ランコトヲ要ス」

(五十八) 次ニ論議スヘキ事柄ハ米國ノ代表者ヨリ提出シタル決議案ニシテ、既ニ第十二回ノ會議ニ於テ討論ニ付セラレタルモノ是レナリ、乃チ此決議案ナルモノ、大要ヲ舉レハ左ノ如シ、曰ク參集各國ハ本會議ニ於テ議決セラレタル事柄ニ關スル現行及將來ノ法律規定ヲ相互ニ通知スヘク、又タ本會議ニ於テ議決セラレタル生阿片、製成阿片、「モルヒネ」、「コカイン」及其他ノ藥品ノ商況ニ關スル統計表ヲ相互ニ通知センコトヲ要ス、但シ此等ノ通知ハ皆ナネゼルランド政府ノ手ヲ經由スヘキモノトス既ニシテ大麻製ノ藥品ハ右ノ決議案中ヨリ除去セラル、コト、ナリタリ、又右ノ決議案中彼ノ商況ニ關スル統計表ヲ相互ニ通知スルト云ヘル問題ニ就テハ、吾人ヨリ一ノ修正說ヲ提出セシニ米國人ノ賛成ヲ得テ一ノ議題トナレリ、其修正說ノ大要ニ曰ク所謂此統計表ノ材料ナルモノハ、管ニ關稅ヨリ發シタル報告書ニ據ルノミナラス此等ノ藥品賣買ノ免許證ヲ得タル者ノ賣上臺帳ニモ據ランコトヲ要スト、此修正說ハ僅カニ一名ノ反對者アリシノミニテ大多數ヲ以テ可決セラレタリ、然ルニ其後第十七回ノ會議ニ於テ此修正說破レテ再ヒ最初ノ原案通リニ復シタリ、蓋シ此修正說ノ破レタルハ日耳曼國代表者ノ反對說

ニ基ケルモノナリ其反對ノ理由ニ曰ク彼ノ統計表ノ材料ヲ個人ノ營業者ヨリ取ルコト、センカ、其結果トシテ不都合ナルコト出テ來ルヘシ、并ハ他ニアラス、例ヘハ彼ノ「ヘロイン」製造業ノ如キハ其規模極メテ廣大ナルカ故ニ、斯ル營業者ヨリ統計材料ヲ得ント欲セハ勢ヒ其私設業務ヲ公然發表スルノ恐レナクンハアラスト、此ニ於テカ修正說終ニ破レテ原案ニ復スルコト、ナリタリ。

(五十九) 第十四回ノ會議(十二月二十二日)後「クリスマス」休業期間ハ會議ヲ停止スルコト、ナリタリ。

(六十) 當會議開催後既ニ殆ント三週間ヲ經過シタリ、而シテ此間我々各國代表者カ參集シタル目的ノ議事ノ大半ニ對シテハ、何レモ異議ナク終結ノ同意ヲ表シタルモノ、如シ、尙ホ之ヲ詳言センカ、終結會議ノ第一編ヨリ第五編ニ至ルマテハ之ヲ一括シテ恰カモ僅カニ一箇條ヲ議スルカ如キ有様ニテ通過シタリ、其間縱令ヘ多少ノ修正變更アルハ止ムヲ得サルヘシト雖モ、大體ノ主意眼目ニ至リテハ左マテノ變化ナシト云ツテ可ナリ、今マ數多ノ代表者カ本會議ニ就キテ取リタル行動如何ト云フニ、恰カモ自カラ描キタル繪畫ニ對シテ色彩ヲ施コシタルモノ、如シ、是レ佛國代表者ノ一人ノ評論シタル所ナルカ、實ニ一種ノ警語ト謂ツヘキナリ、而シテ尙ホ是レヨリ討議辯論ニ掛ラント欲スル事柄ハ、本會議ニ於テ議決シタル事項ノ承認、其事項ヲ實施スル事、其事項ニ關シテ參列セサル各國ノ同意ヲ求ムル事、及其事項ヲ否認スル方法等ニ關スルコト是レナリ、而シテ此等ノ事ニ關シテハ代表者ヨリ種々ノ意見續出スルカ故ニ、之ヲ議了センハ餘程ノ困難事ト謂ツヘキナリ、然レトモ此等ノ事ニ就デハ充分議事ニ掛ラサルニ先シテ原案編成委員會ニ於テ審議ヲ遂ケ、且ツネゼルランド外務大臣ノ懇篤ナル斡旋ニ依リテ、有名ナル國際法々學士エム、アツサー氏ノ贊助ヲ得タルヨリ、再ヒ此等ノ事ニ關シテ議事ヲ開クニ際シテ

ハ、速カニ解決ヲ告クルニ相違ナシト信シテ疑ハサリシナリ。

(六十一) 然レトモ吾人カ一月八日再ヒ會議ノ席ニ列シタル時、事態甚ハタ變調ヲ來シ居タルヲ以テ一驚ヲ吃シタリ、是レ日耳曼國ノ代表者ヨリ新タニ動議ヲ提出シタルニ歸セスンハアラス、乃チ其動議ノ主意タルヤ會議ノ決議事項ノ同意、承認及實行等ニ關スル問題ニシテ、其意義ヲ過度ニ擴張セント欲スルモノ是レナリ、此ニ於テカ原案編成委員會ハ此等ノ動議ヲ他ノ事件ト併セテ一纏メトナシテ第十五回ノ會議(一月九日)ニ提出シタリ。

(六十二) 原案編成委員會ヨリ會議ニ報告シタル事柄ヲ舉レハ左ノ如シ。

(一) 第十二回ノ會議ニ於テハ會議ノ決議事項ノ承認、同意及實行等ニ關スル事柄ヲ討議ニ付セシカ、之ニ關シテ字句ノ修正アリシハ之ヲ別問題トナシ、今マ重モナル改正案承認期間ニ關スルモノ是レナリ此承認期間ハ英國代表者ノ意見ニテ一旦一ケ年以内トナリシカ、終ニ此承認期間ヲ全廢スルコト、ナリタリ、抑モ此承認期間ノ全廢說ハエムアツサー氏ノ意見ニ出テタルモノナリ、蓋シ原案編成委員會ハ同氏ヨリ有益ナル助言ヲ得タルコト少ナカラス、此承認期間全廢ニ關スル同氏ノ意見ニ曰ク、立君政治ノ行ハル、國ヲシテ必ラス一定ノ期間内ニ承認ヲ與ヘシメント欲スルモ或ハ事情ノ爲メニ、或ハ之ヲ履行スルコトヲ得サルノ國モアルヘキナリ、故ニ此期間バ定メ置カサルコソ然ルケレト。

原案編成委員會ハ右ノ全廢說ヲ然ルヘキコト、ナシ、此承認期間ノ事ハ本會議ノ規定中重要ナルケ條中ニ加ヘサルコト、ナレリ。

(六十三) (ニ、イ) 此承認期間ノ事ハ先キニ五十五項ノ末段ニ於テ述ヘタルカ如ク英國代表者ノ修正說ニテ幾分ノ變更ヲ來シタリシカ、今マ其變更シタル部分ノ詳細ナルコトヲ舉レハ左ノ如シ。

(一) 會議ノ決議事項中左マテ重要ナル事柄ニアラスシテ之カ爲メニ法律ヲ設クル程ノ必要之レナシトセシカスル事柄ノ實行期ハ出來得ヘキ丈ケ速カナランコトヲ要ス、或ル場合ニ於テハ參列各國ノ承認シタルヨリ六ケ月以内ナランコトヲ要ス。

(二) 會議ノ決議事項ヲ實行セシムルニ必要ナル法律ハ出來得ヘキ丈ケ速カニ制定センコトヲ要ス、然レトモ其法律ノ實行期日ハ各國間ノ協議ニ依リテ之ヲ定メ、且ツ此會議ニ參列セサル國ニシテ實際之カ爲メ利害ヲ感スルヨリ彼ノ決議事項ニ對シテ贊同シタル時日ヲ斟酌シテ右法律ノ實行期日ヲ定メンコトヲ要ス。

右ノ如キ法律ノ實行期日ヲ定メンニハ本會議ニ參列セサル國ノ同意ヲモ得ル、日ヲ斟酌センハ最モ必要ナルコト、謂ハサルヘカラス、是レ他ナシ本會議ニ參列セル國ハ甚ハタ少數ニシテ參列セサル國甚ハタ多ク、此多數ノ國カ尙ホ未タ贊同ノ意ヲ表セサルニ早既ニ斯ル法律ノ實行セラレタランニハ、之カ爲メニ商業上ノ損害ヲ受ラルコト多カルヘケレハナリ。

(六十四) (ニ、ロ) 上來ノ問題ニ關シテ佛國代表者ヨリ尙ホ其ノ他ノ修正說カ提出セラレタリ、乃チ其修正說ノ主意ニ曰ク西洋諸國ニテハ法律ヲ以テ處分スル事柄モ東洋諸國例之ヘハ佛領印度チヤイナノ如キ箇所ハ行政上ノ訓令ヲ以テ之ヲ處分スル事珍ラシカラサルナリ、之ヲ換言スレハ東洋ニ於ケル行政上ノ訓

令ハ、西洋ニ於ル法律ト全ク同一ノ効力アルモノト云ハサルヘカテス、故ニ此等ノ事ハ豫シメ許容シ置カレンコトヲ要スト。

(六十五) (三) 日耳曼國ノ代表者タルエム、デルブラツク氏ハ更ニ新議案ヲ提出シタリ、今マ其重モナルモノヲ左ニ掲ケン。

(イ) 本會議參列ノ各代表者カ決議事項ニ對シテ調印シタル後ハ、直チニ參列セサル歐米諸國ノ同意ヲ求ムヘキ手續ヲ爲サンコトヲ要ス。

(ロ) 既ニシテ以上ノ諸國カ同意ヲ表シタランニハ、出來得ヘキ丈ケ速カニ實行セシメンコトヲ要ス。

(ハ) 決議事項ニ對シテ、同意及承認ヲ與フルコトハ當ニ其本國ノミニ止マラス、其植民地及國外ノ所領地ニモ關係アルモノト知ルヘシ。

(ニ) 決議事項ハ參列各國ノ承認後一ケ年内ニ實行セララルヘキモノトス。

(ホ) 然レトモ參列代表者ノ決議事項ニ對シテ調印シタル時月ヨリ起算シテ、尙ホ二ケ年ニ及フモ尙ホ承認ヲ經サル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其決議事項ノ全部カ若クハ其幾分カヲ實行セシムヘキ方法手段ヲ協議センカ爲メニ更ニ會議ヲ開カンコトヲ要ス、

此提案ハ後日耳曼案トシテ叙述スル所アルヘク是レ全ク新規ニ發セラレタル提案ト謂ツヘキ者ナリ、即チ承認ト云ヘル事ヲ同意ノ附屬ノ如クナラシメタルモノ是レナリ、但シエム、アツサー氏ノ意見ニテハ尙ホ他ニ必要ナル方法ヲ擇ヒ取ル所アルヘシト雖モ、サリトテ右提案ノ主意ニ就テ或ル反對説アルヘシトモ見ヘサリシナリ。

(六十六) 右ノ提案者タルエム、デルブラツク氏ハ其提案ヲ維持センカ爲メニ更ニ其理由ヲ述ヘテ曰ク、本會議ニ於テ議了セラレタル事項中ノ或ルモノハ、廣ク世界各國ノ利害ニ關スルモノアリテ、少數ナル會議參列ノ諸國ノミニテ全ク決定スヘキモノニアラス、殊ニ當會議ニ參列セサル諸國中ノ或ルモノハ、當會議ノ討議ニ付スヘキ問題ニ就テ最重要ナル關係ヲ有スルニアラスヤ、試ミニ實例ヲ擧ケテ之ヲ云ハシカ、土耳其ハ生阿片ノ產地ニシテボリヅキア及ペーリウノ如キハ「コカイン」ノ產地ニアラスヤ、然ルニ此等ノ國ハ皆ナ本會議ニ參列シ居ラサルナリ、此外日耳曼國ニ就テ云フモレーヘスタツグヨリ決議事項ノ承認ヲ得ンコトヲ要ス、彼レト云ヒ此レト云ヒ皆ナ是レ本會議ニ參列セサル國ノ承認ヲ經サルヘカラス、斯ル國々ノ承認如何ヲ問ハスシテ事ヲ決了センコトハ實ニ謂レナキモノト云ハサルヘカラス。然ルニ他ノ一方ニ於テハサー、ウヰリアム、コリンズ氏カ右ノ提案ニ就テ反對ノ意見ヲ述ヘテ曰ク、抑モ此提案ノ眼目トスル所ハ本會議ニ參列セル我々代表者カ好シ承認スルモ歐米ニ於ル總テノ國カ同意ヲ表スルニアラスンハ無効ナリト云フニアリ、此提案ニシテ果シテ通過スルトセンカ、其結果トシテ本會議ニ於テ決議サレタル事項ノ實行期カ限リナク遷延セララル、ノ恐レナクンハアラスト。

(六十七) 原案編成委員會ハ本會議用語ノ精密ナル意義ニ關シテ起リタル難問ノ事ヲ報告シタリ、即チ「輸入」及「輸出」ノ文字ノ精密ナル意義ニ關シテ起リタル難問是レナリ、本會議第五章生阿片ノ「輸入」及「輸出」ノ意義、同シク第七章及第八章ニ於ケル此等文字ノ意義及製成阿片、「モルヒネ」「コカイン」等ニ

關スル第三編中某々章ニ於ル「輸入」及「輸出」ノ意義ニ關シテ起リタル難問ノ如キ是レナリ。

(六十八) 原案編成委員會ノ其他ノ報告ニ關シテハ概ネ左ノ如ク纏マリタリ。

(イ) 本會議用語ノ意義解釋ニ關シテハ十中ノ八九原案編成委員會ノ意見ニ從フヘキ事。

(ロ) 支那國提出ノ條項ヲ本會議ノ議案中ニ編入スル事。

(ハ) 新タナル一議案ヲ決定議ニ付スル事。

(六十九) 原案編成委員會ノ報告ニ關シテ起リタル重要ナル疑問ノ外吾人ハ一ノ困難事ニ遭遇シタリ、開
ハ他ニアラス、日耳曼國ノ代表者ヨリ「モルヒネ」及「コカイン」ノ條項ニ對シテ大ニ修正ヲ加ヘン事ヲ申
シ出テタルコト是レナリ、蓋シ是レ日耳曼國ノ代表者カ本國政府ト協議ヲ遂ケタル結果ニ外ナラス、殊ニ
此修正案ナルモノハ其性質甚ハタ重要ナルモノナルカ故ニ、吾人ハ管ニ他ノ代表者ト秘密會議ヲ開クノ
必要アルノミナラス、場合ニ依リテハ我カ政府ノ意見ヲモ聞クノ必要ナクンハアラス、然ルニ此際吾人
ニ取リテ一ノ不幸ナル事變出來シタリ、即チサー、セシル、クレメンチー、スミツス氏カ其健康ヲ害セラ
レタルカ爲メ、「クリスマス」休業後再ヒ海牙ニ歸リ來ラサルコト是レナリ、蓋シ同氏ハ「クリスマス」休
業前吾人ト共ニアリテ自カラ吾人ノ指導者トナリテ諸事能ク處理セラレタリシカ、今ヤ其疾病ノ爲メニ
本會議ニ臨ムコト能ハサルヨリ、吾人ニ取リテハ甚タシキ不幸ト云ハサルヘカラス。

(七十) 第十六回ノ會議(一月十日)ニ於テハ重モニ既ニ報告セラレタル事柄即チ彼ノ支那國ニ關スル特別
ノ條項ヲ大會議ニ付スルコトヲ議シタリ。

(七十一) 第十七回ノ會議(一月十一日)ニ於テハ原案編成委員會ノ報告セル事柄ニ就テ討論シタリ、即決
議事項ノ實行方法ニ關シテノ種々ノ提案ヲ右委員會ヨリ報告シタルニ依リ、此等ノ提案ニ就テ利害得失
ノアル所ヲ討論シタルモノ是レナリ、中ニ就テ日耳曼ノ代表者タルエム、デルブラツク氏ハ同國ヨリ提
出セル議案ノ主意ヲ最モ明ラカニ説明シタリ、殊ニ其提案ヲシテ重要視セシメタルハ左ノ如キ事柄ヲ述
ヘタルニアリ、曰クレーヘスタツグニ於テ決議事項ヲ承認センカ、其承認ハ取リモ直サス日耳曼國法律
ノ一部分トナルヘキモノニシテ、必ラスヤ之ヲ實行セシムヘキモノナリ、然ルニ北米合衆國ノ如キハ如
何ト云フニ好シ決議事項カ上院ニ於テ承認セラル、トスルモ、其國法ニ從ツテ適用セラレサル以上ハ尙
ホ無効タラスンハアラス、日耳曼ノ承認ハ直チニ法律トナルヘキモノナレハ大ニ其趣ヲ異ニスル所ナク
ンハアラス。

(七十二) 尙ホ此會議ニ各國代表者カ列席シテ討論スル所アリシカ、先ニ英國カ原案ニ對シテ修正ヲ加ヘ
タル提案カ結局新タナル提案ノ爲メニ破ラレタリ、即チ英國ハ其修正案ヲ主張スルコト一再ニ止マラサ
リシカ、終ニ日耳曼ノ爲メニ破ラレタリ、今マ英國ノ修正案ト新タナル日耳曼案トシ差異ハ果シテ何ノ
邊ニアルヤト云フニ、日耳曼案ニテハ兎ニ角代表者中ニテ決議事項ニ對シテ調印シタルモノアランニハ
其調印シタル者ノ人員如何ニ拘ラス、直チニ其決議事項ニ對シテ參列セサル列國ノ同意ヲ求メンコトヲ
要スト云フニアリ、他ノ英國ノ修正案ト云ヘルハ左ノ如シ、曰ク少ナクモ參列代表者ノ六名カ決議事項ニ
調印スルニアラスンハ、參列セサル列國ノ同意ヲ求ムルコトヲ得サルモノトス、而シテ此英國案ハ破レ

テ日耳曼案カ通過シタリ。

(七十三) 第十八回ノ會議(一月十二日)ニ於テハ佛國ノ代表者エム、ブレニア一氏一種ノ意見ヲ述ヘテ曰ク決議事項ノ『實行』等ノ事柄ニ就テ斯クノ如ク議論ノ長ヒクハ、畢竟スルニ諸君中ニ意見ノ衝突アルハ基カスンハアラス、日耳曼國代表者ノ主張セラル、議論ノ主眼トセララル、所ハ、會議ノ決議事項ニ就テハ先ツ此會議ニ參列セサル列國ノ同意ヲ得サルヘカラスト云フニアリ、然ルニ其他ノ代表者ノ意見ハ決議事項ヲシテ出來得キ丈ケ速カニ實行セシメント欲スルニアリ、故ニ本會議ニ參列セサル列國ノ同意ヲ求メント欲セハ、之カ實行期從ツテ遷延セサルヘカラス、是レ不參列列國ノ同意ニ重キヲ置クノ不可ナル所以ナリト云フ、二者論點ノ岐ル、所茲ニアリ、斯クノ如ク爭論シタランニハ何時マテ時日ヲ經過スルモ其底止スル所ヲ知ラス、何トカ早ク之カ解決ヲツケ度モノナリ、此際二者ノ妥協ヲ計ランカ爲メニ彼ノ決議事項ノ承認、同意及實行等ノ事柄ニ關シテハ、全ク之ヲ原案編成委員會ノ手ニ一任シテ然ルヘキコト、思フ右ノ說ニ就テ米國ノ代表者ヨリ一ノ修正案ヲ提出シタリ、其修正案ノ主意ニ曰ク單ニ右ノ事件ノミニ止マラス、種々ノ提案全部ヲ擧ケテ原案編成委員會ノ手ニ一任スヘシ、但シ提案中ノ何レニ對シテモ可否セシムルコトヲ許サスト。

(七十四) 原案編成委員會ハ右ノ如キ事件ヲ一任サレタルヨリ之ニ關シテ熟議ヲ遂クルノ際、エム、ヅハン、スウキンドレン氏及エム、アツサー氏ヨリ懇篤ナル幫助ヲ得テ益スルコト少ナカラス、而シテ終ニ一ノ成案ヲ得テ之ヲ會議ニ提出シタリ、蓋シ此成案ノ内容ハ幾分カ日耳曼國ノ提案ニ基ケルモノナリ、今マ

其成案ノ概要ヲ舉レハ左ノ如シ、且ツ其概算要中點々ヲ付シタル部分ハ吾人ノ見地ヨリシテ此成案ヲ完全ナラシムルニ必要ナルモノト謂ツヘキナリ。

(一) 參列代表者ニシテ決議事項ニ調印スルト均シク、參列セサル歐米各國ヲシテ同シク調印セシメントヲ要ス。

(二) 右歐米各國ノ調印濟トナルト均シク、決議事項ノ承認全ク結了シタルモノトス。

(三) 然レトモ參列セサル各國カ皆ナ一千九百十二年十二月三十一日ニ至ルモ尙ホ且ツ調印セサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ既ニ參列シテ調印シタル國々ハ再ヒ代表者ヲ海牙ニ送リテ決議事項ノ實行方法ヲ議センコトヲ要ス。

(四) 決議事項ヲ承認シタルヨリ二ヶ月ヲ經過シタランニハ之ヲ實行センコトヲ要ス、(原案編成委員會ノ成案ニテハ六ヶ月經過ノ後トアリシモノナリ)

(五) 決議事項ヲ實行セシムルニ必要ナル法律ヲ編成シテ之ヲ國會ニ提出センコトヲ要ス、但シ之ヲ國會ニ提出スヘキ時期ハ其實行期前六ヶ月以内ナランコトヲ要ス。

(六) 然レトモ右ノ如クシテ制定セラレタル法律ノ實行期ハ、此等ノ決議事項ニ調印シタル各國ノ協議ヲ經ヘキモノトス。

(七) 彼ノ決議事項ヲ實行スルニ就テ容易ナラサル困難事ノ出來シタル場合ニハ、更ニ會議ヲ開キテ之ニ應スヘキ方法ヲ講究センコトヲ要ス、

(七十五) 右ニ掲ケタル修正案中ノ或ルモノハ廣ク各國ニ關係スルモノナレトモ、此修正案ヲ通過セシメント欲スルモノハ僅カニ少數ノ代表者ニ過キス、此修正説ニ賛成同意スルモノ斯ク少數ナルカ故ニ、自カラ困難ノ地位ニ立タサルヲ得ス、然レトモ吾人ハ此修正説ノ利益ナルコトヲ信スルカ故ニ、斯ル困難ト奮闘シテ飽クマテ通過セシメンコトヲ勉メタリ。

(七十六) 原案編成委員會ハ吾人ノ修正案ヲ嘉納シタリ、(但前述シタル(四)項中二ヶ月トアリシヲ變シテ三ヶ月トナシタルノミ)而シテ第十九回ノ會議一月十五日ニ於テ原案編成委員會々長カ此等ノ修正案ヲ會議ニ提出シテ曰ク、先キニ第十八回ノ會議ニ於テ予ハ各代表者中ニ意見ノ衝突アリシコトヲ述ヘタリシカ、其衝突ハ此修正案ニ依リテ以テ調和スルヲ得ヘキナリト、斯クテ此修正案ハ殆ント全會一致ヲ以テ通過セラレタリ、最初此修正案カ提出セラレタル時同意セサリシ代表者モ、其本國政府ヨリ同意シテ然ルヘシトノ訓令ヲ受ケテ終ニ同意ヲ表スルコト、ナリタリ。

(七十七) 第十九回ノ會議ニ於テハ原案編成委員會ヨリ提出サレタル最終ノ原案カ第一讀會ノミニテ通過セラレタリ。

(七十八) 第二十回ノ會議(一月十六日)ニ於テハ日耳曼國ノ代表者ヨリ「モルヒネ」及「コカイン」ノ條項ニ關スル修正案ヲ提出シタリ、蓋シ「モルヒネ」及「コカイン」ノ事ハ初メテ右ノ七十項ニ記載サレタルモノ是レナリ、抑モ此「モルヒネ」及「コカイン」ノ事ニ關シテハ吾人ハ既ニ一月九日日耳曼國ノ代表者ト會見シテ協議ヲ遂ケントスルノ際、此代表者ハ吾人ニ對シテ左ノ意見ヲ述ヘタリ、曰ク彼ノ「クリスマス」休業

期間ニ際シテ吾人ハ伯林表ニ立チ歸リテ此問題ニ關シテ我政府ト謀議討論スル所アリシカ、結局左ノ如キ事情アルコトヲ見出シタリ、曰ク抑モ此問題ニ關スル原案ノ編成セラレタル主意ハ日耳曼帝國ノ憲法及有様ニ適セサルモノナリ、或ハ帝國中ノ僅カニ一部分タルレーヘスタツクノ如キ個所ニ適スヘキモ、帝國ノ大部分ニ對シテハ決シテ適スヘキモノニアラサルナリト、日耳曼國ノ代表者ヨリ「モルヒネ」及「コカイン」ニ關スル條項ニ對シテ修正案ヲ提出シタルハ蓋シ此意ニ外ナラサルナリ。

(七十九) 右ノ如キ次第ニテ日耳曼代表者ヨリ提出シタル修正案ヲ議題トシテ討論ニ付スル事トナリシカ其修正案ノ主意カ餘リニ甚ハタシク原案ノ主意ヲ滅却スルニアラサルヲ以テ、吾人ハ全ク此修正案ノ儘ヲ嘉シトシテ同意ヲ表スルコト能ハス。

(八十) 此修正案ニ對シテ尙ホ幾干カ改正變更スル所アリタリ。

(八十一) 斯クテ討論ノ末ニ議決セラレタル成案ヲ舉クレハ左ノ如シ。

第十章 (元ノ第十三章)

訂盟列國ハ「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ノ製造、輸入、販賣、分配及輸出ヲ爲ス者ノ取締上ヨリ此等ノ物品ノ製造所及販賣店ノ取締上ニ至ルマテ出來得ヘキ丈ケ充分ニ力ヲ盡サンコトヲ要ス。

訂盟列國ハ右ノ如キ目的ニ基キテ左記ノ如キ措置ヲ取ランカ爲メニ出來得ヘキ丈ケ充分ニ力ヲ盡サンコトヲ要ス。

(元ノ第十章)

(イ) 「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ヲ製造スル個所ハ之カ爲メニ特ニ指定サレタル製造所等ニ限ルヘキモノトス、又タ斯ル製造所設立ニ就テハ夫々届出ヲ爲サシメ、且ツ此等ノ製造所ニ關スル臺帳ヲ備ヘ置カンコトヲ要ス。

(元ノ第十一章)

(ロ) 「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ノ製造、輸入、販賣、分配若クハ輸出ヲ爲サント欲スルモノハ何人ニ限ラス其筋ヨリ免許證ヲ受ケシムルカ、又ハ必ラス其筋ヘ届ケ出テシメンコトヲ要ス。

(元ノ第十二章)

(ハ) 右ニ掲ケタル製造者及販賣者ハ夫々帳簿ヲ備ヘ置キテ、「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ノ製造輸入、販賣、分配及輸出等ニ係ル分量ヲ一々精密ニ記入セシメンコトヲ要ス、但シ此等ノ規程ハ必ラスシモ適當ナル資格ヲ有スル化學士ノ處方及販賣等ニ適スヘキモノニアラス。

第十一章 (元ノ第十四章)

訂盟列國ハ内國ニ於ル商業取引上「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ヲ他ニ引キ渡サント欲スル者ノアル場合、其之ヲ引キ受クル者ハ其筋ヨリ免許證ヲ得タル者ニ限ルコト、ナシ、否ラサル者ニハ之ヲ引キ受ケサラシメンコトヲ要ス。

第十二章 (元ノ第十五章)

訂盟列國ハ「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ヲ輸入セントスル者ハ、其筋ヨリ免許證ヲ得タル者ニ限

ラシメンカ爲メニ、出來得ヘキ丈ケ充分ノ力ヲ盡サンコトヲ要ス、但シ此等ノ列國ハ其國ノ狀態ノ異ナルニ從ツテ斟酌スル所アラシハ妨ケナキモノトス。

第十三章 (元ノ第十六章)

訂盟列國ハ左記ノ如キ措置ヲ取ランカ爲メニ出來得ヘキ丈ケ充分ノ力ヲ盡サンコトヲ要ス、曰ク訂盟國中ノ或ル國、其植民地及其租借地ヨリ他ノ或ル國、其植民地、及其租借地ヘ向ケテ、「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ヲ輸出セントスル時ハ、之カ荷受人タランモノハ必ラス輸入スル國ノ法律ニ從ツテ作製セラレタル免許證ヲ受ケタルモノナランコトヲ要ス、斯ル免許證ヲ有セサル者ニ向ケテハ此等ノ藥品ヲ輸出セシメサル措置ニ就テ出來得ヘキ丈ケ充分ノ力ヲ盡サンコトヲ要ス。

各國政府ハ右ノ目的ヲ達センカ爲メニ、「モルヒネ」、「コカイン」及其各鹽類ノ輸入ニ關スル免許證ノ交付ヲ受ケタル者ノ住所氏名ヲ、之ヲ輸出スル國ノ政府ヘ時々通告センコトヲ要ス。

(八十二) 右第一ノ會議ノ結了スルト同時ニ左記事項ヲ貴下ニ通告シタリ、曰ク各代表者ハ右ノ如ク修正サレタル原因ヲ各々其本國政府ニ通知スヘキ事ニ同意シタル事、此議案ノ議場ニ提出セラレタル時吾人ハ當初ノ原案ヲ可トシテ其ノ通過センコトヲ希望シタリシモ、多數ノ意見ニ從ツテ修正案ニ同意シタルニ過キサル事等是レナリ、右ニ就キ貴下ヨリノ御答書ノ主意ニ曰ク此修正案ナルモノハ會議上ノ實益ヲ大ニ減損スヘキモノナルカ故ニ、此修正案ノ取り消サレンコトコソ望マシケレ、然レトモ多數ノ同意者ヲ得ント欲スルニハ此修正案ニ從フノ一法アルノミトセンカ、心ナラスモ之ニ從フノ外ナカルヘシ、但

シ此修正案ニ同意センニハ左記ノ條件ヲ付センコトヲ要ス、曰ク參列各國及參列セサル各國中ノ重モナルモノカ、此議案實行上ノ措置ニ就サテ殆ント同一ノ步調カ取ラル、ニアラサル以上ハ、或ル一政府ニ之ヲ實行セシムヘキ義務ヲ負ハシメサル事。

(八十三) 本會議ノ第二十四章決議實行案ニ關スル修正案ニ就テ右ノ如キ不都合豫防ノ條件カ議決セラレタルヲ以テ、吾人ハ日耳曼國代表者ニ左ノ如キ事ヲ告ケタリ、曰ク御身達カ八十二項ニ掲ケタルカ如キ修正案ヲ提出セラレタランニハ、吾人ハ衷心之ヲ歡迎セスト雖モ反對說ヲ唱ヘサルヘシ、斯クテ此修正案カ第二十回ノ會議ヘ提出セラレタル時、ドクトル、グリウネンウオールド氏カ此修正案ニ關スル說明演說ヲ爲シタリ、乃チ其說明演說ノ順序トシテ先ツ此修正案ヲ提出スルノ止ヲ得サルニ出テタル理由ヲ述ヘ而シテ多數ノ贊成者ヲ得テ通過センコトヲ希望スル旨ヲ述ヘ、又タ他ノ方面ヨリ説キ出シテ曰ク斯ク修正案ヲ提出スト雖モ、其實決シテ原案ノ精神ニ何等ノ影響ヲ及ホスヘキモノニアラス、畢竟スルニ聊カ原案ノ働詞ニ變更ヲ加ヘテ、日耳曼國ノ状態ニ適合セシメント欲スルニ外ナラサルナリ。

(八十四) 吾人ハ右ノ如キ說明演說ニ對シテ更ニ意見ヲ述ヘテ曰ク、今マ實際グリウネンウオールド氏ノ述ヘタルカ如クナランカ、サスレハ全ク原案ノ儘ニテ實行セラル、モ、或ハ修正案ノ主意ニ從ツテ實行セラ、モ、日耳曼國ヲ取りテハ毫モ損益スル所ナキモノ、如シ、而シテ我英國政府ハ此議案ニ關シテ多數ノ贊成者ヲ得セシメンカ爲メニ日耳曼ノ修正案ニ同意ヲ表セント欲スルモノナリ、然レトモ衷心歡ンテ同意ヲ表スルモノニアラス、心ナラスモ同意ヲ表スルニ過キサルノミ、斯クテ此修正案カ會議ノ一讀

會ニ付セラレタリシニ、或ル働詞ノ修正アリタルノミニシテ四ニ對スル七ノ多數ヲ以テ通過シタリ、此ニ於テカ此修正案カ本會議第十章ヨリ第十三章ニ至ルマテノ眼目骨子トナレリ。

(八十五) 第二十回ノ會議ニ於テ本會議中ノ用語タル『輸入』及『輸出』ノ意義ニ關シテ一ノ難問題カ提起セラレタリ、即チ此等ノ用語ノ意義タルヤ原案編成委員會ヨリ既ニ報告シタルモノニシテ六十八項ニ掲ケタル所ナルカ、今又タ此用語ノ意義ニ關シテ一ノ難問題カ起リタルナリ、吾人ハ既ニ此事ニ關シテ日耳曼ノ代表者ト共ニ秘密會議ヲ催フシタルコト數々ナリシカ、此際吾人ノ主張スル所ハ此等ノ用語ノ意義ニ關シテ彼レ論議スルノ必要ヲ認めサルナリ、最モ廣キ意義ニ於テ之ヲ實地ニ適用スレハ左マテハ不都合ハナカルヘシト云フニアリ、然レトモ日耳曼ノ代表者ハ全ク之ト反對ノ意見ヲ有シテ曰ク、本會議ノ用語タル『輸入』及『輸出』ノ意義ニ關シテハ特ニ明ラカナル解釋ヲ爲シ置クノ必要ナクンハアラスト、此ニ於テカ此等ノ用語ノ意義ニ關シテ兩者ノ意見ヲ表明スルニ足ルヘキ具體的解釋ヲ與ヘント種々ノ協議スル所アリシモ尙ホ其功ヲ奏スルコト能ハサリシカ、尙ホ此事ニ關シテハ議論ノ收結スル所アラズ、而シテ第二十一回ノ會議(一月十七日)ニ於テ日耳曼ノ代表者ヨリ此等ノ用語ノ意義ニ就テ明ラカナル解釋ヲ與フルノ必要ナクンハアラス、是レ我政府ノ意見ナルヲ以テ當會議ニ於テ之ヲ議案トシテ討議ニ付セラレタシトノ動議ヲ提出シタリ、斯クテ第二十二回ノ會議(一月十八日)ニ於テ日耳曼ノ代表者ハ左記ノ如キ通告ヲ爲シタリ、即チ此通告ニ依リテ彼ノ用語ニ關シテハ特別ノ解釋ヲ爲スノ必要ナシトノ見込ヲ以テ此問題ノ解決ヲ告ケタルコトヲ知ルニ足ルヘク、又タ他ノ一面ニ於テハ或ル制限セラレタル範圍

内ニ於テ事ヲ處スヘシトノ意見ヲ日耳曼政府カ有シ居ルコトヲ知ルニ足ルヘシ、今マ其通告ノ大要ヲ舉クレハ左ノ如シ。

『第二十回及第二十一回ノ會議及原案編成委員會ニ於テ彼ノ「輸入」及「輸出」ノ解釋問題ニ就テ互ニ意見ヲ交換シタルノ結果、日耳曼代表者ハ此解釋問題ヲ撤回スヘシ、然レトモ尙ホ日耳曼政府ノ意見トシテ此議場ニ提出シ置クヘキ要件ノアルアリ、所謂ル其要件トハ本會議ノ決議事項ノ解釋ニ關スルモノ是レナリ、今マ之ヲ箇條トシテ舉クレハ左ノ如シ。

(一) 各國政府ハ夫々自國ノ状態ニ從ヒ、且ツ自國ノ立法ニ關シテ「輸入」及「輸出」ノ用語ヲ解釋スルコトヲ得ヘシ。

(二) 輸入及輸出ニ關スル本會議ノ決議事項ヲ實行スルノ方法手段ハ、純然タル商業上ノ行動ノミニ限ルヘキモノトシ、必ラスシモ其他ノ運搬事業ニ及ホサ、ルモノトス。

(三) 訂盟列國ハ自國ノ領内ニ於テ行ハル、輸入輸出ノ事、若クハ税關ノ力ニ依リテ輸入及輸出ノ事ヲ取リ縮ルヘキ義務ナキモノトス』

(八十六) 第二十一回ノ會議ニ於テ一タヒ議場ニ提出セラレタルモ尙ホ未タ議了セサルモノアリ、對則條項ノ挿入ニ關スルモノ、及條項ノ第二讀會ノ開催ニ係ルモノ是レナリ、

(八十七) 第二十五回ノ會議(一月二十二日)ニ於テ吾人ハ本會議ノ決議事項ヲ、我皇帝陛下ノ所領地ヘモ適用セシムヘキ事ニ就テ左ノ如ク公言シタリ。

『本會議ノ決議事項ニシテ我カ英國政府ノ承認シタランニハ、海外ニ於ケル我カ英國ノ所領地ニモ亦タ適用センコトヲ要ス、即チ英領印度、錫倫、香港及威海衛等ノ所領地ニ適用セシムルコト、本國ハ大不列顛及愛爾蘭等ノ合衆王國ト毫モ異ナル所ナカルヘキナリ、然レトモ英國政府ハ斯ル海外ノ所領地ノ名ヲ以テ、本會議ノ決議事項ニ調印セシメ或ヒハ非認セシムルノ權能ヲ有スルモノトス。』

吾人カ公言シタル右ノ事項ハ吾人カ決議事項ニ調印セシメ時除外例トシテ附録中ニ加フルコト、ナレリ。

(八十八) 葡萄牙ノ代表者モ亦タ是レ左記ノ如キ事項ノ承認シ置カレン事ヲ公言シタリ。

(一) 本會議ノ決議事項ハ葡萄牙國カ既ニ他ノ國ト訂結シタル現行條約、若クハ最惠國條款ニ依リテ得タル利益ニ影響ヲ及ホサ、ル事。

(二) 生阿片及精製阿片ヲ輸出スヘキ港灣制限ノ箇條ハ葡萄牙國ニ適用セシメサランコトヲ要ス、是レ他ナシ葡萄牙國カ極東ニ於テ物品輸出ノ港灣ヲ有スルハ僅カニマカオノ一ニ過キサレハナリ。

(三) 第四章及第八章ノ規定ニハ他ニ輸出スヘキ生阿片若クハ精製阿片荷造表記ノ事ヲ示シタルモノナリ即チ其荷造ノ表面ヲ見レハ其内容如何ヲ知ルニ足ルヘキ文字ヲ印記センコトヲ規定シタルモノ是レナリ、而シテ其表記ノ方法ハ各國ヲ通シテ皆ナ同一轍ニ出テシメントノ事ナルカ、葡萄牙國ハ斯ル表記ノ外ニ一種特別ナル記號ヲ附加センコトヲ望ムモノナリ。

斯クテ此等ノ事項ニ關スル確定議ハ最終ノ會議ニ付スルコト、ナレリ。

(八十九) 第二十六回ノ會議及最終ノ會議(一月二十三日)ニ於テブレニア氏(佛國代表者)ハ右等ノ事項

ニ對シテ調印セントスルノ際、左記ノ如キ事ヲ公言シタリ。

『本會議ノ決議事項ニ對シテ承認若クハ否認ヲ與ヘント欲スルノ場合、佛蘭西ノ保護國タランモノハ本國政府ノ意見如何ニ拘ラス。自カラ嘉シト信スル所ニ從ツテ贊否二者ノ何レニ決スルモ妨ケナカルヘシトノ一項ヲ加ヘラレン事ヲ望ム。』

(九十) 前二回ノ會議ニ於テ本會議ノ決議事項ヲ印刷等ニ附シテ之ヲ公表セント云ヘル事項ニ關シテ討議スル所アリシカ、終ニネセルラントノ代表者ヨリ左ノ如ク報告シタリ、曰ク和蘭國ノ外務大臣ニシテ本會議ノ名譽會頭タルエ、デ、マレーズ氏ノ意見ハ、決議事項ニ對シテ代表者ノ調印濟トナルト均シク之ヲ印刷ニ附シテ公表セント云フニアリ、而シテ其意見通過シタリ。

(九十一) 前數回ノ會議ニ於テ是レ結了セサリシ問題ノ細目ヲ皆ナ夫レノニ議了セラレタリ、此ニ於テカエム、クレマー氏(ネセルランドノ代表者)ハ本會議ノ會長タルブレンドノ代表者ハ本會議ノ會長タルブレント教正ニ對シテ、會議中御盡力下サレシ儀ニ就テ感謝ノ詞ヲ呈セント發言セシニ、エム、ウオン、ムーラー氏(日耳曼ノ代表者)及エム、サンチス、ミランダ氏(葡萄牙國ノ代表者)ノ贊成アリ、滿場異議ナク通過シテ同氏ニ對シテ感謝ノ詞ヲ呈シ、次ニ此會頭及名譽會頭(エム、ヅハン、スウ井ンドレン氏)ハ告別ノ挨拶ヲ述ヘラレ茲ニ於テ閉會スルコト、ナレリ、斯クテ全權ヲ有スル代表者決議事項及最終ノ議決ニ對シテ調印ヲ爲スニ至リタリ。

(九十二) 右ノ如ク決議事項ニ對シテ各代表者カ夫々調印スルノ際、我英國ノ代表者タル吾人ハ既ニ前段

ニ掲ケタルカ如ク、本國ノ外ナル我英國ノ所領地印度、錫倫、香港、威海衛等ハ除外例トシテ決議事項ニ對シテ、承認スルモ各自ノ意見ニ一任スルコト、ナシタリ、而シテ佛國ノ代表者モ均シク其保護國ヲシテ其國ノ意見ニ從ツテ贊否ヲ決セシムルコト、シタリ。

(九十三) 一千九百九年ノ開催ニ係ル上海委員會ノ決議事項ハ、今回ノ會議決議事項ト如何ニ深キ關係ヲ有スルカラ一考スルハ最トモ適當ノ事ト思ハル。

所謂上海會議ノ決議事項ノ第一箇條ヲ舉クレハ左ノ如シ。

『支那政府ハ其國內ヲ通シテ阿片ノ產出及消費ヲ根絶セシメント欲シテ充分ニ其力ヲ盡シ、其臣民モ亦々輿論ヲ喚起シテ斯ル政府ノ方針ヲ翼贊スルノ團體ヲ造リ漸時ニ其勢力ヲ増加シ、阿片使用防遏上大ニ見ルヘキモノアリ、是レ萬國阿片會議カ疑フヘカラザル事實トシテ適ニ承認スルモノナリ、』

右ノ如キ意義ニ就テ或ル條項ヲ設クルノ必要ヲ見サルナリ、支那政府ノ爲ス所ハ本會議ニ於テモ亦タ信任シテ毫モ疑ハサル所ナリ。

(九十四) 上海會議ノ決議第二箇條ヲ舉レハ左ノ如シ。

『支那政府カ阿片吸用ノ弊ヲ防止センカ爲メニ取リタル措置、及其他ノ政府カ同一ノ事柄ニ就テ取リタル措置ニ鑑ミテ、當萬國阿片委員會ハ此會議ニ列セラレタル各代表者ヲシテ左ノ如キ方法ヲ取ラシメントコトヲ望ムモノナリ、曰ク各代表者ニシテ其本國ニ立チ歸リタランニハ、其本國政府ヲシテ其所領地内ニ於テ阿片ヲ吸用スルノ弊ヲ漸次ニ防遏スヘキ措置ヲ取ラシムヘキ様盡力センコトヲ要ス、但シ斯ル措置

ヲ實施スルノ際國情ノ異ナルニ徒ツテ斟酌スル所アルハ勿論ナリト知ルヘシ、』

本會議ニ於テハ第六章ニ右ノ事ヲ規定セリ、但シ此第六章ノ規定ハ其意義ヲ幾干カ擴張セルモノアリ、即チ阿片ノ産出、内地ノ分配及精製阿片ノ吸用等ヲ防遏スルカ如キ是レナリ、又タ此防遏政策ハ或ル國ニ於テハ急遽ニ實施セラルヘキニアラス、徐々トシテ實施スルニ過キササルモノアリ、其他國々ノ情態如何ニ從ツテ實施スルノ手段方法自カラ異ナル所ナキヲ得ス。

(九十五) 上海會議ノ決議第三條ヲ舉レハ左ノ如シ。

『當萬國阿片委員會ハ左記ノ如キ事ヲ議決ス、曰ク當會議ニ列シタル各國ハ藥用以外ニ阿片ヲ用フル場合ハ其用法ノ如何ナルヲ問ハス、法律上之ヲ禁止センコトヲ要ス、而シテ各國カスル法律ヲ實行スルニ際シテハ毫モ假借スル所ナク極メテ嚴重ナラスンハアルヘカラス、蓋シ當萬國阿片會議ハ右ノ如キ決議ヲ爲スト雖モ、國々ノ狀態カ異ナルニ從ツテ斯ル法律ヲ實施スル上ニ於テ何等カノ斟酌アルヘキコトハ、當然ナルヘシトノ意見ヲ有スルモノナリ、然レトモ當會議ハ代表者ヲ派遣シタル各政府タランモノハ此法律問題ニ關スル他國ノ實驗ニ鑑ミテ、之ニ關スル自國ノ法律ニ修正ヲ加ヘラレンコトヲ固ヨリ當會議ノ望ム所ナリ、』

上海會議ニ於ル右ノ決議事項ハ主トシテ食用生阿片ニ適用スルモノト知ルヘシ、而シテ當會議ハ議案第二章中ニ此等ノ事項ヲ含有セシメタリ。

(九十六) 本會議ハ上海會議ノ第二條及第三條ニ基キテ左ノ如ク規定セリ。

(一) 本會議第二十章ニハ左記ノ如キ事ヲ規定セリ、曰ク訂盟列國ハ本會議ニ於テ議決セラレタル阿片及其他ノ藥劑ヲ所有スルモ本會議ノ規定ニ違反スル場合アランハ、之ヲ處罰スルノ規則ヲ設ケ置カンコトヲ要ス。

(二) 第十七章ノ初項及第十八章中ニ左記ノ如キ事ヲ規定セリ、曰ク訂盟列國中支那國ト條約ヲ訂結セル國ハイ) 支那國ニ於ル其租借地内及其殖民地内ニ於テ阿片ヲ吸用スルコトヲ禁止シ及之ヲ取り締ルヘキ義務ヲ有スル事、(ロ) 尙ホ其租借地内ニ存在セル阿片販賣店ノ數ヲ徐々ニ減少セシムヘキ措置ヲ取ルノ義務アル事、尙ホ其他租借地内ニ於テ一般ニ行ハル、阿片小賣商業ヲ禁止シ及取り締ルヘキ適當ナル措置ヲ取ランコトヲ要ス。

(九十七) 上海會議ノ第四箇條ヲ舉クレハ左記ノ如シ。

『當萬國阿片會議ハ代表者ヲ派遣セル各國政府ハ直接ト間接トヲ問ハス其所領内ヘ阿片、其「アルカロキド」及精製阿片等ヲ密輸入スルコトヲ禁止スヘキ法律ヲ制定スルコトヲ適當ナリト思惟ス、又タ此等ノ物品ノ輸入ヲ禁止セル國ヘ向ケテ輸出スルコトヲ禁止スヘキ措置ヲ取ランコトハ、各國ノ義務ナリト云ハサルヘカラス、當萬國阿片會議ニ於テハ斯クノ如キ斷案ヲ下スヲ至當ナリト思惟ス。』

(九十八) 阿片製「アルカロキド」及阿片ヨリ製出サレタル其他ノ藥品ノ事ハ上海會議第五條ト關聯シテ討論スルヲ一層適當ナリト思惟スルカ故ニ、此等ノ事ニ關シテハ姑ラク論述スルコトヲ中止シ、更ニ生阿片ノ事ニ關スル規定カ議決セラレタリ、即チ本會議ノ第二章ヨリ第五章ニ至ルノ間、及第七章ヨリ第八章

ニ至ルノ間ニ規定サレタルモノ是レナリ、今マ其大要ヲ舉クレハ左ノ如シ。

(一) 生阿片及精製阿片ノ輸入ヲ禁止セル國ヘ向ケテハ斯ル物品ノ輸出ヲ禁止セントラ要ス、但シ其禁止ハ或ル港ト限ラレタルモノニアラス、何レノ個所ニモ及フモノト知ルヘシ(三章イ)及八章(ロ)ヲ参照セヨ)

(二) 茲ニ一ノ國アリ右ニ述ヘタルカ如キ阿片ノ輸入ヲ全然禁セスト雖モ、其之ヲ輸入スルニ就テハ一種特別ナル取締法ニ從ハシムルノ方針ヲ取リ居レリトセンカ、斯ル國ニ向ケテ阿片ヲ輸出セントスル國ハ適ニ其取締法ニ遵ハサルヘカラス、例之ヘハ印度ノ支那ニ對スルカ如キ場合之レナリ、(第三章ノロ) 及第八章ノ(ハ)ヲ参照セヨ)

(三) 阿片ヲ輸出セントスルノ場合其途中經過スヘキ個所ノ數、及生阿片輸入ノ個所ハ制限シ置カンコトヲ要ス、又タ精製阿片ノ場合ニ於テハ全然之カ輸入ヲ防止セントラ要ス、生阿片ノ場合ト雖モ出來得ヘキ丈ケ之カ輸入ヲ防止シテ可ナリ、(二章及八章ノイ)ヲ参照セヨ)

(四) 生阿片ノ輸出及輸入ヲ爲サント欲スルモノハ、其筋ヨリ適當ニ免許證ヲ受ケサルヘカラス、此物品ノ輸出入ト斯ル免許證ヲ受ケタルモノニ限ルヘキモノトス、(第五章及第八章ノホ)ヲ参照セヨ)

(九十九) 其他第七章ノ目的トスル所ハ精製阿片ノ輸出及輸入ヲ全然禁止セント欲スルニアリ、而シテ其之ヲ禁止センニハ直チニ之ヲ實行スルカ、或ハ其之ヲ輸出セントスルノ際ハ出來得ヘキ丈ケ速カニ之ヲ禁止スルノ方針ヲ取ランコトヲ要ス、斯クテ精製阿片ノ輸出ヲ禁止スルノ手段トシテ之カ販賣ヲ各國ノ

内地ノミニ限ルヘキモノトス。

(百) 斯クテ第十五章ニハ本會議ニ於テ問題トナリタル阿片及其他ノ藥劑ノ密輸入ヲ防止スル方法ヲ規定セリ、即チ支那所領ト之ト隣接セル條約國ノ所領地トノ間ニ行ハル、此等ノ物品ノ密輸入ヲ防止セント計ルコト是レナリ。

其他第十九章ニ於テハ左ノ如キ事ヲ規定セリ、曰ク支那國內ニ於テ郵便局ヲ有スル訂盟列國ハ、郵便荷物ノ内容カ生阿片若クハ精製阿片ニシテ之ヲ輸入シ或ハ之ヲ他ニ輸送セントスル者アルノ場合、規定ニ違犯スルモノアランカ、斯ル場合ニ於テハ其輸入若ク他ニ輸入スルコトヲ禁スルニ就テ適當ナル措置ヲ取ランコトヲ要ス。

(百一) 上海委員會ノ第五條ノ規定スル處ヲ舉クレハ左ノ如シ。

『萬國阿片委員會ハ左記ノ如キ意見ヲ有ス曰ク、「モルヒネ」ノ製造、販賣及分配等ニ就テ毫モ之ヲ取り締ルノ方法之レナシトセンカ、之カ爲メニ甚ハタシキ危害ノ生スルハ既ニ明ラカナル事實ナリ、「モルヒネ」ヲ用フルコト次第ニ増加スルノ今日實ニ由々シキ一大事ト云ハサルヘカテス。

故ニ各國政府ハ其所領内ニ於テ行ハル、「モルヒネ」ノ製造、販賣及分配等ニ就テ最モ嚴重ナル取締法ヲ設ケサルヘカラス其他阿片ヲ原料トシテ製出シタル藥品ニシテ科學上研究ノ結果、「モルヒネ」ト同一ナル効力アルモノニ就テモ亦均シク嚴重ナル取締法ヲ設ケサルヘカラス、是レ萬國阿片委員會ノ意見ナリ。』

右上海會議ノ主意ニ基キテ本會議第三編ニ於テ更ニ其意義ヲ擴張シテ左ノ如キ規定ヲ設ケタリ、曰クイ「モ
 ルヒネ」ノミナラス、(ロ)「コカイン」(ハ)「モルヒネ」鹽及「コカイン」鹽、(ニ)「藥用阿片」(ホ)「ヘロイン」及「ヘロ
 イン」鹽、(ヘ)「モルヒネ」ノ量百分ノ〇、二以上、若クハ「コカイン」及「ヘロイン」ノ量百分ノ〇、以上ヲ含
 有セル總テノ製劑、(ト)其他以上ノ藥品ヲ材料トシテ製品シタル製劑ニシテ科學上ノ研究其材料タル藥品ト
 同一ナル危果アルコトヲ認定サレタルモノ等ニ對シテハ皆ナ是レ嚴重ナル取締法ヲ設ケンコトヲ要ス、(第
 三編第十四章ノ定義ヲ參照セヨ)

(百二) 訂盟列國ハ以上掲ケタル藥品ニ關シテ左ノ如ク協約セリ。

○萬國阿片會議之報告

一、一般ニ關スル事項、

- (イ) 法律若クハ規則ヲ以テ當面ノ問題タル藥品ノ製造、販賣及使用ヲ制限シテ藥用及適法ノ用ノミニ供
 セシムル事、且ツ國際上互ニ協商ノ上此等ノ藥品ヲ右ノ目的以外ニ供セシメサランコトヲ要ス。
- (ロ) 訂盟列國ハ此等ノ藥品ノ製造者、輸入者、販賣者、分配者若クハ輸出者ノ取締上、及其製造、販賣
 等ノ箇所ノ取締上充分ノ力ヲ盡サンコトヲ要ス、(第十章ヲ參照セヨ)
- 二、特別ナル事項、
- (イ) 内地ノ規則ニ關スル事、(一)、當面ノ問題タル藥品ノ製造ハ其筋ヨリ許可セラレタル地域内ニ限ラシ

ムヘキ事、又タ斯ル製造所ハ登記ヲ經セシムヘキ事、(第十章イヲ參照セヨ)

(二) 此等ノ藥品ノ製造、輸入、販賣、分配若クハ輸出ヲ爲サント欲スル者ハ皆ナ是レ普通若クハ特別
 ナル免許證ヲ受ケシメサルヘカラス。

(三) 右ノ如ク彼ノ藥品ノ製造、輸入、販賣、分配若クハ輸出ヲ爲ス者ヲシテ其取り扱フタル藥品ノ分
 量如何ヲ記載スル帳簿ヲ備ヘ付ケシメンコトヲ要ス、但シ適當ナル認可ヲ得タル藥劑士ノ手ヲ經テ
 販賣シタル場合ハ此限ニアラス、(第十章ハヲ參照セヨ)

(四) 各國内地ノ商業上此等ノ藥品ヲ取引キスル場合、適當ニ其筋ヨリ認可證ヲ受ケ居ラサル者ニハ、
 之ヲ交付スルヲ禁止センコトヲ要ス、(第十一章ヲ參照セヨ)

(ロ) 萬國商業ニ關スル事、(一)此等ノ藥品ノ輸入ハ其筋ヨリ適當ニ認可證ヲ得タル者ノミニ限リテ之ヲ取
 リ扱ハシメンコトヲ要ス、但シ國々ノ状態ノ異ナルニ從ツテ相當ノ斟酌アルハ勿論ノ事ト知ルヘシ、
 (第十二章ヲ參照セヨ)

(五) 此等ノ藥品ヲ他ノ國ヘ輸出セントスル場合ニハ、之カ荷受人タル者ハ必ラス其筋ヨリ認可證ヲ得
 タル者ナランコトヲ要ス、否ラサル者ヘハ輸出セシムルコトヲ嚴禁セサルヘカラス、而シテ此等ノ
 藥品ヲ輸入セントスル國ハ斯ル目的ヲ達セシメンカ爲メニ、斯ル藥品輸入ノ認可證ヲ受ケタル者ノ
 氏名表ヲ、之ヲ輸出スヘキ國ノ政府ヘ時々通知シ置カンコトヲ要ス。

(百三) 以上掲ケタル協商ハ特ニ重要ナルモノト云ハサルヘカラス、是レ他ナシ印度若クハ支那ノ如キ國

ニ在リテハ、動モスレハ密輸入ノ行ハレ易キ弊アリテ藥用ノ外之ヲ輸入シ若クハ之ヲ所有スルコトヲ禁止スト云ヘル位ノ規定ニテハ、到底是等ノ弊ヲ矯正スルコト能ハサレハナリ、此ニ於テカ此等ノ國ノ規定ハ萬國會議ノ決議ニ成レル規定ト併セ得テ彼ノ藥品ノ製造及分配等ノ取締ヲ爲サルヘカラス。

(百四) 第二十章ニハ左ノ如キ事ヲ規定セリ、曰ク訂盟列國ハ成規ニ違犯シテ「モルヒネ」、「コカイン」等ヲ所有シ居ル者アリタラン場合ニハ、阿片ト均シク之ヲ處罰スヘキ規定ヲ設ケ置カンコトヲ要ス、然ルニ第十五章及第十九章ハ特ニ支那國ニ關係スル事柄ニシテ、百一項ニ示シタルカ如ク「モルヒネ」、「コカイン」及阿片ニ適用スルモノト知ルヘシ。

(百五) 上海會議ノ第六條ヲ舉クレハ左ノ如シ、「當萬國阿片會議ニ於テハ阿片抗毒治療法、阿片及阿片ヨリノ成品ノ性質及効用ニ關シテ、科學的試驗ヲ爲スヘキ規定ヲ設ケサリシナリ、然レトモ斯クノ如キ試驗ハ極メテ重要ナルモノト思惟スルカ故ニ、各代表者タラン者ハ銘々ト其本國政府ニ勸誘シテ、政府自カラ必要ト認ムル方法ニ從ツテ斯ル試驗ヲ行ハシメン事ヲ要ス、」

本會議ハ右ニ掲ケタルカ如キ試驗問題ニ關シテ最良ノ方法ナリト信スル所ヲ議定シタリ、曰ク所謂ル阿片抗毒製劑ナルモノニシテ「モルヒネ」ノ量百分ノ〇、二以上ヲ含有セルカ若クハ「コカイン」ノ量百分ノ〇一以上ヲ含有シ居タランニハ、第十四章(ロ)ニ規定セル同性質ナル他ノ製劑ト同一ナル取締法ニ屬セシメントスルコト是レナリ、尙ホ之ヲ約言スレハ阿片抗毒製劑ナルモノ、製出、分配、及販賣等ハ適法ノ藥用ニ供スル場合ニ限り之ヲ許可シ、否ラサル場合ニハ一切之ヲ禁止セントスルモノ是レナリ。

(百六) 上海會議ノ第七條ヲ舉クレハ左ノ如シ、「當萬國阿片會議ハ各國政府ニ對シテ左記ノ如キ事項ヲ實行センコトヲ最モ切實ニ希望シテ止マサルモノナリ、曰ク支那内ニ於テ居留地若クハ殖民地ヲ有スル國ニシテ、此等ノ居留地内若クハ殖民地内ニ於テ行ハル、阿片喫烟店ヲ閉鎖セシムルコトニ就テ、尙ホ未タ効果アル措置ヲ取ラサルモノアリトセンカ、斯ル國々ノ政府タランモノハ皆ナ是レ實行シ得ヘシト思惟スルト均シク斯ル喫烟店ヲ閉鎖セシムヘキ措置ヲ取ランコトヲ切望シテ止マサルモノナリ、蓋シ之ヲ閉鎖セシムヘキ方法手段ニ至リテハ、既ニ之ヲ實行シタル諸政府ノ先例ニ倣ハンコトコソ望マシケレ」

本會議ニ於テハ右ノ如キ目的ハ第十七章ノ末項ニ從ツテ達セラル、コト、ナリ居レリ、乃チ第十七章ノ末項ニハ左ノ如ク規定セラレタリ、曰ク訂盟各國ニシテ支那國內ニ租借地及殖民地ヲ有スルモノハ、支那國ト條約ヲ訂結シテ其租借地内及殖民地内ニ於ル阿片喫烟店ヲ廢止セシムヘク、又之ト隣接セル支那所領地ニ於テモ同様ノ措置ヲ取ルヘク、且ツ公開娛樂所及花柳街杯ニ於テモ同一ノ措置ニ出テンコトヲ要ス。

(百七) 上海會議ノ第八條ヲ舉クレハ左ノ如シ、「當萬國阿片會議ハ各代表者ニ對シテ左記ノ如キ事項ニ就テ御盡力アランコトヲ切望シテ止マサルモノナリ、曰ク各代表者タランモノハ銘々ノ政府ニ説キ勸メテ支那國ト一種ノ協商ヲ爲サシメンコトヲ要ス、其協商トハ他ニアラス、支那國ニ於ル諸外國ノ居留地及殖民地内ニ於テ、阿片抗毒製劑(阿片若クハ阿片ヨリ製出シタル藥劑ヲ含有セルモノ)ノ製造及商業ヲ禁止スルノ措置ヲ取ランコトニ就テノ協商是レナリ、」

(百八) 上海會議ノ第九條ヲ舉クレハ左ノ如シ、「當萬國阿片會議ハ各代表者ニ對シテ左記ノ如キ事項ニ關

シテ御盡力アラシコトヲ切望スルモノナリ、曰ク各代表者タラン者ハ銘々ノ政府ニ説キ勸メテ、支那國內ニ於ル領事管轄地、居留地及殖民地内ニアル其臣民ニ對シテ本國ノ藥劑法ヲ適用セシムヘキ様力ヲ盡サレン事ヲ望ム、』

而シテ本會議ノ第十六章ニ規定スル所ハ稍ヤ其趣ヲ異ニスル所アレトモ、右ニ述ヘタル上海會議ノ希望ニ應スル所アリト謂ツヘキナリ、乃チ第十六章ニ規定セラル、所ハ概ネ左ノ如シ、曰ク先ツ第一着ニ支那政府タランモノハ、本會議第三編ニ規定サレタル藥品ニ關シテ其臣民ノ爲メニ適當ナル藥劑法ヲ制定シ、而シテ之ヲ條約各國ニ通報センコトヲ要ス、乃チ條約各國(本會議ニ參列シタルモノニ限ル)ハ之ヲ受ケテ自カラ適當ナル法律ト思惟シタラン場合ニハ、之ヲ自家ノ臣民ニモ適用センカ爲メニ必要ナル措置ヲ取ランコトヲ要ス。

(百九) 今マ上來述ヘタル所ヲ一括シテ之ヲ言ハンカ、抑モ上海會議ナルモノハ主トシテ其方針ヲ極東ニ於ル阿片商業ニ向ケタルモノニシテ、近キ頃支那政府カ阿片抑壓ノ政策ヲ取り來リタルヨリ、重モニ其政策ニ對シテ助力ヲ與フルモノト謂ツヘキナリ、然レトモ本會議ナルモノハ其主義方針上海會議ヨリ遙カニ優リタルモノト謂ツヘキナリ、本會議ハ獨リ阿片取締ノ事ニ關スルノミナラス、「モルヒネ」及「コカイン」等ノ取締ニモ關係ヲ及ホセルモノナリ、即チ「モルヒネ」、「コカイン」等ノ用法ニ就テハ制限ヲ加ヘ、阿片ニ至リテハ適法ノ藥用ノミニ限リタルカ如キコト是レナリ、尙ホ其外生阿片ノ產出及分配等ニ就テハ極メテ嚴重ナル取締法ノ下ニ屬セシムルコト、ナシ、又タ精製阿片ニ均シク嚴重ナル取締法ヲ

設クルコトナシ、終ニ全ク之ヲ用ヒサラシムルマデニ至ラシムルコトヲ期セリ、然レトモ僅カニ一國ニテ斯ル取締法ヲ設クルモ善ク其目的ヲ達スルコト能ハス、此ニ於テカ當萬國會議ニ於テ斯ル取締法ヲ議定シテ國際上ニ共通タラシメ以テ其効ヲ奏セシメンコトヲ期セリ、之ヲ言ヒ換フレハ各國互ヒニ相援助シテ以テ其功ヲ奏セシメンコトヲ要スト云フカ如キコト是レナリ。

(百十) 以上ノ原則ヲ充分實行セシメンカ爲メニ、實行シ得ラルヘク且ツ然カアルヘシト云ヘル措置ヲ取ランコトニ就テ多數ノ一致合同ヲ要スル事ハ無論ナリト謂ツヘシ、然ルニ會テ「モルヒネ」若クハ「コカイン」等ニ關スル取締法ノ嚴重ナルニ比シテ、一層寛カナル取締法ヲ制定スルコトニ就テ多數ノ同意ヲ得タリ、蓋シ是等ノ同意者ハ全ク斯ル問題ニ關スル會議ニ列セサルヨリモ優レリトテ、心ナラスモ右ノ如キ一層寛カナル取締法ヲ制定スルコトニ同意シタルモノ是レナリ。

(百十一) 「モルヒネ」及「コカイン」ニ關シテ取締法ヲ設クルコトニ就テ各代表者カ同意ヲ表シタル所以ノモノハ、畢竟スルニ英國政府ノ意志ノアル所ヲ信シタルニ依ラスンハアラス、是レヨリ先キ英國ハ阿片ノ事ニ關シテ支那國ト條約ヲ取り結ヒタリ、抑モ此條約ノ主眼トスル所ハ印度地方ヨリ支那國ヘ向ケテ輸出スル阿片ノ取締法ニ關スルモノ是レナリ、而シテ若シ支那政府ニシテ此條約ヲ充分ニ勵行シタランニハ、此阿片ノ輸入モ一千九百十七年カ若クハ夫レヨリ以前ニ於テ其痕ヲ絶ツニ至リシナラン、然レトモ其此ニ出テサリシハ實ニ遺憾ナリト云ハサルヘカラスラス、然レトモ英國カ斯ル條約ヲ訂結スルハ、之ヲ利益問題ヨリ打算スレハ英國ニ取リテ不利ナル所アリト云ハサルヘカラス、是レ他ナシ主權英國ニ

アル印度地方ヨリ阿片ノ輸出ヲ禁止シテ之カ利益ヲ得ルコト能ハサレハナリ、英國ハ斯クノ如ク自家ノ利益ヲ犠牲ニ供スルモ顧ミル所ナク人類ノ利益ヲ計ラント欲スルモノナリ、各代表者等ハ英國ノ好意既ニ斯クノ如クナルコトヲ知レルカ故ニ、英國ヨリ「モルヒネ」及「コカイン」ニ關スル問題ヲ當會議ニ提出スルモ尙ホ善ク多數ノ同意者ヲ得ル所以ナリ。

苟クモ本會議ニ代表者ヲ派遣シタル國ニシテ、彼ノ有害ナル藥品ニ關シテ自國ノ臣民ヲ保護スルモノヲ以テ其義務終レリト爲スモノハ決シテ之レナカルヘク、此事ニ關シテハ出來得ヘキ丈ク其隣邦ニモ援助ヲ與ヘラル、ニ相違ナカルヘキナリ。

(百十二) 會議中茲ニ一ノ難問題起レリ、但シ此難問題ノ事ハ既ニ前段ニ於テ僅カニ其一端ヲ示シ置キタリシカ、今更ニ其難問題ノ詳細ナルコトヲ掲ケント欲ス、曰ク抑モ此萬國阿片會議ニ代表者ヲ派遣シタルハ僅カニ十二ヶ國ニ過キス、實ニ少數ナリト云ハサルヘカラス、斯ク少數ナル代表者ヨリ成レル會議ヲ萬國阿片會議ト命名シテ、其議決シタル事柄ヲ實行セシメントスルハ如何ニモ其當ヲ得サルモノ、如シ、當會議ニ代表者ヲ派遣シ來ラサル國甚ハタ多キニ居レリ、畢竟スルニ是等ノ國々ハ此會議ニ參列スルノ義務ヲ果サスシテ、參列シタル國民ノ議決シタル利他主義ノ規定ニ從ツテ自カラ利スル所アラントスルニ外ナラサルナリ、然ルニ當會議ニ參列シタル少數ノ國々ハ、此萬國會議ノ德義的規定ニ從ツテ自家商業上ノ利益ヲ犠牲ニ供スルモノト云ハサルヘカラス、是レ如何ニモ不都合ナル事柄ニアラスヤ、斯ル不都合ナル事柄ニ關シテハ何トカ相當ノ解決ヲ付ケスンハアルヘカラス。

本會議第六編ニ於ル決議事項ノ「實行」ニ係ル規定ハ所謂右ノ如キ難問題ヲ解決スルノ主意ニ出テタルモノナリ、今マ其規定ノ大要ヲ左ニ掲ケン、曰ク本會議ニ參列シタル各代表者カ決議事項ニ調印シタル後、先ツ第一着ニ取ルヘキ處置ハ斯ク調印シタル者ノ本國政府ノ承認ヲ受ルコトニアラス、却ツテ左記ノ國々ヲシテ決議事項ニ調印セシムヘキコト是レナリ、所謂其國々トハ他ニアラス、本會議開催ノ案内狀ヲ發シタルハ歐米ヲ通シテ三十四ヶ國アリシニ、内代表者ヲ派遣シ來リタルハ僅カニ十二ヶ國ニ過キス、他ハ皆ナ參列セサルモノナリ、乃チ斯ク參列セサル國々ヲシテ決議事項ニ調印セシメテ以テ參列シタル國々ト至ク同一ノ地步ヲ保タシメント欲スルコト是レナリ、而シテ斯ク參列セサル國ニシテ一千九百十二年十二月三十一日ニ至ルモ、尙ホ且ツ彼ノ決議事項ニ調印セサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ本會議ノ規定スル所ニ從ツテ既ニ調印シタル國々カ更ニ會議ヲ開催シテ、決議事項ヲ承認スルノ國カ果シテ幾ヶ國得ラルヘキカヲ確カムルノ必要ナクンハアラス。

(百十三) 各國カ當會議ノ決議事項ヲ實行センカ爲メニ適當ノ法律ヲ制定セントスルニ際シテモ、亦タ一種ノ難問題起ラスンハアラス、即チ此阿片問題ニ對シテ左マテ重キヲ置カサル國ヲ利センカ爲メニ自國ニ不利ナル法律ヲ制定センハ公平ナルモノニアラスト云ヘルコト是レナリ、此ニ於テカ本會議第二十四章ニ規定セルカ如ク更ニ附屬會議ヲ開キテ此難問題ヲ解決シ置クノ必要ナクンハアラス。

(百十四) 斯クテ本會議ノ決議事項ヲ實行スル期日モ著シク遷延スルコトモ亦タ免カルヘカラサル事實ナリ、然レトモ今マ吾人ノ見ル所ヲ以テスレハ本會議ハ其開催セラレタル目的ヲ最モ善ク果シタルモノト

謂ツヘキナリ、或ハ實行時期ノ遷延及其他ノ難問題アリシト雖モ遷延時期ハ成ルヘク之ヲ短縮シ、難問題ハ夫レノ之ヲ解決シタリシナリ、又タ阿片「モルヒネ」「コカイン」其他當會議ノ問題トナリタル藥品ノ取締法ヲ制定スルニ就テ、世界ニ於ル重モナル國々ヨリ充分満足スヘキ協同一致ヲ得ヘキ道ハ當會議ニ於テ啓カレタルモノト謂ツヘキナリ。

(百十五) 吾人ハ今マ結論スルニ臨ンテ海牙ニ於ル我カ公使館ノ一等書記官ローナルド、リンドセー氏ノ盡力ニ對シテ深キ謝意ヲ表セント欲ス、蓋シ此會議中同氏ノ助力ヲ得タルカ爲メ吾人カ利便ヲ得タルコト少ナカラサレハナリ、殊ニ同氏ハ佛蘭西語ニ精通セラル、人ナルカ故ニ吾人ノ利便ヲ得タルコト最も多カリシナリ。

(百十六) 吾人ハ尙ホ終リニ臨ンテオセルランド政府ノ厚意、款待及隔意ナキ幫助ニ對シテ深謝ノ意ヲ表シ、又會長エム、アツサー氏名譽會長エム、スウキンントレン氏ノ一方ナラヌ御盡力ニ深キ謝意ヲ表セサルヘカラス。

一千九百十二年四月十日

附錄 第一

印度ニ於ケル生阿片ノ產出、販賣及所有ノ取締上ニ關シサー、ウヰリアム、メエアー氏ヨリ提出サレ

セシル、クレメンシー、スミス
タブリエウ、エツス、メエアー
タブリエウ、デー、マツキス、ムーラー
ウヰリアム、シヨツグ、コーリンス

タル意見書

予ハ此問題ニ關シ討論ノ末決議サレタル事柄ニ關聯シテ一ノ意見ヲ述ヘント欲ス、今マ予ノ述ヘント欲スル意見ハ英領印度及之ニ屬スル本來ノ諸州ニ於ル生阿片ノ有様如何ヲ簡短ニ述ヘント欲スルモノ是レナリ、抑モ印度政府ナルモノハ既ニ生阿片ノ人生ニ有害ナルコトヲ認メタルヲ以テ、之カ產出、販賣、分配等ニ關シテ嚴重ナル取締法ヲ設ケタリシカ、今マ尙ホ其取締法ヲ一層嚴重ナラシメンコトヲ勉メ居レリ、而シテ予ノ所謂生阿片ナル意義ハ本會議ノ順序規定委員會ノ與ヘタル定義ニ從ツテ陳述スヘシト雖モ、之ヲ荷造リトナシ以テ他ヘ運送シ且ツ輸出セントスルモノヲモ含ミ居ルモノト知ルヘシ、又タ今マ予ノ述ヘント欲スル所ハ印度本部ニノミ限ラレタルモノニシテ其他ニハ及ハサルモノト知ルヘシ、而シテ此印度地方ニ於テハ一般ノ習慣トシテ生阿片ハ之ヲ食用ニ供スルモノニシテ、之ヲ消費スルノ量甚ハタ多ク精製阿片ニ至リテハ之ヲ吸用ニ供シテ其消費高甚ハタ少量ナルモノナリ、但シヒルマニ至リテハ吸用阿片ノ費消高最モ多キニ居レリ。

又手印度地方ニ於テ藥用ヲ除クノ外全ク阿片ノ使用ヲ禁止センコトハ到底不可能ノ事ト謂ツヘキナリ、是レ近キ頃印度政府ヨリ本國英國政府ヘ提出シタル上申書ノ明カニ證明スル所ナリ、今マ其上申書ノ要領ヲ左ニ掲ケン。

『今マ吾人ノ視ル所ヲ以テスレハ當印度ニ於テ食用阿片ヲ禁止センコトハ到底不可能ナルヘシ、若シ強イテ之ヲ禁止センコトヲ企テタランカ、其結果トシテ政府ニ取り人民ニ取り共ニ是レ由々シキ一大事ヲ

惹起シ來ルニ相違ナカルヘシ、而シテ今マ吾人ノ立場トシテハ欽定委員會（印度地方ノ爲メニ設ケラレタルモノ）ノ議定シタル所ニ從ツテ總テ阿片問題ヲ解決シ居レリ、抑モ此欽定委員會ナルモノハ一千八百九十五年ノ創設ニ係レルモノニシテ、同委員會ノ議定シタル所ノ事項ノ概要ヲ舉レハ左ノ如シ、曰ク印度地方ニ於テハ阿片ヲ用フルコトハ決シテ不善ノ所業ト見做サレヌ尋常普通ノ事トシテ毫モ怪シムモノナシ、普通ノ食用ニ供セラル、アレハ藥用ニ供セラル、アリ、蓋シ此二者ノ間互ニ混淆錯雜シテ之ヲ分配シ及販賣スルノ際之カ區別ヲ立ルコト能ハサルナリ、之ヲ約言スレハ印度地方ニ於テハ阿片ヲ用フルハ利益アリテ害ナキモノト認メラレタリト謂ツヘキナリ、此ニ於テカ英領印度ニ於テハ罂粟ノ栽培阿片ノ製造、販賣等藥用ニアラサル以上ハ一切之ヲ禁止スヘシト云フノ必要アラサルナリ、他ノ國ノ有様ハ卒知ラス、獨リ印度地方ノ人民ニ在リテハ阿片ヲ用ヒテ毫モ差シ支ヘナカルヘキナリ、是レ他ナシ祖先ヨリ數百年來之ヲ慣用シテ其有害ナルコトヲ認メサレハナリ、好シ今マ印度地方ニ於テ阿片ノ產出カ禁止シ得ラレタル場合アリトスルモ、從ツテ生スル所ノ惡弊ヲ如何ンセン、即チ一方ニ於テ阿片ノ產出ヲ禁止シタランニハ、他方ニ於テ之カ密輸入ヲ爲シテ費消スルハ到底免カルヘカラサル顯象ナリ、法律上如何ニ之カ取締ヲ嚴重ニスルモ到底之ヲ防止シ得ルコト能ハサルナリ、且ツ我カ政治上命令ヲ下シテ藥學上ヨリ印度ニ於ル阿片慣用ノ事ヲ研究調査セシメタルニ左ノ如キ結果ヲ得タリシナリ、曰ク一千九百九年中印度ニ於ル癲狂院ニ關スル統計表ニ據リテ之ヲ考フルニ、諸種ノ酒類カ原因トナリテ發狂セルモノ最モ多キニ居リ、其内諸種ノ阿片ヲ用ヒタルカ爲メ發狂シタル者ノ數如何ト云フニ、極メテ少數

ニシテ故ラニ述ヘ立ル程ノモノニアラス、今マ發狂者ノ數ヲ其原因ニ就テ比較センニ、諸種ノ亞麻屬ニ基クモノ百分ノ一〇、亞留箇保爾ニ基クモノ同シク三、三五、他ノ藥品（コカイン）ニ基クモノ同シク一、二六ニシテ、阿片ニ基クモノハ僅カニ〇、四六ニ過キササルナリ、此等ノ統計表ヨリ打算スレハ阿片ノ害ノ甚ハタシカラサルコト知ルヘキノミ、』

尙ホ右上申書ノ末段ノ方ニ於テ左ノ如キ事ヲ記載セリ。

『印度人ハ阿片ヲ食用ニ供スト雖モ其大數ハ之ニ耽リ嗜ミテ全ク阿片ノ奴隸トナレルモノニアラス、必要ニ應シテ之ヲ食スル場合ト雖モ極メテ少量ニ過キササルナリ、或ハ其心要ノ時ヲ經過スレハ之ヲ食セスシテ其儘ニ打チ過コスコト少ナカラス、殊ニ印度ニ於テハ到ル所普通一般ニ之ヲ用フルコト、ナリテ、人ノ家庭内ニハ必要缺クヘカラサルモノ、内ニ數ヘラル、ナリ、今マ實例ヲ舉ケテ之ヲ云ハン、人ノ疲勞ヲ感シタル場合ニ之ヲ用フレハ元氣大ニ恢復シ、内臟ノ違和ヲ治癒シ、麻刺里亞、糖尿病等ノ豫防藥トナリ、其他長幼ヲ論セス疾病ニ罹リタル場合ニ之ヲ服スレハ即効アルコトヲ認メ居レリ、印度人ノ大數ハ疾病ニ罹レル時適當ナル資格アル醫師若クハ藥劑師ニ信賴スルコトヲ知ラサルモノ、如シ、斯ル場合ニ於テハ只タ阿片アルヲ知ルノミニシテ其他ヲ知ラサルモノト謂ツヘキナリ、老人、身體虛弱ナル者各種ノ疾病ニ罹レル者若クハ變災ニ罹リテ治癒ノ見込ナキ者等皆ナ是レ阿片ニ信賴セサルハナシ、既ニ斯ル有様ナルカ故ニ印度地方ニ於テ成規ノ藥用ノ外阿片販賣ヲ禁止セントスルカ如キハ、毫モ謂レナキモノト云ハサルヘカラス、又タ幾百萬ノ人民ニ對スル人道ニ於テ悖レルモノト云ハスンハアルヘカラス、』

右申書中ニ記載スル所ハ固ヨリ當然ノ事ト謂ツヘキナリ、事情既ニ斯クノ如クナルカ故ニ印度地方ニ於テ阿片ヲ用フル習慣ヲ全然禁止センコトハ不可能ナリト云ハサルヘカラス、去リトテ其儘ニ打テ捨テ置クヘキモノニアラス、何等カノ取締法ナカルヘカラス、吾人ハ既ニ多年間印度地方ノ阿片慣用ノ事ニ關シテ取締法ノ實施ニ力ヲ盡ス所アリタリ、即チ正當ナル必要ノ場合ニアラスンハ之ヲ用フルコトヲ禁止センコトヲ勉メタリ、而シテ今日モ尙ホ是レ此方針ニ向ツテ力ヲ盡シ居レリ。

印度地方ニ於テ阿片ヲ慣用スルコト、ナレルハ、畢竟スルニ英國ノ支配管轄ニ屬シタルノ結果ニ外ナラスト想像スルモノ或ハ之レナキニアラス、然レトモ是レ全ク架空ノ想像說ニシテ事實ニ反シタルモノト云ハサルヘカラス、蓋シ印度地方ノ阿片ヲ慣用スルコトハ其英領ニ歸セサル以前既ニ己ニ之レアリタレハナリ且ツ其英領ニ屬シタル以來我英國人ハ罌粟栽培及阿片慣用ニ關シテハ最モ嚴重ナル取締法ヲ設ケ、殊ニ阿片ニ就テハ重キ消費稅ヲ課シテ之カ慣用ヲ減少セシメンコトヲ圖レリ。

英國人カ目今印度ニ於ル阿片慣用ノ事ニ關シテ取締法ヲ實行シ居レルハ、畢竟スルニ彼ノ上海會議ノ決議ニ基ケルモノト知ルヘシ、今マ其上海會議ノ決議中重ナルモノ、概要ヲ左ニ掲ケント欲ス。

一、罌粟ノ栽培ハ左記ノ地方ニ限レルモノトス、但シブンジヤブ地方ノ如キ丘陵多キ箇所ニテ特別ノ事情アル場合ハ聊カ除外例ナキニアラス。

(イ) ベンガル中ノ或ル地方、所謂ルベンガル阿片製造出張所ノ名稱アル聯合地方ノ如キ是レナリ、但シ此等ノ地方ト雖モ阿片ノ原料タル罌粟ヲ栽培セント欲スルモノハ、其筋ヨリ之カ許可證ヲ受ケ且

ツ政府ノ嚴重ナル取締法ニ從ヒ、其產出シタルモノハ一旦印度政府ヘ納付センコトヲ要ス。

(ロ) 中央印度及ラプタナ地方ノ若干數、且ツ之ニ加フルニボムベ側ニ於ルパロダヲ以テセサルヘカラス、蓋シパロダハ所謂ルマルウ、阿片ノ產出スル所是レナリ、然レトモ印度政府ハマルウ、阿片ノ產出ニ就テハ直接ニ取締法ヲ實行スルコトヲ得ス、只タ其管轄内ニ來レル時ニノミ實行センコトヲ要ス。

然レトモ今マ予ハ左ノ如キ事實カアルコトヲ當會議ニ通告セント欲ス、曰ク右ノ如キ地方ニ於テ產出セラレタル阿片ノ大部分ハ主トシテ支那地方ヘ輸出セラレタルモノト知ルヘシ、今マ統計表ニ據リテ之ヲ示サシカ、一千九百七年及同八年ノ二ケ年間ニ於テ此等ノ地方ヨリ支那地方ヘ輸出サレタル阿片ノ總高ハ殆ント四萬四千箱(一箱ニ付百四十封度入り)ノ多キニ達シ、其他ノ國々ヘ輸出サレタル總高ハ凡ソ一萬六千箱ニ過キサリシナリ、然ルニ人口數千萬ヲ有スル英領印度本部ニ於同期間ニ阿片ノ費消サレタル總高ハ八千箱以内ナリシナリ、支那國ノ消費高ニ比シテ少ナキコト知ルヘキノミ、尙ホ最近ノ調査ニ據レハ其費消ノ總高復タ一層減少シテ七千箱ノ未滿トナレリ、又タ我英國ト支那トノ條約ノ結果トシテ印度地方ヨリ支那ヘ輸出スル阿片ノ高次第二減少シテ終ニハ殆ント皆無ニ至ルヘキナリ、從ツテ印度地方ニ於ル罌粟栽培モ著シク減少スルニ至ルヘキナリ、是レ管ニ想像ノミニ止マラス、既ニ其栽培高幾分カ減少スルヲ見タリシナリ、試ミニ實例ヲ舉ケテ之ヲ示サンカ、一千九百七年同八年(此八年ハ恰カモ彼ノ英清條約實施ノ前年ニ當レリ)ニ於テハ、ベンガル阿片製造出張所ノ管轄内ニ於ル罌粟栽培地域カ四十九萬「エーカー」ナリシ

モ、一千九百九年同十年ニ至リテハ減少シテ三十四萬九千「エーカー」トナリタリ、其他中央印度及ラプタメ地方ニ於ル罌粟栽培地域カ、同一ノ期間内ニ於テ如何ナル變動ヲ受ケシカト云フニ、始メ十九萬二千「エーカー」ナリシモ終ニ減少シテ十萬九千「エーカー」トナリタリ、彼ノ英清條約ノ影響ハ單ニ是レノミニ止マラス、右ノ如キ罌粟栽培地域ハ今後モ甚シキ急速力ヲ以テ次第ニ縮少セラル、ニ相違ナカルヘキナリ、斯ル有様ニテベルカン阿片製造出張所從來ニケ所ナリモ之ヲ合併シテ一ケ所トナシ、其他阿片製造業自カラ衰頽ヲ來スニ至リタリ。

尙ホ英領地域内ナルアフガニスタン、ネーベル地方ヨリ印度地方ヘ阿片ノ輸入セラル、アルモ、重税ヲ課セラル、カ故ニ少量ニ過キササルナリ、其他ハ藥用阿片ニシテ其筋ヨリ許可セラレタルモノニアラスンハ輸入スルコト能ハサルナリ。

二、印度地方中英領ニ屬スル部分ヨリ否ラサル部分ヘ阿片ヲ輸送シ、又タ之ト反對ニ英領ニ屬スルケ所ヘ之ヲ輸送スルノ場合、或ハ英領ニ屬スル箇所ト其他ノ箇所トノ間ニ阿片ヲ輸送スルノ場合ニ於テ、其阿片ノ量ニ定限アリテ之カ輸送ヲ受クル箇所以内ニ於テ費消セラル、コト、センカ、斯ル場合ニ於テノミ之ヲ輸送スルモ妨ケナキモノトス、然レトモ阿片ヲ或ル州郡内ニ輸送スルノ場合ニ於テ復ヒ之ヲ他ニ輸送スルトモ或ハ其他如何ニ之ヲ處分スルモ自由ナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其筋ヨリ免許證ヲ得タルモノニシテ嚴重ナル取締法ニ從ハサルヘカラス、而シテ吾人カ斯ル方法手段ヲ實行セントスルニ際シテ實際我カ阿片取締條例(一千八百七十八年發布法律第一號)ノ幫助ヲ得タリシコト少ナカラサリシ

ナリ。

普通一般ノ法律ニシテ特ニ爾々ノ事ヲ爲スコトヲ禁ストノ明文アラサルモノハ其實行上甚ハタ寛大ナルモノナリ、然レトモ阿片取締條例ナルモノニ至リテハ全ク之ニ反シテ、其實行上極メテ嚴重ナラスンハアラス、今マ實例ヲ擧ケテ之ヲ證サンカ、同條例第四章ノ規定ニ曰ク、何人ニ限ラス罌粟ヲ栽培シ、阿片ヲ製造シ、之ヲ輸入シ若クハ之ヲ輸出シ、之ヲ他ニ輸送シ、若クハ自カラ之ヲ所有セント欲スル者ハ必ラス本條例ノ規定スル所ニ從ツテ(或ハ阿片取扱ニ關スル他ノ法令ニ從ツテ)カ、或ハ本條例ニ基キテ編成セラレタル規則ニ從ツテ其筋ヨリ免許證ヲ受ケサルヘカラス、否ラサル者ハ決シテ斯ル取扱ヲ爲スコトヲ得サルモノトス、既ニ本條例中ニ斯ル成文アルヲ以テ之カ行政ノ任ニ當ル官衙ハ其地方ノ情況ニ從ツテ之カ附則ナルモノヲ編成シテ本條例ノ主旨ヲ勵行スルコトニ勤メスンハアラス。

尙ホ此阿片取締條例ノ實行セラル、ニ就テ一層重要ナル事柄ヲ擧レハ概ネ左ノ如シ。

(イ) 阿片販賣ハ特ニ指定セラレタル店舗ニ限ルモノトシ、其之ヲ販賣シタル顛末一々帳簿ニ記載シ置キテ、其筋ヨリ派遣セラレタル視察官ニ示サンコトヲ要ス。

(ロ) 此等ノ阿片販賣店ハ概シテ政府ノ手ヲ經テ供給サレタルベルカン産ノ阿片ヲ販賣セサルヘカラス、但シボムベールノ管轄地ハ此限ニアラス、蓋シボムベールハマルウハ阿片ノ產地ト接近シ居ルカ故ニ、政府直轄ノ下ニマルウハヲ輸入スルコトヲ得レハナリ。

(ハ) 又タ此等ノ阿片販賣店ハ一定ノ數ニ超ユルコトヲ許サス、所謂ル一定ノ數トハ何ソヤ、正當ナル費

消者ノ需用ニ應スル丈ケノ標準トシテ定メタルモノ是ナリ、而シテ此定數モ常ニ減少スルノ傾向ナクンハアラス、即チ地方ノ交通機關カ一層進歩發達スルニ從テ此ノ阿片販賣店カ減少スルモ尙ホ且ツ從來ノ需用者ニ應スルコトヲ得ヘキナリ、今マ其減少シタル度合如何ト云フニ、一千九百七年同シク八年ニ於ケル現在數ト夫レヨリ十五年前ニ溯ホリタル當時ニ於ル現在數トヲ比較スレハ、殆ント一千四百ヲ減少シタリシナリ、尙ホ之ヲ細言スレハ十五年前ニアリテハ斯ル店舗ノ數九千五百三十一軒ナリシモノ、十五年後ニ至リテハ減少シテ八千二百二十六軒トナリタルコト是レナリ、又タ最近五ヶ年間ニ於ル實況如何ト云フニ僅カ一地方(中央部ノ地方中ノ一)ニシテ、斯ル店舗ノ閉鎖シタルモノ三百軒以上ニ達シタリ。

(ニ) 何人ト雖モ阿片販賣店內ニ於テ之ヲ費消スルコトヲ得ス、又タ阿片ヲ買ハント欲スルモノハ全ク自分用ノミニ限ルモノトス。

(ホ) 個人々々トシテ有スヘキ阿片ノ量ニ極メテ嚴重ナル制限アリテ、何人ト雖モ制限外ニ之ヲ有スルコトヲ得ス、尙ホ之ヲ詳言センカ、人ニ限ラス其筋ヨリ阿片ノ販賣ニ關スル免許證ヲ受ケサルモノハ、一時ニ有スヘキ阿片ノ量ニ於テ一定ノ制限アリテ此制限以上ニ踰ユルコトヲ許サス、蓋シ斯ル規定ノ設ケラレタルハ畢竟スルニ、密輸入及不適當ナル費消ヲ豫防セントスルニ外ナラス、然ルニ斯ル規定ニ違犯シテ阿片ヲ有セリト認定セラレタランニハ直チニ之ヲ取リ上ケンコトヲ要ス、斯ル場合ニ於テ實際其所有者タランモノハ、是レ其筋ヨリ認可サレタル販賣人ヨリ買ヒ得タルモノニシテ、決シテ違

法ノモノニアラスト辯解スルコトアルヘシ、然レトモ斯ル辯解ニ對シテ敢テ駁論スルヲ要セス、左ノ如ク申シ渡サハ足ランノミ、曰ク其辯解ハ兎モ角モ御身ハ法律上ノ規定以外ノ阿片ヲ有シ居ルヲ以テ、其阿片ハ之ヲ沒收シ御身ハ相當ノ罰ヲ受ケサルヘカラス。

彼ノ上海會議ノ時ニ際シテハ一個人ノ有スヘキ阿片ノ量ハ左記ノ如ク制限セラレタリシナリ、曰ク英領印度ニ屬スル州郡ノ大半ニ於テハ一人分ノ量三「トラス」(「オンス」餘)、ベンガルニ於テハ同シク五「トラス」マドラス及ボムベ―管轄内ニ於ル丘陵多キ地方若クハ沙漠地方ニ於テハ同シク六「トラス」乃至七「トラス」ト定メラレタリシナリ、斯クテ今日ニ至リテハ一人分ノ量著シク減少セラレタリ、即チマドトラスニ於テハ一「トラス」餘トナリ、ボムベ―及シンドノ沙漠地方ニ於テハ四「トラス」ヲ例外ノ多量トナスニ至リタリ、其他中央部ニ屬スル州郡ニ於テハ二「トラス」ニ制限シ、ベンガルノ或ル部分ニ於テハ三「トラス」ニ制限セラレタルカ如キコト是レナリ。

三、阿片ノ消費ヲ制限セシメンカ爲メニ重稅ヲ賦課スルコト、セリ、而シテ此稅ハ事情ノ許ス限リ次第ニ増加セシムルノ方針ヲ取リタリ、然レトモ斯ル課稅ノ餘リ重キニ失シタラン場合ニハ、密輸入ノ行ハル、弊害ナキ能ハス、故ニ此邊ノ所ニ善ク注意シ以テ斯ル課稅ノ重キニ失セシメサランコトヲ要ス、蓋シ斯ル稅ヲ賦課スルニ就テハ其原因ニ二端アリト知ルヘシ、即チ其一ハ販賣店ノ受ケタル阿片ノ分量ニ課スル稅ニシテ、其他ノ一ハ賣捌免許證ニ對スル手数料ナルモノ是レナリ、然レトモ此等ノ稅金ハ到ル所ノ州郡皆ナ同一ナルモノニアラス、其間各々異ナル所ナキ能ハス、管ニ各州郡ノ間ニ於テ異ナル所アル

ノミナラス、同一ノ州郡内ニテモ甲所ト乙所トノ間ニハ若干ノ差異ナクンハアラス、斯ク税金ニ差異アル所以ノモノハ他ナシ、畢竟スルニ地方々々ノ狀況如何ニ基クモノニ外ナラス、尙ホ之ヲ詳言センカ、罌粟産出地ニ接近シタル地方ニ於テ阿片密輸入ノ行ハル、ト否ラサルトニ基クモノト知ルヘシ、然レトモ今マ英領印度ニ就テ之ヲ云ハシニ阿片ニ關スル税金ハ概シテ一封度ニ就キ凡ソ十七味ナリシナリ、但シ此レハ一千九百年ノ稅率ニシテ、其後地方ノ大半ハ此稅率ヲ一層高メツ、アルハ疑フヘカラサルナリ、吾人カ阿片ニ關スル法律ヲ維持シ且ツ之ヲ發達セシメンカ爲メニ、奮闘スヘキ重モナル困難ハ密輸入ヨリ生シ來ルモノト知ルヘシ、然レトモ今日ノ成績ヲ數年前ニ比較スレハ一層優レル所アリト謂ツヘキナリ、今マ其實例ヲ左ニ掲ケント欲ス、

(一) 吾人ハ實際ニ於テ阿片防遏制度ノ効力ヲ一層増加セシメタリ。

(二) 罌粟栽培地方ノ著シク減少スルニ從ツテ阿片問題ニ關スル困難モ自カラ減少シタリ。

(三) 印度地方ノ大半ニ於テ用フル所ノ阿片ニシテ法律上許サレタルモノハベルガン地方産出ノモノニ限ラレタリ、是レ則チ阿片取締上甚ハ都合好キモノト云ハサルヘカラス、英領印度ニ於テハマルウハ地方産出ノ阿片ハ法律上禁止セラレタルモノナリ、但シマルウハ阿片トベルガン阿片トハ之ヲ辯別スルコト甚ハタ容易ナルカ故ニ阿片取締上甚ハ都合好キモノナリ。

(四) 吾人ハマルウハ地方以外ニアリテ英領ニ屬セサル印度諸州郡ニ勸誘シテ、英國ノ例ニ倣ヒ阿片ニ消費稅ヲ課シテ、之カ栽培ヲ減少セシメンコトヲ勸メタリ、此等ノ諸州郡尙ホ未タ全然英國ノ例ニ倣ハ

スト雖モ幾分ノ功果アリシナリ。

マルウハ地方ノ州郡ヨリ阿片ヲ密輸入スルノ弊ハ尙ホ今日ト雖モ之レナクンハアラス、然レトモ阿片ニ關スル支那商業カ漸次根絶セラル、ニ從ツテ阿片栽培ノ事モ自カラ減少スルニ至ルヘク、而シテ右ノ如キ阿片ノ密輸入モ自カラ減少スルニ至ルヘキナリ、斯クノ如クニシテ從來此等ノ地方ニ於テ産出シタル阿片ヲ支那ニ輸出シテ以テ得來リタル歳入ハ自カラ失ハレタルモノト云ハサルヘカラス、此ニ於テカ、阿片ニ課スル稅ヲ高クシテ此等ノ損亡ヲ償ハサルヘカラス、而シテ此等ノ地方ニ於テ設ケタル阿片取締法ハ益々吾人ノ取締法ト相近クニ至レリ。

以上掲ケタル所ヲ括言スレハ左ノ如シ、曰ク吾人ノ政略トスル所ハ直接ノ法令規則若クハ課稅ニ依リテ出來得ヘキ丈ケ嚴重ニ阿片消費ヲ制限セントスルコト是レナリ、斯クテ支那ノ阿片商業カ根絶セラル、ノ域ニ近クハ近ク程此等ノ内地ニ於ル阿片産出及費消ニ關スル取締法モ益々善ク勵行セラル、ニ至ルヘキナリ右ノ如キ次第ナルカ故ニ予ハ印度地方ノ爲メニ本會議ニ提出セラレタル決議案ニ對シテ賛成ノ意ヲ表スルモノナリ、蓋シ此決議案トハ他ニアラス、生阿片ノ産出及分配ノ取締ニ關スル、國ノ法律規則ノ制定ニ係ルモノ是レナリ。

附 錄 第二

英領印度ニ於ル精製阿片(所謂ル吸用阿片)ノ製造、販賣及所有ノ取締上ニ關スルサー、ウキリアム、メエアー氏ノ覺書。

予カ前段ニ於テ生阿片ノ事ニ關シテ述ヘタル所ハ印度本部ニシテ生阿片ノ儘ニテ殆ント食用ニ供スルモノ、ミニ限リタリ、然レトモ予カ是レヨリ述ヘント欲スル事ハ然ラス、先ツ第一ニ印度本部ニ於ル吸用阿片ノ事ヲ述ヘ、次ニ阿片吸用ノ盛ンニ行ハル、バルマ地方ノ事ニ説キ及ホサント欲ス。

二、印度本部ニ關スル事、予カ前段ニ於テ述ヘタル事ハ主トシテ食用阿片ニ關スルモノナリ、即チ今日ノ有様ニテハ印度政府ノ政策トシテ法律上吸用阿片ヲ許可スルコト、シ、其之ヲ用フル分量ニ制限ヲ加フヘシトノ意見ヲ述ヘタルコト是レナリ、然レトモ阿片ヲ吸用スルコトハ尙ホ未タ習慣トシテ印度地方ニ深ク根ヲ下シタルモノアラス、從ツテ輿論モ之ヲ許サ、ルカ故ニ食用阿片ノ例ヲ適用スヘキモノニアラス、此ニ於テカ印度政府ハ多年間阿片吸用ヲ防遏センカ爲メニ種々ノ手段ヲ施コシタリ、即チ二十年前ニハ吸用阿片ノ販賣店六百軒アリシカ、以來法律上之ヲ禁止スルコト、ナリシヨリ著シク其數ヲ減少シタリ。

予カ既ニ前段ニ於テ述ヘタル印度政府ヨリ本國政府ヘ差シ出シタル上申書ニ又タ左ノ如キ記事アリ、曰クカルカツタ及ラングーンノ如キ世界共通ノ大市場ニ於テハ動モスレハ阿片ニ關スル法律ニ違犯スルモノ多シ、此等ノ違犯者ヲ防遏センカ爲メニ極メテ嚴重ナル取締法ヲ設ケタリ、而シテ此等ノ取締法ハ警察力及消費稅等ニ依リテ勵行セシメタリ、然レトモ個人トシテノ吸用阿片ノ製造ニ至リテハ時ニ或ハ許サ、ル所ナクンハアラス、但シ斯ク個人カ吸用阿片ノ製造ヲ許サ、ル場合ト云ヘルハ、法律上所有スルコトヲ許サレタル生阿片ヲ以テ自家用ノ吸用阿片ヲ製造スル場合ニシテ、其量ハ一時ニ

「トトラ」(「オンス」ノ八分ノ二ニ當ル)ニ限ルヘキモノトス、然ルニ阿片吸用者ノ日々消費スル量ト阿片食用者ノ消費スル量トヲ比較センニ、吸用者ノ方遙カニ多大ナリト云ハサルヘカラス、故ニ個人トシテ吸用阿片ヲ製造センニハ甚ハタシキ不便ト困難ナクンハアラス、從ツテ之カ取締法モ自カラ勵行スルコト能ハサルノ弊アルヲ免カレス、此ニ於テカ吾人ハ地方廳ト夫々協商シテ吸用阿片ヲ禁止スルコトヲ實行シ得ヘキカ、如何ナル方法手段ヲ運ラシテ之ヲ實行セシムヘキカヲ研究調査スル所アリシカ、終ニ左ノ如キ方策ヲ取ルコソ適當ナレト云ヘルコトニ歸着シタリ、曰ク公然阿片吸用ヲ以テ目的トセル箇所ハ、其名ノ如何ナルヲ問ハス悉ク皆ナ之ヲ禁止スヘキノ時機令ヤ既ニ熟シタリト謂ツヘキナリ、即チ其名ハ料理店、俱樂部、多數者ノ集會所其他如何ナル名目ノ下ニアルモ、苟クモ阿片吸用ヲ目的トセル箇所ハ此内ニ含マル、モノト知ルヘシ、管ニ此等ノ阿片吸用ノ箇所ノミニ止マラス、吸用阿片製造所ヲモ悉ク皆ナ併セテ之ヲ禁止スヘキ時機令ヤ熟セリト謂ツヘキナリ、但シ個人カ自家用トシテ少量ノ吸用阿片ヲ製造スルハ此限ニアラス、之ヲ換言スレハ阿片吸用ノ巢窟タランモノハ、其外形ノ如何ニ係ラス皆ナ悉ク法律ヲ以テ之ヲ禁止スヘシト云フニ過キサルナリ、而シテ地方廳ニシテテ既ニ立法部ノ設ケアルモノハ、吸用阿片禁止ニ關スル適當ノ法律ヲ制定スヘク、若シ地方廳ニシテスル立法部ナカラシカスル場合ニ於テハ帝國立法局ニ於テ同一ノ法律ヲ制定センコトヲ要ス、從來ハ阿片吸用ノ目的ヲ以テ多數人相集ルモ其用フル阿片ノ總計カ一人「トトラ」ノ割合ヨリ以上ニ踰エサル以上ハ法律違犯トハセラレサリシナリ、然レトモ今ハ如何ナル公開場ニテモ阿片吸用ハ全ク法

律ノ禁止スル所トナレリ。

三、右上申書中ニ印度政府ハ尙ホ左ノ如キ事ヲ記載セリ。

『吾人ハ個人トシテ吸用阿片ヲ所有シ得ヘキ量ニ一定ノ制限ヲ設クルコト、ナシタリ、蓋シ其一定ノ量ナルモノハ各地方廳カ其地方々々ノ狀況如何ニ從ツテ自カラ取り極メシムルコト、ナシタリ、而シテ各地方廳モ充分ニ斯ル處分ニ出テタルヲ嘉ミシテ一個人ノ所有シ得ヘキ量ヲ定メタリ、即チ其限度ヲ低減シテ九十「グレーン」ト定メタルモノアリ、或ハ其甚ハタシキニ至リテハ四十五「グレーン」マテ低減シタルモノアリ、然レトモ現今マドラスヲ除クノ外印度ノ各地方ヲ通シテ既ニ許サレタル定量ハ、一「トラ」即チ百八十「グレーン」ナリト知ルヘシ、マドラスノミハ尙ホ低減セラレテ九十「グレーン」ト定メラレタリ、今マ印度ノ狀況ニ徴シテ之カ推斷ヲ下サンカ、一「トラ」アリタランニハ一人ノ吸用トシテ平均一日乃至二日ニ優ニ支フルニ足ラント言フモ決シテ過言ニアラサルヘシ、然レトモ右ニ述ヘタル如ク四十五「グレーン」位マテ低減スルニ至リテ初メテ禁止令ノ實効現ハル、モノト謂フヘキナリ。個人々々ノ阿片ノ吸用ヲ絶對的ニ禁止スルノ方策ヲ取ランヨリ、寧ロ右ニ述ヘタルカ如ク其吸用ノ量ニ於テ制限ヲ設クルニ若カス、是レ吾人カ印度ノ事情ニ就テ深思熟慮シタルノ結果斷定ヲ下シタルモノニ外ナラス、畢竟スルニ止ムヲ得サルニ出テタルモノナリ、今マ假リニ法律ヲ以テ阿片ノ吸用ヲ全ク禁止スルトセンカ、是レ實際ニ於テ行ハルヘキモノニアラス、政策ノ得タルモノニアラス、且ツ危難之ニ伴ハスンハアラス、苟クモ印度ノ事情ニ通シタルモノナランニハ、之ニ對シテ異論ヲ唱フルコト能ハサルヘシ、或ハ支那國ノ例ニ倣フテ阿片吸用者ヲ取り調ヘテ之ヲ登記シ以テ之ヲ防遏スルノ策ヲ取ルヘシトノ説ヲ爲スモノアリ、然レトモ現今印度ノ有様ニテハ是レ亦タ實行シ得ラルヘキモノニアラス、先ツ阿片食用者ヲ調査シテ登記ニ付スルニアラスンハ之カ吸用者ヲ然カスルコト能ハサルナリ、個人ノ阿片吸用ヲ犯罪所業トシテ處罰スルト云フコトニ就テハ尙ホ一層強キ反對論ナクンハアラス、今マ其反對論者ノ云フ所ノ要領ニ就テ之ヲ云ハンカ、今マ法律上阿片吸用ヲ禁止スルコト、ナシタランニハ、其結果トシテ尙ホ一層有害ナルモノヲ用フルニ至ランノミ、其他阿片吸用者ヲ檢舉センニハ人ノ住所ニ立チ入りテ一々嫌疑者ヲ取り調ヘサルヘカラス、既ニ斯ク探偵吏カ人ノ家屋内ニ立チ入ルコト、ナリタランニハ、金錢強請杯ノ惡弊自カラ生シテ其煩雜ナルニ堪ヘサルヘシ、巡查ヲシテ阿片吸用ニ關スル犯罪者ヲ探偵セシメント欲セハ右ノ如キ惡弊アルヲ免カレス、此ニ此テカ國產稅掛ヲシテ阿片禁止令ノ實行ヲ監督セシメサルヘカラス、斯クノ如クシテモ尙且ツ此新法律ノ能ク實行セラルヘシトハ吾人之ヲ信用スルコト能ハサルナリ、阿片ヲ吸用スルコトハ既ニ社交上ノ習慣トナリタルカ故ニ、今マ之ヲ根絶セント欲スレハ阿片吸用ヲ目的トスル集會ヲ禁止セサルヘカラス、今マ一個人カ密カニ阿片ヲ吸用スル事實ヲ見顯ハサンハ中々容易ノ事ニアラス、然レトモ多人數或ル箇所ニ集會シテ之ヲ吸用シ得ルヲ見届ケンハ一層容易ナルモノト云ツヘキナリ、今マ一例ヲ舉ケテ之ヲ證サンカ、茲ニ若干ノ人ノ集リ寄リタル箇所ニ於テ、阿片吸用ノ器具備ヘ付ケアラハ固ヨリ言フマテモナク、好シ又タ備ヘ付ケアラストスルモ、阿片吸用ヲ目的トスル集會ナルコトヲ確カメ得ルノ場合アリトセ

ト能ハサルヘシ、或ハ支那國ノ例ニ倣フテ阿片吸用者ヲ取り調ヘテ之ヲ登記シ以テ之ヲ防遏スルノ策ヲ取ルヘシトノ説ヲ爲スモノアリ、然レトモ現今印度ノ有様ニテハ是レ亦タ實行シ得ラルヘキモノニアラス、先ツ阿片食用者ヲ調査シテ登記ニ付スルニアラスンハ之カ吸用者ヲ然カスルコト能ハサルナリ、個人ノ阿片吸用ヲ犯罪所業トシテ處罰スルト云フコトニ就テハ尙ホ一層強キ反對論ナクンハアラス、今マ其反對論者ノ云フ所ノ要領ニ就テ之ヲ云ハンカ、今マ法律上阿片吸用ヲ禁止スルコト、ナシタランニハ、其結果トシテ尙ホ一層有害ナルモノヲ用フルニ至ランノミ、其他阿片吸用者ヲ檢舉センニハ人ノ住所ニ立チ入りテ一々嫌疑者ヲ取り調ヘサルヘカラス、既ニ斯ク探偵吏カ人ノ家屋内ニ立チ入ルコト、ナリタランニハ、金錢強請杯ノ惡弊自カラ生シテ其煩雜ナルニ堪ヘサルヘシ、巡查ヲシテ阿片吸用ニ關スル犯罪者ヲ探偵セシメント欲セハ右ノ如キ惡弊アルヲ免カレス、此ニ此テカ國產稅掛ヲシテ阿片禁止令ノ實行ヲ監督セシメサルヘカラス、斯クノ如クシテモ尙且ツ此新法律ノ能ク實行セラルヘシトハ吾人之ヲ信用スルコト能ハサルナリ、阿片ヲ吸用スルコトハ既ニ社交上ノ習慣トナリタルカ故ニ、今マ之ヲ根絶セント欲スレハ阿片吸用ヲ目的トスル集會ヲ禁止セサルヘカラス、今マ一個人カ密カニ阿片ヲ吸用スル事實ヲ見顯ハサンハ中々容易ノ事ニアラス、然レトモ多人數或ル箇所ニ集會シテ之ヲ吸用シ得ルヲ見届ケンハ一層容易ナルモノト云ツヘキナリ、今マ一例ヲ舉ケテ之ヲ證サンカ、茲ニ若干ノ人ノ集リ寄リタル箇所ニ於テ、阿片吸用ノ器具備ヘ付ケアラハ固ヨリ言フマテモナク、好シ又タ備ヘ付ケアラストスルモ、阿片吸用ヲ目的トスル集會ナルコトヲ確カメ得ルノ場合アリトセ

シカ、斯ル場合ニ於テ阿片禁止令ナルモノヲ實行センハ決シテ困難ナルモノニアラサルナリ、且ツ一
個人トシテ吸用阿片ヲ製造センハ決シテ容易ノ事ニアラス、多クノ時日ト費用トヲ要シテ其得ル所甚
ハタ少量ナラスンハアラス、殊ニ自家用ノ阿片ニハ限りアルカ故ニ勢ヒ多人数ノ集マル所ニ赴キテ之
ヲ吸用スルコト、ナラスンハアラス、或ハ自家用ノ吸用阿片ヲ製造スルモノナキニアラスト雖モ、斯
クノ如キハ極メテ稀レナリト謂ヘキナリ。

四、予ハ今マ印度政府カ吸用阿片ノ事ニ關シテ施コシタル政策ヲ見ルニ甚ハタ嚴重ナル取締法ヲ設ケテ
印度人ヲシテ阿片ヲ吸用スルノ習慣ニ陥キラシメサル様充分ニ力ヲ盡シ、終ニ此惡弊ヲ根絶セシムル
ノ端緒ヲ啓キタルモノト云ツヘシ。

五、今マ左ニビルマニ於ル阿片取締規則ノ事ヲ述ヘント欲ス、但シ此事ハ先キニ印度政府ヨリ本國政府
ニ上申シタル書中ノ拔萃ナリト知ルヘシ。

ビルマニ於テ目今行ハレタル所ノ阿片取締上ノ政略ノ進化シ來リタルハ其原因シテ何所ニアルヤト
云フニ、其歴史的情況、人種上ノ關係及地方上ノ有様等ニ歸スルコト居多ナリト云ハサルヘカラス、
今マ其詳細ナルコトヲ左ニ述ヘント欲ス、曰ク抑モビルマ地方カ印度政府管轄ノ下ニ併セラレタルハ
一千八百八十五年ノ事ナリキ、然ルニ印度政府ハ是ヨリ先キ下ビルマニ於ルビルマ人ノ用フル阿片ニ
關スル取締法ニ就テハ充分ニ經驗スル所アリタリシナリ、故ニ今マ新タニ併有サレタルビルマ地方全
部ニ對シテ、阿片禁止條例ヲ適用センハ左マテ困難事ニハアラサルナリ、蓋シ佛教徒ノ輿論ハ全ク阿

片ニ反對ナルカ故ニ、之カ禁止條例ニハ固ヨリ贊同セスンアラス、且ツビルマ朝廷モ亦タ實行如何ハ
又手置キ既ニ阿片禁止ノ政策ヲ取リタリシナリ、然レトモ此政策ハ左マテ善ク實行セラレサリシナリ
ビルマノ法律規定ニハ自家撞着ノ觀ナキ能ハス、試ミニ見ヨ一方ニ於テハ阿片及酒類ヲビルマ人ニ賣
リタランモノハ處罰セラル、ノ法律アリ、然ルニ他ノ一方ニ於テハ上ビルマニ輸入サレタル酒類及阿
片ニハ關稅ヲ課スルノ規定アルカ如キコト是レナリ、而シテ英國政府ハ下ビルマニ於ルビルマ人カ阿
片ノ害毒ヲ受ケタル實例ヲ擧ケテ上ビルマニ於ルビルマ人ニ説諭シテ、藥用ヲ除クノ外阿片ヲ用ヒ社
片ヲ所有スルコトヲ嚴禁シタリ、斯クノ如ク藥用ヲ除クノ外阿片ハ之ヲ食用ニ供スルト吸用ニ供スル
トヲ問ハス一切之ヲ禁止スルコト、シ先ツ之ヲ上ビルマニ實行セシカ一千八百九十三年ニ至リテ下ビ
ルマニモ實行セシメタリ、然レトモ下ビルマニ於テハ既ニ阿片喫煙家ノ一階級カ組織セラレタルカ故
ニ、之カ爲メニ一ノ除外例ヲ設ケテ許可スルニ至リタリ、但シ之ヲ許可スルニハ一ノ規定アリ、左ノ
如シ曰ク年齢二十五歳以上ノビルマ人ニシテ尙ホ從來ノ如ク引キ續キテ阿片ヲ吸用セント欲スルモノ
ハ必ラス登記ヲ經サルヘカラス、然レトモ年齢二十五歳未滿ノモノハ登記ヲ經ヘキ限リニアラス、又
タ一旦登記ヲ經タルモノモ永久ニ其効力ヲ有スヘキモノニアラス、時々其登記ヲ書キ替ヘサルヘカダ
ス、斯ク其登記書替ヲ願ヒ出ル者モ一千八百九十四年ノ登記臺帳ニ其姓名ノ登記サレタルコトヲ證明
セサルヘカラス、斯ル證明ノ出來サルモノハ登記書替ヲ願ヒ出ル資格ナキモノトス、而シテ斯ク登記
ヲ經タルモノ一萬五千人アリシナリ、試ミニ見ヨ斯ク登記ヲ經タルビルマ人ハ皆ナ是レ一千八百九十

四年ニ於テハ、其年齢二十五歳若クハヨリ以上ノモノノミニシテ、其今日ニ至リテハ何レモ四十歳以上ノ人タラスンハアラス、事態既ニ斯クノ如クナルカ故ニ阿片吸用者ハ從前ヨリ一層速カニ減少スヘク、彼ノ登記ヲ經タル吸用者モ幾干モナクシテ死滅スルニ相違ナカルヘキナリ、斯ク登記ヲ經タルモノ、死滅スルト共ニ藥用ノ外阿片ヲ全然禁止スルノ法令實行セラル、モノト謂ツヘキナリビルマ人ハ印度地方中人口ノ大部分ヲ占メタルモノナレハ阿片禁止令ノ行ハル、影響實ニ大ナリト云ハサルヘカラス。

六、ビルマ人種以外ノモノニシテ阿片吸用ヲ許サレタルモノアリ、印度本部ノ如キ是レナリ、然レトモ是レ決シテ漠然漫然許サレタルモノニアラス、右ニ述ヘタル取締法ヨリ尙ホ一層嚴重ナル取締法ノ下ニ許サレタルモノト知ルヘシ、即チ尙ホ阿片ヲ吸用スル支那人印度地方ヨリビルマニ移住シ來リタルモノニ限リテ許サレタルモノナリ、蓋シ此等ノ移住民ト云ヘルハ元ト印度本部ニアリテ適度ニ阿片ヲ食用ニ供シタルモノニシテ、移住後モ矢張り以前ノ習慣ヲ棄テ得サルモノ是レナリ。

然レトモビルマ地方全體ノ上ヨリ之ヲ見レハ阿片ヲ消費スルノ大部分ハ吸用ニ歸セスンハアラス、而シテ此地方ニ於テ阿片店ヲ開キ居ルモノハ供給ヲ受ケタル生阿片ヲ以テ吸用阿片ヲ製造シ、以テ之ヲ用フヘキ資格アルモノニ對シテ小賣トシテ賣リ捌クコトヲ許サレタルモノナリ、但シ之ヲ買ヒ受クル資格アルモノト雖モ、其之ヲ買ヒ受クル量ニ於テ制限ナクンハアラス、其買ヒ受クルハ生阿片ナルト吸用阿片ナルトヲ問ハス、三「トラス」即チ一「オンス」強ヲ限リトナシ之ヨリ以上ヲ購買スルコトヲ得ス。

七、右ニ述ヘタル如ク下ビルマニ於テハ法律上登記ヲ經タルモノニアラスンハ、阿片ヲ吸用スルコト能ハサルノ規定アリ、然レトモ此法律ハ之ヲ實行スルコト甚ハタ困難ナル事實アルコトヲ見出シタリ、他ナシ密輸入及不正賣買ノ行ハル、カ如キコト是レナリ。

八、右ノ如ク阿片取締法ノ實行上困難ナル所アリト雖モ、尙ホ且ツ印度政府ハ有効ニシテ満足ナル方法ニ從ツテ此取締法ヲ實行スヘシト云ヘリ。

第一、既ニ前ニモ述ヘタルカ如クビルマ人ノ阿片吸用者ハ、一千八百九十四年ニ於テ登記ヲ經ヘキ筈ナルニ、尙ホ未タ然カセザルモノ之レアリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ必ラス登記ヲ爲サシメサルヘカラス、斯クテ此登記ヲ了リタル後初メテ茲ニ阿片ヲ吸用スルモ法律上妨ケナキモノトナレリ、又タ之レト同時ニ其筋ヨリ許可サレタル阿片販賣店モ幾分カ其數ヲ増加シタリ、但シ其數ヲ増加シタリト雖モ此州郡ノ全部ヲ通シテ僅カニ百二十戸ニ過キサリシナリ。

第二、阿片使用ノ禁止ヲ司トル部局カ其勢力ヲ増加シタコト實ニ莫大ナリト云ハサルヘカラス、蓋シ之カ爲メニ他ノ一面ニ於テハ地方政府ノ歳入財源中劇シキ損失ヲ來サスンハアラス。

第三、阿片販賣店ノ如キモ表面其筋ヨリ許可サレタル民業ノ姿ナリト雖モ、其實際ニ至リテハ官營ニ屬セリト云フモ決シテ不可ナカルヘシ、今マ此阿片販賣店ノ事ニ關シテ印度政府ヨリ本國政府ヘ上申シタル事柄ヲ茲ニ摘載シテ以テ其虚語タラサルヲ證スヘシ。

『各阿片販賣店ハ好シ其筋ヨリ許可セラレタル民間一個人ノ營ム所ナリト雖モ、國産稅徵收官吏ノ管

理ニ屬スルモノトス、今マ其管理ノ方法如何ト云フニ概ネ左ノ如シ、曰ク阿片販賣店ノ閉鎖サレル場合ニハ其店ニ現存セル阿片ノ處分ヲ管理スル事、阿片販賣ノ時間中其店頭ニアリテ之ヲ視察スル事、買手ノ姓名及買手ニ賣リ渡シタル阿片ノ量等ヲ一々精密ニ備付ノ帳簿ニ記入スルヤ否ナヤヲ視察スル事、日々此等ノ店ニ於テ買手ニ賣リ渡シタル阿片ノ量ハ全ク買手ノ使用ノミニ充ルモノニシテ買手ノ購買力ニ適スルモノナルヤ否ナヤヲ視察スル事、蓋シ是レハ買手カ自分用以外ノモノヲ買ヒ求メテ、之ヲ密カニ他ニ賣リ付ケテ利ヲ貪ラントスルノ弊ヲ豫防セントスルノ主意ニ出テタルモノナリ、尙ホ之ヲ詳言スレハ法律上阿片ヲ買ヒ得サルビルマ人等ニ賣リ付ケテ以テ利ヲ貪ラントスルノ弊ヲ豫防セント欲スルモノ是レナリ、又タ阿片販賣店ニ備ヘ付ケアル賣上臺帳ノ外、更ニ阿片消費者用ノ元帳ナルモノヲ阿片販賣店ニ於テ賣リ捌カンコトヲ要ス、阿片消費者ハ何人ト雖モ此元帳ナルモノヲ所有セサルヘカラス、而シテ此元帳ニハ先ツ一日間ニ阿片ヲ使用スルノ量一「トラ」ノ八分ノ一強ナルコトヲ記載シ、次ハ其近傍ナル阿片販賣店若クハ其他ノ阿片販賣店ニ於テ買ヒ求メタル事實ヲ記載シ、又タ其職業、收入及阿片使用ノ許可ニ關スル事柄等ヲ一々記載シ置キ、毎月其筋ノ検査ヲ受ケンコトヲ要ス而シテ此等ノ諸ロノ取締法ハ國產稅徵收官吏ノ司トルヘキモノトス、』

九、斯クテ阿片ノ小賣相場ヲ定メラレタルコト左ノ如シ、曰ク生阿片ハ一「トラ」ニ付一「ルービー」、一「オンス」ニ付三「啞六片ニ當ル」吸用阿片ハ一「トラ」ニ付一「ルービー」ト「ルービー」ノ四分ノ一（一「オンス」ニ付三「啞十片ニ當ル」ト定ム、但シ密輸入ニ係ルモノニシテ少數ノ販賣店ニ於テ特別廉價ニ

販賣スルモノハ此限ニアラス、此外所謂ル「外國阿片」ナルモ目今四地方ニ供給セラレツ、アルカ、其價ハ生阿片一「トラ」ニ付十「アンナス」(十片ニ當ル)、吸用阿片一「トラ」ニ付十五「アンナス」ト定ム、右ニ述ヘタル「外國阿片」ナルモノハ支那地方及サン地方(上ビルマニ隣接セルモノ)ニ産出セルモノニシテ四地方ニ輸入スルニ就テハ、密輸入ノ行ハレサル様之カ取締法ヲ最モ嚴重ニセリ、又タコチン地方ノ村落ニ於テ産出セル阿片モ均シク「外國阿片」ノ品類中ニ包含セラレタリ、蓋シ此コチン地方ノ村落ト云ヘルハ表面英國ノ管轄ニ屬スト雖モ、僻遠ノ丘陵地ナルカ故ニ罂粟栽培禁止令ノ善ク實行セラルヘキニアラス、自カラ罂粟栽培ハ默許ノ姿トナリ從ツテ阿片ヲ他ニ輸出スル所トナリタルモノナリ、然レトモ此等ノ地方ヲ除クノ外ビルマ地方全部ヲ通シテ罂粟栽培ハ禁止セラレタルナリ、而シテ法律上阿片ノ供給妨ケナシト目セラレタルモノハ、政府ノ手ヲ經テ印度地方ヨリ得ラレタルベンガル産ノ阿片アルノミ。

十、終ニ密輸入ヲ防止スルノ處置カ取ラレタリ、即チ個人カ印度本部ニ於テ法律上ニ違犯スルコトナクシテ得タル阿片ヲビルマ地方ヘ輸入スルノ弊アリシカ、此惡弊ヲ矯正センカ爲メニビルマ地方ヘ阿片ヲ輸入センニハベルガルノ或ル地方ニ於ケル阿片販賣店ニ限ルコト、ナシ、他ノ箇所ヨリ決シテ輸入セシメサルノ處置ヲ取りタルコト是レナリ。

十一、密輸入の商業ハ甚ハタシキ危險之ニ伴フカ故ニ、之ヲ防止スルノ政策固ヨリ必要タラスンハアラス、乃チ之ヲ防止スルノ政策ヲ取りタルニモ拘ラス、尙ホ且ツ印度本部トビルマ地方トノ間ニ密輸入